

令和7年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」

令和7年度
障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式
調査研究事業
報告書

令和8（2026）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

序章 事業実施概要	1
1. 事業の実施目的、事業概要	3
(1) 事業の実施目的	3
(2) 事業概要	3
2. 検討の実施体制	5
第 I 部 「令和 6 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく 対応状況等に関する調査」 結果の集計、分析	7
1. 調査の概要	9
(1) 調査目的	9
(2) 調査方法	9
2. 結果要旨	11
3. 調査結果（単純集計）	13
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等	13
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	25
(2)－1 市区町村における対応状況等	25
(2)－2 都道府県における対応状況等	30
(2)－3 障害者虐待の事実が認められた事例について	32
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等	38
(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	38
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	40
4. 調査結果（詳細分析）	46
(1) 相談・通報件数に関する分析	46
(2) 養護者による障害者虐待事例の詳細分析	52
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例の分析	64
(4) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析	80
5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査	82
(1) 調査実施概要	82
(2) 調査結果	82
6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	83
6-1 ヒアリング調査概要	83
6-2 養護者虐待に関する重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	85
6-2-1 長期間にわたり高齢の親が熱心に介護を担っていた事例	85
6-2-2 転居により虐待リスクが引き継がれなかった事例	91
6-2-3 障害福祉サービス未利用者・医療機関との連携困難事例	97
6-2-4 障害福祉サービス利用下において家族の負担や心理的葛藤が把握されにくかった事例	101

7. 「心身に著しく重大な被害を受けた事例」の分析に向けた調査実施方針等に関する検討.....	105
7-1 検討の背景.....	105
7-2 取組概要（調査実施に向けた検討及び試行的調査の実施）.....	106
7-3 今後の検討の方向性.....	108
第Ⅱ部 虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査.....	111
8. 「グループホーム」「障害者支援施設」における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査.....	113
8-1 背景・目的.....	113
8-2 アンケート調査概要.....	113
8-3 虐待が発生したグループホームに関するアンケート調査結果.....	114
8-4 虐待が発生した障害者支援施設に関するアンケート調査結果.....	130
8-5 グループホーム及び障害者支援施設における障害者虐待防止に向けた観点について.....	144
8-6 障害者虐待対応状況調査の設問追加に向けた検討.....	146
8-7 参考：17条報告.....	147
参考資料1 障害者虐待の都道府県別経年比較.....	153
参考資料2 障害者虐待の経年比較.....	169
参考資料3 「グループホーム」「障害者支援施設」で発生した虐待事案に関するアンケート調査結果 （単純集計結果）.....	186



序章 事業実施概要

1. 事業の実施目的、事業概要

(1) 事業の実施目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」または「障害者虐待防止法」という。)が施行された。「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成 12 年 11 月施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)(平成 13 年 10 月施行)」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)(平成 18 年 4 月施行)」に次いで成立した同法は、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を背景としつつ、先行する上記虐待の他法と比べ、下記の点をはじめとして、虐待の防止についてより明確な姿勢を打ち出しているとも言えるものである。

- ①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定(法第 3 条)
- ②使用者による障害者虐待(「以下「使用者虐待」という。)の防止に関する規定(法第 2 条第 8 項、第 21 条、第 28 条)
- ③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定(法第 29 条、第 30 条、第 31 条)
- ④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止(法第 2 条第 6 項第 1 号イ、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号)
- ⑤市町村虐待防止センター、都道府県権利擁護センターの設置義務(法第 32-39 条)

本事業では、厚生労働省が実施している「令和 6 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」(以下「障害者虐待対応状況調査」という。)等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

(2) 事業概要

1) 障害者虐待に関する調査の集計

令和 6 年度「障害者虐待対応状況調査」の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果を取りまとめた。なお、本報告書で掲載している「3. 調査結果(単純集計)」は、令和 7 年 12 月 25 日に厚生労働省より公表された「令和 6 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の【参考資料 5】をもとに、一部加筆を行ったものである。

2) 調査結果を踏まえた分析・障害者虐待防止対応上の留意点のとりまとめ

①虐待の要因や自治体の対応に関する分析

1) で取りまとめた令和 6 年度「障害者虐待対応状況調査」をもとに、法施行から毎年度実施している養護者による障害者虐待(「以下「養護者虐待」という。)、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(「以下「施設従事者虐待」という。)の事例をもとにした詳細分析や同調査の 12 年分の結果の経年比較等を行った。

②重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査から得られた示唆の分析

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得ることを目的に、令和6年度「障害者虐待対応状況調査」で、養護者虐待において重篤事例を計上した自治体に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施し、同様の事例の再発防止を図る観点から、各事例から得られた教訓を事実と課題、及びそれに対する対応策を整理した。

3)「グループホーム」「障害者支援施設」における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査

昨年度の本事業では、施設従事者虐待のうち、特に、夜間にケアを提供する「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」において発生した虐待事例を収集し、虐待が発生した経緯、法人や施設の特性等の把握、分析を通じて、夜間にケアを提供する施設における実効性の高い虐待防止策の検討を行うことを目的に、追加のアンケート調査を実施した。その結果、虐待が発生した法人種別や場所、時間帯等、「障害者虐待対応状況調査」では把握できない項目から、新たに確認された項目もあった。

他方、本調査の位置づけは、単年度における虐待事例の傾向把握にとどまるものであり、より実効性の高い虐待防止策を検討するには、継続した実態把握に基づいた結果の分析が必要と考えられたことから、本年度は例年、虐待判断件数が多く計上されている「グループホーム」「障害者支援施設」に絞り込み、深掘りアンケート調査を実施した。なお、分析や対策検討の観点として必要と思われる設問は残すものの、昨年度の回答結果において「不明」が多い設問は可能な限り削除するとともに、設問の文言や選択肢を一部修正し、実施した。

そして、2カ年のアンケート調査結果をもとに、「グループホーム」「障害者支援施設」における自治体等による具体的な虐待防止対策の観点を整理した。

4)「心身に著しく重大な被害を受けた事例」の分析に向けた調査実施方針等に関する検討

障害者虐待防止法第42条に基づく「心身に著しく重大な被害を受けた事例」（以下「重大被害事例」という。）の分析を行う目的や調査手法等の整理・検討を目的として、今年度は5回の検討会を開催し、調査方法及び調査項目の検討を行った。

まず、重大被害事例の範囲や把握方法、既存調査の活用可能性等について議論を行い、その後、令和6年度「障害者虐待対応状況調査」の枠組みを用いた試行的な事例収集を実施した。

試行調査では、自治体が虐待の程度を「重度」と判断した事例を対象に、事例概要や重度判断の観点等の把握を試み、養護者虐待38自治体、施設従事者虐待29自治体から回答を得た。試行調査により、「重大被害事例」の把握可能性が一定程度確認された一方、「重大被害事例」の範囲や評価の観点、当該事例を自治体が「重度」と判断した際の着目点との関係性等について、なお整理を要する事項が多いことが確認された。

そこで、検討会では、重大被害事例の調査・分析を2か年計画で進めること、従前から行っている重篤事例の分析は引き続き継続することとした。

次年度は、「重大被害事例」を分析する目的、評価観点の設定、対象事例の範囲等について、今年度の結果を踏まえた検討を進めることとした。

5) 次年度以降実施する調査内容の提案

次年度に実施する令和7年度「障害者虐待対応状況調査」の調査項目の改良について、検討を行った。

6) 調査研究報告書（最終報告書）の作成

1)～5)で行った調査の集計・分析やヒアリング調査結果、検討会における検討を通じて、障害者虐待の未然防止に向けて有効と考えられる取組の視点や課題・留意点等を記載した調査研究報告書（最終報告書）を作成した。

2. 検討の実施体制

本事業では、「令和7年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討会を設置し、令和6年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析結果に対する検討を行うとともに、重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査結果及び、「グループホーム」「障害者支援施設」を対象としたアンケート調査結果をもとにした虐待防止策の検討を行った。

また、次年度以降に実施する重大被害事例分析に向けた調査設計の検討を行った。

委員及び開催日程、議題は以下のとおりである。

令和7年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討会 委員

※五十音順、敬称略、◎委員長

氏名	所属
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域 助教
◎曾根 直樹	日本社会事業大学 社会事業研究所 客員教授
田中 恵美子	東京家政大学 人文学部 教育福祉学科 教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
野村 政子	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 教授
松本 望	日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 専任講師
三好 登志行	きょうどう法律事務所 弁護士 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員

令和7年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討会 開催日、議題

開催日	議 題
第1回検討会 令和7年 7月30日(水) 13時～15時	(1) 令和6年度「障害者虐待対応状況調査」の進捗状況報告 (2) グループホーム「障害者支援施設」アンケート調査票の検討 (3) (次年度以降に実施する)「心身に著しく重大な被害を受けた事例」の実態把握、分析に向けた調査方針、設計の検
第2回検討会 令和7年 10月2日(木) 15時～17時30分	(1) 【報告事項】「グループホーム」「障害者支援施設」に対するアンケート調査の経過について (2) 【報告事項】令和6年度「障害者虐待対応状況調査」の進捗状況報告 (3) 令和6年度「障害者虐待対応状況調査」で計上された重篤事例への対応について (4) 「心身に著しく重大な被害を受けた事例」の実態把握、分析に向けた調査方針、設計について
第3回検討会 令和7年 12月3日(水) 17時～19時	(1) 重篤事例の実態把握、分析に向けた調査方針、設計について (2) 令和6年度「障害者虐待対応状況調査」の結果(速報版) (3) 【報告事項】「グループホーム」「障害者支援施設」に対するアンケート調査の経過 (4) 【報告事項】令和6年度「障害者虐待対応状況調査」で計上された重篤事例ヒアリング調査の経過
第4回検討会 令和8年 2月10日(火) 10時～12時30分	(1) 令和6年度「障害者虐待対応状況調査」で計上された重篤事例ヒアリング調査結果を踏まえた障害者虐待防止に関する対策、留意点について (2) グループホーム「障害者支援施設」に対するアンケート調査結果(速報版)を踏まえた障害者虐待防止に関する留意点及び国調査への統合について (3) 「心身に著しく重大な被害を受けた事例」の実態把握結果(速報版)を踏まえた、次年度以降に実施する調査方針、設計について
第5回検討会 令和8年 3月10日(火) 10時～12時30分	(1) 重篤事例における虐待防止策、留意点の整理方針についての検討 (2) 「心身に著しく重大な被害を受けた事例」の実態把握、分析に向けた調査方針、設計について (3) グループホーム・障害者支援施設における虐待事案深掘り調査結果を踏まえた障害者虐待防止に向けた観点について

【事務局】一般財団法人日本総合研究所

第 I 部 「令和 6 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」

結果の集計、分析

1. 調査の概要

(1) 調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況
- (6) 虐待行為の類型と程度
- (7) 被虐待者等の状況
- (8) 虐待への対応策
- (9) 死亡事例

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況
- (6) 支給決定自治体として虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例における利用者に行った支援の状況

3. 使用者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

- (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関

5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数

2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数

3. 1及び2における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待者等の状況、行政の対応等

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

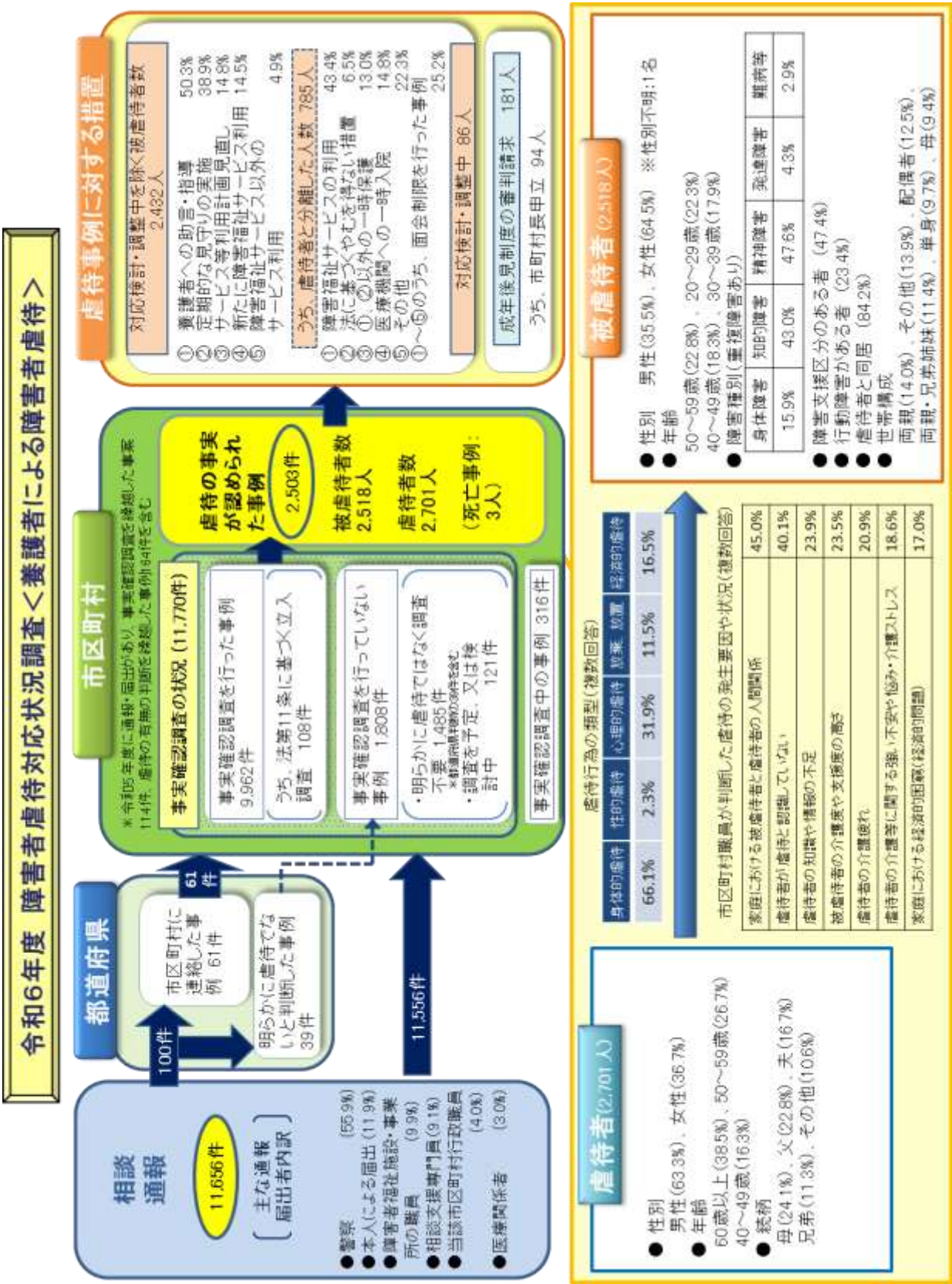
「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

2. 結果要旨



令和6年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (1,421人) ※2

- 性別
男性 (66.3%)、女性 (33.7%)
- 年齢
60歳以上 (21.5%)、50～59歳 (16.8%)、40～49歳 (14.9%)
- 職種
生活支援員 (43.4%)、管理者 (10.1%)、世話人 (9.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.3%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
管理職や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	51.6%
性的虐待	11.1%
心理的虐待	47.3%
放棄	8.5%
配置	7.2%
経済的虐待	7.2%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
看護訪問介護	10	0.8%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
発行人所	33	2.6%
虐待被害者等に対する支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
職業移行支援	6	0.5%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
共同生活介護	401	31.8%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	6	0.5%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

被虐待者 (2,010人) ※1

- 性別
男性 (65.6%)、女性 (34.4%)
- 年齢
20～29歳 (18.2%)、50～59歳 (17.6%)、40～49歳 (16.1%)、～19歳 (15.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	21.3%
知的障害	67.9%
精神障害	17.2%
発達障害	4.4%
難病等	1.6%

- 障害支援区分のある者 (73.7%)
- 行動障害がある者 (38.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため虐待被害者が特定できなかった等の29件を除く1,280件が対象。
※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった82件を除く1,757件が対象。
※3 障別取得済、虐待行為のほか人員配置等車庫区や不妊請求等の遠隔行為等を理由として行ったもの。
※4 同一事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一部重複。

3. 調査結果（単純集計）

（1）養護者による障害者虐待についての対応状況等

1）相談・通報件数（表1、表2）

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、11,656件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が11,556件、都道府県が受け付けた件数が100件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	681	東京都	776	滋賀県	157	香川県	47
青森県	115	神奈川県	1,562	京都府	188	愛媛県	35
岩手県	25	新潟県	449	大阪府	2,024	高知県	52
宮城県	304	富山県	50	兵庫県	526	福岡県	273
秋田県	35	石川県	171	奈良県	67	佐賀県	27
山形県	32	福井県	32	和歌山県	43	長崎県	46
福島県	115	山梨県	45	鳥取県	27	熊本県	161
茨城県	92	長野県	130	島根県	27	大分県	161
栃木県	43	岐阜県	62	岡山県	123	宮崎県	106
群馬県	68	静岡県	118	広島県	131	鹿児島県	104
埼玉県	778	愛知県	763	山口県	41	沖縄県	111
千葉県	651	三重県	53	徳島県	29	合計	11,656

市区町村が受け付けた件数が11,556件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は90.6%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は9.4%であった。

表2 養護者による障害者虐待の窓口別相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	10,467	1,089	11,556
構成割合	90.6%	9.4%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた11,556件に対するもの。

2）相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が55.9%と最も高く、次いで「本人による届出」が11.9%、「施設・事業所の職員」が9.9%、「相談支援専門員」が9.1%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数11,656件に対する割合を記載している。

表 3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	1,383	277	152	16	352	33	1,064	1,159	42	6,511
構成割合	11.9%	2.4%	1.3%	0.1%	3.0%	0.3%	9.1%	9.9%	0.4%	55.9%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	470	151	23	335	49	12,017
構成割合	4.0%	1.3%	0.2%	2.9%	0.4%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数11,656件に対するもの

表 3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	151	260	812	92	4	7	57	1,383
構成割合	10.9%	18.8%	58.7%	6.7%	0.3%	0.5%	4.1%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数1,383件に対するもの

3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 4)

対応方針（初動対応）を協議した事例件数 11,617 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.6%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 82.7%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 12.8%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.4%であった。

表 4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		11,617	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	11,101	95.6%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	9,604	82.7%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,489	12.8%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	1,204	10.4%

(注)構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数11,617件に対するもの。

4) 事実確認の状況（表 5、表 6、表 7）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 11,656 と、昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 114 件を加えた 11,770 件のうち「事実確認調査を行った」が 9,962 件 (84.6%)、「事実確認調査を行っていない」が 1,808 件 (15.4%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 39 件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は108件(1.1%)であった。

法第11条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が3,871件(39.3%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が5,983件(60.7%)であった。

事実確認を行っていない事例1,808件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において)相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が1,485件(82.1%)であった。

表5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	9,962	84.6%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	9,854	(98.9%)
訪問調査により事実確認を行った事例	3,871	[39.3%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	5,983	[60.7%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	108	(1.1%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	23	[21.3%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	85	[78.7%]
事実確認調査を行っていない事例	1,808	15.4%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1,485	(82.1%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	121	(6.7%)
他部署等への引継ぎ	202	(11.2%)
合計	11,770	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数11,656件と、前年度市区町村が事実確認調査を繰り越した事例114件を加えた11,770件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」が42.9%、「1日(翌日)」が14.0%であった。「2日」までを合わせ48時間以内に事実確認を行った割合は62.6%、一方、事実確認を行うまでに3日以上の日数を要した割合は37.4%であった。

表6 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	4,272	1,392	576	1,443	1,022	499	234	524	9,962
構成割合	42.9%	14.0%	5.8%	14.5%	10.3%	5.0%	2.3%	5.3%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例9,962件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が2.1%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなれないと考えられる事例」が27.0%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が44.9%、「その他」が24.2%であった。

表7 事実確認調査不要と判断した理由(複数回答)

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	31	2.1%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなれないと考えられる事例	401	27.0%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	667	44.9%
その他	359	24.2%

(注)構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例1,485件に対するもの。

5) 事実確認調査の結果 (表 8-1、表 8-2、表 9、表 10)

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」(以下、虐待判断事例という。)の件数は2,503件であり、事実確認調査を行った件数の24.7%を占めた。なお、事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)は316件(3.1%)であった。

表 8-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,503	24.7%
虐待ではないと判断した事例	4,713	46.5%
虐待の判断に至らなかった事例	2,594	25.6%
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	316	3.1%
合計	10,126	100.0%

(注)構成割合は、前年度に虐待の有無の判断を繰り越した事例(事実確認調査を実施して、虐待の有無の判断を繰り越した事例)164件と、本年度に事実確認調査を行った件数9,962件の合計に対するもの。

表 8-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	68	東京都	187	滋賀県	84	香川県	14
青森県	44	神奈川県	218	京都府	100	愛媛県	7
岩手県	8	新潟県	81	大阪府	299	高知県	15
宮城県	78	富山県	20	兵庫県	104	福岡県	72
秋田県	7	石川県	59	奈良県	13	佐賀県	9
山形県	16	福井県	14	和歌山県	20	長崎県	18
福島県	51	山梨県	13	鳥取県	6	熊本県	23
茨城県	20	長野県	44	島根県	9	大分県	4
栃木県	15	岐阜県	21	岡山県	65	宮崎県	22
群馬県	7	静岡県	62	広島県	44	鹿児島県	13
埼玉県	103	愛知県	243	山口県	14	沖縄県	23
千葉県	117	三重県	19	徳島県	10	合計	2,503

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が37.1%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が41.5%、「その他」が22.5%であった。

表 9 虐待ではないと判断した理由(複数回答)

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	1,749	37.1%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	1,958	41.5%
その他	1,062	22.5%

(注)構成割合は、虐待ではないと判断した事例4,713件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が86.1%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が7.5%、「その他」が7.4%であった。

表 10 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	2,233	86.1%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	194	7.5%
その他	193	7.4%

(注) 構成割合は、虐待の判断に至らなかった事例2,594件に対するもの。

6) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 11）

虐待の有無の判断を行った協議件数 9,810 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.0%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 83.3%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 15.0%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.0%であった。

表 11 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合	
虐待の有無の判断を行った協議の件数	9,810	-	
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	9,315	95.0%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	8,176	83.3%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,475	15.0%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	980	10.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った事例10,126件のうち、事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)に繰り越した316件を除く件数に対するもの。

7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況（表 12-1、表 12-2）

表 8-1「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 63.8%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が 62.2%と最も高く、次いで「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が 27.7%、「定期的な見守りの実施」が 27.1%であった。

表 12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	4,665	63.8%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	2,642	36.2%
合計	7,307	100.0%

(注) 構成割合は、合計(虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかった事例)7,307件に対するもの。

表 12-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人(相談者)や養護者に対する傾聴・助言	2,902	62.2%
本人(相談者)や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	1,291	27.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	14	0.3%
新たに障害福祉サービスを利用	245	5.3%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	259	5.6%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	104	2.2%
定期的な見守りの実施	1,262	27.1%
その他	225	4.8%

(注) 構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った4,665件に対するもの。

以下、表 8-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の 2,503 件を対象に、虐待行為の種類や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

8) 虐待行為の種類と程度

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表 13-1、表 13-2）

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が 66.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 31.9%、「経済的虐待」が 16.5%、「放棄、放置」が 11.5%、「性的虐待」が 2.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは 23 件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1 件の事例に対し、複数の虐待行為の種類に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 2,503 件と一致しない。

※性別については、不明の 1 件を除いている。

表 13-1 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,654	57	799	289	412	3,211
構成割合	66.1%	2.3%	31.9%	11.5%	16.5%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数2,503件に対するもの。

表 13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の種類（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	561	3	249	122	200	1,135
	構成割合	62.8%	0.3%	27.9%	13.7%	22.4%	-	
女性	件数	1,093	54	550	167	211	2,075	
	構成割合	67.3%	3.3%	33.9%	10.3%	13.0%	-	

(注)構成割合は、被虐待者数(男性893人、女性1,624人、性別不明は除く)に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 57.7%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 31.4%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 10.9%を占めた。

表 14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,852	57.7%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	1,009	31.4%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	350	10.9%
合計	3,211	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数3,211件に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容（複数回答）（表 15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 68.2%、「その他」が 39.6%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 412 件と一致しない。

表 15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	281	6	10	163	460
構成割合	68.2%	1.5%	2.4%	39.6%	-

（注）構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数412件に対するもの。

9) 被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数2,503件に対し被虐待者数は2,518人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表16、表17）

性別では「女性」が64.5%、「男性」が35.5%と、「女性」が全体の6割強を占めていた。なお被虐待者数には不明1名が含まれている。年齢階級別では「50～59歳」が22.8%と多く、次いで「20～29歳」が22.3%、「40～49歳」が18.3%、「30～39歳」が17.9%であった。

表 16 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	893	1,624	1	2,518
構成割合	35.5%	64.5%	0.0%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

表 17 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	158	562	450	462	573	250	61	2	2,518
構成割合	6.3%	22.3%	17.9%	18.3%	22.8%	9.9%	2.4%	0.1%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表18）

被虐待者の障害種別では、「精神障害」が47.6%と最も多く、次いで「知的障害」が43.0%、「身体障害」が15.9%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数2,518人と一致しない。

表 18 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	400	1,083	1,199	109	74	2,865
構成割合	15.9%	43.0%	47.6%	4.3%	2.9%	-

（注）構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表19、表20）

被虐待者2,518人のうち、障害支援区分のある者が全体の47.4%、障害支援区分がない者は50.8%であった。区分がある者のうち「区分4」が全体の12.0%、次いで「区分3」が11.6%、「区分2」が9.2%であった。

また、行動障害がある者が全体の23.4%を占めていた。

表 19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	13	232	291	301	157	198	1,280	46	2,518
構成割合	0.5%	9.2%	11.6%	12.0%	6.2%	7.9%	50.8%	1.8%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

表 20 被虐待障害者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	208	36	346	1,858	70	2,518
構成割合	8.3%	1.4%	13.7%	73.8%	2.8%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 21）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が54.2%と最も多く、「自立支援医療」が28.5%であった。サービスの利用がない者は27.1%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数2,518人と一致しない。

表 21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,366	18	718	220	60	36	27	77	683	11	3,216
構成割合	54.2%	0.7%	28.5%	8.7%	2.4%	1.4%	1.1%	3.1%	27.1%	0.4%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 22）

「虐待者と同居」が84.2%を占めている状況であった。

表 22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	2,121	363	33	1	2,518
構成割合	84.2%	14.4%	1.3%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 23）

被虐待者を含む世帯構成は「両親」と同居する者が14.0%、「その他」が13.9%、「配偶者」と同居する者が12.5%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の46.6%を占めていた。

表 23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	243	314	213	352	287	97	51	236
構成割合	9.7%	12.5%	8.5%	14.0%	11.4%	3.9%	2.0%	9.4%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	149	143	81	351	1	2,518
構成割合	5.9%	5.7%	3.2%	13.9%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

10) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数2,503件に対し虐待者数は2,701人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢 (表 24、表 25)

虐待者の性別では、「男性」が63.3%、「女性」が36.7%と、「男性」が全体の6割強を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が38.5%と最も多く、次いで「50～59歳」が26.7%、「40～49歳」が16.3%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の65.2%を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,711	990	0	2,701
構成割合	63.3%	36.7%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,701人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	7	174	243	439	722	1,040	76	2,701
構成割合	0.3%	6.4%	9.0%	16.3%	26.7%	38.5%	2.8%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,701人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄 (表 26)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が24.1%と最も多く、次いで「父」22.8%、「夫」16.7%、「兄弟」11.3%、「その他」10.6%、「姉妹」4.9%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	616	651	451	78	97	51	3	5
構成割合	22.8%	24.1%	16.7%	2.9%	3.6%	1.9%	0.1%	0.2%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	306	131	8	17	287	0	2,701
構成割合	11.3%	4.9%	0.3%	0.6%	10.6%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,701人に対するもの。

11) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が40.1%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が23.9%、「虐待者の介護疲れ」が20.9%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が23.5%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も11.8%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が45.0%で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も17.0%となっている。

表 27 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	527	603	169	469	206	1,009	413	217
構成割合	20.9%	23.9%	6.7%	18.6%	8.2%	40.1%	16.4%	8.6%

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	591	296	223	1,132	429	323	80
構成割合	23.5%	11.8%	8.9%	45.0%	17.0%	12.8%	3.2%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の52.1%を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は11.3%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は23.6%であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	284	594	1,311	329	2,518
構成割合	11.3%	23.6%	52.1%	13.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

12) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 29)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は785人(31.2%)であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない)」は1,213人(48.2%)であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	785	31.2%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	1,213	48.2%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	300	11.9%
その他	134	5.3%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	86	3.4%
合計	2,518	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)(表 30)

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が50.3%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が38.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が14.8%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が14.5%、「その他」が7.2%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が4.9%であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	1,224	50.3%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	19	0.8%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	353	14.5%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	360	14.8%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	119	4.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	945	38.9%
その他	174	7.2%
合計	3,194	-

(注)構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数86人を除く2,432人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳(表 31)

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が43.4%と最も多く、次いで「その他」が22.3%、「医療機関への一時入院」が14.8%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が13.0%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が6.5%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は25.2%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者51人では39人(76.5%)に面会制限が行われていた。

表 31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	341	43.4%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	51	6.5%
措置による分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	39	(76.5%)
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	102	13.0%
医療機関への一時入院	116	14.8%
その他	175	22.3%
合計	785	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	198	(25.2%)

(注)構成割合は、分離を行った被虐待者数785人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が89人、「利用手続き中」が92人であり、これらを合わせた181人のうち市町村長申立の事例は94人(51.9%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は29人であった。

13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は3件報告された。

1件目は、被虐待者の性別は「男性」であり、年齢は「40～44歳」、障害種別は「身体障害・知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、続柄は「父」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

2件目は、被虐待者の性別は「女性」であり、年齢は「50～59歳」、障害種別は「精神障害」であった。虐待者は1人、性別は「女性」、続柄は「母」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

3件目は、被虐待者の性別は「男性」であり、年齢は「50～59歳」、障害種別は「身体障害・知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、続柄は「父」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) - 1 市区町村における対応状況等

1) 相談・通報件数 (表 32、表 33)

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、5,870件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が5,607件、都道府県が受け付けた件数が263件であった。

※本報告書における施設従事者等による障害者虐待に関する集計結果には、令和5年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案も含まれている。

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	192	東京都	688	滋賀県	123	香川県	37
青森県	36	神奈川県	485	京都府	96	愛媛県	34
岩手県	20	新潟県	74	大阪府	481	高知県	57
宮城県	129	富山県	31	兵庫県	229	福岡県	215
秋田県	16	石川県	38	奈良県	101	佐賀県	34
山形県	40	福井県	47	和歌山県	46	長崎県	77
福島県	88	山梨県	53	鳥取県	31	熊本県	61
茨城県	117	長野県	88	島根県	24	大分県	47
栃木県	80	岐阜県	85	岡山県	103	宮崎県	59
群馬県	93	静岡県	117	広島県	75	鹿児島県	74
埼玉県	267	愛知県	487	山口県	55	沖縄県	66
千葉県	330	三重県	107	徳島県	37	合計	5,870

市区町村が受け付けた件数が5,607件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は88.0%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は12.0%であった。

表 33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の窓口別相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	4,936	671	5,607
構成割合	88.0%	12.0%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた5,607件に対するもの。

2) 相談・通報・届出者 (表 34)

サービス管理責任者やサービス提供責任者、その他の職員等、「当該施設・事業所職員」による通報が20.5%と最も多く、次いで「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が16.5%、「本人による届出」が13.8%、「家族・親族」による通報が10.0%であった。

「当該施設・事業所職員」の内訳は、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」の合計は4.4%、「その他の職員」は16.1%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数5,870件に対する割合を記載している。

表 34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	812	585	157	2	109	35	476	969	222	15	24	945
構成割合	13.8%	10.0%	2.7%	0.0%	1.9%	0.6%	8.1%	16.5%	3.8%	0.3%	0.4%	16.1%
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	265	108	2	276	352	103	11	14	16	399	362	6,259
構成割合	4.5%	1.8%	0.0%	4.7%	6.0%	1.8%	0.2%	0.2%	0.3%	6.8%	6.2%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数5,870件に対するもの。

3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 35)

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数 5,965 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 94.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 85.6%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.6%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 8.5%であった。

表 35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		5,965	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	5,634	94.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	5,105	85.6%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	689	11.6%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	505	8.5%

(注)構成割合は、対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数5,965件に対するもの。

4) 市区町村における事実確認の状況（表 36-1、表 36-2、表 36-3、表 36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 5,607 件、都道府県から連絡のあった 358 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 460 件の計 6,425 件うち、「事実確認調査を行った」が 5,249 件（81.7%）、「事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は次年度）」が 430 件（6.7%）、「事実確認調査を行っていない」が 746 件（11.6%）であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 1,467 件（27.9%）である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 1,628 件（31.0%）、「虐待の判断に至らなかった事例」が 2,154 件（41.0%）であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 536 件（71.8%）、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 114 件（15.3%）であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 11 件（1.5%）であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	5,249	81.7%
虐待の事実が認められた事例	1,467	(27.9%)
虐待の事実が認められなかった事例	1,628	(31.0%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	2,154	(41.0%)
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	430	6.7%
事実確認調査を行っていない事例	746	11.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	536	(71.8%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例(確認中を含む)	114	(15.3%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	11	(1.5%)
その他	85	(11.4%)
合計	6,425	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数5,607件、都道府県から市区町村へ連絡された件数358件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例460件の合計6,425件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が12.8%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が58.9%、「その他」が28.8%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなると考えられる事例	208	12.8%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	959	58.9%
その他	469	28.8%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例1,628件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が92.7%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が1.0%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が1.4%、「その他」が5.2%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,996	92.7%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	21	1.0%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	31	1.4%
その他	113	5.2%

(注)構成割合は、虐待の事実の判断に至らなかった事例2,154件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が10.1%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が33.0%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が47.6%、「その他」が27.8%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなとと考えらるる事例	54	10.1%
サービスに対する苦情等と考えらるる事例	177	33.0%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えらるる事例	255	47.6%
その他	149	27.8%

(注)構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例536件に対するもの。

5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）5,249 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 94.8%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 87.3%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.4%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.4%であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	5,249	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	4,976 94.8%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	4,581 87.3%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	600 11.4%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	546 10.4%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例5,249件に対するもの。

6) 都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 6 年度において、市区町村から都道府県へ 1,482 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 1,467 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 15 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,467	99.0%
報告済み	1,467	(100.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	15	1.0%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	4	(26.7%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	11	(73.3%)
合計	1,482	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数1,482件に対するもの。

7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況 (表 39-1、表 39-2)

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 40.1%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 58.8%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が 25.5%であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	588	40.1%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	851	58.0%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	28	1.9%
合計	1,467	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例1,467件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容 (複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	13	2.2%
サービス等利用計画を見直した	150	25.5%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	10	1.7%
定期的な見守りの実施	346	58.8%
その他の保護(病院への一時入院等)	16	2.7%
その他	129	21.9%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った588件に対するもの。

8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況 (表 40-1、表 40-2)

表 36-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 35.0%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 49.4%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が 40.1%であった。

表 40-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	1,323	35.0%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった) ※支援状況不明を含む	2,333	61.7%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中、または不明	126	3.3%
合計	3,782	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)3,782件に対するもの。

表 40-2 追加や見直しを行った支援の内容 (複数回答)

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	531	40.1%
サービス等利用計画を見直した	230	17.4%
定期的な見守りの実施	653	49.4%
その他	206	15.6%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った1,323件に対するもの。

(2) - 2 都道府県における対応状況等

1) 市区町村からの報告事例 (表 41)

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数 (表 38) には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 1,259 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 1,246 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 13 件であった。

表 41 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,246	99.0%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	13	1.0%
合計	1,259	100.0%

(注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数1,259件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表38と一致しない。

2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例 (表 42)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 13 件及び昨年度調査において「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例として市区町村からの報告があったもので、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中」であった 2 件の計 15 件のうち、14 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 9 件、「虐待ではないと判断した事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 2 件であった。

表 42 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	9	60.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	3	20.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	2	13.3%
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は今後)	0	0.0%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	1	6.7%
合計	15	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数13件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)で、該当年度に事実確認を行った事例2件を加えた15件に対するもの。

3) 都道府県が直接把握した事例 (表 43)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 269 件のうち 215 件が市区町村に連絡されていた (1 件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する場合があるため市町村が連絡を受けた件数としては 358 件)。残り 54 件のうち 37 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 12 件、「虐待ではないと判断した事例」が 13 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 12 件であった。

表 43 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	263	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	3	-
	監査・実地指導等により判明した事例	3	-
	計	269	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		215	79.9%
都道府県が対応した件数		54	20.1%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	12	(22.2%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	13	(24.1%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	12	(22.2%)
	事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は今後)	0	(0.0%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	1	(1.9%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	16	(29.6%)

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例263件、昨年度から繰り越した事例3件、監査・実地指導等により判明した事例3件の計269件に対するもの。

4) 虐待の事実が認められた事案件数 (表 44-1、表 44-2)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 1,246 件 (表 41)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が 9 件 (表 42)、都道府県が直接把握した事例が 12 件 (表 43) であり、これらを合わせた総数は、1,267 件 (表 44-1) であった。これを都道府県別にみると表 44-2 のとおりである。

表 44-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事案件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	1,246	9	12	1,267

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事案件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	43	東京都	108	滋賀県	32	香川県	5
青森県	11	神奈川県	115	京都府	35	愛媛県	6
岩手県	3	新潟県	28	大阪府	106	高知県	17
宮城県	24	富山県	12	兵庫県	48	福岡県	31
秋田県	3	石川県	12	奈良県	26	佐賀県	6
山形県	5	福井県	17	和歌山県	12	長崎県	12
福島県	20	山梨県	8	鳥取県	9	熊本県	12
茨城県	39	長野県	14	島根県	5	大分県	4
栃木県	18	岐阜県	20	岡山県	20	宮崎県	10
群馬県	16	静岡県	29	広島県	12	鹿児島県	13
埼玉県	60	愛知県	120	山口県	13	沖縄県	17
千葉県	70	三重県	16	徳島県	5	合計	1,267

(2) - 3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた1,267件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況(表45、表46)

「共同生活援助」が31.6%と最も多く、次いで「障害者支援施設」が19.2%、「放課後等デイサービス」が12.4%、「生活介護」が11.3%、「就労継続支援B型」が7.8%の順であった。

表45 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
同行援護	0	0.0%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
自立生活援助事業	0	0.0%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	157	12.4%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援	0	0.0%
合計	1,267	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数1,267件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

1,267施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行(平成24年10月)以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は393、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は294、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は40であった。

表46 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	393	31.0%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	294	23.2%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	40	3.2%

(注)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数1,267件に対するもの。

2) 虐待行為の種類と生命・身体・生活への影響の程度

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表 47）

虐待行為の種類（複数回答）は、「身体的虐待」が 51.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 47.3%、「性的虐待」が 11.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 104 件であった。

表 47 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	654	141	599	108	91	1,593
構成割合	51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,267件に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 48）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 70.9%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 22.8%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 6.3%であった。

表 48 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,129	70.9%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	363	22.8%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	101	6.3%
合計	1,593	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の 29 件を除く 1,238 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、1,238 件の事例に対し被虐待者数は 2,010 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

※令和 5 年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案も含まれており、被虐待者数は大幅な増加となっている。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 49、表 50）

性別については、「男性」が 65.6%、「女性」が 34.4%と、全体の 7 割弱が「男性」であった。

年齢については、「20～29 歳」が 18.2%、「50～59 歳」が 17.6%、「40～49 歳」が 16.1%、「～19 歳」が 15.5%、「30～39 歳」が 14.2%であった。

表 49 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	1,319	691	2,010
構成割合	65.6%	34.4%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。

表 50 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	312	365	285	324	354	130	117	123	2,010
構成割合	15.5%	18.2%	14.2%	16.1%	17.6%	6.5%	5.8%	6.1%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 51）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が67.9%と最も多く、次いで「身体障害」が21.3%、「精神障害」が17.2%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数2,010人と一致しない。

表 51 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	429	1,364	346	88	33	138	2,398
構成割合	21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%	6.9%	-

(注)被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,010人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 52、表 53）

被虐待者2,010人のうち、障害支援区分のある者が73.7%を占めていた。「区分6」が全体の32.1%と最も多く、次いで「区分5」が15.5%、「区分4」が12.9%であった。また、行動障害がある者が全体の38.2%を占めていた。

表 52 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	4	90	170	260	311	646	342	187	2,010
構成割合	0.2%	4.5%	8.5%	12.9%	15.5%	32.1%	17.0%	9.3%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,010人に対するもの。

表 53 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	513	16	238	622	621	2,010
構成割合	25.5%	0.8%	11.8%	30.9%	30.9%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,010人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の92件を除く1,175件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、1,175件の事例に対し虐待者数は1,421人であった。

※令和5年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案における虐待者も含む。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 54、表 55）

「男性」が66.3%、「女性」が33.7%であった。年齢については、「不明」が27.7%を占めるものの、「60歳以上」が21.5%と最も多く、次いで「50～59歳」が16.8%、「40～49歳」が14.9%であった。

表 54 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	942	479	1,421
構成割合	66.3%	33.7%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

表 55 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	114	157	212	239	306	393	1,421
構成割合	8.0%	11.0%	14.9%	16.8%	21.5%	27.7%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 56、表 57)

「生活支援員」が43.4%、「管理者」が10.1%、「世話人」が9.9%、「その他従事者」が7.1%、「サービス管理責任者」が6.3%であった。

雇用形態は、「正規職員」が55.3%、「非正規職員」が19.4%、「不明」が25.3%であった。

表 56 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	90	6.3%
管理者	144	10.1%
医師	1	0.1%
設置者・経営者	32	2.3%
看護職員	38	2.7%
生活支援員	617	43.4%
理学療法士	1	0.1%
作業療法士	6	0.4%
言語聴覚士	2	0.1%
職業指導員	35	2.5%
就労支援員	8	0.6%
地域生活支援員(自立生活援助)	0	0.0%
就労定着支援員(就労定着支援)	1	0.1%
サービス提供責任者	5	0.4%
世話人	140	9.9%
機能訓練指導員	1	0.1%
相談支援専門員	3	0.2%

	件数	構成割合
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	13	0.9%
保育士	27	1.9%
児童発達支援管理責任者	27	1.9%
機能訓練担当職員	1	0.1%
児童指導員	62	4.4%
栄養士	0	0.0%
調理員	3	0.2%
訪問支援員	4	0.3%
居宅介護従業者	17	1.2%
重度訪問介護従業者	5	0.4%
行動援護従業者	4	0.3%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	101	7.1%
不明	33	2.3%
合計	1,421	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

表 57 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	786	55.3%
非正規職員	276	19.4%
不明	359	25.3%
合計	1,421	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 58）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が67.5%で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が60.2%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が58.7%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も2～3割となっている。

表 58 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	793	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	690	58.7%
倫理観や理念の欠如	707	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	289	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	350	29.8%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 59）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が69.4%、「虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知」割合が59.7%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が57.1%、「通報義務の履行」割合が51.5%であった。

表 59 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	723	57.1%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	879	69.4%
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	757	59.7%
通報義務の履行	653	51.5%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,267件に対するもの。

6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 60-1、表 60-2、表 60-3、表 60-4）

虐待の事実が認められた事例1,267件のうち、市区町村又は都道府県が行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が826件、「改善計画の提出依頼」が849件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が380件であった。

表 60-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	826
	改善計画の提出依頼	849
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	380

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が262件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が77件、「改善命令」が15件、「指定の効力の全部又は一部停止」が32件、「指定取消」が5件であった。その他都道府県等による一般指導は386件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 60-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	262
	改善勧告	77
	改善勧告に従わない場合の公表	10
	改善命令	15
	指定の効力の全部又は一部停止	32
	指定取消	5
	合計	401
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	386

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が1,027件、「勧告・命令等への対応」が74件であった。

表 60-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	1,027
	勧告・命令等への対応	74

（注）「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出（726件）以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数（301件）も含まれる。

当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言は42件であった。

表 60-4 当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言

	件数
当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言	42

7) 虐待等による死亡事例

障害者福祉施設従事者等からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は658件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が502件、都道府県が受け付けた件数が156件であった。

2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表61）

「本人による届出」が51.1%、「家族・親族」による通報が9.7%、「その他」による通報が9.3%、「相談支援専門員」による通報が6.2%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数658件に対する割合を記載している。

表61 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	336	64	18	0	7	0	41	39	13
構成割合	51.1%	9.7%	2.7%	0.0%	1.1%	0.0%	6.2%	5.9%	2.0%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業者等	その他	不明	合計
件数	31	8	6	20	1	61	32	677
構成割合	4.7%	1.2%	0.9%	3.0%	0.2%	9.3%	4.9%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数658件に対するもの。

(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は1,200件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が436件、都道府県が受け付けた件数が764件であった。

2) 相談内容に該当する機関（表62）

(1)の相談内容に該当する機関は「学校」が2.3%、「保育所等」が0.1%、「医療機関」が45.5%、「官公署等」が12.3%であった。

表62 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	28	2.3%
保育所等	1	0.1%
医療機関	546	45.5%
官公署等	148	12.3%
その他	416	34.7%
不明	61	5.1%
合計	1,200	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数1,200件に対するもの。

3) 相談の対応状況 (表 63)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 500 件であった。このうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 18 件、「保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 1 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 372 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 33 件、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 76 件であった。

表 63 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	500	43.9%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	18	(3.6%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.2%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	372	(74.4%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	33	(6.6%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	76	(15.2%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	639	56.1%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	10	(1.6%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	174	(27.2%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	115	(18.0%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	340	(53.2%)
合計	1,139	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数1,200件から該当機関が不明の61件を除いた1,139件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和6年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表 64)

障害者虐待防止センター (法 32 条) については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の 8 割弱、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 64 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について (令和 6 年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,339
		構成割合	77.1%
	委託のみ	市区町村数	198
		構成割合	11.4%
	直営と委託の両方	市区町村数	200
		構成割合	11.5%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 65-1~表 65-3)

令和 6 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 65-1 に示す。

表 65-1 市区町村における体制整備等に関する状況 (令和6年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,319	418	
	構成割合	75.9%	24.1%	
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,096	641	
	構成割合	63.1%	36.9%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,439	298	
	構成割合	82.8%	17.2%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,176	561	
	構成割合	67.7%	32.3%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	618	1,119	
	構成割合	35.6%	64.4%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	809	928	
	構成割合	46.6%	53.4%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	626	1,111	
	構成割合	36.0%	64.0%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	1,056	681	
	構成割合	60.8%	39.2%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	620	436	
	構成割合	58.7%	41.3%	
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	300	756
	構成割合	28.4%	71.6%	
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	463	593
	構成割合	43.8%	56.2%	
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	232	824
構成割合	22.0%	78.0%		
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	283	773	
	構成割合	26.8%	73.2%	
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	587	469	
	構成割合	55.6%	44.4%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	1,174	563	
	構成割合	67.6%	32.4%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	966	771
		構成割合	55.6%	44.4%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	648	1,089
		構成割合	37.3%	62.7%
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協体制の確保	市区町村数	630	1,107	
	構成割合	36.3%	63.7%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	715	1,022	
	構成割合	41.2%	58.8%	
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	847	890	
	構成割合	48.8%	51.2%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	697	1,040
	構成割合	40.1%	59.9%	
	業務指針の作成	市区町村数	439	1,298
	構成割合	25.3%	74.7%	
対応フロー図の作成	市区町村数	784	953	
	構成割合	45.1%	54.9%	
事例集の作成	市区町村数	113	1,624	
	構成割合	6.5%	93.5%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	827	910	
	構成割合	47.6%	52.4%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	498	1,239
	構成割合	28.7%	71.3%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	492	1,245
	構成割合	28.3%	71.7%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	419	1,318
構成割合	24.1%	75.9%		
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	397	1,340	
	構成割合	22.9%	77.1%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	554	1,183	
	構成割合	31.9%	68.1%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、882市区町村が実施済みであった。

表 65-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施 (障害者虐待専用でない場合も可)	市区町村数	882	855
	構成割合	50.8%	49.2%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,439自治体（表 65-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が1,083自治体（62.3%）、「保健師」が873自治体（50.3%）、「精神保健福祉士」が610自治体（35.1%）と多かった。

表 65-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	873	864
	構成割合	50.3%	49.7%
社会福祉士	市区町村数	1,083	654
	構成割合	62.3%	37.7%
精神保健福祉士	市区町村数	610	1,127
	構成割合	35.1%	64.9%
介護福祉士	市区町村数	290	1,447
	構成割合	16.7%	83.3%
社会福祉主事	市区町村数	467	1,270
	構成割合	26.9%	73.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	293	1,444
	構成割合	16.9%	83.1%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	61	1,676
	構成割合	3.5%	96.5%
その他	市区町村数	116	1,621
	構成割合	6.7%	93.3%
その他の 主な具体例	医師、看護師、准看護師、弁護士、行政書士、学識者、保育士、作業療法士、理学療法士、臨床心理士、公認心理師、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、児童福祉司、手話通訳士、言語聴覚士、聴覚障害者相談員（聴覚障害当事者）、介護支援専門員、主任介護支援専門員、児童発達支援士、警察OB		

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 66)

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 3 割弱であった。

表 66 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和 6 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	13
		構成割合	27.7%
	直営と委託の両方	都道府県数	4
		構成割合	8.5%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 67-1～表 67-3)

令和 6 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (令和6年度末)

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		都道府県数 47	0
		構成割合 100.0%	0.0%
住民への通報義務の周知		都道府県数 47	0
		構成割合 100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		都道府県数 37	10
		構成割合 78.7%	21.3%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修		都道府県数 45	2
		構成割合 95.7%	4.3%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数 3	44
		構成割合 6.4%	93.6%
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数 16	31
		構成割合 34.0%	66.0%
伝達研修実施状況の把握	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数 10	37
		構成割合 21.3%	78.7%
受講者拡大への対応	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数 13	34
		構成割合 27.7%	72.3%
学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講可能とするような、受講者拡大の対応を行っている(一部でも可)	都道府県数 31	16	
	構成割合 66.0%	34.0%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動		都道府県数 33	14
		構成割合 70.2%	29.8%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		都道府県数 46	1
		構成割合 97.9%	2.1%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		都道府県数 8	39
		構成割合 17.0%	83.0%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなNW構築に限らず既存の協議会等の組織、NWを活用している場合も含む)		都道府県数 27	20
		構成割合 57.4%	42.6%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携等、警察との協力体制の確保		都道府県数 27	20
		構成割合 57.4%	42.6%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携等、労働局との協力体制の確保		都道府県数 39	8
		構成割合 83.0%	17.0%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置等を採用するために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との協力体制の確保		都道府県数 10	37
		構成割合 21.3%	78.7%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施		都道府県数 45	2
		構成割合 95.7%	4.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施		都道府県数 46	1
		構成割合 97.9%	2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供		都道府県数 40	7
		構成割合 85.1%	14.9%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数		都道府県数 2	45
		構成割合 4.3%	95.7%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数 24	23
		構成割合 51.1%	48.9%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数 18	29
		構成割合 38.3%	61.7%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数 26	21
		構成割合 55.3%	44.7%
	業務指針の作成	都道府県数 16	31
		構成割合 34.0%	66.0%
	対応フロー図の作成	都道府県数 29	18
		構成割合 61.7%	38.3%
	事例集の作成	都道府県数 16	31
		構成割合 34.0%	66.0%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		都道府県数 27	20
		構成割合 57.4%	42.6%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 13	34
		構成割合 27.7%	72.3%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 10	37
		構成割合 21.3%	78.7%
との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 15	32
		構成割合 31.9%	68.1%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 13	34
		構成割合 27.7%	72.3%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有		都道府県数 41	6
		構成割合 87.2%	12.8%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、39都道府県が実施済みであった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施 （障害者虐待専用でない場合も可）	都道府県数	39	8
	構成割合	83.0%	17.0%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は37自治体（表 67-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が24都道府県（51.1%）、「社会福祉主事」が15都道府県（31.9%）、「精神保健福祉士」が11都道府県（23.4%）、と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
社会福祉士	都道府県数	24	23
	構成割合	51.1%	48.9%
精神保健福祉士	都道府県数	11	36
	構成割合	23.4%	76.6%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	2	45
	構成割合	4.3%	95.7%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	9	38
	構成割合	19.1%	80.9%
その他	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%
その他具体例	医師、看護師、保育士、弁護士、手話通訳士、理学療法士、公認心理師、臨床心理士、産業カウンセラー		

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

4. 調査結果（詳細分析）

（1）相談・通報件数に関する分析

1）相談・通報件数0件の状況

平成24年度から令和6年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数0件である。13か年（実質は12年半）を通して1件も相談・通報件数がない市区町村は13.5%（235自治体）であった。（表4-3）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は徐々に増加しているおり、近年では半数以上の自治体に相談・通報が寄せられている。13年間で相談・通報が1件もない市区町村は19.6%（340自治体）であった。（表4-4）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は10～15%にとどまっている。13年間で相談・通報が1件もない市区町村は50.2%（872自治体）となっている。（表4-5）

令和6年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が0件の割合が高い。（表4-1）

なお、12年間で相談・通報が1件もない市区町村は、人口2万人未満の市区町村に集中していることがわかる。（表4-2）

表4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（令和6年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千人未満	285	257	90.2%	258	90.5%	284	99.6%
5千人～1万人未満	242	178	73.6%	197	81.4%	240	99.2%
1万人～2万人未満	283	171	60.4%	190	67.1%	270	95.4%
2万人～3万人未満	163	69	42.3%	75	46.0%	151	92.6%
3万人～4万人未満	133	40	30.1%	30	22.6%	114	85.7%
4万人～5万人未満	106	23	21.7%	20	18.9%	93	87.7%
5万人～10万人未満	242	30	12.4%	22	9.1%	187	77.3%
10万人～30万人未満	197	6	3.0%	5	2.5%	120	60.9%
30万人以上	86	0	0.0%	1	1.2%	26	30.2%
計	1,737	774	44.6%	798	45.9%	1,485	85.5%

（注）自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数（平成 24～令和 6 年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千人未満	285	152	53.3%	191	67.0%	260	91.2%
5千人～1万人未満	242	51	21.1%	95	39.3%	202	83.5%
1万人～2万人未満	283	29	10.2%	42	14.8%	196	69.3%
2万人～3万人未満	163	3	1.8%	9	5.5%	83	50.9%
3万人～4万人未満	133	0	0.0%	2	1.5%	49	36.8%
4万人～5万人未満	106	0	0.0%	0	0.0%	35	33.0%
5万人～10万人未満	242	0	0.0%	1	0.4%	42	17.4%
10万人～30万人未満	197	0	0.0%	0	0.0%	5	2.5%
30万人以上	86	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,737	235	13.5%	340	19.6%	872	50.2%

(注)自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数												割合(通報0件自治体数/自治体数)												通算			
		平成						令和						平成						令和						通報0件自治体数	割合		
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4			5	6
北海道	179	146	135	128	131	134	142	140	139	136	139	146	133	126	82%	75%	72%	73%	75%	79%	78%	78%	76%	78%	82%	74%	70%	53	29.6%
青森県	40	31	30	30	32	33	25	30	26	24	26	24	25	22	78%	75%	75%	80%	83%	63%	75%	65%	60%	65%	60%	63%	55%	10	25.0%
岩手県	33	26	21	21	22	25	23	26	25	21	19	18	20	17	79%	64%	64%	67%	76%	70%	79%	76%	64%	58%	55%	61%	52%	4	12.1%
宮城県	35	18	14	22	22	20	22	18	15	16	14	10	9	12	51%	40%	63%	63%	57%	63%	51%	43%	46%	40%	29%	26%	34%	1	2.9%
秋田県	25	17	18	18	19	15	20	17	17	17	18	18	19	13	68%	72%	72%	76%	60%	80%	68%	68%	68%	72%	72%	76%	52%	7	28.0%
山形県	35	25	26	25	26	26	26	23	27	21	23	24	21	24	71%	74%	71%	74%	74%	74%	66%	77%	60%	66%	69%	60%	69%	5	14.3%
福島県	59	43	44	40	44	41	39	47	41	35	36	34	32	29	73%	75%	68%	75%	69%	66%	80%	69%	59%	61%	58%	54%	49%	9	15.3%
茨城県	44	24	21	23	22	19	24	26	21	25	32	19	17	18	55%	48%	52%	50%	43%	55%	59%	48%	57%	73%	43%	39%	41%	2	4.5%
栃木県	25	14	16	14	14	11	12	17	11	12	12	12	15	10	54%	62%	56%	56%	44%	48%	68%	44%	48%	48%	48%	60%	40%	2	8.0%
群馬県	35	25	26	21	22	27	28	23	26	24	25	27	21	19	71%	74%	60%	63%	77%	80%	66%	74%	69%	71%	77%	60%	54%	11	31.4%
埼玉県	63	30	26	22	26	24	25	23	23	19	16	14	12	13	48%	41%	35%	41%	38%	40%	37%	37%	30%	25%	22%	19%	21%	0	0.0%
千葉県	54	25	23	22	21	22	18	18	22	21	13	12	12	12	46%	43%	41%	39%	41%	33%	33%	41%	39%	24%	22%	22%	22%	2	3.7%
東京都	62	15	16	17	14	20	16	18	18	18	17	13	16	12	24%	26%	27%	23%	32%	26%	29%	29%	29%	27%	21%	26%	19%	7	11.3%
神奈川県	33	11	9	14	9	11	10	10	9	10	8	11	9	8	33%	27%	42%	27%	33%	30%	30%	27%	30%	24%	33%	27%	24%	1	3.0%
新潟県	30	13	12	15	11	14	12	14	11	9	11	9	8	8	43%	40%	50%	37%	47%	40%	47%	37%	30%	37%	30%	27%	27%	2	6.7%
富山県	15	3	6	7	7	10	6	9	5	6	7	4	4	4	20%	40%	47%	47%	67%	40%	60%	33%	40%	47%	27%	27%	0	0.0%	
石川県	19	8	5	7	7	7	7	9	7	2	4	3	4	2	42%	26%	37%	37%	37%	37%	47%	37%	11%	21%	16%	21%	11%	0	0.0%
福井県	17	13	8	10	8	8	11	12	8	8	8	9	7	7	76%	47%	59%	47%	47%	65%	71%	47%	47%	47%	53%	41%	41%	1	5.9%
山梨県	27	12	16	16	17	16	18	20	14	14	16	14	18	15	44%	59%	59%	63%	59%	67%	74%	52%	52%	59%	52%	67%	56%	5	18.5%
長野県	77	58	52	60	55	58	52	51	50	52	56	56	48	43	75%	68%	78%	71%	75%	68%	66%	65%	68%	73%	73%	62%	56%	19	24.7%
岐阜県	42	27	31	28	30	31	29	24	21	24	27	25	26	21	64%	74%	67%	71%	74%	69%	57%	50%	57%	64%	60%	62%	50%	9	21.4%
静岡県	35	15	17	16	19	15	18	18	14	19	17	15	13	15	43%	49%	46%	54%	43%	51%	51%	40%	54%	49%	43%	37%	43%	5	14.3%
愛知県	54	22	23	18	14	9	12	7	7	9	12	6	11	8	41%	43%	33%	26%	17%	22%	13%	13%	17%	22%	11%	20%	15%	3	5.6%
三重県	29	16	10	12	17	17	17	16	16	13	14	14	14	16	55%	34%	41%	59%	59%	59%	55%	55%	45%	48%	48%	48%	55%	3	10.3%
滋賀県	19	9	3	5	5	4	3	4	3	7	3	3	4	5	47%	16%	26%	26%	21%	16%	21%	16%	37%	16%	16%	21%	26%	0	0.0%
京都府	26	11	9	8	12	14	15	11	8	9	8	11	9	10	42%	35%	31%	46%	54%	58%	42%	31%	35%	31%	42%	35%	38%	2	7.7%
大阪府	43	8	8	4	1	7	5	6	6	7	6	3	3	3	19%	19%	9%	2%	16%	12%	14%	14%	16%	14%	7%	7%	0	0.0%	
兵庫県	41	12	13	14	15	18	10	15	9	13	11	13	4	5	29%	32%	34%	37%	44%	24%	37%	22%	32%	27%	32%	10%	12%	0	0.0%
奈良県	39	30	28	30	31	28	28	31	27	29	29	33	26	26	77%	72%	77%	79%	72%	72%	79%	69%	74%	74%	85%	67%	67%	13	33.3%
和歌山県	30	22	18	23	23	24	23	22	20	21	19	19	21	20	73%	60%	77%	77%	80%	77%	73%	67%	70%	63%	63%	70%	67%	7	23.3%
鳥取県	19	10	7	8	10	10	9	10	13	10	11	12	10	9	53%	37%	42%	53%	53%	47%	53%	68%	53%	58%	63%	53%	47%	1	5.3%
島根県	19	14	10	11	13	17	10	12	11	12	11	9	11	12	74%	53%	58%	68%	89%	53%	63%	58%	63%	58%	47%	58%	63%	3	15.8%
岡山県	27	16	13	15	17	16	17	17	13	12	12	10	14	11	59%	48%	56%	63%	59%	63%	63%	48%	44%	44%	37%	52%	41%	4	14.8%
広島県	23	10	10	3	8	6	9	9	7	6	8	8	8	6	43%	43%	13%	35%	26%	39%	39%	30%	26%	35%	35%	35%	26%	0	0.0%
山口県	19	8	5	7	7	7	9	6	9	6	8	8	5	5	42%	26%	37%	37%	37%	47%	32%	47%	32%	42%	42%	26%	26%	0	0.0%
徳島県	24	15	12	12	14	12	18	15	14	14	12	16	13	13	63%	50%	50%	58%	50%	75%	63%	58%	58%	50%	67%	54%	54%	3	12.5%
香川県	17	12	6	9	9	6	9	4	9	6	5	6	8	6	71%	35%	53%	53%	35%	53%	24%	53%	35%	29%	35%	47%	35%	2	11.8%
愛媛県	20	9	10	8	6	7	9	7	11	11	8	8	9	8	45%	50%	40%	30%	35%	45%	35%	55%	55%	40%	40%	45%	40%	0	0.0%
高知県	30	21	25	23	19	19	21	21	23	23	22	19	22	20	70%	83%	77%	63%	63%	70%	70%	77%	77%	73%	63%	73%	67%	3	10.0%
福岡県	60	33	27	33	32	28	35	29	28	34	35	30	22	29	55%	45%	55%	53%	47%	58%	48%	47%	57%	58%	50%	37%	48%	5	8.3%
佐賀県	20	12	8	11	7	7	8	8	10	13	12	12	11	10	60%	40%	55%	35%	35%	40%	40%	50%	65%	60%	60%	55%	50%	0	0.0%
長崎県	21	8	10	10	8	12	12	13	9	11	12	11	10	11	38%	48%	48%	38%	57%	57%	62%	43%	52%	57%	52%	48%	52%	1	4.8%
熊本県	45	33	30	30	26	30	29	35	31	30	27	28	27	23	73%	67%	67%	58%	67%	64%	78%	69%	67%	60%	62%	60%	51%	7	15.6%
大分県	18	13	8	9	11	13	10	11	11	8	9	7	5	3	72%	44%	50%	61%	72%	56%	61%	61%	44%	50%	39%	28%	17%	2	11.1%
宮崎県	26	15	13	14	15	16	18	12	16	14	11	11	13	15	58%	50%	54%	58%	62%	69%	46%	62%	54%	42%	42%	50%	58%	0	0.0%
鹿児島県	43	27	24	25	32	33	33	34	31	31	31	28	26	27	63%	56%	58%	74%	77%	77%	79%	72%	72%	72%	65%	60%	63%	9	20.9%
沖縄県	41	28	22	25	24	27	25	22	22	22	24	23	21	23	68%	54%	61%	59%	66%	61%	54%	54%	54%	59%	56%	51%	56%	12	29.3%
計	###	1,013	924	943	954	974	977	970	914	904	904	865	816	774	58%	53%	54%	55%	56%	56%	56%	53%	52%	52%	50%	47%	45%	235	13.5%

(注) 自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数												割合(通報0件自治体数/自治体数)												通算				
		平成						令和						平成						令和						通報0件自治体数	割合			
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4			5	6	
北海道	179	171	152	156	153	152	153	144	156	154	147	139	139	134	96%	85%	87%	85%	85%	85%	80%	87%	86%	82%	78%	78%	75%	65	36.3%	
青森県	40	33	31	33	32	32	35	35	30	24	27	31	34	27	83%	78%	83%	80%	80%	88%	88%	75%	60%	68%	78%	85%	68%	11	27.5%	
岩手県	33	31	24	33	28	28	27	29	29	30	27	26	22	23	94%	73%	100%	85%	85%	82%	88%	88%	91%	82%	79%	67%	70%	11	33.3%	
宮城県	35	30	32	25	26	31	27	29	25	23	22	27	17	15	86%	91%	71%	74%	89%	77%	83%	71%	66%	63%	77%	49%	43%	3	8.6%	
秋田県	25	21	23	20	17	18	23	23	15	16	18	18	17	16	84%	92%	80%	68%	72%	92%	92%	60%	64%	72%	72%	68%	64%	5	20.0%	
山形県	35	33	32	28	31	29	32	30	29	29	26	27	25	16	94%	91%	80%	89%	83%	91%	86%	83%	83%	74%	77%	71%	46%	10	28.6%	
福島県	59	56	55	55	53	52	51	51	51	51	46	47	45	42	95%	93%	93%	90%	88%	86%	86%	86%	86%	78%	80%	76%	71%	25	42.4%	
茨城県	44	36	37	33	34	32	35	34	29	27	21	21	19	14	82%	84%	75%	77%	73%	80%	77%	66%	61%	48%	48%	43%	32%	5	11.4%	
栃木県	25	20	22	21	17	16	18	19	13	10	12	11	11	9	77%	85%	84%	68%	64%	72%	76%	52%	40%	48%	44%	44%	36%	0	0.0%	
群馬県	35	27	30	28	26	29	26	26	23	23	22	17	19	19	77%	86%	80%	74%	83%	74%	74%	66%	66%	63%	49%	54%	54%	6	17.1%	
埼玉県	63	52	49	44	48	33	39	30	22	32	27	25	18	16	83%	78%	70%	76%	52%	62%	48%	35%	51%	43%	40%	29%	25%	0	0.0%	
千葉県	54	39	31	34	33	23	27	23	21	23	19	21	16	18	72%	57%	63%	61%	43%	50%	43%	39%	43%	35%	39%	30%	33%	5	9.3%	
東京都	62	27	21	23	19	23	19	20	16	15	12	15	11	13	44%	34%	37%	31%	37%	31%	32%	26%	24%	19%	24%	18%	21%	9	14.5%	
神奈川県	33	19	16	17	15	15	16	16	17	13	15	9	12	6	58%	48%	52%	45%	45%	48%	48%	52%	39%	45%	27%	36%	18%	1	3.0%	
新潟県	30	28	28	27	24	23	25	24	20	21	23	15	18	12	93%	93%	90%	80%	77%	83%	80%	67%	70%	77%	50%	60%	40%	8	26.7%	
富山県	15	13	13	12	13	13	11	11	11	6	5	6	6	4	87%	87%	80%	87%	87%	73%	73%	73%	40%	33%	40%	40%	27%	0	0.0%	
石川県	19	16	13	12	10	11	11	13	11	12	11	6	7	8	84%	68%	63%	53%	58%	58%	68%	58%	63%	58%	32%	37%	42%	0	0.0%	
福井県	17	13	11	12	6	11	8	10	7	11	8	8	7	6	76%	65%	71%	35%	65%	47%	59%	41%	65%	47%	47%	41%	35%	1	5.9%	
山梨県	27	22	18	21	22	18	23	20	17	19	18	16	15	8	81%	67%	78%	81%	67%	85%	74%	63%	70%	67%	59%	56%	30%	7	25.9%	
長野県	77	68	69	61	63	58	54	57	55	58	57	60	50	47	88%	90%	86%	79%	82%	75%	70%	74%	71%	75%	74%	78%	65%	61%	21	27.3%
岐阜県	42	37	38	36	33	34	31	29	27	33	32	28	22	22	88%	90%	86%	79%	81%	74%	69%	64%	79%	76%	67%	52%	52%	9	21.4%	
静岡県	35	26	23	23	24	24	19	22	19	21	17	15	13	12	74%	66%	66%	69%	69%	54%	63%	54%	60%	49%	43%	37%	34%	7	20.0%	
愛知県	54	39	28	29	26	28	28	26	24	15	12	10	12	8	72%	52%	54%	48%	52%	52%	48%	44%	28%	22%	19%	22%	15%	2	3.7%	
三重県	29	22	17	22	18	21	22	16	15	16	13	16	11	11	76%	59%	76%	62%	72%	76%	55%	52%	55%	45%	55%	38%	38%	6	20.7%	
滋賀県	19	13	8	9	6	8	9	7	7	9	7	6	4	4	68%	42%	47%	32%	42%	47%	37%	37%	47%	37%	32%	21%	21%	1	5.3%	
京都府	26	20	18	15	14	14	12	13	16	14	13	9	7	9	77%	69%	58%	54%	54%	46%	50%	62%	54%	50%	35%	27%	35%	4	15.4%	
大阪府	43	22	17	17	14	10	11	12	14	12	10	10	7	6	51%	40%	40%	33%	23%	26%	28%	33%	28%	23%	23%	16%	14%	0	0.0%	
兵庫県	41	25	21	15	24	21	20	17	18	21	20	21	10	7	61%	51%	37%	59%	51%	49%	41%	44%	51%	49%	51%	24%	17%	1	2.4%	
奈良県	39	37	32	31	35	34	29	34	28	29	29	32	25	23	95%	82%	79%	90%	87%	74%	87%	72%	74%	74%	82%	64%	59%	16	41.0%	
和歌山県	30	24	28	25	24	22	27	24	24	23	25	23	18	16	80%	93%	83%	80%	73%	90%	80%	80%	77%	83%	77%	60%	53%	10	33.3%	
鳥取県	19	17	15	15	15	12	12	14	12	13	14	15	11	12	89%	79%	79%	79%	63%	63%	74%	63%	68%	74%	79%	58%	63%	5	26.3%	
島根県	19	16	16	12	12	15	11	11	15	13	13	11	8	13	84%	84%	63%	63%	79%	58%	58%	79%	68%	68%	58%	42%	68%	4	21.1%	
岡山県	27	22	20	19	14	17	17	21	21	19	16	11	10	10	81%	74%	70%	52%	63%	63%	78%	78%	70%	59%	41%	37%	37%	3	11.1%	
広島県	23	17	12	12	9	13	13	13	11	14	13	10	10	9	74%	52%	52%	39%	57%	57%	57%	48%	61%	57%	43%	43%	39%	1	4.3%	
山口県	19	14	13	16	13	9	8	10	7	9	5	9	7	5	74%	68%	84%	68%	47%	42%	53%	37%	47%	26%	47%	37%	26%	3	15.8%	
徳島県	24	20	19	16	21	19	14	20	17	16	16	14	10	11	83%	79%	67%	88%	79%	58%	83%	71%	67%	67%	58%	42%	46%	6	25.0%	
香川県	17	12	12	13	12	9	10	11	12	11	11	6	10	8	71%	71%	76%	71%	53%	59%	65%	71%	65%	65%	35%	59%	47%	2	11.8%	
愛媛県	20	15	12	15	11	15	12	13	12	15	15	14	7	10	75%	60%	75%	55%	75%	60%	65%	60%	75%	75%	70%	35%	50%	2	10.0%	
高知県	30	27	28	28	24	25	25	23	25	28	26	24	22	17	90%	93%	93%	80%	83%	83%	77%	83%	93%	87%	80%	73%	57%	12	40.0%	
福岡県	60	51	41	40	40	46	37	39	37	38	36	35	28	25	85%	68%	67%	67%	77%	62%	65%	62%	63%	60%	58%	47%	42%	7	11.7%	
佐賀県	20	15	11	12	15	17	14	16	16	17	14	13	8	9	75%	55%	60%	75%	85%	70%	80%	80%	85%	70%	65%	40%	45%	3	15.0%	
長崎県	21	12	12	12	11	12	11	12	9	11	11	10	9	7	57%	57%	52%	57%	52%	57%	43%	52%	52%	48%	43%	33%	1	4.8%		
熊本県	45	36	34	37	37	41	34	34	34	32	33	32	24	25	80%	76%	82%	82%	91%	76%	76%	76%	71%	73%	71%	53%	56%	7	15.6%	
大分県	18	14	13	14	9	8	14	9	12	11	10	9	5	7	78%	72%	78%	50%	44%	78%	50%	67%	61%	56%	50%	28%	39%	2	11.1%	
宮崎県	26	22	17	19	18	19	18	18	13	17	16	13	15	13	85%	65%	73%	69%	73%	69%	69%	50%	65%	62%	50%	58%	50%	7	26.9%	
鹿児島県	43	40	38	33	32	34	34	35	34	35	30	28	30	22	93%	88%	77%	74%	79%	79%	81%	79%	81%	70%	65%	70%	51%	10	23.3%	
沖縄県	41	38	33	32	31	32	29	24	27	28	26	26	25	24	93%	80%	78%	76%	78%	71%	59%	66%	68%	63%	63%	61%	59%	16	39.0%	
計	###	1,408	1,283	1,262	1,212	1,206	1,181	1,167	1,103	1,117	1,046	995	876	798	81%	74%	73%	70%	69%	68%	67%	64%	64%	60%	57%	50%	46%	340	19.6%	

(注) 自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数												割合(通報0件自治体数/自治体数)												通算			
		平成						令和						平成						令和						通報0件自治体数	割合		
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4			5	6
北海道	179	171	173	165	171	175	165	171	173	168	171	171	164	174	96%	97%	92%	96%	98%	92%	96%	97%	94%	96%	96%	92%	97%	127	70.9%
青森県	40	38	39	38	38	38	39	40	37	37	39	38	39	38	95%	98%	95%	95%	95%	98%	100%	93%	93%	98%	95%	98%	95%	31	77.5%
岩手県	33	31	29	31	31	30	29	32	33	31	32	33	31	30	94%	88%	94%	94%	91%	88%	97%	100%	94%	97%	100%	94%	91%	19	57.6%
宮城県	35	34	33	30	31	30	32	31	29	34	33	33	32	32	97%	94%	86%	89%	86%	91%	89%	83%	97%	94%	94%	91%	91%	17	48.6%
秋田県	25	24	25	24	24	24	24	24	24	24	25	25	23	23	96%	100%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	100%	100%	92%	92%	18	72.0%
山形県	35	34	35	34	34	31	34	35	34	34	32	35	34	32	97%	100%	97%	97%	89%	97%	100%	97%	97%	91%	100%	97%	91%	27	77.1%
福島県	59	55	55	57	57	56	57	59	59	57	56	54	59	52	93%	93%	97%	97%	95%	97%	100%	100%	97%	95%	92%	100%	88%	46	78.0%
茨城県	44	38	38	41	40	42	41	41	43	41	43	41	40	36	86%	86%	93%	91%	95%	93%	93%	98%	93%	98%	93%	91%	82%	21	47.7%
栃木県	25	23	25	24	25	24	25	24	25	21	21	22	23	23	92%	100%	96%	100%	96%	100%	96%	100%	84%	84%	88%	92%	92%	11	44.0%
群馬県	35	32	31	33	30	32	32	29	29	31	33	32	32	30	91%	89%	94%	86%	91%	91%	83%	83%	89%	94%	91%	91%	86%	20	57.1%
埼玉県	63	61	52	55	58	56	59	53	51	52	56	54	46	53	97%	83%	87%	92%	89%	94%	84%	81%	83%	89%	86%	73%	84%	15	23.8%
千葉県	54	44	46	45	42	43	44	40	44	38	41	34	41	42	81%	85%	83%	78%	80%	81%	74%	81%	70%	76%	63%	76%	78%	14	25.9%
東京都	62	37	37	38	41	36	45	41	40	41	38	36	40	36	60%	60%	61%	66%	58%	73%	66%	65%	66%	61%	58%	65%	58%	12	19.4%
神奈川県	33	22	21	23	18	29	24	27	29	28	23	25	25	25	67%	64%	70%	55%	88%	73%	82%	88%	85%	70%	76%	76%	76%	12	36.4%
新潟県	30	29	27	28	29	26	27	27	26	28	28	29	28	25	97%	90%	93%	97%	87%	90%	90%	87%	93%	93%	97%	93%	83%	17	56.7%
富山県	15	15	14	14	14	13	13	15	13	12	13	12	11	13	100%	93%	93%	93%	87%	87%	100%	87%	80%	87%	80%	73%	87%	5	33.3%
石川県	19	15	17	17	15	14	14	14	16	16	18	17	17	15	79%	89%	89%	79%	74%	74%	74%	84%	84%	95%	89%	89%	79%	5	26.3%
福井県	17	14	13	14	12	16	13	12	12	15	15	14	12	13	82%	76%	82%	71%	94%	76%	71%	71%	88%	88%	82%	71%	76%	2	11.8%
山梨県	27	26	26	22	23	22	23	25	27	24	26	26	26	24	96%	96%	96%	81%	85%	81%	85%	93%	100%	89%	96%	96%	96%	16	59.3%
長野県	77	73	72	73	72	76	69	71	71	72	70	75	72	71	95%	94%	95%	94%	99%	90%	92%	92%	94%	91%	97%	94%	92%	46	59.7%
岐阜県	42	40	38	39	38	39	38	40	37	41	38	37	35	39	95%	90%	93%	90%	93%	90%	85%	88%	98%	90%	88%	83%	93%	23	54.8%
静岡県	35	33	27	31	27	28	28	31	30	30	32	26	28	30	94%	77%	89%	77%	80%	80%	89%	86%	86%	91%	74%	80%	86%	15	42.9%
愛知県	54	48	43	39	33	41	40	43	38	42	45	44	44	44	89%	80%	72%	61%	76%	74%	80%	70%	78%	83%	81%	81%	81%	13	24.1%
三重県	29	25	23	25	26	25	25	23	25	24	25	27	26	26	86%	79%	86%	90%	86%	86%	79%	86%	83%	86%	93%	90%	90%	15	51.7%
滋賀県	19	17	18	15	14	16	15	14	15	17	15	17	14	15	89%	95%	79%	74%	84%	79%	74%	79%	89%	79%	89%	74%	79%	5	26.3%
京都府	26	25	24	20	22	23	20	22	22	24	21	22	19	20	96%	92%	77%	85%	88%	77%	85%	85%	92%	81%	85%	73%	77%	8	30.8%
大阪府	43	37	25	30	22	22	26	19	27	32	22	30	28	24	86%	58%	70%	51%	51%	60%	44%	63%	74%	51%	70%	65%	56%	4	9.3%
兵庫県	41	33	30	33	34	32	31	33	35	33	36	33	29	32	80%	73%	80%	83%	78%	76%	80%	85%	80%	88%	80%	71%	78%	18	43.9%
奈良県	39	39	37	37	38	36	37	36	36	37	38	38	37	36	100%	95%	95%	97%	92%	95%	92%	92%	95%	97%	97%	95%	92%	29	74.4%
和歌山県	30	30	30	28	29	26	29	30	29	29	29	29	28	26	100%	100%	93%	97%	87%	97%	100%	97%	97%	97%	97%	93%	87%	20	66.7%
鳥取県	19	17	15	17	16	17	18	17	17	14	16	17	16	14	89%	79%	89%	84%	89%	95%	89%	89%	74%	84%	89%	84%	74%	10	52.6%
島根県	19	15	17	19	17	19	16	18	18	16	18	18	16	15	79%	89%	100%	89%	100%	84%	95%	95%	84%	95%	95%	84%	79%	10	52.6%
岡山県	27	23	24	24	23	22	20	24	24	23	24	23	23	22	85%	89%	89%	85%	81%	74%	89%	89%	85%	89%	85%	85%	81%	8	29.6%
広島県	23	20	19	20	16	16	18	17	20	19	20	20	18	17	87%	83%	87%	70%	70%	78%	74%	87%	83%	87%	87%	78%	74%	10	43.5%
山口県	19	16	18	18	17	14	13	17	19	19	16	15	19	17	84%	95%	95%	89%	74%	68%	89%	100%	100%	84%	79%	100%	89%	9	47.4%
徳島県	24	21	21	20	23	22	19	23	21	23	22	23	22	22	88%	88%	83%	96%	92%	79%	96%	88%	96%	92%	96%	92%	92%	12	50.0%
香川県	17	17	15	16	15	14	14	15	13	15	13	12	14	16	100%	88%	94%	88%	82%	82%	88%	76%	88%	76%	71%	82%	94%	3	17.6%
愛媛県	20	17	19	18	12	19	20	19	20	20	18	17	18	15	85%	95%	90%	60%	95%	100%	95%	100%	100%	90%	85%	90%	75%	8	40.0%
高知県	30	29	29	29	28	29	30	29	29	30	29	28	28	28	97%	97%	97%	93%	97%	100%	97%	97%	100%	97%	93%	93%	93%	23	76.7%
福岡県	60	57	51	57	48	53	54	52	51	54	54	53	52	53	95%	85%	95%	80%	88%	90%	87%	85%	90%	90%	88%	87%	88%	28	46.7%
佐賀県	20	17	18	19	19	19	20	18	20	20	17	19	20	19	85%	90%	95%	95%	100%	90%	100%	100%	85%	95%	100%	95%	12	60.0%	
長崎県	21	20	20	16	18	21	18	17	17	19	16	19	15	19	95%	95%	76%	86%	100%	86%	81%	81%	90%	76%	90%	71%	90%	7	33.3%
熊本県	45	41	43	40	41	42	42	39	40	42	38	42	42	36	91%	96%	89%	91%	93%	93%	87%	89%	93%	84%	93%	93%	80%	23	51.1%
大分県	18	16	16	14	16	16	17	16	16	14	17	16	15	16	89%	89%	78%	89%	89%	94%	89%	89%	78%	94%	89%	83%	89%	7	38.9%
宮崎県	26	23	21	24	25	21	22	23	23	23	22	23	24	21	88%	81%	92%	96%	81%	85%	88%	88%	88%	85%	88%	92%	81%	15	57.7%
鹿児島県	43	41	38	39	40	38	40	39	42	40	40	38	39	38	95%	88%	91%	93%	88%	93%	91%	98%	93%	93%	88%	91%	88%	28	65.1%
沖縄県	41	41	39	39	37	39	40	38	38	39	39	41	39	38	100%	95%	95%	90%	95%	98%	93%	93%	95%	95%	100%	95%	93%	28	68.3%
計	###	1,574	1,526	1,532	1,499	1,522	1,519	1,523	1,537	1,543	1,533	1,533	1,503	1,485	91%	88%	88%	86%	88%	87%	88%	88%	89%	88%	88%	87%	85%	872	50.2%

(注) 自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

2) 養護者虐待における警察からの通報の状況

「3. 調査結果（単純集計）（1）養護者による障害者虐待についての対応状況等」の表3-1「相談・通報・届出者（複数回答）」に示すとおり、令和6年度「障害者虐待対応状況調査」結果において、相談・通報・届出者で最も多いのは「警察」であり、55.9%を占めている。

平成24年度から令和6年度の養護者における相談・通報・届出者は表4-6のとおりである。平成24年度の「警察」は相談・通報件数の10.9%であったが、令和6年度では55.9%まで構成割合は高まっており、警察との連携がより重要になると考えられる。

表4-6 養護者虐待における相談・通報・届出者

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数												構成割合													
	平成(年度)						令和(年度)						平成(年度)						令和(年度)							
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	980	1,128	1,138	1,383	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	14.6%	13.4%	13.0%	11.4%	11.9%
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	226	244	261	277	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	4.0%	3.1%	2.8%	2.6%	2.4%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	156	129	159	152	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%	2.1%	1.5%	1.6%	1.3%
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	19	16	20	16	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	206	232	293	352	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%	2.7%	2.9%	3.0%
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	33	23	36	33	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者 等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	902	918	1,048	1,064	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	12.7%	12.3%	10.6%	10.5%	9.1%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	829	941	1,095	1,159	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	11.0%	11.3%	10.9%	11.0%	9.9%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	17	12	28	42	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.3%	0.4%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	3,411	4,405	5,243	6,511	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	43.6%	46.5%	50.9%	52.6%	55.9%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	335	390	412	470	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	5.4%	4.6%	4.5%	4.1%	4.0%
介護保険法に基づく居 宅サービス事業等従事 者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	113	128	126	151	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	1.3%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	20	15	28	23	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	258	228	311	335	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	3.5%	3.5%	2.6%	3.1%	2.9%
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	61	59	76	49	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	0.6%	0.8%	0.7%	0.8%	0.4%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	7,566	8,868	10,274	12,017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,658	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

(2) 養護者による障害者虐待事例の詳細分析

令和6年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による虐待判断事例の件数は2,503件であり、被虐待者数は2,518人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による虐待判断事例について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「3. 調査結果（単純集計）」）の構成比とは一致していない。

1) 被虐待者の基本属性別分析

①虐待の種類（複数回答）

全体で見れば、身体的虐待が65.7%、性的虐待が2.3%、心理的虐待が31.7%、放棄、放置（ネグレクト）が11.5%、経済的虐待が16.4%の割合である。（表4-7）

ア. 身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待に遭った割合が高い（男性62.8%、女性は67.3%）。（表4-7）
- ・年代別では、～19歳が多いものの、有意差はみられなかった。（表4-7）
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に低い（知的障害あり62.1%、なし68.4%）。逆に、精神障害のある被虐待者はそうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い（精神障害あり67.9%、なし63.7%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。（表4-8）
- ・行動障害の有無別にみても身体的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-9）

☞ 身体的虐待に遭いやすい属性等：女性、精神障害がある

イ. 性的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が性的虐待に遭った割合が高い（男性0.3%、女性は3.3%）。（表4-7）
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、～19歳や20歳代、30歳代が多いものの有意差はみられなかった。（表4-7）
- ・障害種別にみても身体的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-8）
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-9）

☞ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性

ウ. 心理的虐待

- ・心理的虐待の性別にみても、男性に比べ女性が心理的虐待に遭った割合が高い（男性27.9%、女性は33.9%）。（表4-7）
- ・年代別にみると、20歳代以上に比べ、～19歳は心理的虐待に遭った割合が高い。（表4-7）
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的

虐待を受けている割合が有意に高い（精神障害あり 34.1%、なし 29.6%）。逆に、知的障害のある被虐待者、そうでない被虐待者に比べて新知的虐待に遭った割合が低い傾向が見られた（知的障害あり 29.4%、なし 33.5%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。（表 4-8）

- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がない方に比べると、行動障害がある方が心理的虐待を受けた割合が低い傾向がみられた。（表 4-9）

㊦ 心理的虐待に遭いやすい属性等：～19 歳、発達障害がある、行動障害がない

エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・被虐待者の性別にみると、女性に比べ男性が放棄、放置（ネグレクト）に遭った割合が高い（男性 13.7%、女性は 10.3%）。（表 4-7）
- ・年代別では、～19 歳や 60 歳以上が多いものの、有意差はみられなかった。（表 4-7）
- ・障害種別にみると、身体障害のある被虐待者や知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が有意に高い（身体障害あり 20.5%、なし 9.8%、知的障害あり 14.4%、なし 9.3%）。逆に、精神障害のある被虐待者や発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 8.2%、なし 14.5%、発達障害あり 5.5%、なし 11.7%）。なお、難病等においても、難病でない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高くなっているものの、有意差はみられなかった。（表 4-8）
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害がない方に比べると、行動障害がある方が放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高いものの、有意差はみられなかった。（表 4-9）

㊦ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、身体障害や知的障害がある

オ. 経済的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、女性に比べ男性が経済的虐待に遭った割合が高い（男性 22.4%、女性 13.0%）。（表 4-7）
- ・年代別では、50 歳代や 60 歳以上が経済的虐待に遭った割合が有意に高い。（表 4-7）
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 23.7%、なし 10.8%）。逆に、精神障害のある被虐待者や発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 11.7%、なし 20.6%、発達障害あり 9.2%、なし 16.7%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。（表 4-8）
- ・行動障害の有無別にみても経済的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表 4-9）

㊦ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある

②虐待者の続柄

全体で見れば、虐待者の割合は父親 24.5%、母親 25.9%、夫 17.9%、兄弟 12.2%、その他 11.4%が上位を占めている。(表 4-7)

ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 32.0%、母親 30.2%、兄弟 17.7%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には夫 27.3%、母親 23.5%、父親 20.3%となる。(表 4-7)

イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が、～19 歳や 20 歳代までの虐待者は父親や母親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟、夫の割合が高まり、50 歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-7)

ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が妻や息子、娘である割合は有意に高い(妻：身体障害あり 5.0%、なし 2.7%、息子：身体障害あり 6.0%、なし 3.4%、娘：身体障害あり 3.5%、なし 1.7%)。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親、兄弟、祖母から虐待を受けている割合が高い(被虐待者の年齢層が関係)。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親、兄弟から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や妻、息子、娘から虐待を受けた割合が高まっている。
- ・発達障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合が高いものの有意差はみられなかった。(表 4-8)

エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある場合には、父親や母親が虐待者となる割合が有意に高い。他方、行動障害がない場合には、夫が虐待者となる割合が有意に高い。(表 4-9)

③虐待の発生要因

全体で見れば、虐待の発生要因としては「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の43.0%が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」41.3%、「虐待者の知識や情報の不足」23.7%等が上位を占めている。(表4-7)

ア. 被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「虐待者の知識や情報の不足」や「被虐待者の介護度や支援の高さ」、「被虐待者の行動障害」において、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。(表4-7)
- ・「虐待者の介護疲れ」では、50歳代や60歳代の割合が高く、「被虐待者の行動障害」では、～19歳や20歳代の割合が高い。(表4-7)

イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援の高さ」の割合が高く、「被虐待者の行動障害」の要因は有意に低い。(表4-8)
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者が過去に虐待を行ったことがある」、「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援の高さ」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」等の割合が有意に高い。(表4-8)
- ・精神障害のある被虐待者では、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の割合が有意に高く、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援の高さ」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」等の割合が有意に低い。(表4-8)

ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・被虐待者に行動障害がある場合、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援の高さ」等の割合が有意に高く、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。(表4-9)

表 4-7 被虐待者の基本属性性別有意差分析（その1 性別・年齢別）

	全体	性別			年齢						有意差
		男性	女性	有意差	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	
全体	2,518 100%	893 100%	1,624 100%		158 100%	562 100%	450 100%	462 100%	573 100%	311 100%	
虐待の種類	身体的虐待	1,654 65.7%	561 62.8%	1,093 67.3%*	110 69.6%	366 65.1%	283 62.9%	309 66.9%	382 66.7%	202 65.0%	
	性的虐待	57 2.3%	3 0.3%	54 3.3%***	8 5.1%	15 2.7%	12 2.7%	9 1.9%	8 1.4%	5 1.6%	
	心理的虐待	799 31.7%	249 27.9%	550 33.9%**	68 43.0%	177 31.5%	146 32.4%	153 33.1%	168 29.3%	86 27.7%	*
	放棄、放置(ネグレクト)	289 11.5%	122 13.7%	167 10.3%*	25 15.8%	63 11.2%	53 11.8%	42 9.1%	62 10.8%	44 14.1%	
	経済的虐待	412 16.4%	200 22.4%	211 13.0%***	15 9.5%	102 18.1%	63 14.0%	67 14.5%	105 18.3%	60 19.3%	*
虐待者の続柄	父	616 24.5%	286 32.0%	330 20.3%***	71 44.9%	183 32.6%	144 32.0%	120 26.0%	79 13.8%	18 5.8%	***
	母	651 25.9%	270 30.2%	381 23.5%***	84 53.2%	235 41.8%	140 31.1%	88 19.0%	89 15.5%	15 4.8%	***
	夫	451 17.9%	6 0.7%	444 27.3%	2 1.3%	46 8.2%	92 20.4%	92 19.9%	132 23.0%	87 28.0%	***
	妻	78 3.1%	78 8.7%	0 0.0%	0 0.0%	6 1.1%	11 2.4%	22 4.8%	26 4.5%	13 4.2%	(***)
	息子	97 3.9%	13 1.5%	83 5.1%***	0 0.0%	1 0.2%	4 0.9%	11 2.4%	35 6.1%	45 14.5%	(***)
	娘	51 2.0%	4 0.4%	46 2.8%***	1 0.6%	2 0.4%	1 0.2%	3 0.6%	25 4.4%	17 5.5%	(***)
	息子の配偶者(嫁)	3 0.1%	1 0.1%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	2 0.6%	
	娘の配偶者(婿)	5 0.2%	1 0.1%	4 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.7%	1 0.3%	
	兄弟	306 12.2%	158 17.7%	145 8.9%***	4 2.5%	24 4.3%	34 7.6%	68 14.7%	112 19.5%	61 19.6%	***
	姉妹	131 5.2%	52 5.8%	78 4.8%***	0 0.0%	14 2.5%	11 2.4%	20 4.3%	48 8.4%	37 11.9%	***
	祖父	8 0.3%	3 0.3%	5 0.3%	3 1.9%	2 0.4%	3 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	(**)
	祖母	17 0.7%	6 0.7%	11 0.7%***	2 1.3%	14 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	(***)
	その他	287 11.4%	83 9.3%	193 11.9%	9 5.7%	78 13.9%	51 11.3%	52 11.3%	60 10.5%	26 8.4%	
	不明	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	527 20.9%	203 22.7%	324 20.0%**	32 20.3%	108 19.2%	77 17.1%	89 19.3%	151 26.4%	70 22.5%	**
	虐待者の知識や情報の不足	603 23.9%	239 26.8%	355 21.9%**	48 30.4%	134 23.8%	117 26.0%	101 21.9%	126 22.0%	69 22.2%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	169 6.7%	48 5.4%	121 7.5%*	9 5.7%	34 6.0%	39 8.7%	26 5.6%	37 6.5%	24 7.7%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	469 18.6%	172 19.3%	295 18.2%	27 17.1%	97 17.3%	75 16.7%	83 18.0%	123 21.5%	61 19.6%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	206 8.2%	60 6.7%	143 8.8%*	24 15.2%	45 8.0%	34 7.6%	34 7.4%	40 7.0%	26 8.4%	*
	虐待者が虐待と認識していない	1009 40.1%	355 39.8%	638 39.3%	74 46.8%	204 36.3%	176 39.1%	184 39.8%	229 40.0%	126 40.5%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	413 16.4%	136 15.2%	275 16.9%	25 15.8%	88 15.7%	78 17.3%	75 16.2%	97 16.9%	47 15.1%	
	虐待者側のその他の要因	217 8.6%	76 8.5%	138 8.5%	11 7.0%	38 6.8%	44 9.8%	39 8.4%	58 10.1%	24 7.7%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	591 23.5%	241 27.0%	350 21.6%**	33 20.9%	126 22.4%	109 24.2%	99 21.4%	152 26.5%	72 23.2%	
	被虐待者の行動障害	296 11.8%	126 14.1%	169 10.4%**	24 15.2%	102 18.1%	59 13.1%	52 11.3%	38 6.6%	20 6.4%	***
	被虐待者側のその他の要因	223 8.9%	81 9.1%	142 8.7%	14 8.9%	50 8.9%	36 8.0%	46 10.0%	55 9.6%	22 7.1%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	1132 45.0%	392 43.9%	739 45.5%	83 52.5%	234 41.6%	207 46.0%	211 45.7%	261 45.5%	134 43.1%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	429 17.0%	164 18.4%	259 15.9%	23 14.6%	99 17.6%	74 16.4%	69 14.9%	108 18.8%	51 16.4%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	323 12.8%	122 13.7%	198 12.2%	14 8.9%	80 14.2%	59 13.1%	56 12.1%	74 12.9%	37 11.9%	
	家庭におけるその他の要因	80 3.2%	33 3.7%	47 2.9%	9 5.7%	22 3.9%	12 2.7%	14 3.0%	12 2.1%	11 3.5%	

有意差検定
 ***: p<0.001
 **: p<0.01
 *: p<0.05

※有意差: 期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析 (その2 障害種別)

	全体	身体障害			知的障害			精神障害 (発達障害を除く)			発達障害			難病等			
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	
全体	2,518 100%	400 100%	2,118 100%		1,083 100%	1,435 100%		1,199 100%	1,319 100%		109 100%	2,409 100%		30 100%	2,488 100%		
虐待の種類	身体的虐待	1,654 65.7%	249 62.3%	1,405 66.3%		673 62.1%	981 68.4%	**	814 67.9%	840 63.7%	*	79 72.5%	1,575 65.4%		20 66.7%	1,634 65.7%	
	性的虐待	57 2.3%	5 1.3%	52 2.5%		28 2.6%	29 2.0%		26 2.2%	31 2.4%		5 4.6%	52 2.2%		0 0.0%	57 2.3%	
	心理的虐待	799 31.7%	113 28.3%	686 32.4%		318 29.4%	481 33.5%	*	409 34.1%	390 29.6%	*	40 36.7%	759 31.5%		12 40.0%	787 31.6%	
	放棄、放置(ネグレクト)	289 11.5%	82 20.5%	207 9.8%	***	156 14.4%	133 9.3%	***	98 8.2%	191 14.5%	***	6 5.5%	283 11.7%	*	9 30.0%	280 11.3%	(**)
	経済的虐待	412 16.4%	61 15.3%	351 16.6%		257 23.7%	155 10.8%	***	140 11.7%	272 20.6%	***	10 9.2%	402 16.7%	*	2 6.7%	410 16.5%	
虐待者の続柄	父	616 24.5%	81 20.3%	535 25.3%		346 31.9%	270 18.8%	***	227 18.9%	389 29.5%	***	35 32.1%	581 24.1%		10 33.3%	606 24.4%	
	母	651 25.9%	106 26.5%	545 25.7%		396 36.6%	255 17.8%	***	234 19.5%	417 31.6%	***	35 32.1%	616 25.6%		2 6.7%	649 26.1%	*
	夫	451 17.9%	82 20.5%	369 17.4%		50 4.6%	401 27.9%	***	333 27.8%	118 8.9%	***	12 11.0%	439 18.2%		4 13.3%	447 18.0%	
	妻	78 3.1%	20 5.0%	58 2.7%	*	5 0.5%	73 5.1%	***	47 3.9%	31 2.4%	*	3 2.8%	75 3.1%		3 10.0%	75 3.0%	(*)
	息子	97 3.9%	24 6.0%	73 3.4%	**	13 1.2%	84 5.9%	***	57 4.8%	40 3.0%	*	3 2.8%	94 3.9%		5 16.7%	92 3.7%	(***)
	娘	51 2.0%	14 3.5%	37 1.7%	*	5 0.5%	46 3.2%	***	31 2.6%	20 1.5%	*	2 1.8%	49 2.0%		3 10.0%	48 1.9%	(**)
	息子の配偶者(嫁)	3 0.1%	1 0.3%	2 0.1%		0 0.0%	3 0.2%		2 0.2%	1 0.1%		0 0.0%	3 0.1%		0 0.0%	3 0.1%	
	娘の配偶者(婿)	5 0.2%	2 0.5%	3 0.1%		1 0.1%	4 0.3%		3 0.3%	2 0.2%		0 0.0%	5 0.2%		0 0.0%	5 0.2%	
	兄弟	306 12.2%	48 12.0%	258 12.2%		160 14.8%	146 10.2%	***	124 10.3%	182 13.8%	*	8 7.3%	298 12.4%		2 6.7%	304 12.2%	
	姉妹	131 5.2%	20 5.0%	111 5.2%		63 5.8%	68 4.7%		57 4.8%	74 5.6%		4 3.7%	127 5.3%		0 0.0%	131 5.3%	
	祖父	8 0.3%	0 0.0%	8 0.4%		7 0.6%	1 0.1%	(**)	1 0.1%	7 0.5%		0 0.0%	8 0.3%		0 0.0%	8 0.3%	
	祖母	17 0.7%	1 0.3%	16 0.8%		13 1.2%	4 0.3%	**	7 0.6%	10 0.8%		0 0.0%	17 0.7%		0 0.0%	17 0.7%	
	その他	287 11.4%	31 7.8%	256 12.1%	*	120 11.1%	167 11.6%		126 10.5%	161 12.2%		14 12.8%	273 11.3%		4 13.3%	283 11.4%	
	不明	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0	0 0.00%	0 0.00%	0	0 0.00%	0 0.00%	0	0 0.00%	0 0.00%	0	0 0.00%	0 0.00%	0
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	527 20.9%	126 31.5%	401 18.9%	***	254 23.5%	273 19.0%	**	219 18.3%	308 23.4%	**	30 27.5%	497 20.6%		16 53.3%	511 20.5%	***
	虐待者の知識や情報の不足	603 23.9%	93 23.3%	510 24.1%		299 27.6%	304 21.2%	***	243 20.3%	360 27.3%	***	33 30.3%	570 23.7%		9 30.0%	594 23.9%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	169 6.7%	23 5.8%	146 6.9%		72 6.6%	97 6.8%		83 6.9%	86 6.5%		2 1.8%	167 6.9%	(*)	2 6.7%	167 6.7%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	469 18.6%	99 24.8%	370 17.5%	***	227 21.0%	242 16.9%	**	198 16.5%	271 20.5%	*	26 23.9%	443 18.4%		8 26.7%	461 18.5%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	206 8.2%	35 8.8%	171 8.1%		89 8.2%	117 8.2%		102 8.5%	104 7.9%		10 9.2%	196 8.1%		2 6.7%	204 8.2%	
	虐待者が虐待と認識していない	1009 40.1%	166 41.5%	843 39.8%		491 45.3%	518 36.1%	***	428 35.7%	581 44.0%	***	40 36.7%	969 40.2%		13 43.3%	996 40.0%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	413 16.4%	56 14.0%	357 16.9%		148 13.7%	265 18.5%	**	235 19.6%	178 13.5%	***	20 18.3%	393 16.3%		3 10.0%	410 16.5%	
	虐待者側のその他の要因	217 8.6%	33 8.3%	184 8.7%		99 9.1%	118 8.2%		103 8.6%	114 8.6%		9 8.3%	208 8.6%		0 0.0%	217 8.7%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	591 23.5%	150 37.5%	441 20.8%	***	296 27.3%	295 20.6%	***	227 18.9%	364 27.6%	***	28 25.7%	563 23.4%		13 43.3%	578 23.2%	**
	被虐待者の行動障害	296 11.8%	31 7.8%	265 12.5%	*	214 19.8%	82 5.7%	***	87 7.3%	209 15.8%	***	21 19.3%	275 11.4%	*	4 13.3%	292 11.7%	
	被虐待者側のその他の要因	223 8.9%	30 7.5%	193 9.1%		89 8.2%	134 9.3%		114 9.5%	109 8.3%		20 18.3%	203 8.4%	***	5 16.7%	218 8.8%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	1132 45.0%	167 41.8%	965 45.6%		415 38.3%	717 50.0%	***	600 50.0%	532 40.3%	***	63 57.8%	1069 44.4%	**	14 46.7%	1118 44.9%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	429 17.0%	69 17.3%	360 17.0%		204 18.8%	225 15.7%	*	183 15.3%	246 18.7%	*	16 14.7%	413 17.1%		7 23.3%	422 17.0%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	323 12.8%	47 11.8%	276 13.0%		165 15.2%	158 11.0%	***	144 12.0%	179 13.6%		19 17.4%	304 12.6%		3 10.0%	320 12.9%	
	家庭におけるその他の要因	80 3.2%	14 3.5%	66 3.1%		49 4.5%	31 2.2%	***	28 2.3%	52 3.9%	*	7 6.4%	73 3.0%	(*)	2 6.7%	78 3.1%	

※有意差: 期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-9 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

	全体	行動障害					
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	有意差
全体	2,518 100%	208 100%	36 100%	346 100%	1,858 100%	70 100%	
虐待の種類	身体的虐待	1,654 65.7%	149 71.6%	26 72.2%	235 67.9%	1,197 64.4%	47 67.1%
	性的虐待	57 2.3%	3 1.4%	1 2.8%	5 1.4%	48 2.6%	0 0.0%
	心理的虐待	799 31.7%	43 20.7%	6 16.7%	109 31.5%	614 33.0%	27 38.6%
	放棄、放置(ネグレクト)	289 11.5%	31 14.9%	8 22.2%	40 11.6%	206 11.1%	4 5.7%
	経済的虐待	412 16.4%	28 13.5%	4 11.1%	56 16.2%	313 16.8%	11 15.7%
虐待者の続柄	父	616 24.5%	85 40.9%	8 22.2%	98 28.3%	410 22.1%	15 21.4%
	母	651 25.9%	83 39.9%	15 41.7%	102 29.5%	433 23.3%	18 25.7%
	夫	451 17.9%	7 3.4%	3 8.3%	36 10.4%	383 20.6%	22 31.4%
	妻	78 3.1%	0 0.0%	1 2.8%	5 1.4%	70 3.8%	2 2.9%
	息子	97 3.9%	0 0.0%	1 2.8%	11 3.2%	81 4.4%	3 4.3%
	娘	51 2.0%	3 1.4%	1 2.8%	7 2.0%	37 2.0%	2 2.9%
	息子の配偶者(嫁)	3 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	2 0.1%	0 0.0%
	娘の配偶者(婿)	5 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.3%	0 0.0%
	兄弟	306 12.2%	28 13.5%	3 8.3%	44 12.7%	224 12.1%	4 5.7%
	姉妹	131 5.2%	6 2.9%	3 8.3%	23 6.6%	94 5.1%	4 5.7%
	祖父	8 0.3%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.3%	5 0.3%	0 0.0%
	祖母	17 0.7%	2 1.0%	0 0.0%	4 1.2%	11 0.6%	0 0.0%
	その他	287 11.4%	13 6.3%	2 5.6%	35 10.1%	222 11.9%	4 5.7%
	不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	527 20.9%	76 36.5%	16 44.4%	90 26.0%	331 17.8%
虐待者の知識や情報の不足		603 23.9%	62 29.8%	9 25.0%	93 26.9%	410 22.1%	21 30.0%
虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響		169 6.7%	11 5.3%	0 0.0%	19 5.5%	134 7.2%	5 7.1%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス		469 18.6%	61 29.3%	8 22.2%	84 24.3%	306 16.5%	8 11.4%
虐待者が過去に虐待を行ったことがある		206 8.2%	24 11.5%	6 16.7%	26 7.5%	141 7.6%	6 8.6%
虐待者が虐待と認識していない		1009 40.1%	94 45.2%	13 36.1%	144 41.6%	721 38.8%	21 30.0%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態		413 16.4%	25 12.0%	5 13.9%	52 15.0%	319 17.2%	10 14.3%
虐待者側のその他の要因		217 8.6%	9 4.3%	1 2.8%	40 11.6%	147 7.9%	17 24.3%
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	591 23.5%	92 44.2%	12 33.3%	97 28.0%	386 20.8%	4 5.7%
	被虐待者の行動障害	296 11.8%	111 53.4%	19 52.8%	124 35.8%	39 2.1%	2 2.9%
	被虐待者側のその他の要因	223 8.9%	8 3.8%	4 11.1%	27 7.8%	177 9.5%	7 10.0%
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	1132 45.0%	69 33.2%	15 41.7%	156 45.1%	867 46.7%	24 34.3%
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	429 17.0%	24 11.5%	7 19.4%	65 18.8%	318 17.1%	10 14.3%
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	323 12.8%	28 13.5%	3 8.3%	51 14.7%	231 12.4%	7 10.0%
	家庭におけるその他の要因	80 3.2%	4 1.9%	1 2.8%	15 4.3%	57 3.1%	3 4.3%

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。令和6年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は3件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、令和6年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ①やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ②成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員や管理職）

①虐待類型

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースは身体的虐待ケースの割合が最も高いものの、非適用ケースと比較すると、放棄、放置（ネグレクト）と判断されたケースでのやむを得ない事由による措置適用割合が有意に高くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースにおいては、放棄、放置（ネグレクト）や経済的虐待と判断されたケースが最も多く、その割合は有意に高くなっていた。逆に、身体的虐待は有意に低くなっている。
- ・虐待程度が重度のケースは身体的虐待が多い。重度のケースと中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待ケースにおいて重度と判断された割合が有意に高くなっていた。逆に、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。

表 4-10 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	51	2,467		94	2,424		299	2,219	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体的虐待	件数	28	1,626		22	1,632	***	155	1,499	***
	構成比	54.9%	65.9%		23.4%	67.3%		51.8%	67.6%	
性的虐待	件数	5	52	(***)	1	56		19	38	***
	構成比	9.8%	2.1%		1.1%	2.3%		6.4%	1.7%	
心理的虐待	件数	19	780		23	776		93	706	
	構成比	37.3%	31.6%		24.5%	32.0%		31.1%	31.8%	
放棄、放置(ネグレクト)	件数	14	275	***	30	259	***	73	216	***
	構成比	27.5%	11.1%		31.9%	10.7%		24.4%	9.7%	
経済的虐待	件数	13	399		53	359	***	110	302	***
	構成比	25.5%	16.2%		56.4%	14.8%		36.8%	13.6%	
虐待程度が重度	件数	19	280	***	37	262	***			
	構成比	37.3%	11.3%		39.4%	10.8%				

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて身体障害や知的障害のある被虐待者の割合が有意に高く、逆に、精神障害のある被虐待者の割合は有意に低くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは、知的障害のある被虐待者の割合が67.0%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高く、逆に、精神障害のある被虐待者は有意に低くなっていた。
- ・虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでも、知的障害のある被虐待者の割合が有意に高く、逆に、精神障害のある被虐待者は有意に低くなっていた。

表 4-11 重篤ケースの分析（障害種別）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	51	2,467		94	2,424		299	2,219	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体障害	件数	14	386*		19	381		47	353	
	構成比	27.5%	15.6%		20.2%	15.7%		15.7%	15.9%	
知的障害	件数	40	1,043***		63	1,020***		151	932**	
	構成比	78.4%	42.3%		67.0%	42.1%		50.5%	42.0%	
精神障害(発達障害を除く)	件数	11	1,188***		27	1,172***		123	1,076*	
	構成比	21.6%	48.2%		28.7%	48.3%		41.1%	48.5%	
発達障害	件数	3	106		1	108		12	97	
	構成比	5.9%	4.3%		1.1%	4.5%		4.0%	4.4%	
難病	件数	1	29		1	29		1	29	
	構成比	2.0%	1.2%		1.1%	1.2%		0.3%	1.3%	
その他	件数	2	42		4	40		7	37	
	構成比	3.9%	1.7%		4.3%	1.7%		2.3%	1.7%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

③障害支援区分

- ・やむを得ない事由による措置、市区町村長申立て、虐待の程度とともに、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-12 重篤ケースの分析（障害支援区分）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	51	2,467		94	2,424		299	2,219	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
区分1	件数	1	12		1	12		0	13	
	構成比	2.0%	0.5%		1.1%	0.5%		0.0%	0.6%	
区分2	件数	3	229		2	230		31	201	
	構成比	5.9%	9.3%		2.1%	9.5%		10.4%	9.1%	
区分3	件数	10	281		8	283		31	260	
	構成比	19.6%	11.4%		8.5%	11.7%		10.4%	11.7%	
区分4	件数	7	294		19	282	(***)	45	256	
	構成比	13.7%	11.9%		20.2%	11.6%		15.1%	11.5%	
区分5	件数	2	155		8	149		21	136	
	構成比	3.9%	6.3%		8.5%	6.1%		7.0%	6.1%	
区分6	件数	7	191		23	175		33	165	
	構成比	13.7%	7.7%		24.5%	7.2%		11.0%	7.4%	
なし	件数	21	1,259		32	1,248		135	1,145	
	構成比	41.2%	51.0%		34.0%	51.5%		45.2%	51.6%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

④行動障害の有無

- ・やむを得ない事由による措置や市区町村長申し立て、虐待の程度とともに、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-13 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申し立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	51 100%	2,467 100%		94 100%	2,424 100%		299 100%	2,219 100%	
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目10点以上)	件数 構成比	9 17.6%	199 8.1%		15 16.0%	193 8.0%		26 8.7%	182 8.2%	
認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	件数 構成比	1 2.0%	35 1.4%		1 1.1%	35 1.4%		3 1.0%	33 1.5%	
行動障害がある	件数 構成比	9 17.6%	337 13.7%		20 21.3%	326 13.4%	(**)	36 12.0%	310 14.0%	
行動障害がない	件数 構成比	30 58.8%	1,828 74.1%		58 61.7%	1,800 74.3%		224 74.9%	1,634 73.6%	
行動障害の有無不明	件数 構成比	2 3.9%	68 2.8%		0 0.0%	70 2.9%		10 3.3%	60 2.7%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑤虐待者の続柄

- ・やむを得ない事由による措置では、父の割合は有意に高くなっている。
- ・市区町村長申し立て適用ケースでは、夫の割合が有意に低く、兄弟の割合は有意に高くなっている。
- ・虐待の程度においても、夫の割合が有意に低く、母や兄弟の割合は有意に高くなっている。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待者の続柄）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申し立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	51 100%	2,467 100%		94 100%	2,424 100%		299 100%	2,219 100%	
父	件数 構成比	20 39.2%	596 24.2%	**	17 18.1%	599 24.7%		80 26.8%	536 24.2%	
母	件数 構成比	11 21.6%	640 25.9%		24 25.5%	627 25.9%		95 31.8%	556 25.1%	*
夫	件数 構成比	4 7.8%	447 18.1%		5 5.3%	446 18.4%	**	39 13.0%	412 18.6%	*
妻	件数 構成比	0 0.0%	78 3.2%		1 1.1%	77 3.2%		5 1.7%	73 3.3%	
息子	件数 構成比	0 0.0%	97 3.9%		6 6.4%	91 3.8%		10 3.3%	86 3.9%	
娘	件数 構成比	3 5.9%	48 1.9%	(*)	2 2.1%	49 2.0%		7 2.3%	43 1.9%	
息子の配偶者(嫁)	件数 構成比	0 0.0%	3 0.1%		0 0.0%	3 0.1%		1 0.3%	2 0.1%	
娘の配偶者(婿)	件数 構成比	1 2.0%	4 0.2%	(**)	2 2.1%	3 0.1%	(***)	3 1.0%	2 0.1%	(***)
兄弟	件数 構成比	10 19.6%	296 12.0%		21 22.3%	285 11.8%	**	47 15.7%	256 11.5%	*
姉妹	件数 構成比	4 7.8%	127 5.1%		16 17.0%	115 4.7%	(***)	21 7.0%	109 4.9%	
祖父	件数 構成比	1 2.0%	7 0.3%	(*)	0 0.0%	8 0.3%		0 0.0%	8 0.4%	
祖母	件数 構成比	0 0.0%	17 0.7%		0 0.0%	17 0.7%		1 0.3%	16 0.7%	
その他	件数 構成比	9 17.6%	278 11.3%		18 19.1%	269 11.1%	*	43 14.4%	233 10.5%	*

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑥虐待の発生要因

- ・回答割合として、やむを得ない事由による措置が適用されたケース、市区町村長申立てが適用されたケース、虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「虐待者が虐待と認識していない」や「家庭における経済的困窮（経済的問題）」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」の割合が共通して高くなっており、統計的な有意差もみられた。

表 4-15 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度			
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差	
全体	件数	51	2,467		94	2,424		299	2,219		
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%		
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	件数	9	518	8	519	**	42	485	**	
	構成比	17.6%	21.0%		8.5%	21.4%		14.0%	21.9%		
	虐待者の知識や情報の不足	件数	11	592	21	582		73	522		
	構成比	21.6%	24.0%		22.3%	24.0%		24.4%	23.5%		
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数	3	166	9	160		31	138	**	
	構成比	5.9%	6.7%		9.6%	6.6%		10.4%	6.2%		
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数	10	459	7	462	**	35	432	**	
	構成比	19.6%	18.6%		7.4%	19.1%		11.7%	19.5%		
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数	8	198	(*)	6	200		30	173	
構成比	15.7%	8.0%		6.4%	8.3%		10.0%	7.8%			
虐待者が虐待と認識していない	件数	29	980	*	58	951	***	145	848	***	
構成比	56.9%	39.7%		61.7%	39.2%		48.5%	38.2%			
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数	10	403		23	390	*	62	349	*	
構成比	19.6%	16.3%		24.5%	16.1%		20.7%	15.7%			
虐待者側のその他の要因	件数	6	211		17	200	***	41	173	***	
構成比	11.8%	8.6%		18.1%	8.3%		13.7%	7.8%			
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数	12	579		30	561	*	62	529	
	構成比	23.5%	23.5%		31.9%	23.1%		20.7%	23.8%		
	被虐待者の行動障害	件数	9	287		7	289		31	264	
構成比	17.6%	11.6%		7.4%	11.9%		10.4%	11.9%			
被虐待者側のその他の要因	件数	4	219		8	215		22	201		
構成比	7.8%	8.9%		8.5%	8.9%		7.4%	9.1%			
家庭環境要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	件数	21	1111		34	1098		118	1013	*
	構成比	41.2%	45.0%		36.2%	45.3%		39.5%	45.7%		
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	件数	16	413	**	31	398	***	88	336	***
	構成比	31.4%	16.7%		33.0%	16.4%		29.4%	15.1%		
家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	件数	16	307	***	26	297	***	51	269	*	
構成比	31.4%	12.4%		27.7%	12.3%		17.1%	12.1%			
家庭におけるその他の要因	件数	4	76	(*)	2	78		6	74		
構成比	7.8%	3.1%		2.1%	3.2%		2.0%	3.3%			

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑦過去の虐待の有無

- ・回答割合として、市区町村長申立てのケースでは、非適用ケースに比べて、「虐待兆候の把握があった」の割合が高くなっており、統計的な有意差もみられた。

表 4-16 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	51	2,467		94	2,424		299	2,219	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
過去に虐待認定されていた	件数	9	275		8	276		32	252	
	構成比	17.6%	11.1%		8.5%	11.4%		10.7%	11.4%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数	17	577		38	556	***	81	513	
	構成比	33.3%	23.4%		40.4%	22.9%		27.1%	23.1%	
虐待兆候は把握されていなかった	件数	17	1,294		43	1,268		156	1,155	
	構成比	33.3%	52.5%		45.7%	52.3%		52.2%	52.1%	
不明	件数	8	321		5	324	30	299		
	構成比	15.7%	13.0%		5.3%	13.4%	10.0%	13.5%		

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例の分析

令和6年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例は1,267件であり、被虐待者数は2,010人^{※1}、虐待者1,421人^{※2}であった。ここでは、虐待が発生した施設・事業所種別、虐待行為の類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐待発生要因等の把握を行った。

※1：不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。

※2：施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の92件を除く1,175件の事例が対象。

※：令和5年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案も含め、集計を行ったものである。

1) 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

虐待の事実が認められた事例が最も多いのは共同生活援助の401件であり、そのうち心理的虐待が197件(49.1%)、身体的虐待が158件(39.4%)を占めた。次いで、障害者支援施設で虐待の事実が認められた事例243件のうち、身体的虐待は171件(70.4%)であった。

放課後等デイサービスでは虐待の事実が認められた事例は157件であり、身体的虐待が96件(61.1%)であった。

表 4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	1,267 100.0%	654件 51.6%	141件 11.1%	599件 47.3%	108件 8.5%	91件 7.2%
障害者支援施設	243件 100.0%	171件 70.4%	15件 6.2%	101件 41.6%	29件 11.9%	6件 2.5%
居室介護	27件 100.0%	11件 40.7%	1件 3.7%	9件 33.3%	3件 11.1%	6件 22.2%
重度訪問介護	10件 100.0%	3件 30.0%	0件 0.0%	4件 40.0%	1件 10.0%	3件 30.0%
行動援護	5件 100.0%	5件 100.0%	0件 0.0%	1件 20.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	44件 100.0%	27件 61.4%	2件 4.5%	25件 56.8%	2件 4.5%	0件 0.0%
生活介護	143件 100.0%	98件 68.5%	12件 8.4%	59件 41.3%	8件 5.6%	2件 1.4%
短期入所	33件 100.0%	22件 66.7%	6件 18.2%	7件 21.2%	3件 9.1%	0件 0.0%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	7件 100.0%	2件 28.6%	1件 14.3%	5件 71.4%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労移行支援	8件 100.0%	0件 0.0%	4件 50.0%	2件 25.0%	0件 0.0%	2件 25.0%
就労継続支援A型	40件 100.0%	3件 7.5%	7件 17.5%	25件 62.5%	2件 5.0%	8件 20.0%
就労継続支援B型	99件 100.0%	30件 30.3%	27件 27.3%	52件 52.5%	6件 6.1%	1件 1.0%
共同生活援助	401件 100.0%	158件 39.4%	41件 10.2%	197件 49.1%	45件 11.2%	62件 15.5%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	4件 100.0%	0件 0.0%	2件 50.0%	3件 75.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
移動支援事業	12件 100.0%	8件 66.7%	1件 8.3%	5件 41.7%	0件 0.0%	1件 8.3%
地域活動支援センターを 経営する事業	8件 100.0%	5件 62.5%	0件 0.0%	6件 75.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
児童発達支援	24件 100.0%	15件 62.5%	3件 12.5%	15件 62.5%	1件 4.2%	0件 0.0%
放課後等デイサービス	157件 100.0%	96件 61.1%	18件 11.5%	82件 52.2%	8件 5.1%	0件 0.0%

【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による虐待の事実が認められた件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別件数を整理した。

なお、障害者虐待では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐待者数と虐待の事実が認められた件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複する場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認のみを行った。

身体障害のある被虐待者は429人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が162件、心理的虐待が143件である。

知的障害のある被虐待者は1,364人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が522件、心理的虐待が404件である。

精神障害のある被虐待者は346人であり、虐待行為の件数は心理的虐待が123件、身体的虐待が73件である。

経済的虐待の多くは知的障害と精神障害のある被虐待者であることが窺える。

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による虐待行為の類型別虐待の事実が認められた件数

	被虐待者数	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	2,010人	654件	141件	599件	108件	91件
身体障害	429人	162件	26件	143件	44件	37件
知的障害	1,364人	522件	102件	404件	83件	52件
精神障害(発達障害を除く)	346人	73件	36件	123件	17件	41件
発達障害	88人	43件	12件	39件	8件	1件
難病等	33人	14件	2件	19件	0件	3件
不明	138人	15件	6件	24件	4件	6件

※障害種別、虐待行為の類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

①性別、年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

共同生活援助では793人の被虐待者がおり、うち男性は65.6%、女性は34.4%であった。被虐待者の年代は20歳代から50歳代が中心となっている。

また、障害者支援施設の被虐待者368人のうち、男性は73.4%、女性は26.6%であった。年代は50歳代以上が高い。

放課後等デイサービスでは被虐待者216人のうち、男性は69.9%、女性は30.1%であった。

生活介護の被虐待者179人のうち、男性は73.7%、女性は26.3%であった。年代は20歳代や30歳代が高い。

表4-18 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	2,010	1,319	691	252	60	365	285	324	354	247	123
	100.0%	65.6%	34.4%	12.5%	3.0%	18.2%	14.2%	16.1%	17.6%	12.3%	6.1%
障害者支援施設	368	270	98	3	6	32	64	65	89	78	31
	100.0%	73.4%	26.6%	0.8%	1.6%	8.7%	17.4%	17.7%	24.2%	21.2%	8.4%
居宅介護	29	13	16	0	0	2	3	2	12	10	0
	100.0%	44.8%	55.2%	0.0%	0.0%	6.9%	10.3%	6.9%	41.4%	34.5%	0.0%
重度訪問介護	10	9	1	0	0	1	4	0	1	4	0
	100.0%	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	40.0%	0.0%	10.0%	40.0%	0.0%
行動援護	5	4	1	0	0	3	0	2	0	0	0
	100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	66	33	33	0	1	9	11	8	17	19	1
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	1.5%	13.6%	16.7%	12.1%	25.8%	28.8%	1.5%
生活介護	179	132	47	0	11	72	33	24	21	17	1
	100.0%	73.7%	26.3%	0.0%	6.1%	40.2%	18.4%	13.4%	11.7%	9.5%	0.6%
短期入所	33	21	12	3	4	10	8	6	2	0	0
	100.0%	63.6%	36.4%	9.1%	12.1%	30.3%	24.2%	18.2%	6.1%	0.0%	0.0%
重度障害者等包括支援	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練	7	3	4	0	1	2	0	2	1	1	0
	100.0%	42.9%	57.1%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%
就労移行支援	8	2	6	0	0	4	2	2	0	0	0
	100.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	90	44	46	0	3	18	12	25	20	10	2
	100.0%	48.9%	51.1%	0.0%	3.3%	20.0%	13.3%	27.8%	22.2%	11.1%	2.2%
就労継続支援B型	141	78	63	1	2	42	38	29	19	10	0
	100.0%	55.3%	44.7%	0.7%	1.4%	29.8%	27.0%	20.6%	13.5%	7.1%	0.0%
共同生活援助	793	520	273	2	22	164	107	149	167	97	85
	100.0%	65.6%	34.4%	0.3%	2.8%	20.7%	13.5%	18.8%	21.1%	12.2%	10.7%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5	0	5	0	0	2	0	2	1	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	13	5	8	1	2	2	2	4	2	0	0
	100.0%	38.5%	61.5%	7.7%	15.4%	15.4%	15.4%	30.8%	15.4%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	11	9	2	0	1	2	1	2	2	1	2
	100.0%	81.8%	18.2%	0.0%	9.1%	18.2%	9.1%	18.2%	18.2%	9.1%	18.2%
福祉ホームを経営する 事業	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	34	25	9	33	0	0	0	0	0	0	1
	100.0%	73.5%	26.5%	97.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%
放課後等デイサービス	216	151	65	209	7	0	0	0	0	0	0
	100.0%	69.9%	30.1%	96.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性の割合が72.7%と高く、年齢は17歳以下から50歳代まで幅広い。

性的虐待では、女性の被虐待者が57.0%を占めており、年齢は17歳以下から50歳代まで幅広い。

心理的虐待の被虐待者は男性が66.2%。年齢は17歳以下から60歳以上まで幅広い。

放棄・放置（ネグレクト）は男性70.8%。年齢は50歳代や60歳以上の割合が高い。

経済的虐待は男性の被虐待者が67.8%を占めており、20歳代以上の割合が高い。

表 4-19 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	2,010 100.0%	1,319 65.6%	691 34.4%	252 12.5%	60 3.0%	365 18.2%	285 14.2%	324 16.1%	354 17.6%	247 12.3%	123 6.1%
身体的虐待	913 100.0%	664 72.7%	249 27.3%	159 17.4%	30 3.3%	160 17.5%	130 14.2%	131 14.3%	159 17.4%	109 11.9%	35 3.8%
性的虐待	242 100.0%	104 43.0%	138 57.0%	38 15.7%	8 3.3%	57 23.6%	35 14.5%	34 14.0%	24 9.9%	21 8.7%	25 10.3%
心理的虐待	904 100.0%	598 66.2%	306 33.8%	138 15.3%	31 3.4%	166 18.4%	130 14.4%	145 16.0%	142 15.7%	118 13.1%	34 3.8%
放棄・放置(ネグレクト)	243 100.0%	172 70.8%	71 29.2%	20 8.2%	6 2.5%	41 16.9%	34 14.0%	41 16.9%	52 21.4%	46 18.9%	3 1.2%
経済的虐待	441 100.0%	299 67.8%	142 32.2%	0 0.0%	6 1.4%	57 12.9%	53 12.0%	74 16.8%	103 23.4%	68 15.4%	80 18.1%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、全ての障害種別で被虐待者は男性の割合が高くなっていた。

年齢的な特徴では、身体障害のある被虐待者は40歳代から60歳以上の割合が高く、知的障害のある被虐待者や精神障害のある被虐待者は20歳代と50歳代が中心となっている。なお、発達障害のある被虐待者は67.8%が17歳以下であった。

表 4-20 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	2,010 100.0%	1,319 65.6%	691 34.4%	252 12.5%	60 3.0%	365 18.2%	285 14.2%	324 16.1%	354 17.6%	247 12.3%	123 6.1%
身体障害	761 100.0%	499 65.6%	262 34.4%	49 6.4%	18 2.4%	125 16.4%	110 14.5%	144 18.9%	170 22.3%	133 17.5%	12 1.6%
知的障害	1,560 100.0%	1,042 66.8%	518 33.2%	162 10.4%	55 3.5%	325 20.8%	258 16.5%	255 16.3%	299 19.2%	180 11.5%	26 1.7%
精神障害(発達障害を除く)	607 100.0%	371 61.1%	236 38.9%	19 3.1%	14 2.3%	137 22.6%	79 13.0%	125 20.6%	146 24.1%	85 14.0%	2 0.3%
発達障害	118 100.0%	83 70.3%	35 29.7%	80 67.8%	2 1.7%	15 12.7%	4 3.4%	8 6.8%	6 5.1%	3 2.5%	0 0.0%
難病等	114 100.0%	69 60.5%	45 39.5%	36 31.6%	2 1.8%	16 14.0%	9 7.9%	15 13.2%	23 20.2%	13 11.4%	0 0.0%
不明	168 100.0%	121 72.0%	47 28.0%	19 11.3%	1 0.6%	14 8.3%	5 3.0%	11 6.5%	12 7.1%	8 4.8%	98 58.3%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②障害支援区分

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分6」が32.1%を占めており、次いで「(区分)なし」が17.0%、「区分5」が15.5%である。

共同生活援助では、被虐待者793人のうち、「区分4」～「区分6」が中心となっている。

一方、障害者支援施設の被虐待者368人では「区分6」が243人(66.0%)、「区分5」が75人(20.4%)であった。

表 4-21 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	2,010 100.0%	4 0.2%	90 4.5%	170 8.5%	260 12.9%	311 15.5%	646 32.1%	342 17.0%	187 9.3%
障害者支援施設	368 100.0%	0 0.0%	1 0.3%	2 0.5%	15 4.1%	75 20.4%	243 66.0%	4 1.1%	28 7.6%
居宅介護	29 100.0%	0 0.0%	3 10.3%	4 13.8%	5 17.2%	1 3.4%	15 51.7%	0 0.0%	1 3.4%
重度訪問介護	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	9 90.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	66 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	7 10.6%	55 83.3%	1 1.5%	2 3.0%
生活介護	179 100.0%	0 0.0%	2 1.1%	5 2.8%	24 13.4%	46 25.7%	99 55.3%	1 0.6%	2 1.1%
短期入所	33 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	5 15.2%	4 12.1%	18 54.5%	3 9.1%	2 6.1%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
自立訓練	7 100.0%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	3 42.9%	0 0.0%
就労移行支援	8 100.0%	0 0.0%	3 37.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	2 25.0%
就労継続支援A型	90 100.0%	1 1.1%	10 11.1%	8 8.9%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	65 72.2%	5 5.6%
就労継続支援B型	141 100.0%	1 0.7%	19 13.5%	27 19.1%	16 11.3%	13 9.2%	1 0.7%	49 34.8%	15 10.6%
共同生活援助	793 100.0%	2 0.3%	49 6.2%	110 13.9%	182 23.0%	160 20.2%	195 24.6%	8 1.0%	87 11.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5 100.0%	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 23.1%	5 38.5%	2 15.4%	2 15.4%	1 7.7%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 27.3%	1 9.1%	3 27.3%	2 18.2%	2 18.2%
福祉ホームを経営する事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	18 52.9%	16 47.1%
放課後等デイサービス	216 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.4%	184 85.2%	25 11.6%

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた被虐待者は「区分6」が44.2%を占めており、分布が偏っている。放棄・放置（ネグレクト）も同様に「区分6」が47.3%を占めている。

心理的虐待では、「区分6」が35.3%を占めているものの、「なし」の割合も20.5%を占めている。

経済的虐待では、「区分4」から「区分6」の割合が高い。

性的虐待では「区分6」の割合が34.7%を占めている。

表 4-22 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	2,010 100.0%	4 0.2%	90 4.5%	170 8.5%	260 12.9%	311 15.5%	646 32.1%	342 17.0%	187 9.3%
身体的虐待	913 100.0%	2 0.2%	21 2.3%	51 5.6%	83 9.1%	147 16.1%	404 44.2%	152 16.6%	53 5.8%
性的虐待	242 100.0%	0 0.0%	15 6.2%	33 13.6%	15 6.2%	21 8.7%	84 34.7%	38 15.7%	36 14.9%
心理的虐待	904 100.0%	0 0.0%	44 4.9%	74 8.2%	109 12.1%	110 12.2%	319 35.3%	185 20.5%	63 7.0%
放棄・放置(ネグレクト)	243 100.0%	0 0.0%	4 1.6%	21 8.6%	31 12.8%	40 16.5%	115 47.3%	23 9.5%	9 3.7%
経済的虐待	441 100.0%	1 0.2%	22 5.0%	39 8.8%	81 18.4%	77 17.5%	85 19.3%	55 12.5%	81 18.4%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が46.4%を占めている。

知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高く、36.8%を占めている。

精神障害のある被虐待者では、「区分4」が21.4%で最も高いが、「(区分)なし」も18.9%と高くなっている。

表 4-23 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	2,010 100.0%	4 0.2%	90 4.5%	170 8.5%	260 12.9%	311 15.5%	646 32.1%	342 17.0%	187 9.3%
身体障害	761 100.0%	1 0.1%	17 2.2%	49 6.4%	97 12.7%	135 17.7%	353 46.4%	78 10.2%	31 4.1%
知的障害	1,560 100.0%	4 0.3%	53 3.4%	131 8.4%	226 14.5%	283 18.1%	574 36.8%	229 14.7%	60 3.8%
精神障害(発達障害を除く)	607 100.0%	1 0.2%	51 8.4%	91 15.0%	130 21.4%	113 18.6%	96 15.8%	115 18.9%	10 1.6%
発達障害	118 100.0%	0 0.0%	2 1.7%	6 5.1%	4 3.4%	4 3.4%	12 10.2%	72 61.0%	18 15.3%
難病等	98 100.0%	0 0.0%	2 2.0%	2 2.0%	13 13.3%	11 11.2%	16 16.3%	54 55.1%	0 0.0%
不明	168 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	11 6.5%	11 6.5%	17 10.1%	19 11.3%	109 64.9%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③障害種別

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 67.9%を占めており、共同生活援助や障害者支援施設、生活介護でも同様の傾向がみられる。

放課後等デイサービスでは、知的障害のある被虐待者が 58.3%を占めているが、発達障害のある被虐待者も 23.6%であった。

表 4-24 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位：人

	計	障害の種類(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	2,010 100.0%	429 21.3%	1,364 67.9%	346 17.2%	88 4.4%	7 0.3%	26 1.3%	138 6.9%
障害者支援施設	368 100.0%	113 30.7%	308 83.7%	13 3.5%	6 1.6%	0 0.0%	1 0.3%	17 4.6%
居宅介護	29 100.0%	15 51.7%	13 44.8%	7 24.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	10 100.0%	10 100.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	5 100.0%	1 20.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	66 100.0%	63 95.5%	46 69.7%	0 0.0%	1 1.5%	1 1.5%	2 3.0%	0 0.0%
生活介護	179 100.0%	49 27.4%	159 88.8%	10 5.6%	4 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.1%
短期入所	33 100.0%	9 27.3%	28 84.8%	3 9.1%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	7 100.0%	0 0.0%	4 57.1%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	8 100.0%	0 0.0%	3 37.5%	4 50.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	90 100.0%	13 14.4%	28 31.1%	48 53.3%	3 3.3%	2 2.2%	0 0.0%	2 2.2%
就労継続支援B型	141 100.0%	13 9.2%	95 67.4%	45 31.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 5.0%
共同生活援助	793 100.0%	113 14.2%	514 64.8%	192 24.2%	13 1.6%	1 0.1%	4 0.5%	88 11.1%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5 100.0%	0 0.0%	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	13 100.0%	1 7.7%	11 84.6%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	11 100.0%	2 18.2%	6 54.5%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	34 100.0%	4 11.8%	16 47.1%	1 2.9%	7 20.6%	0 0.0%	8 23.5%	1 2.9%
放課後等デイサービス	216 100.0%	22 10.2%	126 58.3%	12 5.6%	51 23.6%	2 0.9%	11 5.1%	19 8.8%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 23.5%、知的障害のある被虐待者は 78.9%、精神障害のある被虐待者は 8.9%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 16.5%、知的障害のある被虐待者は 69.0%、精神障害のある被虐待者は 16.1%であった。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 22.0%、知的障害のある被虐待者は 69.1%、精神障害のある被虐待者は 15.6%を占めていた。

放棄・放置（ネグレクト）では、身体障害のある被虐待者は 33.3%、知的障害のある被虐待者は 73.7%、精神障害のある被虐待者は 8.6%を占めていた。

経済的虐待では、身体障害のある被虐待者は 19.3%、知的障害のある被虐待者は 48.5%、精神障害のある被虐待者は 26.3%を占めていた。

表 4-25 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位：人

	計	障害種別(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害(発達障害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	2,010 100.0%	429 21.3%	1,364 67.9%	346 17.2%	88 4.4%	7 0.3%	26 1.3%	138 6.9%
身体的虐待	913 100.0%	215 23.5%	720 78.9%	81 8.9%	49 5.4%	2 0.2%	15 1.6%	32 3.5%
性的虐待	242 100.0%	40 16.5%	167 69.0%	39 16.1%	15 6.2%	0 0.0%	4 1.7%	20 8.3%
心理的虐待	904 100.0%	199 22.0%	625 69.1%	141 15.6%	43 4.8%	5 0.6%	18 2.0%	51 5.6%
放棄・放置(ネグレクト)	243 100.0%	81 33.3%	179 73.7%	21 8.6%	12 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	5 2.1%
経済的虐待	441 100.0%	85 19.3%	214 48.5%	116 26.3%	1 0.2%	2 0.5%	1 0.2%	77 17.5%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

①性別・年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が 66.3%であり、この傾向は障害者虐待判断件数の多い共同生活援助、障害者支援施設、生活介護、放課後等デイサービスいずれも同様である。

虐待を行った従事者の年代は、40歳代以上が高く、60歳以上は 21.5%となっている。

表 4-26 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	1,421 100.0%	942 66.3%	479 33.7%	114 8.0%	157 11.0%	212 14.9%	239 16.8%	306 21.5%	393 27.7%
障害者支援施設	317 100.0%	234 73.8%	83 26.2%	41 12.9%	52 16.4%	55 17.4%	45 14.2%	47 14.8%	77 24.3%
居宅介護	29 100.0%	13 44.8%	16 55.2%	3 10.3%	4 13.8%	3 10.3%	3 10.3%	7 24.1%	9 31.0%
重度訪問介護	9 100.0%	9 100.0%	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	4 44.4%
行動援護	5 100.0%	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%
療養介護	55 100.0%	22 40.0%	33 60.0%	7 12.7%	4 7.3%	10 18.2%	11 20.0%	11 20.0%	12 21.8%
生活介護	149 100.0%	108 72.5%	41 27.5%	12 8.1%	13 8.7%	20 13.4%	32 21.5%	35 23.5%	37 24.8%
短期入所	31 100.0%	26 83.9%	5 16.1%	5 16.1%	5 16.1%	5 16.1%	3 9.7%	7 22.6%	6 19.4%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
自立訓練	8 100.0%	4 50.0%	4 50.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	3 37.5%
就労移行支援	7 100.0%	6 85.7%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%
就労継続支援A型	52 100.0%	34 65.4%	18 34.6%	3 5.8%	0 0.0%	10 19.2%	6 11.5%	15 28.8%	18 34.6%
就労継続支援B型	100 100.0%	78 78.0%	22 22.0%	7 7.0%	9 9.0%	13 13.0%	20 20.0%	30 30.0%	21 21.0%
共同生活援助	432 100.0%	265 61.3%	167 38.7%	20 4.6%	35 8.1%	53 12.3%	78 18.1%	116 26.9%	130 30.1%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%
移動支援事業	12 100.0%	7 58.3%	5 41.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	2 16.7%	3 25.0%	5 41.7%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	5 62.5%	3 37.5%	0 0.0%	1 12.5%	2 25.0%	0 0.0%	1 12.5%	4 50.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
児童発達支援	26 100.0%	9 34.6%	17 65.4%	0 0.0%	1 3.8%	7 26.9%	5 19.2%	6 23.1%	7 26.9%
放課後等デイサービス	175 100.0%	114 65.1%	61 34.9%	13 7.4%	26 14.9%	26 14.9%	30 17.1%	23 13.1%	57 32.6%

イ. 虐待行為の類型別

すべての虐待行為の類型で虐待者は男性の割合が高くなっていた。

虐待者の年齢層はすべての年代に分布している。性的虐待では60歳以上が29.3%を占めていた。

表 4-27 虐待類型別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	1,421 100.0%	942 66.3%	479 33.7%	114 8.0%	157 11.0%	212 14.9%	239 16.8%	306 21.5%	393 27.7%
身体的虐待	780 100.0%	521 66.8%	259 33.2%	66 8.5%	98 12.6%	116 14.9%	143 18.3%	146 18.7%	211 27.1%
性的虐待	167 100.0%	147 88.0%	20 12.0%	17 10.2%	21 12.6%	23 13.8%	23 13.8%	49 29.3%	34 20.4%
心理的虐待	738 100.0%	432 58.5%	306 41.5%	48 6.5%	71 9.6%	100 13.6%	124 16.8%	157 21.3%	238 32.2%
放棄・放置(ネグレクト)	160 100.0%	104 65.0%	56 35.0%	15 9.4%	19 11.9%	23 14.4%	27 16.9%	25 15.6%	51 31.9%
経済的虐待	74 100.0%	44 59.5%	30 40.5%	6 8.1%	10 13.5%	16 21.6%	12 16.2%	13 17.6%	17 23.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が6~7割を占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に分布している。精神障害では60歳以上が26.5%を占めていた。

表 4-28 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	1421 100.0%	942 66.3%	479 33.7%	114 8.0%	157 11.0%	212 14.9%	239 16.8%	306 21.5%	393 27.7%
身体障害	368 100.0%	227 61.7%	141 38.3%	44 12.0%	51 13.9%	54 14.7%	64 17.4%	79 21.5%	76 20.7%
知的障害	1055 100.0%	705 66.8%	350 33.2%	96 9.1%	127 12.0%	149 14.1%	178 16.9%	235 22.3%	270 25.6%
精神障害(発達障害を除く)	249 100.0%	163 65.5%	86 34.5%	13 5.2%	17 6.8%	39 15.7%	38 15.3%	66 26.5%	76 30.5%
発達障害	90 100.0%	63 70.0%	27 30.0%	4 4.4%	15 16.7%	16 17.8%	18 20.0%	18 20.0%	19 21.1%
難病等	28 100.0%	19 67.9%	9 32.1%	4 14.3%	4 14.3%	3 10.7%	2 7.1%	5 17.9%	10 35.7%
不明	35 100.0%	27 77.1%	8 22.9%	2 5.7%	2 5.7%	4 11.4%	7 20.0%	6 17.1%	14 40.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②職種・職位

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。

共同生活援助では「世話人」が31.0%、「生活支援員」が30.3%を占めていた。また、「管理者」が16.2%を占めていた。

障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、それぞれ87.7%、77.2%を占めていた。

放課後等デイサービスでは「児童指導員」が28.6%、「児童発達支援管理責任者」が14.3%を占めていた。

表 4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その1）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)													
		サービス管理責任者	管理者	医師	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	職業指導員	就労支援員	就労定着支援員	サービス提供責任者	世話人
全体	1,421 100.0%	90 6.3%	144 10.1%	1 0.1%	32 2.3%	38 2.7%	617 43.4%	1 0.1%	6 0.4%	2 0.1%	35 2.5%	8 0.6%	1 0.1%	5 0.4%	140 9.9%
障害者支援施設	317 100.0%	4 1.3%	6 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.6%	278 87.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.3%	0 0.0%
居宅介護	29 100.0%	1 3.4%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 10.3%	0 0.0%
重度訪問介護	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	55 100.0%	1 1.8%	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	23 41.8%	17 30.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	149 100.0%	7 4.7%	7 4.7%	0 0.0%	5 3.4%	4 2.7%	115 77.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
短期入所	31 100.0%	2 6.5%	2 6.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 67.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 9.7%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	8 100.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%
就労移行支援	7 100.0%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	52 100.0%	9 17.3%	8 15.4%	0 0.0%	11 21.2%	1 1.9%	6 11.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 17.3%	1 1.9%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	100 100.0%	13 13.0%	9 9.0%	0 0.0%	3 3.0%	1 1.0%	28 28.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	22 22.0%	4 4.0%	0 0.0%	1 1.0%	2 2.0%
共同生活援助	432 100.0%	43 10.0%	70 16.2%	0 0.0%	6 1.4%	4 0.9%	131 30.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	134 31.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	12 100.0%	1 8.3%	3 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	26 100.0%	0 0.0%	4 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	175 100.0%	8 4.6%	24 13.7%	0 0.0%	6 3.4%	2 1.1%	5 2.9%	1 0.6%	6 3.4%	2 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

表 4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その2）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その2）													
		機能訓練指導員	相談支援専門員	指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	機能訓練担当職員	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	その他従事者	不明
全体	1,421 100.0%	1 0.1%	3 0.2%	13 0.9%	27 1.9%	27 1.9%	1 0.1%	62 4.4%	3 0.2%	4 0.3%	17 1.2%	5 0.4%	4 0.3%	101 7.1%	33 2.3%
障害者支援施設	317 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 4.1%	7 2.2%
居宅介護	29 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.9%	14 48.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%
療養介護	55 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 7.3%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 12.7%	1 1.8%
生活介護	149 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 4.0%	1 0.7%
短期入所	31 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.5%	1 3.2%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%
就労移行支援	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	52 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 7.7%	2 3.8%
就労継続支援B型	100 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 13.0%	3 3.0%
共同生活援助	432 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	28 6.5%	13 3.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	4 100.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	12 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	4 33.3%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	8 30.8%	1 3.8%	1 3.8%	8 30.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 7.7%	0 0.0%
放課後等デイサービス	175 100.0%	1 0.6%	0 0.0%	8 4.6%	14 8.0%	25 14.3%	0 0.0%	50 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	19 10.9%	4 2.3%

イ. 虐待行為の類型別

経済的虐待以外の類型では、虐待者は「生活支援員」の割合が4割から5割超と最も高い。経済的虐待は「管理者」が25.7%、「サービス管理責任者」が17.6%を占めていた。

表 4-30 虐待行為の類型別にみた虐待者の属性（職種・職位）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)													
		サービス管理責任者	管理者	医師	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	職業指導員	就労支援員	就労定着支援員	サービス提供責任者	世話人
全体	1,421 100.0%	90 6.3%	144 10.1%	1 0.1%	32 2.3%	38 2.7%	617 43.4%	1 0.1%	6 0.4%	2 0.1%	35 2.5%	8 0.6%	1 0.1%	5 0.4%	140 9.9%
身体的虐待	780 100.0%	31 4.0%	58 7.4%	1 0.1%	12 1.5%	24 3.1%	419 53.7%	1 0.1%	2 0.3%	0 0.0%	9 1.2%	4 0.5%	0 0.0%	1 0.1%	60 7.7%
性的虐待	167 100.0%	9 5.4%	12 7.2%	0 0.0%	4 2.4%	2 1.2%	65 38.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 7.8%	1 0.6%	1 0.6%	0 0.0%	22 13.2%
心理的虐待	738 100.0%	51 6.9%	79 10.7%	1 0.1%	16 2.2%	28 3.8%	294 39.8%	1 0.1%	4 0.5%	1 0.1%	17 2.3%	3 0.4%	0 0.0%	1 0.1%	79 10.7%
放棄・放置(ネグレクト)	160 100.0%	10 6.3%	26 16.3%	1 0.6%	0 0.0%	6 3.8%	84 52.5%	0 0.0%	2 1.3%	1 0.6%	2 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 5.6%
経済的虐待	74 100.0%	13 17.6%	19 25.7%	0 0.0%	8 10.8%	1 1.4%	13 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	4 5.4%	4 5.4%

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)													
		機能訓練指導員	相談支援専門員	指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	機能訓練担当職員	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	その他従事者	不明
全体	1,421 100.0%	1 0.1%	3 0.2%	13 0.9%	27 1.9%	27 1.9%	1 0.1%	62 4.4%	3 0.2%	4 0.3%	17 1.2%	5 0.4%	4 0.3%	101 7.1%	33 2.3%
身体的虐待	780 100.0%	1 0.1%	0 0.0%	11 1.4%	16 2.1%	11 1.4%	1 0.1%	38 4.9%	3 0.4%	3 0.4%	10 1.3%	2 0.3%	2 0.3%	47 6.0%	13 1.7%
性的虐待	167 100.0%	0 0.0%	2 1.2%	1 0.6%	3 1.8%	5 3.0%	0 0.0%	5 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 9.0%	7 4.2%
心理的虐待	738 100.0%	0 0.0%	2 0.3%	5 0.7%	13 1.8%	19 2.6%	1 0.1%	37 5.0%	0 0.0%	1 0.1%	5 0.7%	2 0.3%	2 0.3%	52 7.0%	24 3.3%
放棄・放置(ネグレクト)	160 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	2 1.3%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	12 7.5%	0 0.0%
経済的虐待	74 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.1%	1 1.4%	0 0.0%	4 5.4%	3 4.1%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 55.7%、「看護職員」が 7.6%、「世話人」が 6.8%となっている。

知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 50.4%、「世話人」が 10.0%、「管理者」が 9.1%となっている。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員も、「生活支援員」が 22.1%と最も高いが、「世話人」が 18.9%、「管理者」が 16.1%となっている。

表 4-31 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（職種・職位）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)													
		サービス管理責任者	管理者	医師	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	職業指導員	就労支援員	就労定着支援員	サービス提供責任者	世話人
全体	1,421 100.0%	90 6.3%	144 10.1%	1 0.1%	32 2.3%	38 2.7%	617 43.4%	1 0.1%	6 0.4%	2 0.1%	35 2.5%	8 0.6%	1 0.1%	5 0.4%	140 9.9%
身体障害	368 100.0%	10 2.7%	23 6.3%	1 0.3%	10 2.7%	28 7.6%	205 55.7%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.5%	0 0.0%	3 0.8%	25 6.8%
知的障害	1,055 100.0%	57 5.4%	96 9.1%	1 0.1%	16 1.5%	29 2.7%	532 50.4%	0 0.0%	4 0.4%	1 0.1%	20 1.9%	4 0.4%	1 0.1%	2 0.2%	105 10.0%
精神障害(発達障害を除く)	249 100.0%	34 13.7%	40 16.1%	0 0.0%	15 6.0%	2 0.8%	55 22.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	18 7.2%	2 0.8%	0 0.0%	1 0.4%	47 18.9%
発達障害	90 100.0%	7 7.8%	15 16.7%	0 0.0%	5 5.6%	1 1.1%	13 14.4%	1 1.1%	2 2.2%	1 1.1%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.4%
難病等	41 100.0%	1 2.4%	3 7.3%	0 0.0%	3 7.3%	1 2.4%	8 19.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.3%
不明	470 100.0%	20 4.3%	35 7.4%	0 0.0%	3 0.6%	8 1.7%	298 63.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	46 9.8%

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)													
		機能訓練指導員	相談支援専門員	指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	機能訓練担当職員	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	その他従事者	不明
全体	1,421 100.0%	1 0.1%	3 0.2%	13 0.9%	27 1.9%	27 1.9%	1 0.1%	62 4.4%	3 0.2%	4 0.3%	17 1.2%	5 0.4%	4 0.3%	101 7.1%	33 2.3%
身体障害	368 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 2.2%	3 0.8%	0 0.0%	6 1.6%	1 0.3%	1 0.3%	7 1.9%	5 1.4%	2 0.5%	20 5.4%	7 1.9%
知的障害	1,055 100.0%	1 0.1%	0 0.0%	10 0.9%	21 2.0%	13 1.2%	0 0.0%	34 3.2%	2 0.2%	3 0.3%	8 0.8%	1 0.1%	3 0.3%	70 6.6%	21 2.0%
精神障害(発達障害を除く)	249 100.0%	0 0.0%	3 1.2%	2 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 6.0%	5 2.0%
発達障害	90 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	3 3.3%	9 10.0%	1 1.1%	17 18.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 7.8%	2 2.2%
難病等	41 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	3 7.3%	0 0.0%	9 22.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	4 9.8%	4 9.8%
不明	470 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	5 1.1%	1 0.2%	1 0.2%	8 1.7%	0 0.0%	3 0.6%	29 6.2%	6 1.3%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

③虐待の発生要因

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

共同生活援助では、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「倫理観や理念の欠如」が高く、障害者支援施設、生活介護では、「職員のストレスや感情コントロールの問題」や「教育・知識・介護技術等に関する問題」が高くなっている。

表 4-32 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	1,421 100.0%	793 55.8%	690 48.6%	707 49.8%	289 20.3%	350 24.6%
障害者支援施設	317 100.0%	151 47.6%	164 51.7%	119 37.5%	63 19.9%	85 26.8%
居宅介護	29 100.0%	13 44.8%	11 37.9%	14 48.3%	7 24.1%	6 20.7%
重度訪問介護	9 100.0%	3 33.3%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%
行動援護	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	55 100.0%	27 49.1%	26 47.3%	28 50.9%	16 29.1%	14 25.5%
生活介護	149 100.0%	93 62.4%	93 62.4%	82 55.0%	30 20.1%	41 27.5%
短期入所	31 100.0%	22 71.0%	15 48.4%	14 45.2%	4 12.9%	5 16.1%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	8 100.0%	4 50.0%	4 50.0%	1 12.5%	3 37.5%	2 25.0%
就労移行支援	7 100.0%	2 28.6%	5 71.4%	5 71.4%	2 28.6%	0 0.0%
就労継続支援A型	52 100.0%	22 42.3%	17 32.7%	20 38.5%	8 15.4%	7 13.5%
就労継続支援B型	100 100.0%	60 60.0%	46 46.0%	59 59.0%	12 12.0%	19 19.0%
共同生活援助	432 100.0%	252 58.3%	200 46.3%	248 57.4%	88 20.4%	119 27.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%
移動支援事業	12 100.0%	9 75.0%	6 50.0%	6 50.0%	2 16.7%	2 16.7%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	4 50.0%	6 75.0%	2 25.0%	3 37.5%	1 12.5%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	26 100.0%	18 69.2%	11 42.3%	14 53.8%	6 23.1%	7 26.9%
放課後等デイサービス	175 100.0%	108 61.7%	77 44.0%	81 46.3%	44 25.1%	40 22.9%

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-33 虐待行為の類型別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	1,421 100.0%	793 55.8%	690 48.6%	707 49.8%	289 20.3%	350 24.6%
身体的虐待	780 100.0%	443 56.8%	421 54.0%	297 38.1%	141 18.1%	220 28.2%
性的虐待	167 100.0%	79 47.3%	50 29.9%	123 73.7%	21 12.6%	24 14.4%
心理的虐待	738 100.0%	406 55.0%	362 49.1%	370 50.1%	182 24.7%	168 22.8%
放棄・放置(ネグレクト)	160 100.0%	65 40.6%	48 30.0%	72 45.0%	45 28.1%	50 31.3%
経済的虐待	74 100.0%	31 41.9%	19 25.7%	66 89.2%	25 33.8%	14 18.9%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

各障害種別とも、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が高くなっている。

表 4-34 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	1,421 100.0%	793 55.8%	690 48.6%	707 49.8%	289 20.3%	350 24.6%
身体障害	368 100.0%	184 50.0%	181 49.2%	180 48.9%	79 21.5%	101 27.4%
知的障害	1,055 100.0%	579 54.9%	526 49.9%	498 47.2%	208 19.7%	274 26.0%
精神障害(発達障害を除く)	249 100.0%	142 57.0%	113 45.4%	144 57.8%	49 19.7%	56 22.5%
発達障害	90 100.0%	59 65.6%	41 45.6%	50 55.6%	18 20.0%	15 16.7%
難病等	28 0.0%	15 53.6%	14 50.0%	15 53.6%	6 21.4%	5 17.9%
不明	35 100.0%	8 22.9%	12 34.3%	10 28.6%	4 11.4%	10 28.6%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

(4) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析

ここでは、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の障害者福祉施設従事者等による虐待事案を対象に、障害福祉サービス施設・事業所別の傾向把握を行った。

令和2年度から令和6年度までの5ヶ年で虐待の事実が認められた件数が最も多いのは「共同生活援助」の1,286件であり、次いで「障害者支援施設」の978件、「生活介護」の592件、「放課後等デイサービス」の583件となっている(表4-35)。

表4-35 施設・事業所別虐待の事実が認められた事例及び施設数・事業所数

障害福祉サービス 施設・事業所	①虐待の事実が認められた件数					①合計 (R02～R06計)
	R02	R03	R04	R05	R06	
01 障害者支援施設	131	146	214	244	243	978
02 居宅介護	11	18	17	27	27	100
03 重度訪問介護	11	6	10	9	10	46
04 同行援護	0	0	1	2	0	3
05 行動援護	3	4	3	2	5	17
06 療養介護	29	12	24	18	44	127
07 生活介護	79	87	131	152	143	592
08 短期入所	11	16	17	31	33	108
09 重度障害者等包括支援	0	1	0	0	1	2
10 自立訓練	1	4	5	7	7	24
11 就労移行支援	3	7	7	9	8	34
12 就労継続支援A型	45	33	33	46	40	197
13 就労継続支援B型	67	83	113	124	99	486
14 自立生活援助	1	2	0	0	0	3
15 就労定着支援	0	0	0	0	0	0
16 共同生活援助	133	162	252	338	401	1,286
17 一般相談支援及び特定相談支援	2	5	5	6	4	22
18 移動支援	6	6	4	5	12	33
19 地域活動支援センター	1	6	7	3	8	25
20 福祉ホーム	0	1	0	0	1	2
21 児童発達支援	6	5	20	24	24	79
22 医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
23 放課後等デイサービス	92	95	93	146	157	583
24 保育所等訪問支援	0	0	0	1	0	1
25 障害児相談支援	0	0	0	0	0	0

令和2年から令和6年の各年10月1日時点の施設数・事業所数は表4-36のとおりである。

表4-36 施設・事業所数の推移(R2～R5、各年10月1日現在)

障害福祉サービス 施設・事業所	②施設数・事業所数 (『社会福祉施設等調査の概況(厚生労働省)』より)					②合計 (R02～R06 計)	年平均伸び率 (R02～R06)
	R02	R03	R04	R05	R06		
01 障害者支援施設	2,570	2,573	2,575	2,568	2,551	12,837	-0.19%
02 居宅介護	23,741	24,462	25,263	25,967	26,485	125,918	2.77%
03 重度訪問介護	21,327	21,802	22,460	22,910	22,849	111,348	1.74%
04 同行援護	8,413	8,255	8,359	8,361	8,187	41,575	-0.68%
05 行動援護	2,628	2,694	2,813	2,977	3,117	14,229	4.36%
06 療養介護	235	246	246	249	254	1,230	1.96%
07 生活介護	8,637	9,056	9,508	10,032	10,404	47,637	4.76%
08 短期入所	6,489	7,057	7,486	8,106	8,592	37,730	7.27%
09 重度障害者等包括支援	21	20	22	22	23	108	2.30%
10 自立訓練	2,079	2,119	2,212	2,262	2,303	10,975	2.59%
11 就労移行支援	3,301	3,353	3,393	3,301	3,240	16,588	-0.47%
12 就労継続支援A型	3,929	4,130	4,429	4,676	4,634	21,798	4.21%
13 就労継続支援B型	13,355	14,407	15,588	16,713	17,973	78,036	7.71%
14 自立生活援助	326	395	445	472	491	2,129	10.78%
15 就労定着支援	1,421	1,522	1,678	1,809	1,885	8,315	7.32%
16 共同生活援助	9,659	11,056	12,281	13,351	14,241	60,588	10.19%
17 一般相談支援及び特定相談支援	17,609	18,260	18,834	19,582	20,204	94,489	3.50%
18 移動支援							
19 地域活動支援センター	2,849	2,824	2,794	2,765	2,696	13,928	-1.37%
20 福祉ホーム	137	133	129	124	124	647	-2.46%
21 児童発達支援	8,849	10,183	11,803	13,412	14,855	59,102	13.83%
22 医療型児童発達支援							
23 放課後等デイサービス	15,519	17,372	19,408	21,122	22,643	96,064	9.91%
24 保育所等訪問支援	1,582	1,930	2,281	2,700	3,257	11,750	19.79%
25 障害児相談支援	7,772	8,130	8,619	9,103	9,548	43,172	5.28%

各年の虐待の事実が認められた件数を施設数・事業所数で除したものと及びそれぞれの5ヶ年合計値で除したものが表4-37である。

令和2年度から令和6年度までの5ヶ年合計で虐待の事実が認められた件数が多い「共同生活援助」では、施設・事業所数あたり2.1%、「障害者支援施設」では7.6%、「生活介護」では1.2%、「放課後等デイサービス」では0.6%であった。

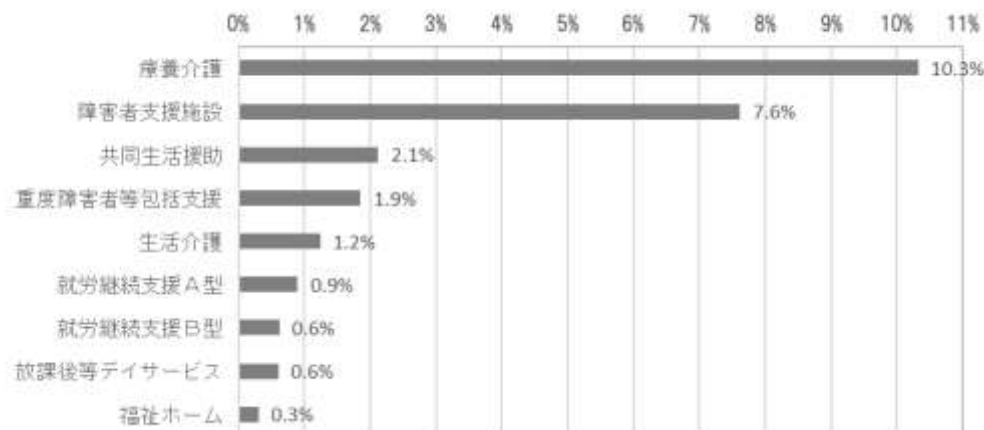
一方、療養介護は、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年で虐待の事実が認められた件数が127件と少ないものの、施設数・事業所数も少ないため、施設・事業所あたりで見ると、10.3%と最も高くなっている。

以上から、「共同生活援助」「障害者支援施設」「療養介護」といった、宿泊を伴う障害福祉サービスにおいて、虐待の未然防止のための取組について特段の注意を払って行なうことが求められるものと考えられる。

表4-37 ①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数で算出した割合

障害福祉サービス 施設・事業所	①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数					③合計 (①／②)
	R02	R03	R04	R05	R06	
01 障害者支援施設	5.1%	5.7%	8.3%	9.5%	9.5%	7.6%
02 居宅介護	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
03 重度訪問介護	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
04 同行援護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05 行動援護	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
06 療養介護	12.3%	4.9%	9.8%	7.2%	17.3%	10.3%
07 生活介護	0.9%	1.0%	1.4%	1.5%	1.4%	1.2%
08 短期入所	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.3%
09 重度障害者等包括支援	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	4.3%	1.9%
10 自立訓練	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%
11 就労移行支援	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%
12 就労継続支援A型	1.1%	0.8%	0.7%	1.0%	0.9%	0.9%
13 就労継続支援B型	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%
14 自立生活援助	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
15 就労定着支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16 共同生活援助	1.4%	1.5%	2.1%	2.5%	2.8%	2.1%
17 一般相談支援及び特定相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18 移動支援						
19 地域活動支援センター	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	0.3%	0.2%
20 福祉ホーム	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.8%	0.3%
21 児童発達支援	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
22 医療型児童発達支援						
23 放課後等デイサービス	0.6%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%
24 保育所等訪問支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 障害児相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数（降順） ※R2～R6の合計値で計算



5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査

(1) 調査実施概要

障害者のセルフネグレクトに関する実態や対応状況を把握するため、平成 29 年度より「障害者虐待対応状況調査」の調査票に特別調査票を追加し調査を行っている。なお、セルフネグレクトの定義はまだ固まったものがないため、各部署でセルフネグレクトに該当すると判断した事例を調査対象とした。

(2) 調査結果

令和 6 年度中に、障害者のセルフネグレクトに関する相談を受け付けた市区町村は 81 自治体、相談件数は 171 件であった。

また、相談件数 171 件のうち、相談を受け付けた部署で対応した件数（関係部署・機関と連携した対応も含む）は 150 件であり、相談件数の 88% を担当部署で対応（関係部署・機関と連携した対応も含む）している。

表 5-1 障害者のセルフネグレクトに関する相談件数と対応状況

		件数	構成割合
回答市区町村数		81	-
障害者のセルフネグレクトに関連する相談件数		171	100%
対応状況	貴部署または障害者虐待防止センターで対応した件数 （関係部署・機関と連携して対応した事例も含む）	150	88%
	他部署・他機関に引き継いだ件数	16	9%
	その他	5	3%

6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

6-1 ヒアリング調査概要

(1) 調査実施目的

本事業では、障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤事例の未然防止、再発防止に向けて、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得ることを目的に、毎年度の「障害者虐待対応状況調査」において、養護者虐待及び施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体等に対し、ヒアリングを実施し、報告書に、他の自治体にとって参考になる虐待防止や虐待対応上の留意点等を整理している。

本年度は、養護者虐待において重篤事例を計上した自治体に対して、事例概要、事例発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象

令和6年度「障害者虐待対応状況調査」において、養護者虐待における重篤事例を計上した4自治体。

※当調査では、施設従事者虐待における重篤事例を計上した自治体はなかったため、ヒアリング調査を行っていない。

(3) 調査実施時期

令和7年12月

(4) 調査実施方法

事前に質問項目を送り、訪問聞き取りを行った。

(5) 主な質問項目

主な質問項目は以下のとおりである。

①事例概要

虐待発生以前の状況

被虐待者、虐待者、家族の概要

②当該事例への対応について

行政や関係機関による、本人、当該家族への関わり

当該事例に関する、各部署・機関における、虐待リスクの認識や共有状況

③当該事例を受けての、障害者虐待の再発防止に向けて

(6) 倫理的配慮

ヒアリング調査協力自治体へのヒアリング調査依頼状に以下の内容を記載し、承諾を得たうえで、ヒアリング調査及び報告書原稿作成を行った。

- ・ヒアリング調査時、正確な記録のために、メモ及び音声データを取らせていただくこと。

- ・記録の共有範囲は、本事業検討会、厚生労働省担当部署、事務局の範囲内であり、外部に公開するものではないこと。
- ・ヒアリング調査時の記録をもとに、事案の本質を失わず、かつ個人や施設・事業所の特定を避けるため処理を行った上で、本事業報告書等を作成すること。
- ・公表前に本事業報告書等に掲載する原稿案をお送りし、内容について確認・修正等を依頼したうえで、承諾を得られたものについてのみ、掲載させていただくこと。

(7) 報告書記載について

令和6年度「障害者虐待対応状況調査」の回答及びヒアリング調査結果と合わせて、新聞記事や関係機関からの情報等を基に事例の分析を行うとともに、明らかとなった課題や対応策等について整理した。

なお、本報告書では検証の趣旨を損なわない範囲で、個人等を特定できる情報を削除するなど、対象者や自治体のプライバシーに配慮した。

6-2 養護者虐待に関する重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

6-2-1 長期間にわたり高齢の親が熱心に介護を担っていた事例

ここで記載する全事例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」¹（以降「市町村・都道府県手引き」という。）に記載されている、虐待担当部署が相談・通報・届出を受理し、事実確認調査や虐待の判断、終結の判断等という虐待対応を実施した事例ではない。しかし、各事例は、いずれも、高齢の親が障害のある子ども（成人した障害者）を思い、長期間単独で熱心に介護を担っていた家庭で発生した事例である。

また、これらの事例は、行政や関係機関が当該家庭に関する一定の情報を把握していたり、医療機関や福祉サービスの利用が一定程度存在していたものの、虐待発生リスクを十分に認識・共有できず、結果として適切なリスクマネジメントや支援体制の構築に至らなかった点が共通していた。

各事例を検証した結果、自治体の家庭への関わり方や関与していた期間、虐待対応の有無に差異はあったものの、養護者支援・家族支援の視点に基づく未然防止の重要性、並びに、発生要因に着目したアセスメントや庁内外の連携体制の在り方について、共通する課題が確認された。

同様の事例の再発防止を図る観点から、各事例に共通して認められた事実と課題、及びそれに対する対応策を以下に整理する。

6-2-1-1 事例概要（全事例に概ね共通していたこと）

- ・ 被虐待者はいずれも成人後も親と同居し、長期間にわたり、医療機関の受診や福祉サービスの利用を一部行いながら、家庭を中心とした介護・支援を受けていた障害者だった。
- ・ 養護者はいずれも高齢者であり、子を思い、長期間にわたり家庭内での介護を担っていた。
- ・ 他に家族がいる場合もあったが、家族間の関係性や生活状況等の事情により、主として特定の親が中心となって介護を担う状況が長期間継続していた。
- ・ 行政や関係機関は、当該家庭に関する一定の情報を把握していたり、医療・福祉サービスの利用を通じて関わりを持っていたものの、組織内や関係機関間で虐待発生リスクの認識に温度差があり、家族全体を対象とした支援体制は十分に構築・共有されていなかった。
- ・ その結果、養護者の疲弊と孤立、将来への不安等が長期化・深刻化し、最終的に深刻な事例に至った。

¹ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課, 地域生活・発達障害者支援室, こども家庭庁支援局障害児支援課, “市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き”, 令和6年7月

6-2-1-2 事実と課題

(1) 高齢養護者の長期介護をリスクとして位置づける視点の不足

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全事例において、養護者は高齢者であり、長期間にわたり家庭内での介護を担っていた。 ・ 福祉サービスの利用や医療機関の受診、行政との接点は一定程度存在していたものの、それらの情報が世帯全体の状況や養護者の負担の蓄積として整理されず、虐待発生リスクの把握や共有に十分に結びついていなかった。 ・ 支援機関や行政は、「大丈夫」「今は落ち着いている」という養護者の言葉や外見的な様子をもって、リスクがあると考えていなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者が高齢であり、かつ長期間にわたり介護を担っている状況を、虐待発生リスクの一つとして明確に位置づけ、継続的な関与や家族全体を対象とした支援方針を共有する仕組みが十分ではなかった。 ・ その結果、関係部署・機関間で虐待発生リスクに関する認識の共有が不十分となり、地域生活支援体制が構築・共有されていなかった。 ・ 本人への思いが強い熱心な養護者ほど、葛藤を抱え込みやすく外部に対して SOS を発しにくいという構造を、支援者間で共通のリスク認識として整理されていなかった。

(2) ハイリスク層の抽出と把握の仕組みの不足

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス未利用者だけでなく、家庭を中心に生活している障害者とその家族について、世帯全体の状況を体系的に把握する仕組みが整備されていなかった。 ・ 各自治体において、高齢養護者のサービス利用に関して地域包括支援センターに相談をしたり、主任介護支援専門員が関わっていたり、医療機関の受診等、関係部署・機関が各世帯と接していたが、支援が必要となる可能性の高い世帯を予防的に把握する機能としては十分に活用されていなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢養護者、長期介護、家族内孤立といった複数のリスクを重ねて把握する基準や役割分担が明確でなく、そうした情報を共有する仕組みが整備されておらず、結果として未然防止につながる早期介入が困難であった。

(3) 虐待以外のアプローチ（家族支援・孤立防止）の不足

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援は主として本人の障害特性や医療、福祉サービスの利用に焦点が当てられ、養護者の孤立や心理的負担への支援は十分とは言えなかった。 ・ その結果、養護者が地域や家庭内で孤立し、追い詰められていく過程を早期に把握することができなかった。
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待という枠組みに限定した見方や対応により、虐待が顕在化していない段階での「家族支援」「孤立防止」としての介入が十分に行われなかった。 ・ 個人情報の保護を理由に、自治体間や医療・福祉機関等との情報共有や連携が、結果として十分に行われていなかった。
----	---

(4) 都道府県による市町村支援の不十分さ

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待対応について、都道府県に相談した事例があったが、個別事例の状況を踏まえた具体的な判断や対応方針についての十分な助言はなされていなかった。 ・ 都道府県からの助言は、主として法令や手引きの説明にとどまり、個別事例に即した具体的支援には至っていなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終結判断や対応が難しい事例対応について、都道府県による市町村支援として、実務上の関与・助言には至らなかった。

6-2-1-3 対応策

(1) 客観的指標に基づく支援対象世帯の特定と関係機関による把握の仕組み

今回の事例では、深刻な事態に至るまで行政がその困難を把握できない「潜在化」が大きな課題となっていた。

特に、高齢の養護者が長期間にわたり家庭を中心として介護を担っている世帯では、(世帯員の)福祉サービスの利用や医療機関の受診等、一定の社会資源との接点が存在していたとしても、それらの情報が世帯全体のリスクとして整理されず、支援が必要な状況として十分に把握されないまま経過してしまうことがある。

また、長年にわたり家庭内で介護を担ってきた養護者は、自ら支援を求めることに慎重である場合が多く、「大丈夫」といった言葉であったり、外見的には「落ち着いている」と見える状況が、実際には限界に近い状態を覆い隠していることも少なくない。

児童福祉分野においては、児童福祉法において、子ども虐待防止対策推進の観点から、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を「特定妊婦」と定め、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられる妊婦の課題に対応するために、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、市町村が特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要であるとしている(「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る 保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」雇児総発1216第2号 雇児母発1216第2号 平成28年12月16日)。

障害者虐待防止についても、問題が顕在化する前の段階から支援が必要な家庭を把握する取組を参考にしながら、養護者が高齢となっている、家族間に葛藤がある、家族が養護する障害者に重度の障害がある、養護すべき家族が複数いるなどの、支援不足から虐待リスクにつながる可能性があると思われる世帯を幅広く把握するアプローチが有効と考えられる。

具体的には、調査で共通して確認された「高齢の養護者」「長期間の介護」「地域・家族内での孤立」といった要素を参考に、支援対象の抽出に活用することが考えられる。

実務上は、自治体が保有する名簿等のデータを活用し、既にサービスにつながっている利用者を除いた「サービス未利用者」の中から、支援対象世帯を把握するための指標として整理し、支援の必要性を検討すること等が考えられる。

その際、市町村が障害福祉分野の相談支援事業所や地域生活支援拠点等コーディネーターに加え、養護者が高齢である場合には地域包括支援センター等の高齢者支援機関とも連携し、世帯全体の状況を把握する体制を構築することが重要である。

このように、平時から世帯の状況を把握しながら支援体制を整えることにより、家庭内での介護負担の蓄積や孤立を早期に把握し、障害者虐待の未然防止に資する体制の構築につながると考えられる。

(2) 虐待の枠組みを超えた「支援が必要な家族」への早期関与と多機関連携の構築

障害者虐待の未然防止には、虐待を「発生した事象」としてのみ捉えるのではなく、その背景にある家族の困難や孤立に早期に着目し、「支援が必要な家族」として、世帯全体を支える視点が重要である。

障害者虐待防止法は、国及び地方公共団体に対し、虐待の予防や養護者に対する支援を行うため、「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」や「必要な体制の整備」に努めることを求めている²。養護者による深刻な虐待事案は、長年の介護疲れや家族関係、養護者自身の健康問題、孤立等の複数の要因が重なって発生しており、障害者本人への支援だけでなく、家族全体を包括的に支える視点を持つことで、重大な権利侵害の芽を摘むことが可能となる。

「市町村・都道府県手引き」においても、養護者による虐待の背景には構造的な問題があり、「養護者を加害者としてのみ捉えるのではなく、養護者又は保護者として支援する」という視点が重要であるとされている³。そのため、自治体は、虐待が発生していなくとも、介護負担が大きい高齢養護者世帯を「支援を必要とする家族」として捉え、相談支援事業所、地域包括支援センター、医療機関、民生委員等の関係機関と連携しながら、家族が孤立しない支援体制を構築することが重要である。

こうした取組を、特定の担当部署の業務に限定するのではなく、庁内関係部署や地域の関係機関が連携する包括的な支援体制の中に位置づけることにより、虐待の未然防止につながる取組を強化することが求められる。

特に、高齢の養護者世帯については、高齢福祉分野との連携を前提とした支援体制の構築が重要である。

(3) 都道府県による実効的、専門的な市町村支援の実施

本調査のヒアリングでは、虐待対応に関する個別的・専門的な助言を都道府県から十分に得られなかった状況が確認された。特に、行動障害の状態にある者や重度障害のある者への支援に関する専門的知見を必要とする場面で、都道府県からの支援が十分に得られていなかった。

都道府県障害者権利擁護センターは、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による虐待を問わず、市町村に対する情報提供、助言その他の援助を行う必要があることが規定されている（障害者虐待防止法 36 条 2 項）。また、「市町村・都道府県手引き」においても、通報を受けた市町村に十分な経験がない場合、同センターは具体的な助言や関係機関の連絡調整についての援助を行うことが求められると記載されている⁴。これらの規定は、都道府県が市町村の虐待対応を専門的に支えることを制度上の責務としていることを示している。

² 障害者虐待防止法第 4 条第 1 項「国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。」

³ 前掲 1, p. 39

⁴ 前掲 1, p. 39～42

従って、都道府県は、市町村からの相談に対し、制度的な説明や研修の実施等にとどまらず、個別事例の状況に応じた助言、発生要因の整理に関する支援、関係機関との調整、継続支援の要否に関する検討など、実務に即した支援を行う体制を整備することが求められる。特に、虐待対応の経験が少ない市町村や行動障害の状態にある者や重度障害のある者への支援に関する専門的知見を必要とする場面での助言を求める市町村に対しては、事例検討の場への参加や、進行管理のプロセスに関する助言、関係部署・機関との連携に関する広域調整など、より踏み込んだ支援が有効である。

都道府県が、市町村の虐待対応を専門的かつ実効的に支援する体制を強化することにより、市町村の判断や対応の質が向上し、重篤事例の未然防止につながると考えられる。

法令及び手引きに基づく都道府県の役割を明確に遂行することが、地域全体で障害者の権利擁護を支えるうえでも重要である。

6-2-2 転居により虐待リスクが引き継がれなかった事例

本事例は、世帯の転居を契機として関与する自治体が変わり、過去の虐待対応に関する情報が十分に引き継がれなかったことにより、虐待発生リスクの継続性が適切に評価されなかったケースである。

転居元自治体では虐待対応が行われていたものの、終結判断の基準が明確でなかったため、発生要因の整理やリスクが解消されていないことと、現在の状況（サービスの継続、本人の状況が落ち着いていること）との区別がなされないまま、通常支援が継続されていた。

転居先自治体では、こうした情報とともに、家族の説明や表面的な状況から「落ち着いている」と判断され、虐待リスクを前提とした支援体制が構築されなかった。

転居に伴う情報の引継ぎが適切になされなかったこと、終結判断の基準の不明確さ、個人情報保護に関する解釈の曖昧さ等、複数の要因が重なり、虐待リスクが十分に把握されないまま深刻な事態に至った事例である。

6-2-2-1 事例概要

- ・ 転居元自治体において、過去に虐待と判断された事例であったが、虐待対応の終結の判断があいまいなまま、通常のサービスによる支援が継続されていた。
- ・ 複数の部署・機関、組織内では当該家族の状況⁵を把握していたものの、虐待発生リスクの認識に温度差があったり、情報共有がなされていなかった。また、継続的な関与や、家族全体を対象とした支援体制は構築・共有されていなかった。
- ・ そのため、転居先自治体に引き継がれた情報はサービスの利用状況等が中心であり、虐待の発生要因やリスクの継続性に関する情報や認識が十分に共有されていなかった。
- ・ 転居先自治体では、転居直後の面談において「落ち着いている」「自宅で見ていきたい」といった家族の説明を受け、深刻なリスクが存在する可能性を十分に認識できないまま通常の相談対応、今後のサービス導入検討事例として扱われた。
- ・ 結果として、養護者の疲弊と孤立は解消されず、最終的に重大な結果に至った。

⁵ 「本人の状態が重度」「養護者が高齢」「長期間の介護」「家庭内での養護者孤立（他に家族がいるにもかかわらず、介護の代替者、協力者の不在）」「本人への思いが強い養護者」「養護者の抑うつ傾向」等

6-2-2-2 事実と課題

(1) 虐待発生要因に基づくアセスメントとモニタリングの不十分さ

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の部署・機関が「本人の状態が重度」「養護者が高齢」「長期間の介護」という状況を把握していた。 ・ しかし、支援開始時や支援中に、当該家族の状況⁶を、虐待発生リスクが高いと捉える観点でのアセスメントは行われていなかった。 ・ 支援中においても、サービス利用状況や表面的な落ち着きが確認されるにとどまり、上記の家族の状況そのものが解消、もしくは改善されていないこと（継続していること）は課題として十分に認識されなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待対応の終結やモニタリングの判断が、「行為が一時的に見られなくなったこと」や家族が「大丈夫」「落ち着いている」と述べたこと等を根拠として行われ、長期介護による潜在的な疲弊や家庭内での孤立状態を、組織的に虐待発生要因として認識するアセスメントが不十分だった。 ・ そのため、モニタリング時に確認すべき内容や虐待対応終結判断の基準が不明確であった。 ・ 個別支援計画やモニタリングが「サービスの利用（提供）状況の確認」に終始し、家族の限界や発生要因がどう変化しているかを継続的に追跡・評価する「進行管理」の仕組みが機能していなかった。

(2) 移転時の引継ぎと情報共有ルールの未整備

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居先には、通常のサービスによる支援に関する情報が主に伝えられ、発生要因が解消されていない状態が継続していることは適切に伝わらなかった。 ・ 転居先への引継ぎ内容や引継ぎ方法、個人情報の取扱いについて、自治体間の判断に委ねられていた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居元自治体において、当該家族の状況を、虐待発生リスクが解消されていないと捉える観点でのアセスメントは十分に行われていなかった。また、虐待対応の終結の判断があいまいなまま、通常のサービスによる支援が継続されていた。 ・ 障害分野では児童虐待分野のような「転居時の詳細な引継ぎ」「転居後の一定期間の支援方針継続」といった制度運用の詳細が周知されておらず、自治体間の判断に委ねられていた。

⁶ 前掲5

6-2-2-3 対応策

(1) 組織的な「アセスメント」に基づく虐待発生要因の特定と、発生要因の除去に向けた「養護者支援」と「虐待対応終結」

「市町村・都道府県手引き」では、虐待対応の終結について、「虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を終了することです。これは、行政の責任として、虐待対応の終結を判断することを意味します。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。」と記載している⁷。

この考え方が示す通り、身体的暴行等の「行為」が一時的に止まったことや、本人や家族が「落ち着いている」「大丈夫」と発言していることをもって、「虐待行為が発生していない状態」と判断するのではなく、行為が発生した「要因」が除去されたかを判断することが重要である。つまり、養護者の高齢化や長期介護といった虐待発生（再発）の要因が解消されていない場合には、表面上は平穏に見えてもハイリスク状態が継続していると認識して、虐待が発生（再発）する可能性を踏まえた虐待対応終結の判断と、見守りや通報体制を構築することが重要である⁸。

この虐待対応終結の判断を適切に行うためには、介入開始時点で「なぜ虐待が起きたのか」という発生要因を組織的に特定し、アセスメントシート等に明確に記録することが不可欠である。過去に虐待が発生した事例であればなおさら、発生要因の把握とその後の変化を継続的に評価することが求められる。

ここで重要となるのが、「モニタリング」と「虐待対応終結」の目的の明確化、組織内での認識の共有である。

モニタリングの目的は、特定された発生要因がどのように変化しているかを継続的に確認し、再発リスクが高まっていないかを組織として把握・確認することである。

また、虐待対応終結の目的は、発生要因が除去され、虐待が再発しない状態が確保されたと判断できるまで、行政が責任をもって支援を継続すること、及び、再発リスクに備えた支援体制を構築することである。

したがって、介入当初に発生要因を明確にアセスメントし、モニタリングではその発生要因の変化を確認するという一連の虐待対応プロセスを、市町村が組織として理解し、運用することが重要である。このプロセスを徹底することにより、重大事案の見落としを防ぎ、障害者の権利擁護と安全確保につながる実効的な再発防止策となる。

市町村が虐待対応終結の判断を適切に行うためには、国の「市町村・都道府県手引き」において、モニタリングの位置づけや終結判断の基準をより具体的かつ実務に即して示すことが有効策の一つといえる。

⁷ 前掲 1, p. 96～97

⁸ 前掲 1, p. 96～97 「虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理してコアメンバー会議に諮り、支援関係者の意見も踏まえながら組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったとき等速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供するとともに情報共有に努めます。」

国が制度運用の考え方を明確に示し、市町村が虐待対応終結の判断を適切に行う環境を整備することで、モニタリングや虐待対応終結の目的が組織内に浸透し、具体的かつ実務に即した対応が可能となる。制度運用の実効性を高めるためにも、モニタリングと虐待対応終結の判断に関する「市町村・都道府県手引き」の記載をより具体化することが求められる。

(2) 転居時における虐待リスク等に関する情報の引継ぎ

転居を契機として虐待リスクに関する情報が断絶することは、障害者の安全確保に重大な影響を及ぼす。本事例のように、転居元で、支援開始時に組織的に虐待の発生要因リスクが整理されず、モニタリングの観点から「サービスの提供状況」に終始し、転居先自治体にリスクが十分に伝わらないまま通常の相談対応として扱われたことは、制度運用上の大きな課題である。

児童虐待分野では、「子ども虐待対応の手引き」(R7.12 改正版)において、転居時の引継ぎに関する具体的な内容が示されている⁹。

例として、本事例に関係する記載を挙げる(下線部は調査実施機関による)。

- ・「転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が移管先に伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者と対面等により十分なコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残す。さらに、移管元と移管先が協力して保護者や子どもに必要な説明をするなど、支援が切れ目無く引き継がれるよう配慮すること。」(p. 66)
- ・「市町村間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するかどうかを判断すること。(「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」(平成30年7月20日付け 子家発 0720 第5号・子母発 0720 第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知)」(p. 67)
- ・「平成16年児童福祉法等改正法により、児童虐待防止法において、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。さらに、平成19年の児童虐待防止法改正により、児童虐待防止法第13条の4において、地方公共団体の機関は、市町村長や児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長や当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものと規定されているので、同条文を根拠として照会することで提供を受けやすくなる。(以下略)」

一方、障害者虐待分野においては、障害者虐待防止法第4条第1項で、国および地方公共団体に対し、「関係機関の連携強化」および「必要な体制整備」を義務づけている。

また、「市町村・都道府県手引き」における「2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点」「(1) 障害者虐待防止と対応のポイント」「カ 個人情報情報の取扱い」では、虐待防止の

⁹ 「子ども虐待対応の手引き」(令和7年12月改正版、子ども家庭庁支援局虐待防止対策課、https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/dfd4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/1bb747b/20251224_policies_jidouguyakutai_hourei-tsuuchi_212.pdf)

観点から必要な情報共有を適切に行うべきことが示している¹⁰。

現在、「市町村・都道府県手引き」における「情報の引継ぎ」に関する記載は「定期的な人事異動時」を想定したものにとどまっている¹¹が、転居時の情報引継ぎも想定すると、転居元の虐待リスクのアセスメント（要因分析）と自治体間での情報引継ぎに関する認識の統一は、一層重要性を増す。

国が制度運用の考え方を明確に示し、市町村が安心して情報共有できる環境を整備することで、虐待リスクを確実に引き継ぎ、支援の切れ目を防ぐことが可能となる。障害分野においても、児童虐待分野の知見を活かし、転居時の引継ぎルールを明確化することが求められる。

¹⁰ 前掲1, p. 20～24

¹¹ 前掲1, p. 88 「(略) 人事異動の際の引継ぎを確実にするためには、援助方針や支援計画を策定する際に、虐待と認定した根拠や、支援課題が何で、現在は何を解決するために障害者や養護者にどんな支援を行っているのか、モニタリングの結果を含めてきちんと記録に残しておく必要があります。」

6-2-3 障害福祉サービス未利用者・医療機関との連携困難事例

本事例は、行政（障害福祉サービス担当部署）が事前に家庭の状況を把握しておらず、医療機関のみが接点となっていたケースである。

障害者手帳を所持しながらサービス未利用の状態が長期間続き、入退院を繰り返していた事例であったにもかかわらず、退院後の地域生活支援体制が十分に構築されていなかった。

医療機関から行政（障害福祉サービス担当部署）には情報提供がなされておらず、養護者の高齢化や長期介護といったリスク要因が地域で共有されず、支援につながらないまま深刻な事態に至った。

サービス未利用者の把握、医療機関との連携、退院後の支援体制の構築など、地域全体での支援の仕組みが問われる事例である。

6-2-3-1 事例概要

- ・ 本事例では、障害者手帳を所持しながらサービス未利用の状態が続いていた家庭において、本人が入退院を繰り返していたが、退院後の地域生活支援体制が構築されていなかった。
- ・ 医療機関から行政（障害福祉サービス担当部署）には情報提供がなされておらず、養護者の高齢化や介護負担の蓄積といったリスク要因が地域で共有されなかった。
- ・ 結果として、行政は家庭の状況を把握できず、支援につながらないまま深刻な事態に至った。

6-2-3-2 事実と課題

(1) サービス未利用者の把握と退院後の地域生活支援体制の未構築

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人は障害者手帳を所持していたが、福祉サービスは未利用であり、行政との接点がほとんどなかった。 ・ 入退院を繰り返していたものの、退院時に医療機関から行政への情報提供は行われず、退院後の生活を支える地域の支援体制も構築されていなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者は高齢であり、長期間にわたり介護を担っていたが、支援につながる機会が得られないまま孤立が深まっていた。

(2) 医療機関を含む地域の虐待防止ネットワークの不十分さ

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法第6条第2項では、「医療機関」も「障害者虐待の早期発見に努める」機関に列記されているが、本事例では、養護者の高齢化や介護負担といったリスク要因が共有されておらず、虐待の早期発見につながる情報共有が行われていなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政（障害福祉サービス担当部署）と関係部署・関係機関間で、虐待発生要因リスクやどのような場合に情報共有するかの検討、ルール化がなされていなかった。 ・ 家族支援・孤立といった視点で捉え直すアプローチができていなかったことも、早期発見や情報共有を妨げる要因となっていた。

6-2-3-3 対応策

(1) 障害福祉サービス未利用者の把握と退院後の地域生活支援体制の構築

本事例では、障害者手帳を所持しながらサービス未利用の状態が続き、入退院を繰り返していたにもかかわらず、退院後の地域生活支援体制が構築されていなかったことが深刻な結果につながった。

退院時の地域生活支援体制を整えるためには、行政（障害福祉サービス担当部署）、医療機関、保健所、相談支援専門員等が連携し、退院後の生活を支える仕組みを事前に構築することが不可欠である。特に、退院時のチェック項目に「養護者の年齢」や「介護負担の状況」等を明確に位置づけ、家族が「支えてもらえる」「困ったときに相談できる」と実感できる体制を整えることが重要である。

障害者手帳を所持しながらサービス未利用の世帯は、名簿照合等による抽出が可能である。特に高齢の養護者がいる世帯については、窓口での形式的な確認にとどまらず、積極的な訪問や支援提案を行うことで、孤立の深刻化を防ぐことができる。

行政は、「入退院を繰り返しているが、在宅サービス未利用者」「高齢の親が長期間介護をしている」等の世帯については、地域の支援体制の中に確実に位置づけ、退院後の生活を支える仕組みを構築することが期待される。医療分野の関係部署・関係機関との連携を強化し、退院時点から支援につながる体制を整えることで、深刻な事態の未然防止につなげることが重要である。

(2) 「家族支援、孤立」の視点で捉え直した地域の支援体制の整備

本事例では、医療機関が本人の状況を把握していたにもかかわらず、行政（障害福祉サービス担当部署）との連携が行われず、虐待リスクが地域で共有されなかった。これは、医療機関を含む虐待防止ネットワークが十分に機能していなかったことを示している。

障害者虐待防止法第6条は、保健・医療関係者に対し、虐待の早期発見に努める責務を課している。また、「市町村・都道府県手引き」の「虐待防止ネットワークの構築」(p. 40)では、医療機関が連携機関として明確に位置づけられている。

「市町村・都道府県手引き」では、改正社会福祉法に基づき、市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインにおいて市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の記載を以下のように示している¹²。

¹² 前掲1, p. 41

・「高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方」

高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみとらえるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

・「全庁的な体制整備」

地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備

また、「市町村・都道府県手引き」では、「障害者虐待の要因には様々なものがあるため、苦情相談や事故報告という形を含め、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制や情報共有の仕組みを整備しておくことも必要」とも指摘している¹³。

医療機関がその責務を果たすためには、行政が障害者虐待防止法第4条第1項の規定に基づき、医療機関を組み込んだ実効的なネットワークを整備することが重要である。その際、虐待という枠組みだけで状況を捉えるのではなく、家族支援、孤立といった視点で捉え直すことで、既存の地域福祉のネットワークを活用しやすくなる。地域包括支援センターや民生委員など、高齢者分野のネットワークを「見える化」し、障害分野を重ね合わせる形で連動させることが有効と考えられる。

各事例を、家族支援が必要な事例、孤立といった視点で再構築することで、医療機関を利用していながらサービスを利用していない障害者や、高齢の養護者が介護を担う家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることが可能となる。

行政が主体となってネットワークを構築し、関係部署・機関との連携を整備することが、深刻な事態の未然防止に直結する。

¹³ 前掲1, p. 33

6-2-4 障害福祉サービス利用下において家族の負担や心理的葛藤が把握されにくかった事例

本事例は、障害福祉サービスを利用し、支援者との接点が存在していたにもかかわらず、長年本人の介護を担ってきた養護者の孤立や心理的葛藤、養護者自身の健康状態や将来への不安といった状況が、支援者間で十分に把握されないまま、深刻な結果に至った事例である。

本人は事故による中途障害を負い、長期間にわたり家族による介護のもとで生活していた。養護者は強い責任感を持って介護を続けており、外部からは「熱心に介護を行っている家族」と受け止められていた。

本事例は、サービス利用による養護者負担の軽減だけでは防止できない事例があること、また長期介護を担う家族の負担や心理的葛藤が見えにくい構造があることを示している。

6-2-4-1 事例概要

- ・本人は事故による中途障害を負い、長期間にわたり家族による在宅介護のもとで生活していた。
- ・障害福祉サービスは利用されており、支援者との接点は存在していた。
- ・養護者は長年にわたり介護を担い続けており、責任感が強く、家族内でも中心となって介護を担っていた。
- ・支援者からは「しっかりした養護者」と受け止められており、虐待リスクは認識されていなかった。
- ・しかし、養護者は高齢となり、将来への不安や自身の健康への不安、家庭内の負担等が重なっていた可能性がある。
- ・結果として、サービスを利用できている状況であっても、養護者の孤立や心理葛藤が十分に把握されないまま、深刻な事態に至った。

6-2-4-2 事実と課題

(1) 長期介護を担う家族の負担や心理的葛藤の把握の難しさ

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人は障害福祉サービスを利用しており、支援者との接点は存在していた。 ・ 養護者は高齢であり、長期間にわたり単独で介護を担っており、サービス利用につながってからも、「自分が面倒をみななければならない」という強い責任感を持ち続けていた。 ・ 支援者側は、サービスの利用により養護者の負担軽減はできていると判断し、養護者の孤立や心理的葛藤まではリスクとして認識できなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたり介護を担う家族は、強い責任感から支援を求めにくく、負担や葛藤が外から見えにくい。 ・ 「熱心な養護者」という評価が、家族の限界や心理的負担を見えにくくする可能性がある。 ・ サービス利用の有無だけでは、家族の実際の状況を十分に把握できない場合がある。

(2) 家族に対する心理的支援の重要性

事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人は事故による中途障害であり、家族は突然の障害を受け止めながら長期の介護を担ってきた。 ・ 養護者は本人の機能回復への思いを強く持っていた可能性がある。 ・ 同じ状況にある家族同士の交流等の機会はなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途障害の場合、家族は突然の出来事を受け止めながら長期の介護を担うことになるため、家庭内の緊張感が高く、心理的負担が大きい生活を続けることとなる。 ・ 障害を受け止める過程や将来への不安などについて、家族が安心して話せる場や支援が重要である。 ・ こうした心理的側面への支援は、同じ経験をもつ人同士が共感をもって行うことで家族の緊張感を緩和し、孤立感を低減することが期待される。

6-2-4-3 対応策

(1) 長期介護を担う家族への継続的な支援

サービスの利用により養護者負担が軽減されていたとしても、養護者の孤立感や心理的葛藤、高い緊張感などが深刻な虐待につながる要因になり得ることは、本事例の重要な教訓である。

このため、支援者は、本人のサービス利用状況のみならず、養護者の年齢や心身の状態、介護期間、家庭内での緊張感や葛藤、養護者の孤立（介護の代替者、協力者の不在）、将来への不安、地域とのつながりの有無等を含めた家族全体の状況を継続的に確認する視点を持つことが重要である。特に、孤独な介護を続けた養護者は「人は頼りにできない」「自分が最後までみなければ」という思いつめた気持ちから解放されにくい傾向があることを踏まえ、相談支援事業所や行政等が連携しながら、家族の緊張感を緩和し、安心できる関係を構築し、つながり続けていくことが求められる。

(2) ピアサポートを含む家族に対する心理的サポート

事故や疾病によって突然障害を負った場合、本人だけでなく家族も大きな心理的变化を経験することになる。こうした状況では、家族が障害を受け止める過程や将来への不安について話せる機会を確保することが重要である。

同じ経験を持つ家族同士の交流の場や、相談支援事業所による継続的な対話など、家族の高い緊張感や心理的負担に寄り添う支援が求められる。こうした支援は、家族の緊張感を緩和し、孤立を防ぎ、長期的な生活を支える基盤となる。

一方で、支援者側から働きかけを行った場合でも、親の会やピアサポートの集まりなどへの参加に至らない養護者もいると考えられる。その背景には、家庭の事情や心理的負担、他者に状況を語ることへの抵抗感など、様々な要因があると考えられる。

そのため、支援者は、こうした集まりに参加しない（あるいは参加できない）心情を理解しつつ、継続的な声かけや関係づくりを通じて支援を続けていくことが重要である

(3) 高齢分野を含めた地域支援体制との連携

本事例のように、養護者が高齢となる場合には、障害分野の支援だけでなく、高齢分野の支援との連携も重要となる。

地域包括支援センターは、高齢者を介護・医療・福祉・権利擁護の面から包括的に支える相談機関である。権利擁護としては、高齢者虐待の相談・早期発見・防止の役割を担っているが、高齢者が虐待を受ける場合を念頭に置いているため、障害のある家族を介護している高齢者が障害者虐待の加害者になり得るという視点では認識されていない可能性がある。

このため、障害分野の行政や相談支援事業所と地域包括支援センターが情報共有や連携を図り、障害者及び同居する高齢の養護者を含めた家族全体を支える体制を構築することが重要である。また、地域の支援ネットワークや住民による見守りなども含めた広い支援体制を活用することが、孤立の防止や虐待の未然防止につながる。

さらに、障害福祉サービスを利用している家庭であっても、6-2-1-3（1）で示した「高齢の養護者」「長期間の障害者の介護」「家族内での孤立」といった要素に当てはまる場合には、支援の必要性が高い世帯である可能性がある。このような家庭については、障害福祉分野と高齢者支援分野が連携し、平時から世帯の状況を把握しながら支援体制を整えることが重要である。

こうした取組により、家庭内での介護負担の蓄積や孤立の状況を早期に把握し、必要な支援につなげていくことは、障害者虐待の未然防止に資する体制の構築につながると考えられる。

7. 「心身に著しく重大な被害を受けた事例」の分析に向けた調査実施方針等に関する検討

7-1 検討の背景

障害者虐待防止法第42条では、国及び地方公共団体は、「障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例」の分析を行い、その結果を踏まえて再発防止に資する施策の検討を行うことが求められている。

一方、条文では「心身に著しく重大な被害を受けた事例」（以下「重大被害事例」という。）の具体的な範囲や判断基準は示されていない。

そのため、本事業では、これまで、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、毎年度の「障害者虐待対応状況調査」で自治体から「死亡事例」として計上された事例を「重大被害事例」として分析対象とし、他の自治体にとって参考になる虐待防止や虐待対応上の留意点等を整理してきた経緯がある。

しかし、死亡に至らない場合であっても、重大な被害が生じている事例はあると考えられるため、「重大被害事例」を分析する方法の検討が必要になっている。

こうした現状を踏まえ、本検討会では5回にかけて、死亡事例以外にも含めた「重大被害事例」の把握及び分析を行う目的や調査手法等の整理・検討を目的として検討を行った。

（参考）障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）第42条

（調査研究）

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

7-2 取組概要（調査実施に向けた検討及び試行的調査の実施）

本検討会では、「重大被害事例」の把握及び分析方法を検討する過程において、まず調査方法や調査項目の在り方について議論を行い、その後、「障害者虐待対応状況調査」を活用した試行的な事例収集を行い、その結果を踏まえて今後の方向性について検討を行った。

取組概要

時期	検討会	内容
令和7年7～10月	第1回～第2回検討会	調査方法の検討
12月	第3回検討会	調査項目案の検討
令和8年1月	—	実査
2月	第4回検討会	調査結果報告、今後の進め方についての検討
3月	第5回検討会	今後の進め方についての検討

7-2-1 調査方法、調査項目の検討（7～12月 第1回～第3回検討会）

「重大被害事例」を把握する方法については、

- 全国の自治体を対象とした悉皆調査として実施することの可否
- 既存の国調査の枠組みを活用することの可能性

などについて検討を行った。

また、自治体の事務負担にも配慮しつつ、「重大被害事例」の把握に資する調査項目の在り方について議論を行った。

7-2-2 試行的調査の実施（1月 実査）

これまでの議論を踏まえ、令和6年度「障害者虐待対応状況調査」の枠組みを活用し、試行的な事例収集を実施した¹⁴。

調査の概要は以下のとおりである。

（1）調査目的

- 虐待の程度が「重度」と判断された事例の中から「重大被害事例」に該当する可能性のある事例概要の把握の可否
- 「重大被害事例」の収集に「障害者虐待対応状況調査」の枠組みの活用可能性を検討するための、自治体が「重度」と判断した観点の把握

¹⁴ 「重度」の定義作成のためではなく、自治体がどのような観点で「重度」と判断しているのかを把握・確認することを目的に実施した。

(2) 調査対象、対象数

- 令和6年度「障害者虐待対応状況調査」で、虐待の程度が「重度」と判断された事例を計上した自治体（市町村、都道府県）の中から、虐待種類別に養護者虐待及び施設従事者虐待について、それぞれ50自治体を抽出

(3) 調査時期

- 令和8年1月～2月

(4) 調査方法

- 都道府県から調査対象事例について事実確認調査を行った市区町村に調査票の転送を依頼。回答票は市区町村から事務局にメールで回収。

(5) 主な調査項目

- 養護者虐待
 - ・ 被虐待者の基礎情報
 - ・ 虐待者、世帯の状況について
 - ・ 虐待の状況（いつ頃から、虐待の具体的な行為、被害の状況）
 - ・ 当該事例を「重度」と判断した際の着目点
 - ・ 当該世帯の地域との交流状況 等
- 施設従事者虐待
 - ・ 被虐待者の基礎情報
 - ・ 虐待者、施設・事業所の状況に
 - ・ 虐待の状況（いつ頃から、虐待の具体的な行為、被害の状況）
 - ・ 当該事例を「重度」と判断した際の着目点
 - ・ 虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（行政機関から見て感じること） 等

(6) 回答状況

本調査に対しては、以下の回答が寄せられた。

- ・ 養護者虐待：38自治体
- ・ 施設従事者虐待：29自治体

ただし、寄せられた事例は個別性が高く、特定の事例の内容が推知される可能性もあることから、調査結果の詳細については公表しないこととした。

7-2-3 調査結果報告、今後の進め方についての検討（2～3月 第4回～第5回検討会）

今年度の調査結果から、死亡事例以外の「重大被害事例」の把握及びの分析を行う目的や調査手法等の整理・検討を目的として議論を行った。

その結果、「重大被害事例」の範囲や評価の観点、当該事例を自治体が「重度」と判断した際の着目点との関係性等について、なお整理を要する事項が多いことが確認された。

7-3 今後の検討の方向性

今後は、今年度の議論及び調査結果を踏まえ、次年度も検討を継続することを確認した。今後の検討事項については以下の通りである。

7-3-1 合意を得られたこと

（1）調査・分析の進め方

検討会では、「重大被害事例」の調査・分析の進め方として、2か年計画で検討を進めることとする事務局案について合意が得られた。

また、自治体の回答から「障害者虐待対応状況調査」の枠組みを活用して「重大被害事例」を収集できる可能性が高いことが確認された。

一方で、上記のとおり、次年度以降に検討すべき課題が多く残されていることから、調査・分析の進め方についても必要に応じて再検討を行うことを確認した。

（2）「死亡事例」分析の継続

「死亡事例」の分析については、今後も引き続き、「重大被害事例」の分析対象として継続することを確認した。

7-3-2 引き続き検討が必要と確認されたこと

（1）「重大被害事例」の観点の整理の必要性

試行調査結果を受けて、何をもって「重大被害事例」とするのかの観点を整理する必要があるとの指摘がなされた。その際、結果の重大性や行為の悪質性、事案の反復性といった観点、被虐待者の個別性による影響の違い¹⁵、虐待種別毎の事案の態様の違い等も含めた整理が必要という意見が寄せられた。



¹⁵ 例えば、「被害」に着目し、「身体的虐待を受けて骨折した」といった、外形的に見て「重大」と分かる「骨折」という事象のあった事例を「重大被害事例」とした場合に、健康な20代では入院しないで帰宅できる可能性が高いが、高齢障害者の場合はそのまま寝たきりになることもあり得る。このように同じ「身体的虐待を受けて骨折した」でも、被虐待者の個別の状況によって結果が異なる場合もあると考えられる。

また、養護者虐待と施設従事者虐待とで、自治体が「重度」と判断した観点にばらつきがあることも指摘された。「障害者虐待対応状況調査」を「重大被害事例」の分析に活用するのであれば、こうした観点の整理も重要であるという指摘がなされた。

なお、複数の自治体の回答から、国手引きに参考例として記載されている「リスクアセスメントシート」を参考に「重度」と判断した観点としていることが明らかとなった。これらは主として緊急度判断のための指標として用いられているものであり、被害結果の重大性を整理する観点とは必ずしも一致しないという指摘もあった。

このため、次年度も以下のことについて、検討会において検討を重ねることの重要性が確認された。

- 「重大被害事例」を分析する目的は何か
- 「重大被害事例」を整理するための観点をどのように設定するか
- 「重大被害事例」として想定される事例として、どのような事例を対象にするか



第Ⅱ部 虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査

8. 「グループホーム」「障害者支援施設」における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査

8-1 背景・目的

国が公表している障害者虐待の相談・通報・届出件数及び虐待判断件数は、養護者虐待、施設従事者虐待ともに年々増加している。施設従事者虐待のうち、特に、夜間にケアを提供する「共同生活援助（グループホーム）」「障害者支援施設」については、他のサービス種別と比較して、年々の増加件数が多い¹⁶。

そこで、昨年度の本事業では、施設従事者虐待のうち、特に、夜間にケアを提供する「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」において発生した虐待事例を収集し、虐待が発生した経緯、法人や施設の特性等の把握、分析を通じて、夜間にケアを提供する施設における実効性の高い虐待防止策の検討を行うことを目的に、追加のアンケート調査を実施した。

その結果、虐待が発生した法人種別や場所、時間帯等、「障害者虐待対応状況調査」では把握できない項目から、新たに確認された項目もあった。

他方、本調査の位置づけは、単年度における虐待事例の傾向把握にとどまるものであり、より実効性の高い虐待防止策を検討するには、継続した実態把握に基づいた結果の分析が必要と考えられる。

そこで、本年度は例年、虐待判断件数が多く計上されている「グループホーム」「障害者支援施設」に絞り込み、深掘りアンケート調査を実施した。なお、分析や対策検討の観点として必要と思われる設問は残すものの、昨年度の回答結果において「不明」が多い設問は可能な限り削除するとともに、設問の文言や選択肢を一部修正し、実施した。

8-2 アンケート調査概要

調査概要は以下のとおりである。

図表 7-1 アンケート調査概要

項目	概要
調査対象	令和6年度「障害者虐待対応状況調査」において報告された「グループホーム」「障害者支援施設」で虐待が認められた事例 ¹⁷ 。 ※なお、設置者・経営者による経済的虐待事例、及び、被虐待者や虐待者の性別が不明（一部でも不明の場合も含む）の事例は除く 【調査対象件数】グループホーム：401件中347件、障害者支援施設：243件中225件
調査手法	Excelの調査票をメールで配布、回収 ・基本的に、都道府県に回答を依頼。 ・都道府県で把握していない情報は、当該事例を調査した市区町村に確認を依頼。
調査時期	令和8年1月6日～令和8年2月16日
回収状況	・グループホーム：282件（回収率81.3%） ・障害者支援施設：168件（回収率69.1%）

¹⁶ 一般財団法人 日本総合研究所. “(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移”. 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」報告書. 令和6年3月. p. 157, <https://www.mhlw.go.jp/content/001242550.pdf>

¹⁷ 「障害者虐待対応状況調査」における虐待判断件数の数え方は、複数の被虐待者や虐待者がいるケースでも、「1事例=1施設で発生した1つの事例」である（施設ベースでカウントする）。

8-3 虐待が発生したグループホームに関するアンケート調査結果

ここでは、今年度のアンケート調査に回答のあったグループホームでの虐待事例 282 件の集計結果の中から、一部抜粋を示す（全集計結果については参考資料参照）。

【注】昨年度報告書を参照できるように、図表番号は昨年度報告書のものを用いている。

7-3-1 当該事業所の概要

(1) 当該事業所の運営法人

○虐待が発生したグループホームの運営法人は、「営利法人」が 56%、「社会福祉法人」が 27%、「NPO 法人」が 10%。

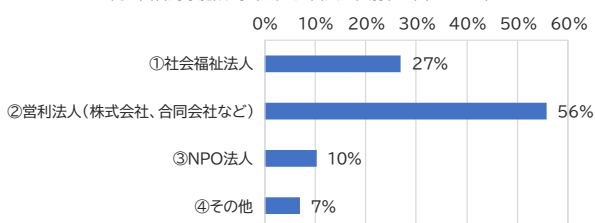
○昨年度と比較すると、「営利法人」の割合が 6%増加。

図表 7-2 【R6】 回答対象施設・事業所の運営法人種別（単一回答）

問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 社会福祉法人	76	27%	27%
② 営利法人（株式会社、合同会社など）	157	56%	56%
③ NPO法人	29	10%	10%
④ その他	20	7%	7%
不明・無回答	0	0%	-
合計	282	100%	100%

問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)(n=282)



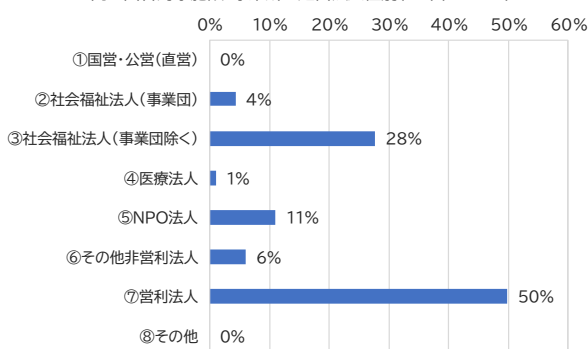
※割合 1：不明や無回答も含む構成割合（以下同様）

※割合 2：不明や無回答を除く構成割合（以下同様）

【R5】 回答対象施設・事業所の運営法人種別（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 国営・公営(直営)	0	0%	0%
② 社会福祉法人(事業団)	8	4%	4%
③ 社会福祉法人(事業団除く)	50	28%	28%
④ 医療法人	2	1%	1%
⑤ NPO法人	20	11%	11%
⑥ その他非営利法人(公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など)	11	6%	6%
⑦ 営利法人(株式会社、合同会社など)	90	50%	50%
⑧ その他	0	0%	0%
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)(n=181)



※図表番号で【R6】と標記されている図表は今年度のアンケート調査結果

【R5】と表記されている図表は昨年度のアンケート調査結果（設問文や回答選択肢の修正を行っている設問も一部ある）

○令和6年社会福祉施設等調査による令和6年10月1日時点の運営法人別グループホーム事業所数と比較すると、「営利法人」の全国での割合41%に対し、虐待が発生したグループホームの「営利法人」の割合は56%と高い。

○昨年度と比較すると、全国の「営利法人」が運営するGHは増加傾向（38%→41%）

図表 7-3 【R6】 運営法人種別別回答対象施設・事業所と全国値との比較

	回答数	全国値	回答数	全国値
	虐待件数	事業所数	割合1	割合
① 社会福祉法人	76	4,726	27%	33%
② 営利法人（株式会社、合同会社など）	157	5,895	56%	41%
③ NPO法人	29	2,135	10%	15%
④ その他	20	1,485	7%	10%
不明・無回答	0	-	0%	-
合計	282	14,241	100%	100%

全国値出典：”令和6年社会福祉施設等調査 閲覧表 第79表”をもとに事務局作成

【R5】 運営法人種別別回答対象施設・事業所と全国値との比較

	回答数	全国値	回答数	全国値
	虐待件数	事業所数	割合1	割合
① 国営・公営(直営)	0	30	0%	0%
②' 社会福祉法人（事業団を含む）	58	4,694	32%	35%
④ 医療法人	2	600	1%	4%
⑤ NPO法人	20	2,136	11%	16%
⑥ その他非営利法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など）	11	809	6%	6%
⑦ 営利法人（株式会社、合同会社など）	90	5,079	50%	38%
⑧ その他	0	3	0%	0%
無回答	0	0	0%	0%
合計	181	13,351	100%	100%

全国値出典：”令和5年社会福祉施設等調査 閲覧表 第73表”をもとに事務局作成

※②' 社会福祉法人（事業団含む）の回答数は図表7-3の②と③を足し合わせたもの

(2) 当該事業所の種別

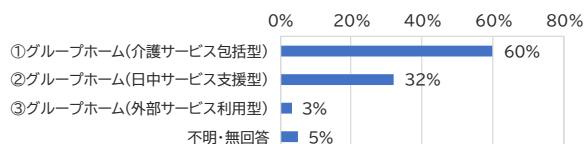
- アンケート調査に回答のあった虐待が発生したグループホームの種別は、「介護サービス包括型」が60%、「日中サービス支援型」が32%、「外部サービス利用型」が3%。
- 昨年度との比較においては大きな違いは見られない。

図表 7-4 【R6】施設・事業所種別（単一回答）

問4.施設・事業所種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① グループホーム(介護サービス包括型)	169	60%	63%
② グループホーム(日中サービス支援型)	90	32%	34%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	9	3%	3%
不明・無回答	14	5%	-
合計	282	100%	100%

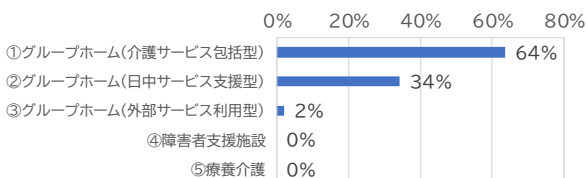
問4.施設・事業所種別(SA)(n=282)



【R5】施設・事業所種別（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① グループホーム(介護サービス包括型)	115	64%	64%
② グループホーム(日中サービス支援型)	62	34%	34%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	4	2%	2%
④ 障害者支援施設	0	0%	0%
⑤ 療養介護	0	0%	0%
無回答	0	0%	0%
合計	181	100%	100%

問5.施設・事業所種別(SA)(n=181)



- 障害者部会資料等によると、令和6年度末のグループホームの事業所数は14,247箇所となっており、令和5年度末に比べると、474箇所(5.5%)増加。うち、令和6年度末の介護サービス包括型は83%、日中サービス支援型は9%、外部サービス利用型は8%。
- 日中サービス支援型のグループホームは全事業所の1割弱であるが、図表7-4の虐待発生割合では全体の3割超を占めている。

図表 7-5 全国のGH種別別事業所数（令和6年1～3月期、令和7年1～3月期）

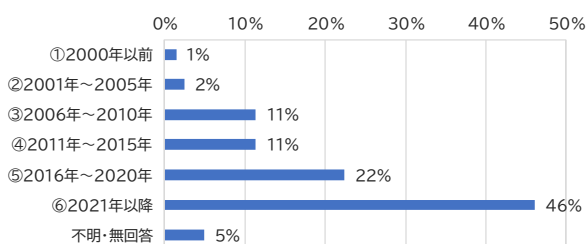
	事業所数		割合	
	R5	R6	R5	R6
① グループホーム(介護サービス包括型)	11,265	11,857	83%	83%
② グループホーム(日中サービス支援型)	1,019	1,242	8%	9%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	1,219	1,148	9%	8%
合計	13,503	14,247	100%	100%

出典：社会保障審議会障害者部会（第145回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）”参考資料2 障害福祉サービス等の最近の動向について”，R7-3.30
令和7年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会”PG02 障害福祉施策等の最近の動向”

○虐待が発生したグループホームの事業開始年は、「2021年以降」が46%、「2016年～2020年」が22%。

図表 7-6 【R6】事業開始年月（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 2000年以前	4	1%	1%
② 2001年～2005年	7	2%	3%
③ 2006年～2010年	32	11%	12%
④ 2011年～2015年	32	11%	12%
⑤ 2016年～2020年	63	22%	24%
⑥ 2021年以降	130	46%	49%
不明・無回答	14	5%	-
合計	282	100%	100%



○事業開始年を法人種別別にみると、「社福」は2006年から2020年に開始した事業所が多い。他方、「営利」は「2021年以降」が68%を占める。

○回答選択肢を修正したため、昨年度と一概には比較できないものの、「営利」は2020年代から開始した事業所が多い。

図表 7-7 【R6】運営法人種別別事業開始年月（単一回答）

	回答数					割合1				
	社福	営利	NPO	その他	合計	社福	営利	NPO	その他	合計
① 2000年以前	4	0	0	0	4	5%	0%	0%	0%	1%
② 2001年～2005年	6	0	1	0	7	8%	0%	3%	0%	2%
③ 2006年～2010年	25	2	4	1	32	33%	1%	14%	5%	11%
④ 2011年～2015年	16	7	5	4	32	21%	4%	17%	20%	11%
⑤ 2016年～2020年	16	33	11	3	63	21%	21%	38%	15%	22%
⑥ 2021年以降	4	107	8	11	130	5%	68%	28%	55%	46%
不明・無回答	5	8	0	1	14	7%	5%	0%	5%	5%
合計	76	157	29	20	282	100%	100%	100%	100%	100%

【R5】運営法人種別別事業開始年月（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 1959年以前	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
② 1960年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
③ 1970年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
④ 1980年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑤ 1990年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑥ 2000年代	24	1	9	34	48%	1%	22%	19%
⑦ 2010年代	21	24	15	60	42%	27%	37%	33%
⑧ 2020年代	5	61	14	80	10%	68%	34%	44%
⑨ 不明	0	4	3	7	0%	4%	7%	4%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%

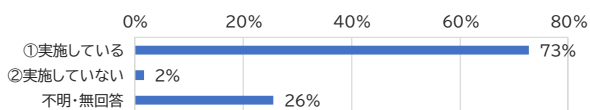
○虐待防止研修の実施状況は、「実施している」が73%、「不明・無回答」が26%。

図表 7-8 【R6】虐待防止委員会の実施状況（単一回答）

問13.当該事業所における虐待防止研修の実施状況(事実確認調査時点)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 実施している	205	73%	98%
② 実施していない	5	2%	2%
不明・無回答	72	26%	-
合計	282	100%	100%

問13.当該事業所における虐待防止研修の実施状況(事実確認調査時点)(SA)
(n=282)



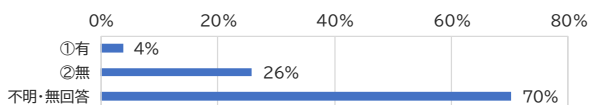
○地域連携推進会議の開催の有無は、「不明・無回答」が70%を占めている。

図表 7-9 【R6】虐待防止委員会の設置状況（単一回答）

問14.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	11	4%	13%
② 無	73	26%	87%
不明・無回答	198	70%	-
合計	282	100%	100%

問14.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)(SA)
(n=282)



7-3-2 虐待者の属性

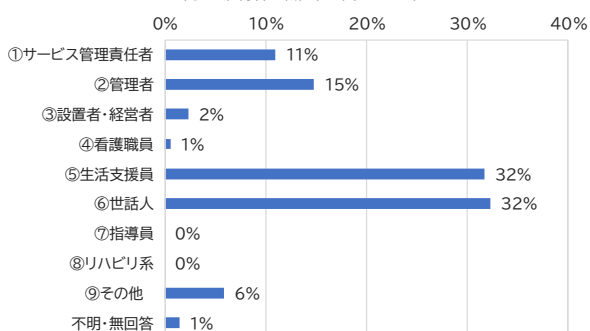
○虐待者の職種は、「生活支援員」と「世話人」が32%、「管理者」が15%、「サービス管理責任者」が11%。昨年度と同様の傾向にある。

図表 7-10 【R6】虐待者の職種（単一回答）

問18.虐待者の職種(SA)

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	37	11%	11%
② 管理者	50	15%	15%
③ 設置者・経営者	8	2%	2%
④ 看護職員	2	1%	1%
⑤ 生活支援員	107	32%	32%
⑥ 世話人	109	32%	33%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0%	0%
⑨ その他	20	6%	6%
不明・無回答	5	1%	-
合計	338	100%	100%

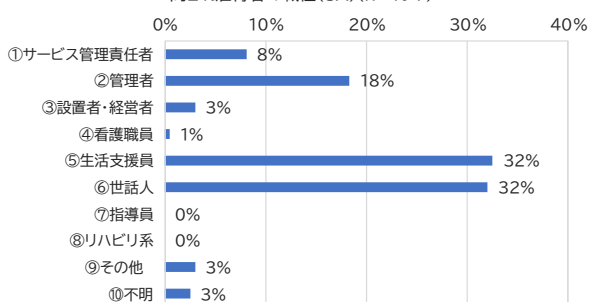
問18.虐待者の職種(SA)(n=338)



【R5】虐待者の職種（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	16	8%	8%
② 管理者	36	18%	19%
③ 設置者・経営者	6	3%	3%
④ 看護職員	1	1%	1%
⑤ 生活支援員	64	32%	33%
⑥ 世話人	63	32%	33%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0%	0%
⑨ その他	6	3%	3%
⑩ 不明	5	3%	-
合計	197	100%	100%

問21.虐待者の職種(SA)(n=197)



○虐待者の職種を法人種別別にみると、「社福」は「生活支援員」と「世話人」で8割弱を占める。他方、「営利」は、「生活支援員」と「世話人」が6割となっており、「管理者」や「サービス管理責任者」「設置者・経営者」が3割を占めている。昨年度と同様の傾向にある。

図表 7-11 【R6】 運営法人種別別虐待者の職種（単一回答）

	回答数					割合1				
	社福	営利	NPO	その他	合計	社福	営利	NPO	その他	合計
① サービス管理責任者	5	22	6	4	33	5%	12%	17%	17%	10%
② 管理者	9	28	8	5	45	10%	15%	22%	22%	14%
③ 設置者・経営者	0	6	1	1	7	0%	3%	3%	4%	2%
④ 看護職員	0	2	0	0	2	0%	1%	0%	0%	1%
⑤ 生活支援員	35	56	7	9	98	37%	30%	19%	39%	31%
⑥ 世話人	39	56	11	3	106	41%	30%	31%	13%	34%
⑦ 指導員	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%
⑨ その他	4	12	3	1	19	4%	6%	8%	4%	6%
⑩ 不明	2	3	0	0	5	2%	2%	0%	0%	2%
合計	94	185	36	23	315	100%	100%	100%	100%	100%

【R5】 運営法人種別別虐待者の職種（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① サービス管理責任者	3	7	6	16	6%	7%	13%	8%
② 管理者	3	25	8	36	6%	25%	17%	18%
③ 設置者・経営者	0	4	2	6	0%	4%	4%	3%
④ 看護職員	1	0	0	1	2%	0%	0%	1%
⑤ 生活支援員	22	28	14	64	43%	28%	30%	32%
⑥ 世話人	21	26	16	63	41%	26%	34%	32%
⑦ 指導員	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑨ その他	1	4	1	6	2%	4%	2%	3%
⑩ 不明	0	5	0	5	0%	5%	0%	3%
合計	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%

○虐待者の勤務形態を法人種別別にみると、「社福」は「正規」が41%、「非正規」が38%となっている。「営利」は「正規」が49%、「非正規」が26%となっている。

図表 7-12 【R6】 運営法人種別別虐待者の勤務形態（単一回答）

	回答数					割合1				
	社福	営利	NPO	その他	合計	社福	営利	NPO	その他	合計
① 正規	39	91	19	13	162	41%	49%	53%	57%	48%
② 非正規	36	49	9	3	97	38%	26%	25%	13%	29%
不明・無回答	19	45	8	7	79	20%	24%	22%	30%	23%
回答対象者数	94	185	36	23	338	100%	100%	100%	100%	100%

【R5】 運営法人種別別虐待者の勤務形態（単一回答）

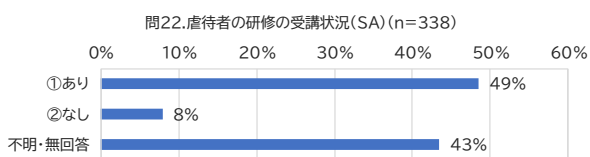
	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 正規	20	58	30	108	39%	59%	64%	55%
② 非正規	26	24	13	63	51%	24%	28%	32%
③ 不明	5	17	4	26	10%	17%	9%	13%
合計	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%

○虐待者の研修の受講状況は、「あり」が49%、「なし」が8%となっているものの、「不明・無回答」が43%を占めている。

図表 7-13 【R6】虐待者の研修の受講状況（単一回答）

問22.虐待者の研修の受講状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① あり	164	49%	86%
② なし	27	8%	14%
不明・無回答	147	43%	-
合計	338	100%	100%



【R5】虐待者の研修の受講状況（単一回答）

問26.虐待者の研修の受講状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① あり	58	29%	81%
② なし	14	7%	19%
③ 不明	125	63%	-
合計	197	100%	100%



7-3-3 事例概要

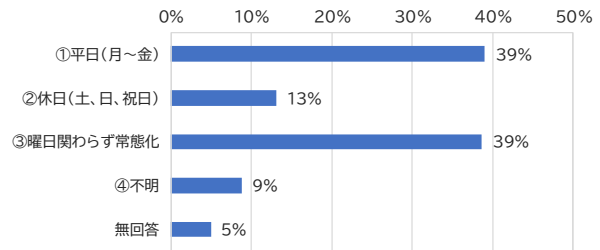
○虐待が発生した曜日は、「平日（月～金）」が39%、「曜日関わらず常態化」も39%。昨年度と同傾向にある。

図表 7-14 【R6】当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

問34.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	110	39%	41%
② 休日（土、日、祝日）	37	13%	14%
③ 曜日関わらず常態化	109	39%	41%
④ 不明	25	9%	-
合計	281		
無回答	14	5%	-
回答対象者数	282		

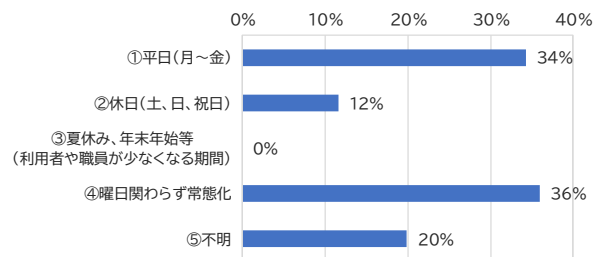
問34.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA) (n=282)



【R5】当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	62	34%	34%
② 休日（土、日、祝日）	21	12%	12%
③ 夏休み、年末年始等 (利用者や職員が少なくなる期間)	0	0%	0%
④ 曜日関わらず常態化	65	36%	36%
⑤ 不明	36	20%	20%
合計	184		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		

問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA) (n=181)



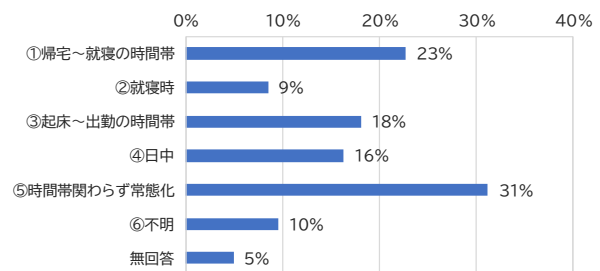
○虐待が発生した時間帯は、「時間帯関わらず常態化」が31%。「帰宅～就寝の時間帯」が23%。

図表 7-15 【R6】当該事例が発生した時間帯（複数回答）

問35.当該事例が発生した時間帯(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 帰宅～就寝の時間帯	64	23%	24%
② 就寝時	24	9%	9%
③ 起床～出勤の時間帯	51	18%	19%
④ 日中	46	16%	17%
⑤ 時間帯関わらず常態化	88	31%	33%
⑥ 不明	27	10%	10%
合計	300		
無回答	14	5%	-
回答対象者数	282		

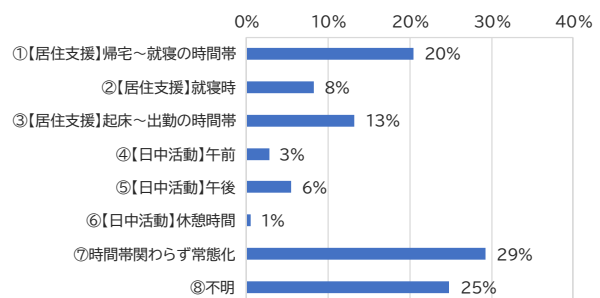
問35.当該事例が発生した時間帯(MA) (n=282)



【R5】当該事例が発生した時間帯（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	37	20%	20%
② 【居住支援】就寝時	15	8%	8%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	24	13%	13%
④ 【日中活動】午前	5	3%	3%
⑤ 【日中活動】午後	10	6%	6%
⑥ 【日中活動】休憩時間	1	1%	1%
⑦ 時間帯関わらず常態化	53	29%	29%
⑧ 不明	45	25%	25%
合計	190		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		

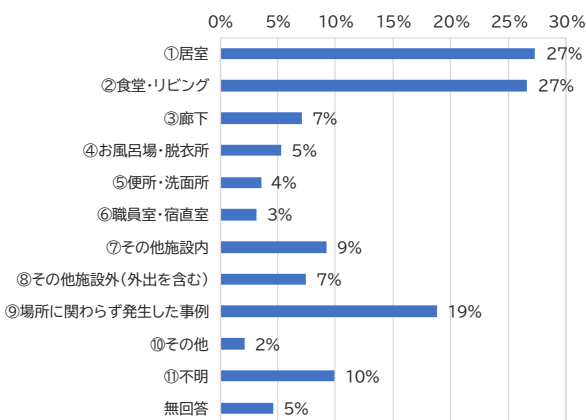
問39.当該事例が発生した時間帯(MA) (n=181)



○虐待が発生した場所は、「居室」が27%、「食堂・リビング」が27%、「場所に関わらず発生した事例」が19%。昨年度と同傾向にある。

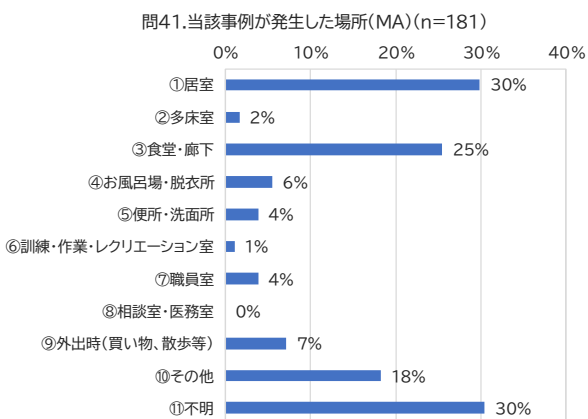
図表 7-16 【R6】 当該事例が発生した場所（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 居室	77	27%	32%
② 食堂・リビング	75	27%	31%
③ 廊下	20	7%	8%
④ お風呂場・脱衣所	15	5%	6%
⑤ 便所・洗面所	10	4%	4%
⑥ 職員室・宿直室	9	3%	4%
⑦ その他施設内	26	9%	11%
⑧ その他施設外（外出を含む）	21	7%	9%
⑨ 場所に関わらず発生した事例	53	19%	22%
⑩ その他	6	2%	2%
⑪ 不明	28	10%	-
合計	340		
無回答	13	5%	-
回答対象者数	282		



【R5】 当該事例が発生した場所（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 居室	54	30%	43%
② 多床室	3	2%	2%
③ 食堂・廊下	46	25%	37%
④ お風呂場・脱衣所	10	6%	8%
⑤ 便所・洗面所	7	4%	6%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	2	1%	2%
⑦ 職員室	7	4%	6%
⑧ 相談室・医務室	0	0%	0%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	13	7%	10%
⑩ その他	33	18%	26%
⑪ 不明	55	30%	-
合計	230		
無回答	1	1%	-
回答対象者数	181		



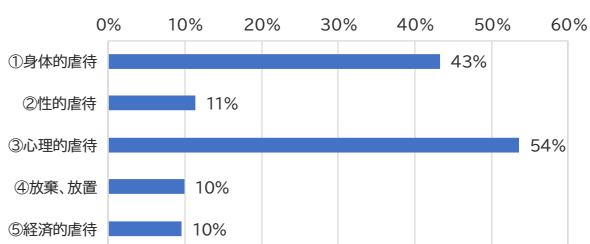
○虐待種別は、「心理的虐待」が54%、「身体的虐待」が43%。昨年度に比べ、心理的虐待の割合が増加している。

図表 7-17 【R6】虐待種別（複数回答）

問38.虐待種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	122	43%	43%
② 性的虐待	32	11%	11%
③ 心理的虐待	151	54%	54%
④ 放棄、放置	28	10%	10%
⑤ 経済的虐待	27	10%	10%
合計	360		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	282		

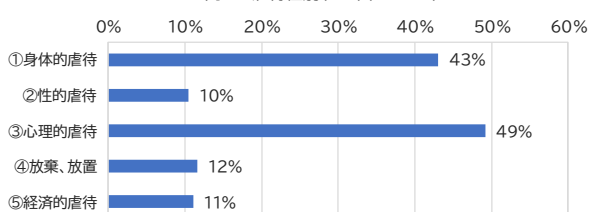
問38.虐待種別(MA)(n=282)



【R5】虐待種別（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	78	43%	43%
② 性的虐待	19	10%	10%
③ 心理的虐待	89	49%	49%
④ 放棄、放置	21	12%	12%
⑤ 経済的虐待	20	11%	11%
合計	227		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		

問42.虐待種別(MA)(n=181)



○虐待が発生した背景としての組織的課題は、「離職率が高い、職員が不足している」が40%、「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が35%、「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が26%。

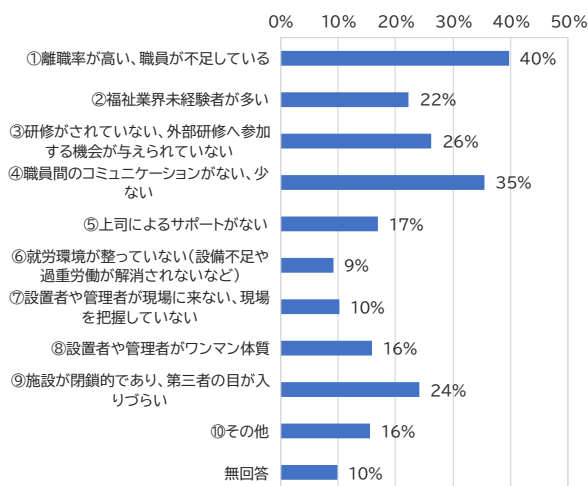
割合の高い順番は異なるが、昨年度においても、同3つの背景・課題の割合が高い。

図表 7-18 【R6】虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

問43.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	112	40%	44%
② 福祉業界未経験者が多い	63	22%	25%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	74	26%	29%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	100	35%	39%
⑤ 上司によるサポートがない	48	17%	19%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	26	9%	10%
⑦ 設置者や管理者が現場に来ない、現場を把握していない	29	10%	11%
⑧ 設置者や管理者がワンマン体質	45	16%	18%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	68	24%	27%
⑩ その他	44	16%	17%
合計	609		
無回答	28	10%	-
回答対象者数	282		

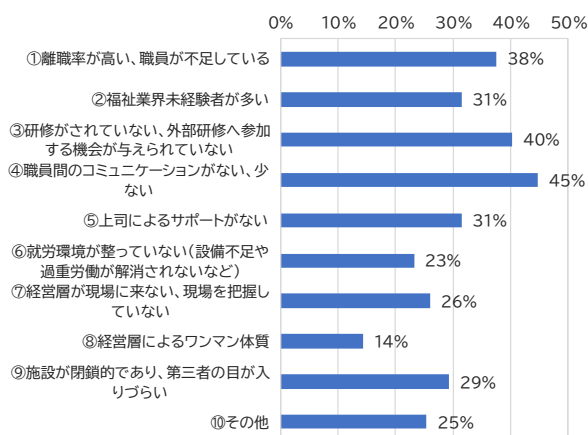
問43.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=282)



【R5】虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	68	38%	39%
② 福祉業界未経験者が多い	57	31%	32%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	73	40%	41%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	81	45%	46%
⑤ 上司によるサポートがない	57	31%	32%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	42	23%	24%
⑦ 経営層が現場に来ない、現場を把握していない	47	26%	27%
⑧ 経営層によるワンマン体質	26	14%	15%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	53	29%	30%
⑩ その他	46	25%	26%
合計	550		
無回答	5	3%	-
回答対象者数	181		

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=181)



○組織的課題を法人種別別にみると、「社福」では「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が41%、「離職率が高い、職員が不足している」が38%、「施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい」が30%。

「営利」では「離職率が高い、職員が不足している」が41%、「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が35%、「福祉業界未経験者が多い」が30%。

「社福」は昨年度も「職員間のコミュニケーションがない、少ない」の割合が最も高い。他方「営利」では、昨年度は「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が52%であったが、今年は28%に減少している。

図表 7-19 【R6】 運営法人種別別虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

	回答数					割合1				
	社福	営利	NPO	その他	合計	社福	営利	NPO	その他	合計
① 離職率が高い、職員が不足している	29	65	9	9	112	38%	41%	31%	45%	40%
② 福祉業界未経験者が多い	8	47	3	5	63	11%	30%	10%	25%	22%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	19	44	7	4	74	25%	28%	24%	20%	26%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	31	55	7	7	100	41%	35%	24%	35%	35%
⑤ 上司によるサポートがない	11	28	5	4	48	14%	18%	17%	20%	17%
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	8	12	3	3	26	11%	8%	10%	15%	9%
⑦ 経営層が現場に来ない、現場を把握していない	5	19	0	5	29	7%	12%	0%	25%	10%
⑧ 設置者や管理者がワンマン体質	6	27	7	5	45	8%	17%	24%	25%	16%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	23	32	7	6	68	30%	20%	24%	30%	24%
⑩ その他	14	24	2	4	44	18%	15%	7%	20%	16%
合計	154	353	50	52	609					
無回答	5	18	2	3	28	7%	11%	7%	15%	10%
回答対象者数	76	157	29	20	282					

【R5】 運営法人種別別虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 離職率が高い、職員が不足している	12	42	14	68	24%	47%	34%	38%
② 福祉業界未経験者が多い	12	32	13	57	24%	36%	32%	31%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	14	47	12	73	28%	52%	29%	40%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	22	42	17	81	44%	47%	41%	45%
⑤ 上司によるサポートがない	6	37	14	57	12%	41%	34%	31%
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	9	22	11	42	18%	24%	27%	23%
⑦ 経営層が現場に来ない、現場を把握していない	10	27	10	47	20%	30%	24%	26%
⑧ 経営層によるワンマン体質	3	17	6	26	6%	19%	15%	14%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	9	31	13	53	18%	34%	32%	29%
⑩ その他	14	18	14	46	28%	20%	34%	25%
合計	111	315	124	550				
無回答	0	4	1	5				
回答対象者数	50	90	41	181				

7-3-5 結果の考察と虐待の防止に向けた観点

本アンケート調査で回答が得られたグループホーム虐待事例（R6：282件、R5：181件）を対象に、当該施設・事業所の概要や虐待者・被虐待者の属性、事例の概要の集計・分析を行った。以下に、結果の考察と虐待防止に向けた観点を記す。

なお、回答全体を通じて「不明」が多いため、推察が含まれる考察・観点となることに留意いただきたい。

（1）運営法人・事業所に関する考察と虐待防止に向けた観点

○令和6年度に虐待が発生したGHは、「営利法人」が56%、「社会福祉法人」が27%、「NPO法人」が10%であり、昨年度と比較すると「営利法人」の割合が6%増加した（全国のGHでは「営利法人」が全体の41%（R5は38%）（図表7-2））。

事業所種別は、「介護サービス包括型」が60%、「日中サービス支援型」が32%、「外部サービス利用型」が3%（図表7-4）。他方、令和7年1～3月期の全事業所数に占める事業所種別は、「介護サービス包括型」が83%、「日中サービス支援型」が9%、「外部サービス利用型」が8%（図表7-5）であるため、「介護サービス包括型」や「外部サービス支援型」に比べると「日中サービス支援型」での虐待の発生割合が高くなっている。

虐待が発生したグループホームの事業開始年は、「2021年以降」が46%、「2016～2020年」が22%となっており（図表7-6）、運営法人種別別にみると「営利」で発生した虐待の68%は「2021年以降」となっていることから、営利法人では比較的新しく事業が開始された事業所での虐待が多くなっている（図表7-7）。

○全国的な福祉人材の不足がある中で、新たに開設された事業所においては、他職種から転職してきた職員も含まれると考えられる。そのため、事業開始前、または開始後早期に虐待や権利擁護等に関する研修を実施するとともに、定期的に研修で学んだことをどのように実践に活かしているかの確認・振り返りが必要と思われる。

また、新たに開設された事業所においては、（自立支援）協議会への参加を通じて、域内の事業所相互での自主的な研修や、他事業所への見学等を通じた運営ノウハウを学ぶ機会の創出等も望まれる。

（2）虐待者に関する考察と虐待防止に向けた観点

○虐待者の職種は「生活支援員」と「世話人」で6割超を占める（図表7-10）。「営利」では、「生活支援員」と「世話人」が6割、「サービス管理責任者」や「管理者」による虐待が3割弱を占め、「社福」では、「生活支援員」と「世話人」が8割、「サービス管理責任者」や「管理者」による虐待が2割弱を占めている（図表7-11）。また、「NPO」においても、「サービス管理責任者」や「管理者」による虐待が4割を占めている（図表7-11）。

虐待者の勤務形態を運営法人種別別にみると、「社福」は「正規」が41%、「非正規」が38%となっている。「営利」は、「正規」が49%、「非正規」が26%となっている（図表7-12）。

虐待者の研修の受講状況は、「あり」が49%、「なし」が8%、「不明・無回答」が43%となっている（図表7-13）。

○「営利」や「NPO」においては、「サービス管理責任者」や「管理者」が虐待者となっている割合が高い。これらの職種は職場やサービスの管理を行う立場であり、現場の状況を適切に把握し、経験の少ない職員へのOJTや適切な勤務体制の確保等を行うことが望まれる。その

ためには、事務処理の ICT 化等による業務の効率化を進めるなど、管理職やサービス管理責任者が、利用者支援の質を向上させるための本来の業務を行う体制を確保することが重要である。

(3) 虐待が発生した時間帯や場所に関する考察と虐待防止に向けた観点

○虐待が発生した曜日や時間帯の回答では、「平日（月～金）」と「曜日・時間帯に関わらず常態化」の割合が高い（図表 7-14）。

虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による誠実な通報義務の徹底が望まれる。

○虐待が発生した場所は「居室」が 30%近くを占めている（図表 7-16）。居室においてはプライバシーの観点から見守りカメラの設置等は難しい面があるが、複数職員による対応の確保に加え、管理職やサービス管理責任者が随時巡回する等、密室性を補完するような未然防止策の更なる工夫の収集が必要と思われる。

○また、虐待が発生しやすい時間帯と場所、心理的虐待が多いこと（図 7-17）を組み合わせると、利用者との関わりが多く業務負担の高い朝や夕方時間帯における居室や共用部分における虐待が多いと考えられる。グループホームでの支援の特性上、1 住居ごとで見れば配置人数が少ない時間帯等があることも考えられるため、職員が利用者の状態をよく観察し、虐待の兆候に気づけるようにすることや、事業所全体での勤務シフトを工夫して、職員同士がお互いの支援を見合ったり、話し合ったりする時間を確保する等も検討する必要がある。

(4) 虐待の発生要因や組織的課題に関する考察と虐待防止に向けた観点

○「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」の回答において、「社福」では「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が昨年度、今年度とも割合が高く 4 割を占めている（図表 7-19）。

グループホームの住居は地域で点在していることも多く、引き継ぎ時間やケースに関する打合せ、職員が揃って会議等を行う時間の確保が難しい面がある。勤務シフトの工夫により、職員同士がお互いの支援を見合う時間を設けたり、短時間でも話し合える時間を確保したり、ICT 等の活用によるコミュニケーションの円滑化の工夫をしたりする等により、風通しのよい職場づくりや職場環境の改善が必要と思われる。

○「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」を「営利」でみると、「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が昨年度の 52%から 28%に減少している（図表 7-19）。

他方、「離職率が高い、職員が不足している」は今年度の結果では 41%、「福祉業界未経験者が多い」も 30%となっており、人員体制の整備の難しさがあると思われる（図表 7-19）。

さらに、「上司によるサポートがない」や「経営層が現場に来ない、現場を把握していない」、「設置者や経営層がワンマン体質」のいずれも、昨年度・今年度ともに、「社福」より割合が高く、組織マネジメントにも課題があると考えられる（図表 7-19）。

福祉事業は人が人を支援することで成立する。人員を確保し、育成しながら事業展開を図っていくことが不可欠であり、虐待の未然防止のためには、OJT の充実や十分な研修機会の創出を行うとともに、組織マネジメントの改善が望まれる。

- 「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」の中で、「施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい」については、「NPO」や「その他」も含め、20%～30%となっている（図表7-19）。

第三者の目としては、相談支援専門員によるモニタリングは、虐待の未然防止、早期発見に向けた機会としても重要であると考えられる。また、今後推進される「地域連携推進会議」により、近隣住民等の構成員が施設やグループホームを訪問する機会が設けられ、利用者と知り合うことによる関係性が生まれ、施設やグループホームのもつ密室性が少しでも緩和され、事業運営の透明性が高まることにも期待することができる。さらに、（自立支援）協議会の専門部会等の活用によりグループホーム事業者のネットワークをつくり、事業者同士がお互いのグループホームを訪問し合ったり、合同で研修会を開いたりするなど、地域を単位として支援の質を向上させるための取組を強化することが考えられる。

そして、行政による組織マネジメントに対する改善の機会として期待されるのは、運営指導や監査である。虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の開催、日中活動支援型グループホームの協議会への報告など、虐待の未然防止も含む権利擁護の推進に向けた制度上必須の取組状況を運営指導や監査により把握し、改善を進めていくことが望まれる。

8-4 虐待が発生した障害者支援施設に関するアンケート調査結果

ここでは、アンケート調査に回答のあった障害者支援施設での虐待事例 168 件の集計結果の一部抜粋を示す（全集計結果については参考資料参照）。

7-4-1 当該施設・事業所の概要

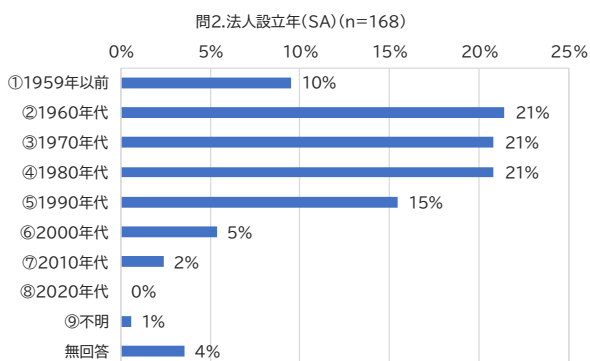
(1) 当該施設・事業所の運営法人

○運営法人の設立年は、「1960年代」から「1980年代」が21%。

図表 7-20 【R6】 法人設立年（単一回答）

問2.法人設立年(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	16	10%	10%
② 1960年代	36	21%	22%
③ 1970年代	35	21%	22%
④ 1980年代	35	21%	22%
⑤ 1990年代	26	15%	16%
⑥ 2000年代	9	5%	6%
⑦ 2010年代	4	2%	2%
⑧ 2020年代	0	0%	0%
⑨ 不明	1	1%	-
無回答	6	4%	-
合計	168	100%	100%

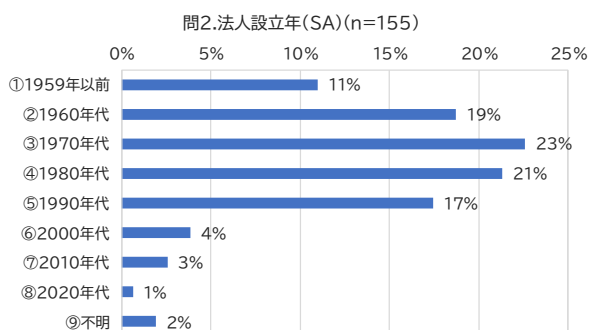


※割合1：不明や無回答も含む構成割合（以下同様）

※割合2：不明や無回答を除く構成割合（以下同様）

【R5】 法人設立年（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	17	11%	11%
② 1960年代	29	19%	19%
③ 1970年代	35	23%	23%
④ 1980年代	33	21%	22%
⑤ 1990年代	27	17%	18%
⑥ 2000年代	6	4%	4%
⑦ 2010年代	4	3%	3%
⑧ 2020年代	1	1%	1%
⑨ 不明	3	2%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%



※7-3と同様に、図表番号で【R6】と標記されている図表は今年度のアンケート調査結果

【R5】と表記されている図表は昨年度のアンケート調査結果（設問文や回答選択肢の修正を行っている設問も一部ある）

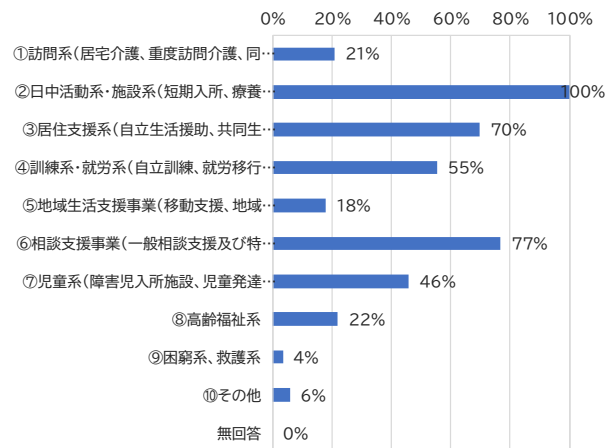
○運営法人が運営している居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）以外の福祉サービスは、「相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）」が77%、「居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）」が70%、「訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）」が55%。

図表 7-21 【R6】 同法人が運営している福祉サービスの有無（複数回答）

問3.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	35	21%	21%
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	168	100%	100%
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	117	70%	70%
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	93	55%	55%
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	30	18%	18%
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	129	77%	77%
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	77	46%	46%
⑧ 高齢福祉系	37	22%	22%
⑨ 困窮系、救護系	6	4%	4%
⑩ その他	10	6%	6%
合計	702		
無回答	0		
回答対象者数	168		

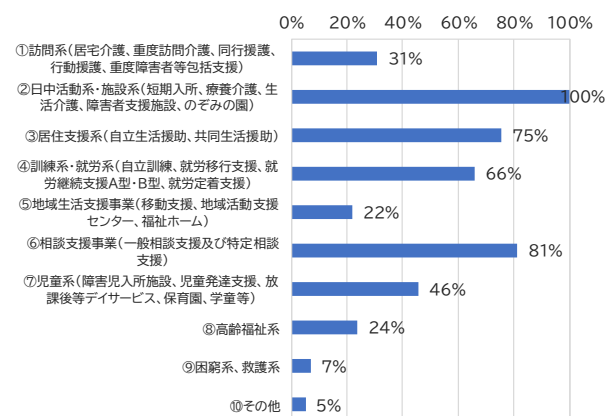
問3.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA) (n=168)



【R5】 同法人が運営している福祉サービスの有無（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	48	31%	31%
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	155	100%	100%
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	117	75%	75%
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	102	66%	66%
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	34	22%	22%
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	126	81%	81%
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	71	46%	46%
⑧ 高齢福祉系	37	24%	24%
⑨ 困窮系、救護系	11	7%	7%
⑩ その他	8	5%	5%
合計	709		
無回答	0		
回答対象者数	155		

問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA) (n=155)

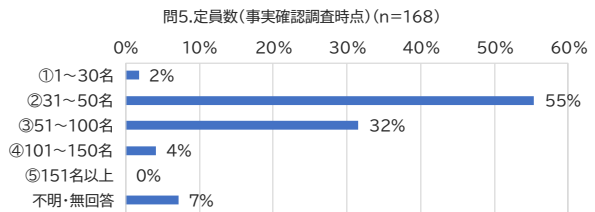


(2) 当該施設・事業所の概要

○虐待が発生した障害者支援施設の定員数は、「31～50名」が55%、「51～100名」が32%。

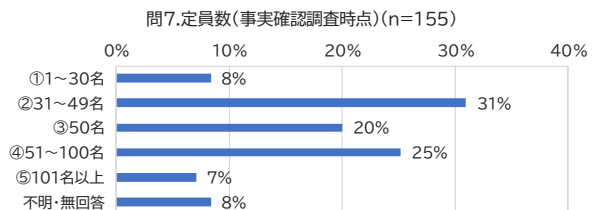
図表 7-22 【R6】 定員数（事実確認調査時点）（数値を区分化）

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	3	2%	2%
② 31～50名	93	55%	60%
③ 51～100名	53	32%	34%
④ 101～150名	7	4%	4%
⑤ 151名以上	0	0%	0%
不明・無回答	12	7%	-
合計	168	100%	100%



【R5】 定員数（事実確認調査時点）（数値を区分化）

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	13	8%	9%
② 31～49名	48	31%	34%
③ 50名	31	20%	22%
④ 51～100名	39	25%	27%
⑤ 101名以上	11	7%	8%
不明・無回答	13	8%	-
合計	155	109%	-

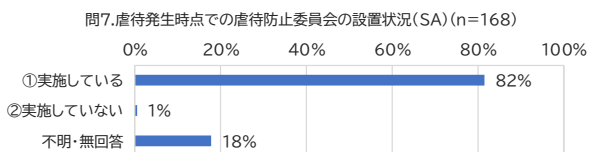


○虐待防止研修の実施状況は、「実施している」が82%、「不明・無回答」が18%。

図表 7-23 【R6】 虐待防止研修の実施状況（単一回答）

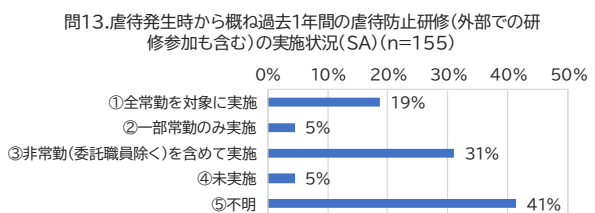
問11.当該事業所における虐待防止研修の実施状況(事実確認調査時点)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 実施している	137	82%	99%
② 実施していない	1	1%	1%
不明・無回答	30	18%	-
合計	168	100%	100%



【R5】 虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修（外部での研修参加も含む）の実施状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 全常勤を対象に実施	29	19%	32%
② 一部常勤のみ実施	7	5%	8%
③ 非常勤(委託職員除く)を含めて実施	48	31%	53%
④ 未実施	7	5%	8%
⑤ 不明	64	41%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%



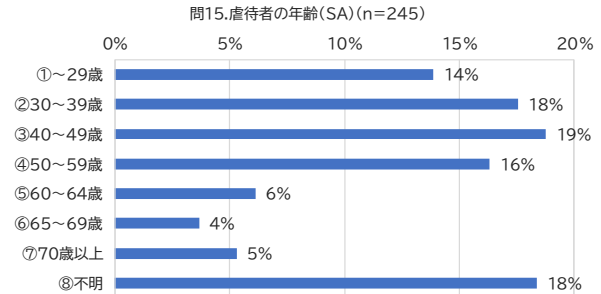
7-4-2 虐待者の属性

○虐待者の年齢は、「40～49歳」が19%、次いで、「30～39歳」が18%、「不明」が18%。60歳以上も15%を占め、虐待者の年齢は幅広い。

図表 7-24 【R6】虐待者の年齢（単一回答）

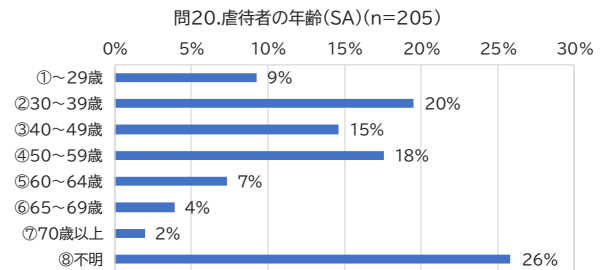
問15.虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	34	14%	17%
② 30～39歳	43	18%	22%
③ 40～49歳	46	19%	23%
④ 50～59歳	40	16%	20%
⑤ 60～64歳	15	6%	8%
⑥ 65～69歳	9	4%	5%
⑦ 70歳以上	13	5%	7%
⑧ 不明	45	18%	-
合計	245	100%	100%



【R5】虐待者の年齢（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	19	9%	13%
② 30～39歳	40	20%	26%
③ 40～49歳	30	15%	20%
④ 50～59歳	36	18%	24%
⑤ 60～64歳	15	7%	10%
⑥ 65～69歳	8	4%	5%
⑦ 70歳以上	4	2%	3%
⑧ 不明	53	26%	-
合計	205	100%	100%

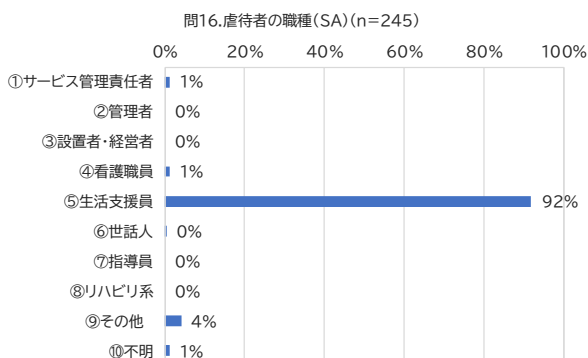


○虐待者の職種は、昨年同様「生活支援員」が多くを占めており、今年度は92%。

図表 7-25 【R6】虐待者の職種（単一回答）

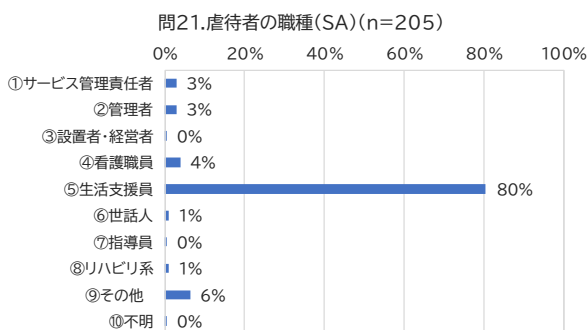
問16.虐待者の職種(SA)

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	3	1%	1%
② 管理者	0	0%	0%
③ 設置者・経営者	0	0%	0%
④ 看護職員	3	1%	1%
⑤ 生活支援員	225	92%	93%
⑥ 世話人	1	0%	0%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0%	0%
⑨ その他	10	4%	4%
⑩ 不明	3	1%	-
合計	245	100%	100%



【R5】虐待者の職種（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	6	3%	3%
② 管理者	6	3%	3%
③ 設置者・経営者	1	0%	0%
④ 看護職員	8	4%	4%
⑤ 生活支援員	165	80%	81%
⑥ 世話人	2	1%	1%
⑦ 指導員	1	0%	0%
⑧ リハビリ系	2	1%	1%
⑨ その他	13	6%	6%
⑩ 不明	1	0%	-
合計	205	100%	100%

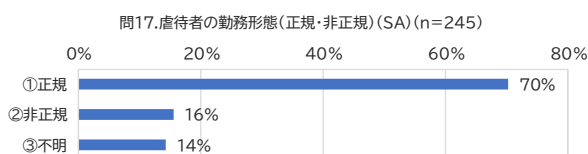


○虐待者の勤務形態は、「正規」が70%、「非正規」が16%、「不明」が14%。昨年度と同様の傾向である。

図表 7-26 【R6】虐待者の勤務形態（単一回答）

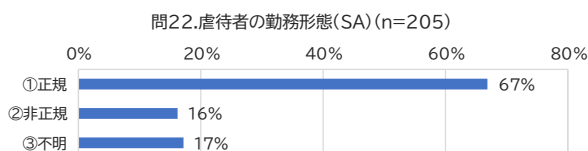
問17.虐待者の勤務形態(正規・非正規)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 正規	172	70%	82%
② 非正規	38	16%	18%
③ 不明	35	14%	-
合計	245	100%	100%



【R5】虐待者の勤務形態（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 正規	137	67%	81%
② 非正規	33	16%	19%
③ 不明	35	17%	-
合計	205	100%	100%



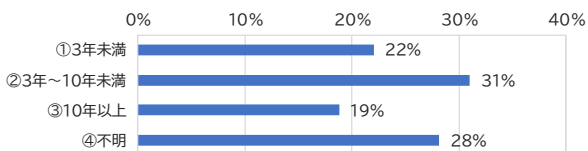
○虐待者の当該施設・事業所での勤務年数は、「3～10年未満」が31%、「不明」が28%。「3年未満」は22%、「10年以上」が19%。昨年度から回答選択肢を修正しているが、10年以上の職員による虐待もみられる。

図表 7-27 【R6】虐待者の当該施設・事業所での勤務年数（単一回答）

問19.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)

	回答数	割合1	割合2
① 3年未満	54	22%	31%
② 3年～10年未満	76	31%	43%
③ 10年以上	46	19%	26%
④ 不明	69	28%	-
回答対象者数	245		100%

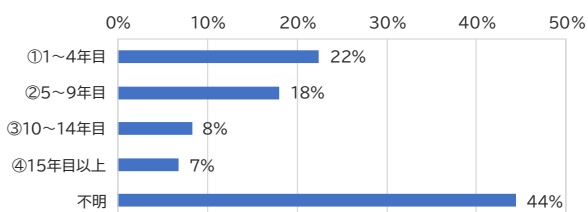
問19.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)(n=245)



【R5】虐待者の当該施設・事業所での勤務年数（数値を区分化）

	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	46	22%	40%
② 5～9年目	37	18%	32%
③ 10～14年目	17	8%	15%
④ 15年目以上	14	7%	12%
不明	91	44%	-
合計	205		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	205		

問24.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)(n=205)



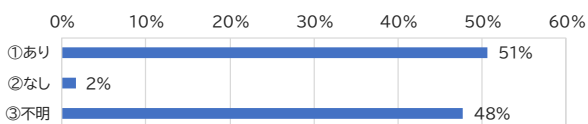
○虐待者の研修の受講状況は、研修の受講「あり」が51%であるが、「不明」も48%を占める。

図表 7-28 【R6】虐待者の研修の受講状況（単一回答）

問20.虐待者の研修の受講状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① あり	124	51%	97%
② なし	4	2%	3%
③ 不明	117	48%	-
合計	245	100%	100%

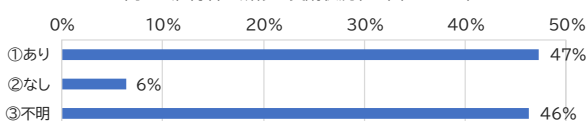
問20.虐待者の研修の受講状況(SA)(n=245)



【R5】虐待者の研修の受講状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① あり	97	47%	88%
② なし	13	6%	12%
③ 不明	95	46%	-
合計	205	100%	100%

問26.虐待者の研修の受講状況(SA)(n=205)



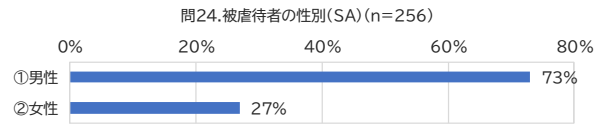
7-4-3 被虐待者の属性

○被虐待者の性別は、「男性」が73%、「女性」が27%。

図表 7-29 【R6】被虐待者の性別（単一回答）

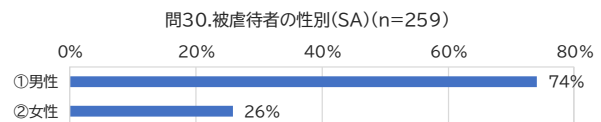
問24.被虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	187	73%	73%
② 女性	69	27%	27%
合計	256	100%	100%



【R5】被虐待者の性別（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 男性	192	74%	74%
② 女性	67	26%	26%
合計	259	100%	100%



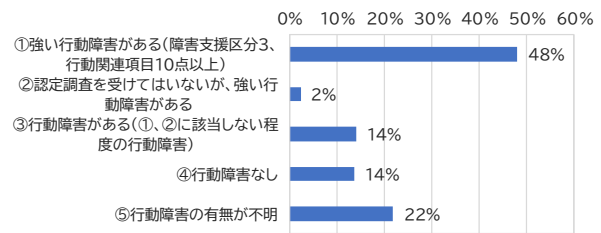
○被虐待者の行動障害の有無は、「強い行動障害がある」が48%、「行動障害の有無が不明」が22%、「行動障害なし」が14%。総じて何らかの行動障害がある方が64%を占める。

図表 7-30 【R6】被虐待者の行動障害の有無（単一回答）

問29.被虐待者の行動障害の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	123	48%	62%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	6	2%	3%
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	36	14%	18%
④ 行動障害なし	35	14%	18%
⑤ 行動障害の有無が不明	56	22%	-
合計	256	100%	100%

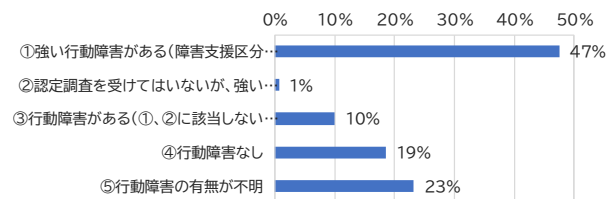
問29.被虐待者の行動障害の有無(SA)(n=256)



【R5】被虐待者の行動障害の有無（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	123	47%	62%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	2	1%	1%
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	26	10%	13%
④ 行動障害なし	48	19%	24%
⑤ 行動障害の有無が不明	60	23%	-
合計	259	100%	100%

問35.被虐待者の行動障害の有無(SA)(n=259)



7-4-4 事例概要

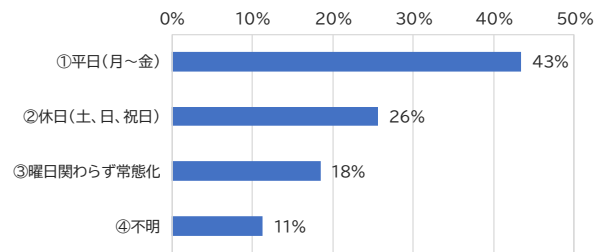
○虐待が発生した曜日は、「平日（月～金）」が43%、「休日（土、日、祝日）」が26%、「曜日関わらず常態化」が18%。

図表 7-31 【R6】当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

問32.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	73	43%	46%
② 休日（土、日、祝日）	43	26%	27%
③ 曜日関わらず常態化	31	18%	19%
④ 不明	19	11%	-
合計	166		
無回答	8	6%	-
回答対象者数	168		

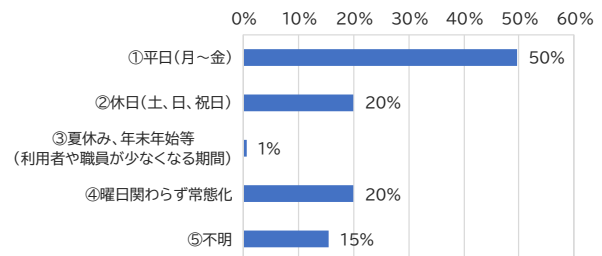
問32.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA) (n=168)



【R5】当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	77	50%	50%
② 休日（土、日、祝日）	31	20%	20%
③ 夏休み、年末年始等 (利用者や職員が少なくなる期間)	1	1%	1%
④ 曜日関わらず常態化	31	20%	20%
⑤ 不明	24	15%	15%
合計	164		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA) (n=155)



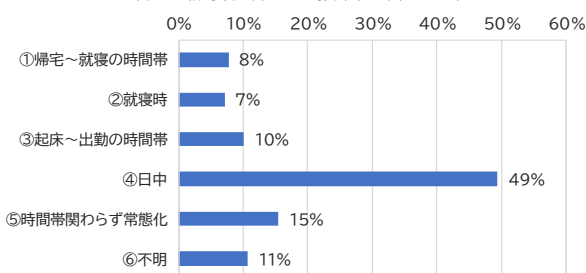
○虐待が発生した時間帯は、「日中」が49%を占める。次いで、「時間帯問わず常態化」が15%。
 昨年度は時間帯での違いは見られなかったが、今年度は「日中」が多い。

図表 7-32 【R6】当該事例が発生した時間帯（複数回答）

問33.当該事例が発生した時間帯(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 帰宅～就寝の時間帯	13	8%	8%
② 就寝時	12	7%	7%
③ 起床～出勤の時間帯	17	10%	11%
④ 日中	83	49%	52%
⑤ 時間帯問わず常態化	26	15%	16%
⑥ 不明	18	11%	11%
合計	169		
無回答	7	5%	-
回答対象者数	168		

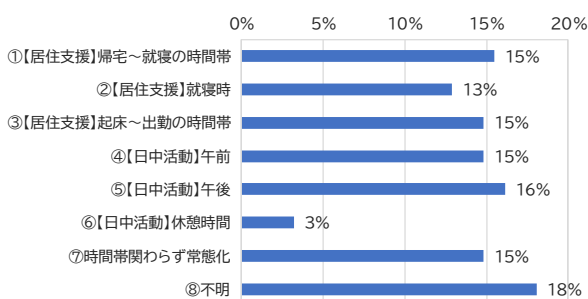
問33.当該事例が発生した時間帯(MA) (n=168)



【R5】当該事例が発生した時間帯（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	24	15%	15%
② 【居住支援】就寝時	20	13%	13%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	23	15%	15%
④ 【日中活動】午前	23	15%	15%
⑤ 【日中活動】午後	25	16%	16%
⑥ 【日中活動】休憩時間	5	3%	3%
⑦ 時間帯問わず常態化	23	15%	15%
⑧ 不明	28	18%	18%
合計	171		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問39.当該事例が発生した時間帯(MA) (n=155)



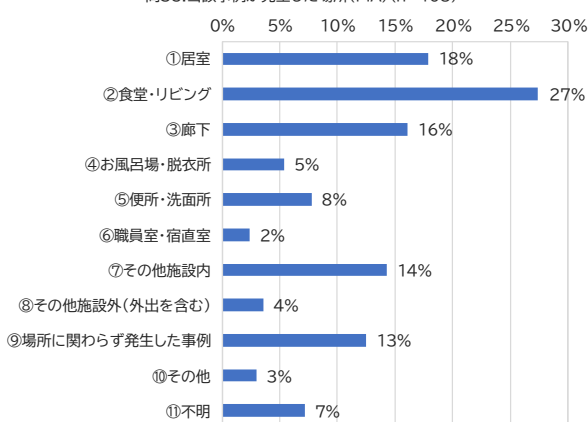
○虐待が発生した場所は、「食堂・リビング」が27%、「居室」が18%、「廊下」が16%。なお、「場所に関わらず発生した事例」は13%。

図表 7-33 【R6】 当該事例が発生した場所（複数回答）

問35.当該事例が発生した場所(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 居室	30	18%	20%
② 食堂・リビング	46	27%	31%
③ 廊下	27	16%	18%
④ お風呂場・脱衣所	9	5%	6%
⑤ 便所・洗面所	13	8%	9%
⑥ 職員室・宿直室	4	2%	3%
⑦ その他施設内	24	14%	16%
⑧ その他施設外（外出を含む）	6	4%	4%
⑨ 場所に関わらず発生した事例	21	13%	14%
⑩ その他	5	3%	3%
⑪ 不明	12	7%	-
合計	197		
無回答	8	6%	-
回答対象者数	168		

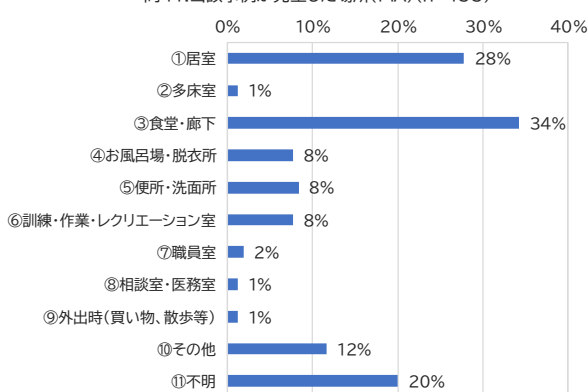
問35.当該事例が発生した場所(MA)(n=168)



【R5】 当該事例が発生した場所（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 居室	43	28%	35%
② 多床室	2	1%	2%
③ 食堂・廊下	53	34%	43%
④ お風呂場・脱衣所	12	8%	10%
⑤ 便所・洗面所	13	8%	10%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	12	8%	10%
⑦ 職員室	3	2%	2%
⑧ 相談室・医務室	2	1%	2%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	2	1%	2%
⑩ その他	18	12%	15%
⑪ 不明	31	20%	-
合計	191		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問41.当該事例が発生した場所(MA)(n=155)



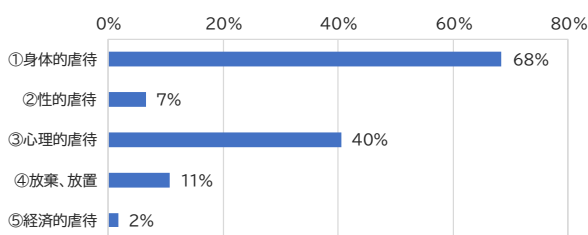
○虐待種別は、「身体的虐待」が68%、「心理的虐待」が40%、「放棄・放置」が11%。
 昨年度と比較すると「身体的虐待」が減少し、「心理的虐待」が増加。

図表 7-34 【R6】虐待種別（複数回答）

問36.虐待種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	115	68%	68%
② 性的虐待	11	7%	7%
③ 心理的虐待	68	40%	40%
④ 放棄、放置	18	11%	11%
⑤ 経済的虐待	3	2%	2%
合計	215		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	168		

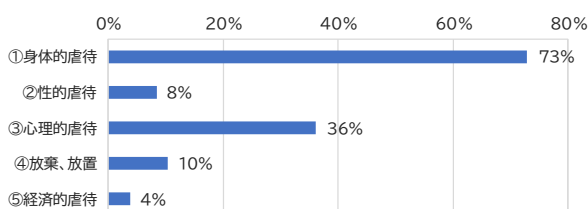
問36.虐待種別(MA)(n=168)



【R5】虐待種別（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	113	73%	73%
② 性的虐待	13	8%	8%
③ 心理的虐待	56	36%	36%
④ 放棄、放置	16	10%	10%
⑤ 経済的虐待	6	4%	4%
合計	204		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問42.虐待種別(MA)(n=155)



○居住支援の時間帯（帰宅～出勤までの時間帯）での虐待を抽出し、虐待種別をみると、「身体的虐待は」各時間帯において割合が最も高い。「就寝時」は「心理的虐待」が42%となっており、就寝前や起床後に比べ、割合が高い。

なお、昨年度は「就寝時」において、「性的虐待」の割合が高かったが、今年度は低い。

図表 7-35 【R6】居住支援の時間帯（帰宅～出勤までの時間帯）別虐待種別（複数回答）

	回答数				割合1			
	①帰宅～就寝の時間帯	②就寝時	③起床～出勤の時間帯	合計	①帰宅～就寝の時間帯	②就寝時	③起床～出勤の時間帯	合計
① 身体的虐待	8	10	14	32	62%	83%	82%	76%
② 性的虐待	2	1	1	4	15%	8%	6%	10%
③ 心理的虐待	2	5	4	11	15%	42%	24%	26%
④ 放棄、放置	2	2	2	6	15%	17%	12%	14%
⑤ 経済的虐待	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	14	18	21	53				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	13	12	17	42				

【R5】居住支援の時間帯（帰宅～出勤までの時間帯）別虐待種別（複数回答）

	回答数				割合1			
	【居住支援】 帰宅～就寝の 時間帯	【居住支援】 就寝時	【居住支援】 起床～出勤の 時間帯	合計	【居住支援】 帰宅～就寝の 時間帯	【居住支援】 就寝時	【居住支援】 起床～出勤の 時間帯	合計
① 身体的虐待	19	9	20	48	79%	45%	87%	72%
② 性的虐待	3	8	1	12	13%	40%	4%	18%
③ 心理的虐待	6	4	7	17	25%	20%	30%	25%
④ 放棄、放置	1	6	2	9	4%	30%	9%	13%
⑤ 経済的虐待	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	29	27	30	86				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	24	20	23	67				

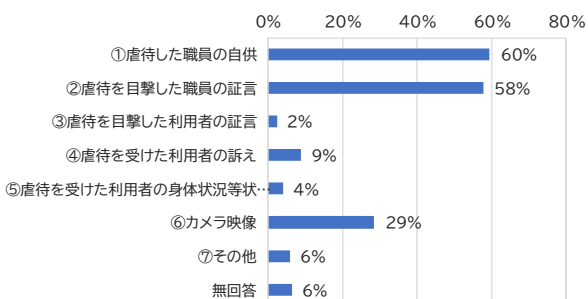
○虐待と判断した根拠としては、「虐待した職員の自供」が60%、「虐待を目撃した職員の証言」が58%、「カメラ映像」が29%。

図表 7-36 【R6】虐待と判断した根拠（複数回答）

問38.虐待と判断した根拠(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	100	60%	63%
② 虐待を目撃した職員の証言	97	58%	61%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	4	2%	3%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	15	9%	9%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	7	4%	4%
⑥ カメラ映像	48	29%	30%
⑦ その他	10	6%	6%
合計	281		
無回答	9	6%	-
回答対象者数	168		

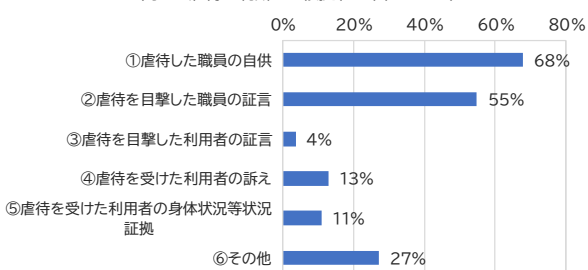
問38.虐待と判断した根拠(MA)(n=168)



【R5】虐待と判断した根拠（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	105	68%	68%
② 虐待を目撃した職員の証言	85	55%	55%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	6	4%	4%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	20	13%	13%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	17	11%	11%
⑥ その他	42	27%	27%
(うち) 見守りカメラ映像	(29)	(19%)	(19%)
合計	275		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問44.虐待と判断した根拠(MA)(n=155)



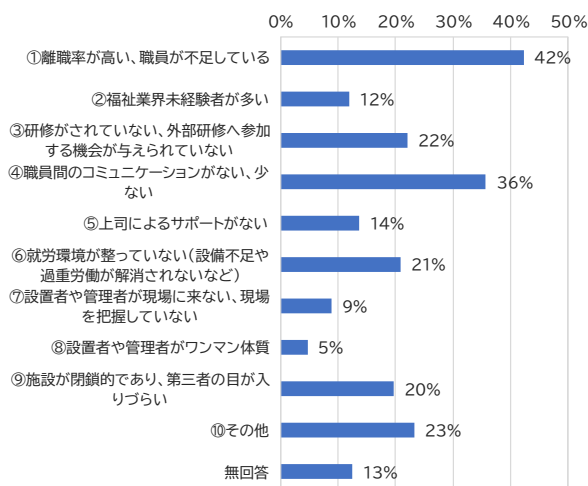
○虐待が発生した組織的課題としては、「離職率が高い、職員が不足している」が42%、「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が36%、「その他」が23%。昨年度と同様の傾向となっている。

図表 7-37 【R6】虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

問41.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	71	42%	48%
② 福祉業界未経験者が多い	20	12%	14%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	37	22%	25%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	60	36%	41%
⑤ 上司によるサポートがない	23	14%	16%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	35	21%	24%
⑦ 設置者や管理者が現場に来ない、現場を把握していない	15	9%	10%
⑧ 設置者や管理者がワンマン体質	8	5%	5%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	33	20%	22%
⑩ その他	39	23%	27%
合計	341		
無回答	21	13%	-
回答対象者数	168		

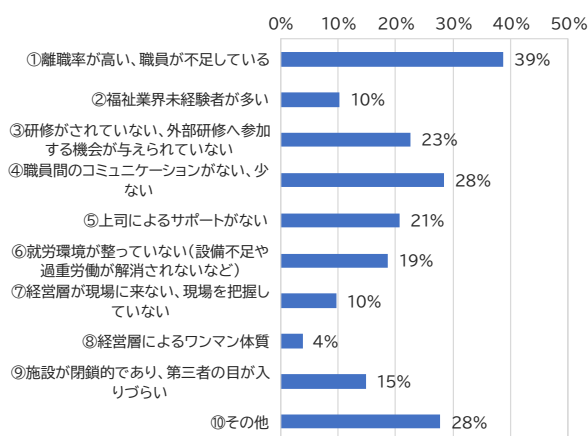
問41.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=168)



【R5】虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	60	39%	41%
② 福祉業界未経験者が多い	16	10%	11%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	35	23%	24%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	44	28%	30%
⑤ 上司によるサポートがない	32	21%	22%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	29	19%	20%
⑦ 経営層が現場に来ない、現場を把握していない	15	10%	10%
⑧ 経営層によるワンマン体質	6	4%	4%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	23	15%	16%
⑩ その他	43	28%	29%
合計	303		
無回答	7	5%	-
回答対象者数	155		

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=155)



7-4-5 結果の考察と虐待の防止に向けた観点

本アンケート調査で回答が得られた障害者支援施設虐待事例（R6：168件、R5：155件）を対象に、当該施設の概要や虐待者・被虐待者の属性、事例の概要の集計・分析を行った。以下に、結果の考察と虐待防止に向けた観点を記す。

なお、回答全体を通じて「不明」が多いため、推察が含まれる考察・観点となることに留意いただきたい。

○障害者支援施設の運営法人は、1960年代から1980年代設立が6割を占めており、居住支援系以外にも様々な障害福祉サービスの提供を行っている（図表7-20, 21）。また、運営している障害者支援施設の定員数は、「31～50名」が55%、「51～100名」が32%となっている（図表7-22）。虐待防止研修は「実施している」が82%となっている（図表7-23）。

虐待者についてみると、年齢は幅広いものの職種は「生活支援員」が多くなっている（図表7-24, 25）。当該施設での勤務年数を見ると、「不明」が28%を占めているが、残りの回答を見る限り、勤務年数に限らず虐待が発生している（図表7-27）。研修の受講状況も「不明」が48%を占めるが、研修の受講「あり」が51%となっている（図表7-28）ことから、新人や未経験者だけでなく、研修を受けた勤務年数の長い職員における虐待も含まれていることが見て取れる。

被虐待者についてみると、「男性」が7割を占め、「強い行動障害がある」が5割弱を占めており、何らかの行動障害の状態にある者が6割前後を占める（図表7-29, 30）。これは、虐待の事実が認められた全サービスの平均である4割弱（第I部P37, 表52）よりも非常に高い状況である。

○虐待が発生した時間帯は、昨年度では「帰宅～就寝の時間帯」「就寝時」「起床～出勤」の時間帯で13～15%を占めていたが、本年度は7～10%となっている。日中については、昨年度は「午前」「午後」「休憩時間」の合計で34%、本年度の「日中」は49%となっている。「時間帯関わらず常態化」は昨年度・今年度ともに15%となっている（図表7-32）。

虐待の重大事案の背景には早期発見・早期対応ができていないことによる「常態化」があり、虐待防止措置の推進による誠実な通報義務の徹底が望まれる。

また、虐待と判断した根拠では、「虐待した職員の自供」が60%と最も割合が高いが、次いで「虐待を目撃した職員の証言」が58%となっており、事実の特定につながる職員からの個別の聞き取りに基づく客観的情報収集が重要である。（図表7-36）。

○以上の結果を踏まえると、障害者支援施設は歴史もあり、虐待者の研修受講は51%（図表7-28）、「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」の回答において「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が22%（図表7-37）に留まっていることから、研修機会は一定程度確保されていると推測される。

しかし、勤務年数の長い職員による虐待が一定程度発生していることを踏まえると、自分よりも勤務年数の長い職員による不適切な支援を含めて相談できる体制を整えるなど、事業所全体の風通しを良くすることが重要である。

○被虐待者のうち何らかの行動障害がある方が64%（図表7-30）を占めることなどを踏まえると、事例検討によるOJTや強度行動障害支援者養成研修の受講等、施設内外でのさらなる研修の充実化・高度化を進め、強度行動障害の状態にある方への支援力の強化を進める等、高度な支援スキルを持つ職員の育成が望まれる。

8-5 グループホーム及び障害者支援施設における障害者虐待防止に向けた観点について

2カ年のアンケート調査結果から得られたグループホーム及び障害者支援施設における虐待の防止に向けた観点を改めて整理するとともに、今後に向けた自治体等による具体的な虐待防止対策の観点を以下に整理する。

(1) 研修に関する対策

グループホーム及び障害者支援施設の両方における虐待の防止に向けた観点としては、研修の重要性があげられた。虐待防止の研修や対策としては、以下のような観点が考えられる。

【虐待防止対策の観点】

- ・グループホームの新規開設事業所においては、他職種からの転職職員も含まれると考えられるため、事業開始前、または開始後早期での研修の実施や実践への活用の確認・振り返りが必要
- ・自治体による都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨
- ・運営指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止研修の内容や受講実績等を確認し、適切に指導・助言
- ・令和6年度報酬改定で導入された強度行動障害の状態にある方への支援施策による専門人材の育成推進、集中的支援を含む地域支援体制の整備推進
- ・事業所内でのOJTや事例検討の実施
- ・事業所内での研修促進に向けて、国による研修教材や研修動画の作成及び活用促進

(2) 組織的マネジメントに関する対策

アンケート調査結果において、虐待が発生した曜日や時間帯の回答で「曜日・時間帯に関わらず常態化」が一定数みられた。虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による通報義務の徹底など、組織的マネジメントの改善が必要と考えられる。

【虐待防止対策の観点】

- ・施設や事業所における虐待防止措置の推進
- ・自治体による（自立支援）協議会への参加の促しや官民連携による（自立支援）協議会の運営の推進
- ・虐待防止・権利擁護を重視した組織マネジメントに関する好事例の周知
- ・障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業等を活用した事務処理のICT化による業務効率化を通じて、管理職やサービス管理責任者が職場管理やサービス管理を行う時間を確保し、経験の浅い職員を含めた適切なOJTを実施
- ・運営指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止委員会の取組や通報ルールを含む指針等の確認、助言・指導、未実施の場合の適切な減算の適用
- ・国により検討されているサービスの質の確保等の取組（指定の在り方、ガイドラインの遵守、管理者要件、運営指導・監査の強化等）の推進

(3) 人材確保・離職防止に関する対策

アンケート調査結果において、組織的課題として、「離職率が高い、職員が不足している」や「職員間のコミュニケーションがない、少ない」といった要因があげられている。

全国的な福祉人材の不足がある中で、組織として人材の確保・離職防止は重要な課題であり、国による対策として、障害福祉従事者を対象とした処遇改善加算の拡充が進められている。施設や事業所においても、こうした対策を適切に活用しながら、人材確保と確保した人材の離職防止に向けた対策が望まれる。

【虐待防止対策の観点】

- ・グループホームでの支援の特性上、業務負担の高い朝や夕方の時間帯等において、1 住居ごとに適切に職員を配置する必要があるため、事業所全体での勤務シフトの工夫による、適切に休憩を取れる体制の整備や、職員同士がお互いの支援を見合ったり、話し合ったりする時間等の確保
- ・管理者やサービス管理責任者等が現場に出向く時間を確保したうえで、職員と一緒に、利用者一人ひとりの生活を考える等のコミュニケーションの活性化
- ・新入職員に指導役（メンター）を付け、相談しやすい環境を整備
- ・運営指導等、第三者による評価を通じた職場改善の推進

8-6 障害者虐待対応状況調査の設問追加に向けた検討

2か年にわたり「グループホーム」「障害者支援施設」における虐待事例を対象として深掘り調査を実施した結果、これまでの「障害者虐待対応状況調査」では把握が困難であった多角的な情報を収集することができた。具体的には、以下の情報である。

- ・ 法人に関する情報（法人種別、グループホームの種別、事業開始年等）
- ・ 虐待に関する情報（発生した曜日・時間帯・場所等）
- ・ 虐待者に関する情報
- ・ 虐待発生の背景として組織的に考えられる要因

これらの情報により、虐待発生の背景や構造的要因をより精緻に分析するための基礎的知見が得られ、今後の虐待防止策の検討に資する重要な成果が得られた。

他方、多くの設問において「不明」との回答が相当数を占めることも明らかとなった。これらの項目は、障害者虐待防止法第17条に基づく都道府県への報告事項には含まれていないため、多くの市町村において日常的に調査・把握されていない項目であることが推測された。

もっとも、これらの項目は都道府県への報告事項に含まれていないものであっても、虐待発生要因を明らかにし、適切な虐待対応および再発防止策を検討する上で不可欠な情報である。本調査で設定した設問は、従来の調査では見えにくかった要因の可視化に寄与するものであり、継続的に収集することで新たな傾向や構造的課題を把握できる可能性が高い。

一方、第17条報告の項目は省令で規定されており、容易に変更できるものではない。また、今回の深掘り調査では、市町村や都道府県が追加の事実確認を行う必要が生じた項目もあり、調査項目の恒常化にあたっては自治体の事務負担や既存の報告様式への影響を慎重に検討する必要がある。

以上を踏まえ、施設従事者虐待における発生要因の分析や再発防止策の検討に資する仕組みを構築する観点から、今回の深掘り調査で設定した項目のうち、重要性が高く、かつ回答可能性が一定程度確保される項目について、「障害者虐待対応状況調査」に常設的な質問項目として位置付けることの妥当性について、引き続き検討を進めることが重要である。

8-7 参考：17条報告

(1) 障害者虐待防止法 第十七条

第十七条

市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

(2) 厚生労働省令第百三十二号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第四項、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

（市町村からの報告）

第二条

市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第二条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(3)市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引きにおける参考様式(P119~P120)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

()

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1. 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____

(事業者番号 : _____)

・所 在 地 : _____

TEL _____ FAX _____

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別

氏 名			性別 ()	年齢 ()				
障害の種類 (程度区分)	身体障害	知的障害	精神障害					
	その他 ()							
	障害程度区分	非該当	1	2	3	4	5	6
	行動障害の有無	無	有	（行動関連項目				点)

3. 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 放棄・放置 その他 ()	性的虐待 経済的虐待	心理的虐待
虐待の内容			
発生要因	<input type="checkbox"/> 教育・知識・介護技術等に関する問題 <input type="checkbox"/> 職員のストレスや感情コントロールの問題 <input type="checkbox"/> 倫理観や理念の欠如 <input type="checkbox"/> 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ <input type="checkbox"/> 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ <input type="checkbox"/> その他		

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、性別、年齢及び職種

氏名		性別 ()	年齢 ()
職名・職種			
(有する資格)			

5 区市町村が行った対応

通報受理年月日	令和 年 月 日
事実確認調査年月日	令和 年 月 日 <small>※複数ある場合は、初めに行った日を記入</small>

事実確認後の対応



施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
 その他（具体的に記載すること）

()

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出
 その他（具体的に記載すること）

()



参 考 资 料

参考資料 1 障害者虐待の都道府県別経年比較

1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

1-1 養護者による障害者虐待

(1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「養護者による障害者虐待」を対象に、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」と「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表8-2)

	①相談・通報件数								②虐待判断事例件数								②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値		
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	47	46	31	52	68	244	48.8	10%	11%	7%	9%	10%	9%	☆	
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	14	19	19	24	44	120	24.0	33%	36%	28%	32%	38%	34%		
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	10	9	7	7	8	41	8.2	26%	24%	17%	23%	32%	24%		
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	66	57	85	83	78	369	73.8	49%	40%	40%	32%	26%	35%		
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	3	13	10	5	7	38	7.6	17%	68%	67%	38%	20%	38%		
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	10	15	14	15	16	70	14.0	33%	39%	37%	43%	50%	40%		
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	42	38	40	40	51	211	42.2	46%	51%	41%	43%	44%	45%		
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	22	9	32	36	20	119	23.8	34%	19%	35%	42%	22%	31%		
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	20	13	16	14	15	78	15.6	51%	46%	50%	37%	35%	43%		
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	14	10	8	11	7	50	10.0	30%	17%	19%	21%	10%	19%		
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	88	135	115	108	103	549	109.8	27%	26%	18%	13%	13%	18%		
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	105	122	137	135	117	616	123.2	35%	36%	34%	28%	18%	28%		
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	119	136	156	188	187	786	157.2	32%	34%	30%	27%	24%	29%		
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	80	124	136	194	218	752	150.4	41%	30%	18%	24%	14%	20%		
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	52	58	75	81	81	347	69.4	34%	28%	22%	19%	18%	22%		
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	19	11	17	23	20	90	18.0	48%	22%	31%	43%	40%	36%		
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	33	37	41	59	59	229	45.8	32%	41%	30%	51%	35%	37%		
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	7	9	18	9	14	57	11.4	19%	28%	47%	24%	44%	33%		
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	12	7	13	9	13	54	10.8	31%	21%	46%	26%	29%	30%		
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	35	27	26	35	44	167	33.4	34%	38%	38%	31%	34%	34%		
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	10	17	15	14	21	77	15.4	22%	28%	31%	21%	34%	27%		
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	33	51	49	47	62	242	48.4	33%	44%	46%	41%	53%	44%		
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	147	169	160	205	243	924	184.8	31%	32%	29%	31%	32%	31%		
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	25	31	26	13	19	114	22.8	38%	44%	43%	33%	36%	39%		
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	67	89	78	70	84	388	77.6	50%	59%	48%	48%	54%	52%	※	
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	72	86	85	80	100	423	84.6	51%	54%	46%	42%	53%	49%	※	
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	194	176	189	236	299	1,094	218.8	14%	12%	12%	13%	15%	13%	☆	
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	101	86	120	88	104	499	99.8	24%	23%	23%	16%	20%	21%		
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	16	10	11	15	13	65	13.0	42%	34%	41%	26%	19%	30%		
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	15	44	43	34	20	156	31.2	38%	66%	69%	63%	47%	59%	※	
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	8	6	4	5	6	29	5.8	31%	21%	18%	20%	22%	23%		
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	8	7	9	9	43	8.6	25%	27%	29%	30%	33%	28%		
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	47	41	62	51	65	266	53.2	41%	37%	48%	43%	53%	45%		
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	31	43	33	48	44	199	39.8	28%	30%	29%	33%	34%	31%		
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	9	14	10	19	14	66	13.2	27%	42%	23%	44%	34%	34%		
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	7	4	4	10	10	35	7.0	35%	14%	15%	29%	34%	25%		
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	8	15	12	14	14	63	12.6	23%	29%	29%	26%	30%	28%		
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	9	17	22	12	7	67	13.4	43%	53%	49%	30%	20%	39%		
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	5	13	17	16	15	66	13.2	25%	45%	50%	41%	29%	38%		
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	31	34	47	54	72	238	47.6	20%	27%	26%	22%	26%	24%		
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	12	18	22	3	9	64	12.8	40%	49%	100%	18%	33%	48%	※	
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	28	26	23	37	18	132	26.4	57%	59%	48%	59%	39%	53%	※	
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	12	27	19	10	23	91	18.2	13%	17%	10%	8%	14%	12%	☆	
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	5	11	11	10	4	41	8.2	9%	16%	20%	10%	2%	9%	☆	
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	8	12	17	12	22	71	14.2	14%	11%	11%	8%	21%	12%	☆	
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	22	16	14	8	13	73	14.6	31%	16%	18%	12%	13%	17%		
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	38	35	27	35	23	158	31.6	37%	31%	29%	28%	21%	29%		
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503	10,671	2,134.2	27%	27%	25%	23%	21%	24%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R05は全体で2%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

(2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

・(1) の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」、「虐待判断件数」を都道府県別に整理。

(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和3年1月1日時点～令和7年1月1日時点までの5ヶ年の平均値)

	【再掲】			③人口※ (10万人) 5ヶ年平均値 (R02～R06)	人口(10万人)比				
	①相談・通報 件数 5ヶ年平均値 (R02～R06)	②虐待判断 事例件数 5ヶ年平均値 (R02～R06)	②/①		①/③	②/③			
北海道	521.8	48.8	9%	☆	51.4	10.2	0.9		
青森県	70.6	24.0	34%		12.2	5.8	2.0		
岩手県	34.6	8.2	24%		11.9	2.9	0.7	☆	
宮城県	211.2	73.8	35%		22.6	9.4	3.3	※	
秋田県	200	7.6	38%		9.4	2.1	☆	0.8	☆
山形県	34.6	14.0	40%		10.4	3.3	1.3		
福島県	94.2	42.2	45%		18.2	5.2	2.3		
茨城県	76.2	23.8	31%		28.8	2.6	☆	0.8	
栃木県	36.0	15.6	43%		19.3	1.9	☆	0.8	
群馬県	53.4	10.0	19%		19.3	2.8	☆	0.5	☆
埼玉県	615.8	109.8	18%		73.8	8.3	1.5		
千葉県	433.6	123.2	28%		63.1	6.9	2.0		
東京都	550.0	157.2	29%		138.8	4.0	1.1		
神奈川県	750.6	150.4	20%		92.1	8.1	1.6		
新潟県	316.8	69.4	22%		21.6	14.6	※	3.2	
富山県	49.4	18.0	36%		10.3	4.8	1.8		
石川県	123.6	45.8	37%		11.2	11.1	※	4.1	※
福井県	35.0	11.4	33%		7.6	4.6	1.5		
山梨県	35.8	10.8	30%		8.1	4.4	1.3		
長野県	97.2	33.4	34%		20.4	4.8	1.6		
岐阜県	56.4	15.4	27%		19.8	2.8	0.8	☆	
静岡県	110.6	48.4	44%		36.3	3.0	1.3		
愛知県	596.6	184.8	31%		75.2	7.9	2.5		
三重県	57.8	22.8	39%		17.7	3.3	1.3		
滋賀県	150.4	77.6	52%	※	14.1	10.6	※	5.5	※
京都府	171.8	84.6	49%	※	25.0	6.9	3.4	※	
大阪府	1,656.2	218.8	13%	☆	87.9	18.8	※	2.5	
兵庫県	476.4	99.8	21%		54.6	8.7	1.8		
奈良県	43.8	13.0	30%		13.2	3.3	1.0		
和歌山県	53.2	31.2	59%	※	9.2	5.8	3.4	※	
鳥取県	25.6	5.8	23%		5.5	4.7	1.1		
島根県	30.2	8.6	28%		6.6	4.6	1.3		
岡山県	119.4	53.2	45%		18.7	6.4	2.9		
広島県	127.6	39.8	31%		27.7	4.6	1.4		
山口県	38.6	13.2	34%		13.3	2.9	1.0		
徳島県	27.8	7.0	25%		7.2	3.9	1.0		
香川県	45.8	12.6	28%		9.6	4.8	1.3		
愛媛県	34.6	13.4	39%		13.3	2.6	☆	1.0	
高知県	34.8	13.2	38%		6.8	5.1	1.9		
福岡県	195.6	47.6	24%		51.0	3.8	0.9		
佐賀県	26.6	12.8	48%	※	8.1	3.3	1.6		
長崎県	50.0	26.4	53%	※	13.1	3.8	2.0		
熊本県	147.8	18.2	12%	☆	17.4	8.5	1.0		
大分県	89.2	8.2	9%	☆	11.2	7.9	0.7	☆	
宮崎県	114.6	14.2	12%	☆	10.7	10.7	※	1.3	
鹿児島県	83.8	14.6	17%		15.9	5.3	0.9		
沖縄県	108.6	31.6	29%		14.9	7.3	2.1		
合計	8,834.2	2,134.2	24%		1,254.4	7.0	1.7		

凡例 上位5位 ※ 下位5位 ☆

人口 データ (10万人)	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値 (R02～ R06)
	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	令和7年 1月1日 時点	
北海道	52.3	51.8	51.4	50.9	50.4	51.4
青森県	12.6	12.4	12.3	12.1	11.9	12.2
岩手県	12.2	12.1	11.9	11.7	11.5	11.9
宮城県	22.8	22.7	22.6	22.4	22.2	22.6
秋田県	9.7	9.6	9.4	9.2	9.1	9.4
山形県	10.7	10.6	10.4	10.3	10.1	10.4
福島県	18.6	18.4	18.2	18.0	17.7	18.2
茨城県	29.1	28.9	28.8	28.7	28.5	28.8
栃木県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.0	19.3
群馬県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.1	19.3
埼玉県	73.9	73.9	73.8	73.8	73.7	73.8
千葉県	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.4	137.9	138.4	139.1	140.0	138.8
神奈川県	92.2	92.2	92.1	92.1	92.0	92.1
新潟県	22.1	21.9	21.6	21.4	21.1	21.6
富山県	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	10.3
石川県	11.3	11.2	11.2	11.1	11.0	11.2
福井県	7.7	7.7	7.6	7.5	7.5	7.6
山梨県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長野県	20.7	20.6	20.4	20.3	20.1	20.4
岐阜県	20.2	20.0	19.8	19.7	19.5	19.8
静岡県	36.9	36.6	36.3	36.1	35.8	36.3
愛知県	75.6	75.3	75.1	75.0	74.8	75.2
三重県	18.0	17.8	17.7	17.6	17.4	17.7
滋賀県	14.2	14.2	14.1	14.1	14.1	14.1
京都府	25.3	25.1	25.0	24.9	24.7	25.0
大阪府	88.4	88.0	87.8	87.8	87.7	87.9
兵庫県	55.2	54.9	54.6	54.3	53.9	54.6
奈良県	13.4	13.4	13.3	13.2	13.0	13.2
和歌山県	9.4	9.4	9.2	9.1	9.0	9.2
鳥取県	5.6	5.5	5.5	5.4	5.3	5.5
島根県	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.6
岡山県	18.9	18.8	18.7	18.5	18.4	18.7
広島県	28.1	27.9	27.7	27.5	27.3	27.7
山口県	13.6	13.4	13.3	13.1	12.9	13.3
徳島県	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.2
香川県	9.7	9.6	9.6	9.5	9.4	9.6
愛媛県	13.6	13.4	13.3	13.1	13.0	13.3
高知県	7.0	6.9	6.8	6.8	6.6	6.8
福岡県	51.2	51.1	51.0	51.0	50.9	51.0
佐賀県	8.2	8.1	8.1	8.0	7.9	8.1
長崎県	13.4	13.2	13.1	12.9	12.7	13.1
熊本県	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.4
大分県	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0	11.2
宮崎県	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	10.7
鹿児島県	16.2	16.1	15.9	15.8	15.6	15.9
沖縄県	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8	14.9
合計	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,243.3	1,254.4

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数(表44-2,R03は表46-2)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	24	22	40	39	43	168	33.6	22%	16%	23%	19%	22%	21%
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	16	9	9	15	11	60	12.0	48%	35%	25%	44%	31%	36%
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	2	5	0	2	3	12	2.4	33%	56%	0%	11%	15%	18%
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	8	7	7	16	24	62	12.4	14%	12%	10%	17%	19%	15%
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	5	6	8	8	3	30	6.0	19%	35%	40%	44%	19%	31%
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	3	3	1	4	5	16	3.2	23%	15%	7%	13%	13%	13%
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	2	6	10	18	20	56	11.2	12%	27%	28%	38%	23%	27%
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	11	24	18	18	39	110	22.0	32%	44%	23%	21%	33%	30%
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	7	12	12	15	18	64	12.8	18%	41%	27%	26%	23%	25%
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	8	12	22	15	16	73	14.6	15%	18%	20%	17%	17%	18%
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	32	39	36	46	60	213	42.6	26%	23%	18%	18%	22%	21%
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	40	40	45	72	70	267	53.4	30%	25%	20%	23%	21%	23%
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	58	63	89	103	108	421	84.2	19%	19%	21%	14%	16%	17%
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	44	40	77	101	115	377	75.4	26%	25%	22%	24%	24%	24%
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	3	9	12	11	28	63	12.6	11%	23%	25%	31%	38%	28%
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	1	3	3	5	12	24	4.8	6%	14%	17%	23%	39%	22%
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	7	5	11	13	12	48	9.6	41%	33%	29%	32%	32%	32%
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	13	5	13	20	17	68	13.6	46%	17%	38%	34%	36%	35%
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	7	5	8	7	8	35	7.0	23%	29%	29%	18%	15%	21%
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	12	13	15	23	14	77	15.4	23%	21%	25%	19%	16%	20%
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	5	4	9	11	20	49	9.8	17%	11%	24%	15%	24%	19%
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	13	23	28	32	29	125	25.0	22%	40%	37%	29%	25%	30%
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	51	55	71	116	120	413	82.6	26%	19%	20%	22%	25%	22%
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	18	15	11	22	16	82	16.4	35%	23%	16%	22%	15%	21%
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	14	17	36	20	32	119	23.8	23%	20%	40%	19%	26%	26%
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	13	16	22	27	35	113	22.6	23%	36%	33%	25%	36%	30%
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	70	60	72	117	106	425	85.0	22%	18%	22%	26%	22%	22%
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	28	31	43	59	48	209	41.8	22%	21%	25%	24%	21%	23%
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	9	11	7	15	26	68	13.6	35%	31%	22%	24%	26%	26%
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	4	2	7	4	12	29	5.8	18%	12%	23%	11%	26%	19%
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	5	3	2	5	9	24	4.8	19%	18%	13%	24%	29%	21%
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	7	5	6	6	5	29	5.8	26%	36%	25%	21%	21%	25%
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	3	11	28	27	20	89	17.8	7%	17%	35%	23%	19%	22%
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	6	15	19	20	12	72	14.4	20%	23%	24%	19%	16%	20%
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	7	10	6	8	13	44	8.8	23%	24%	19%	20%	24%	22%
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	8	7	11	4	5	35	7.0	47%	29%	33%	13%	14%	25%
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	4	3	8	9	5	29	5.8	9%	7%	17%	16%	14%	13%
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	2	5	3	6	6	22	4.4	14%	33%	12%	19%	18%	18%
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	1	7	16	17	42	8.4	9%	6%	35%	46%	30%	30%
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	15	16	28	23	31	113	22.6	14%	14%	17%	11%	14%	14%
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	2	6	15	14	6	43	8.6	14%	21%	58%	36%	18%	30%
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	11	6	16	11	12	56	11.2	29%	16%	30%	20%	16%	21%
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	12	8	11	12	12	55	11.0	27%	31%	34%	27%	20%	27%
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	4	9	8	9	4	34	6.8	10%	24%	23%	13%	9%	15%
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	2	11	19	17	10	59	11.8	9%	26%	37%	28%	17%	25%
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	11	11	9	8	13	52	10.4	19%	33%	21%	15%	18%	20%
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	4	10	18	25	17	74	14.8	10%	29%	35%	27%	26%	26%
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	632	699	956	1,194	1,267	4,748	949.6	22%	22%	23%	21%	22%	22%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R05は全体で8%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

(2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。

(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和3年1月1日時点～令和7年1月1日時点までの5ヶ年の平均値（前頁と同じ））

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比	
	①相談・通報件数	②虐待判断事例件数	②/①		①/③	②/③
	5ヶ年平均値 (R02～R06)	5ヶ年平均値 (R02～R06)				
北海道	1632	33.6	21%	51.4	3.2	0.7
青森県	330	12.0	36% ※	12.2	2.7	1.0
岩手県	134	2.4	18%	11.9	1.1	0.2
宮城県	81.2	12.4	15% ☆	22.6	3.6	0.5
秋田県	19.6	6.0	31% ※	9.4	2.1	0.6
山形県	24.0	3.2	13% ☆	10.4	2.3	0.3
福島県	42.2	11.2	27%	18.2	2.3	0.6
茨城県	73.4	22.0	30%	28.8	2.6	0.8
栃木県	50.2	12.8	25%	19.3	2.6	0.7
群馬県	82.8	14.6	18%	19.3	4.3	0.8
埼玉県	202.0	42.6	21%	73.8	2.7	0.6
千葉県	234.0	53.4	23%	63.1	3.7	0.8
東京都	496.0	84.2	17%	138.8	3.6	0.6
神奈川県	317.4	75.4	24%	92.1	3.4	0.8
新潟県	45.2	12.6	28%	21.6	2.1	0.6
富山県	22.0	4.8	22%	10.3	2.1	0.5
石川県	29.8	9.6	32% ※	11.2	2.7	0.9
福井県	39.2	13.6	35% ※	7.6	5.2	1.8
山梨県	33.4	7.0	21%	8.1	4.1	0.9
長野県	76.0	15.4	20%	20.4	3.7	0.8
岐阜県	52.6	9.8	19%	19.8	2.7	0.5
静岡県	84.2	25.0	30%	36.3	2.3	0.7
愛知県	371.4	82.6	22%	75.2	4.9	1.1
三重県	78.4	16.4	21%	17.7	4.4	0.9
滋賀県	93.2	23.8	26%	14.1	6.6	1.7
京都府	75.0	22.6	30%	25.0	3.0	0.9
大阪府	383.4	85.0	22%	87.9	4.4	1.0
兵庫県	185.0	41.8	23%	54.6	3.4	0.8
奈良県	51.4	13.6	26%	13.2	3.9	1.0
和歌山県	30.2	5.8	19%	9.2	3.3	0.6
鳥取県	22.4	4.8	21%	5.5	4.1	0.9
島根県	23.4	5.8	25%	6.6	3.6	0.9
岡山県	81.8	17.8	22%	18.7	4.4	1.0
広島県	71.0	14.4	20%	27.7	2.6	0.5
山口県	39.8	8.8	22%	13.3	3.0	0.7
徳島県	28.2	7.0	25%	7.2	3.9	1.0
香川県	45.0	5.8	13% ☆	9.6	4.7	0.6
愛媛県	24.2	4.4	18%	13.3	1.8	0.3
高知県	27.8	8.4	30%	6.8	4.1	1.2
福岡県	162.2	22.6	14% ☆	51.0	3.2	0.4
佐賀県	28.4	8.6	30% ※	8.1	3.5	1.1
長崎県	52.4	11.2	21%	13.1	4.0	0.9
熊本県	41.4	11.0	27%	17.4	2.4	0.6
大分県	45.6	6.8	15% ☆	11.2	4.1	0.6
宮崎県	47.0	11.8	25%	10.7	4.4	1.1
鹿児島県	52.0	10.4	20%	15.9	3.3	0.7
沖縄県	57.6	14.8	26%	14.9	3.9	1.0
合計	4,333.0	949.6	22%	1,254.4	3.5	0.8

凡例 上位5位 ※ 下位5位 ☆

人口データ (10万人)	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値 (R02～R06)
	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	令和7年 1月1日 時点	
北海道	52.3	51.8	51.4	50.9	50.4	51.4
青森県	12.6	12.4	12.3	12.1	11.9	12.2
岩手県	12.2	12.1	11.9	11.7	11.5	11.9
宮城県	22.8	22.7	22.6	22.4	22.2	22.6
秋田県	9.7	9.6	9.4	9.2	9.1	9.4
山形県	10.7	10.6	10.4	10.3	10.1	10.4
福島県	18.6	18.4	18.2	18.0	17.7	18.2
茨城県	29.1	28.9	28.8	28.7	28.5	28.8
栃木県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.0	19.3
群馬県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.1	19.3
埼玉県	73.9	73.9	73.8	73.8	73.7	73.8
千葉県	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.4	137.9	138.4	139.1	140.0	138.8
神奈川県	92.2	92.2	92.1	92.1	92.0	92.1
新潟県	22.1	21.9	21.6	21.4	21.1	21.6
富山県	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	10.3
石川県	11.3	11.2	11.2	11.1	11.0	11.2
福井県	7.7	7.7	7.6	7.5	7.5	7.6
山梨県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長野県	20.7	20.6	20.4	20.3	20.1	20.4
岐阜県	20.2	20.0	19.8	19.7	19.5	19.8
静岡県	36.9	36.6	36.3	36.1	35.8	36.3
愛知県	75.6	75.3	75.1	75.0	74.8	75.2
三重県	18.0	17.8	17.7	17.6	17.4	17.7
滋賀県	14.2	14.2	14.1	14.1	14.1	14.1
京都府	25.3	25.1	25.0	24.9	24.7	25.0
大阪府	88.4	88.0	87.8	87.8	87.7	87.9
兵庫県	55.2	54.9	54.6	54.3	53.9	54.6
奈良県	13.4	13.4	13.3	13.2	13.0	13.2
和歌山県	9.4	9.4	9.2	9.1	9.0	9.2
鳥取県	5.6	5.5	5.5	5.4	5.3	5.5
島根県	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.6
岡山県	18.9	18.8	18.7	18.5	18.4	18.7
広島県	28.1	27.9	27.7	27.5	27.3	27.7
山口県	13.6	13.4	13.3	13.1	12.9	13.3
徳島県	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.2
香川県	9.7	9.6	9.6	9.5	9.4	9.6
愛媛県	13.6	13.4	13.3	13.1	13.0	13.3
高知県	7.0	6.9	6.8	6.8	6.6	6.8
福岡県	51.2	51.1	51.0	51.0	50.9	51.0
佐賀県	8.2	8.1	8.1	8.0	7.9	8.1
長崎県	13.4	13.2	13.1	12.9	12.7	13.1
熊本県	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.4
大分県	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0	11.2
宮崎県	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	10.7
鹿児島県	16.2	16.1	15.9	15.8	15.6	15.9
沖縄県	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8	14.9
合計	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,243.3	1,254.4

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）

2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表5）

（1）事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数								②事実確認調査件数								②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値		
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	431	373	393	516	615	2,328	465.6	89%	88%	88%	89%	90%	89%		
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	39	46	55	71	109	320	64.0	93%	87%	80%	96%	95%	91%		
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	36	26	33	24	23	142	28.4	92%	70%	79%	80%	92%	82%		
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	113	114	199	249	275	950	190.0	84%	79%	93%	95%	90%	90%		
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	12	21	15	8	28	84	16.8	67%	111%	100%	62%	80%	84%		
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	28	38	31	35	29	161	32.2	93%	100%	82%	100%	91%	93%		
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	87	70	91	91	107	446	89.2	96%	93%	94%	98%	93%	95%		
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	58	47	72	74	70	321	64.2	91%	98%	78%	87%	76%	84%		
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	37	25	29	31	37	159	31.8	95%	89%	91%	82%	86%	88%		
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	39	43	27	40	49	198	39.6	83%	74%	64%	77%	72%	74% ☆		
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	294	415	448	595	593	2,345	469.0	90%	81%	70%	72%	76%	76% ☆		
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	257	299	368	398	519	1,841	368.2	86%	88%	91%	84%	80%	85%		
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	312	349	451	564	702	2,378	475.6	84%	87%	87%	82%	90%	86%		
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	170	341	625	629	1,195	2,960	592.0	86%	81%	83%	76%	77%	79%		
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	143	178	305	382	409	1,417	283.4	93%	87%	89%	88%	91%	89%		
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	34	39	45	47	46	211	42.2	85%	78%	83%	89%	92%	85%		
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	99	95	129	121	152	596	119.2	97%	104%	93%	104%	89%	96% ※		
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	30	34	38	37	31	170	34.0	83%	106%	100%	100%	97%	97% ※		
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	32	27	27	24	36	146	29.2	82%	82%	96%	71%	80%	82%		
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	93	65	56	101	106	421	84.2	89%	90%	82%	90%	82%	87%		
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	40	51	47	51	46	235	47.0	89%	84%	98%	77%	74%	83%		
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	92	112	99	97	107	507	101.4	93%	97%	93%	84%	91%	92%		
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	321	359	374	508	639	2,201	440.2	68%	68%	67%	78%	84%	74% ☆		
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	58	61	60	39	52	270	54.0	89%	87%	98%	98%	98%	93%		
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	130	156	170	143	161	760	152.0	96%	104%	104%	98%	103%	101% ※		
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	127	141	171	166	188	793	158.6	91%	89%	93%	88%	100%	92%		
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	1,309	1,299	1,381	1,593	1,800	7,382	1,476.4	93%	89%	89%	87%	89%	89%		
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	309	324	444	467	497	2,041	408.2	72%	85%	87%	87%	94%	86%		
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	34	22	15	48	53	172	34.4	89%	76%	56%	83%	79%	79%		
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	38	66	62	52	38	256	51.2	95%	99%	100%	96%	88%	96%		
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	24	24	17	12	23	100	20.0	92%	86%	77%	48%	85%	78%		
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	30	25	18	23	18	114	22.8	75%	83%	75%	77%	67%	75% ☆		
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	112	125	138	101	115	591	118.2	98%	114%	106%	84%	93%	99% ※		
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	79	124	104	124	117	548	109.6	72%	87%	93%	86%	89%	86%		
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	26	30	38	41	34	169	33.8	79%	91%	88%	95%	83%	88%		
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	19	16	15	26	24	100	20.0	95%	57%	56%	74%	83%	72% ☆		
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	33	37	35	46	37	188	37.6	94%	71%	83%	87%	79%	82%		
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	20	27	41	35	33	156	31.2	95%	84%	91%	88%	94%	90%		
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	19	26	31	41	47	164	32.8	95%	90%	91%	105%	90%	94%		
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	122	99	144	182	209	756	151.2	80%	80%	78%	75%	77%	77%		
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	25	25	24	14	24	112	22.4	83%	68%	109%	82%	89%	84%		
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	50	48	49	67	39	253	50.6	102%	109%	102%	106%	85%	101% ※		
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	79	157	178	75	125	614	122.8	84%	97%	92%	59%	78%	83%		
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	44	53	57	91	110	355	71.0	79%	76%	106%	87%	68%	80%		
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	42	93	108	97	97	437	87.4	72%	82%	71%	68%	92%	76%		
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	65	99	68	64	97	393	78.6	93%	98%	88%	96%	93%	94%		
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	96	95	77	111	101	480	96.0	93%	84%	83%	90%	91%	88%		
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	5,687	6,339	7,402	8,351	9,962	37,741	7,548.2	87%	86%	86%	84%	85%	85%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）
 ②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査（法第11条）以外の方法により事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数								②立入調査以外の方法での事実確認調査件数								②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値		
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	422	368	391	506	608	2,295	459.0	87%	87%	88%	88%	89%	88%		
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	38	46	55	69	107	315	63.0	90%	87%	80%	93%	93%	89%		
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	36	24	31	20	23	134	26.8	92%	65%	74%	67%	92%	77%		
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	112	114	196	236	270	928	185.6	84%	79%	92%	90%	89%	88%		
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	12	18	15	7	27	79	15.8	67%	95%	100%	54%	77%	79%		
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	26	35	30	32	25	148	29.6	87%	92%	79%	91%	78%	86%		
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	83	67	91	89	104	434	86.8	91%	89%	94%	96%	90%	92%		
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	53	44	67	68	69	301	60.2	83%	92%	73%	80%	75%	79%		
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	37	21	29	31	32	150	30.0	95%	75%	91%	82%	74%	83%		
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	39	42	27	40	47	195	39.0	83%	72%	64%	77%	69%	73%		
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	287	408	443	576	586	2,300	460.0	88%	80%	70%	70%	75%	75%		
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	247	293	368	394	515	1,817	363.4	82%	87%	91%	83%	79%	84%		
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	308	345	445	545	689	2,332	466.4	83%	86%	86%	80%	89%	85%		
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	169	338	618	629	1,193	2,947	589.4	86%	80%	82%	76%	76%	79%		
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	142	178	305	372	408	1,405	281.0	93%	87%	89%	86%	91%	89%		
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	34	38	45	47	45	209	41.8	85%	76%	83%	89%	90%	85%		
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	99	95	129	121	152	596	119.2	97%	104%	93%	104%	89%	96%		
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	30	32	35	37	31	165	33.0	83%	100%	92%	100%	97%	94%		
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	28	21	25	24	36	134	26.8	72%	64%	89%	71%	80%	75%		
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	92	63	55	98	102	410	82.0	88%	88%	81%	88%	78%	84%		
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	39	49	46	48	45	227	45.4	87%	80%	96%	73%	73%	80%		
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	92	111	99	94	107	503	100.6	93%	97%	93%	82%	91%	91%		
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	319	347	295	450	620	2,031	406.2	67%	65%	53%	69%	81%	68%		
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	57	58	51	38	52	256	51.2	88%	83%	84%	95%	98%	89%		
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	130	154	170	143	161	758	151.6	96%	103%	104%	98%	103%	101%		
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	125	141	171	166	188	791	158.2	89%	89%	93%	88%	100%	92%		
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	1,307	1,295	1,380	1,592	1,799	7,373	1,474.6	93%	89%	89%	86%	89%	89%		
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	309	323	440	458	493	2,023	404.6	72%	85%	86%	85%	94%	85%		
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	32	22	14	47	52	167	33.4	84%	76%	52%	81%	78%	76%		
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	37	65	61	50	36	249	49.8	93%	97%	98%	93%	84%	94%		
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	23	24	17	12	23	99	19.8	88%	86%	77%	48%	85%	77%		
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	29	24	11	23	18	105	21.0	73%	80%	46%	77%	67%	70%		
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	112	123	135	98	115	583	116.6	98%	112%	104%	82%	93%	98%		
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	78	121	103	122	117	541	108.2	72%	85%	92%	85%	89%	85%		
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	26	24	38	38	33	159	31.8	79%	73%	88%	88%	80%	82%		
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	17	13	15	21	23	89	17.8	85%	46%	56%	60%	79%	64%		
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	31	37	33	46	37	184	36.8	89%	71%	79%	87%	79%	80%		
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	20	27	41	35	30	153	30.6	95%	84%	91%	88%	86%	88%		
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	19	26	31	40	47	163	32.6	95%	90%	91%	103%	90%	94%		
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	120	98	141	182	206	747	149.4	78%	79%	77%	75%	75%	76%		
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	25	23	24	13	24	109	21.8	83%	62%	109%	76%	89%	82%		
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	50	48	49	64	39	250	50.0	102%	109%	102%	102%	85%	100%		
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	74	156	178	72	124	604	120.8	79%	96%	92%	56%	77%	82%		
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	43	52	56	91	109	351	70.2	77%	74%	104%	87%	68%	79%		
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	40	93	104	97	97	431	86.2	69%	82%	68%	68%	92%	75%		
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	63	99	68	64	93	387	77.4	90%	98%	88%	96%	89%	92%		
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	96	89	77	107	97	466	93.2	93%	79%	83%	87%	87%	86%		
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	5,607	6,232	7,248	8,152	9,854	37,093	7,418.6	86%	85%	84%	82%	85%	84%		

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

※②「立入調査以外の方法での事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-1. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例の状況
(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例

	①相談・通報件数								②訪問調査による事実確認件数								②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値			
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	53	44	32	42	53	224	44.8	11%	10%	7%	7%	8%	9%	☆		
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	27	40	42	41	66	216	43.2	64%	75%	61%	55%	57%	61%			
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	13	14	15	8	14	64	12.8	33%	38%	36%	27%	56%	37%			
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	42	45	66	68	73	294	58.8	31%	31%	31%	26%	24%	28%			
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	7	9	11	3	11	41	8.2	39%	47%	73%	23%	31%	41%			
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	15	20	20	25	12	92	18.4	50%	53%	53%	71%	38%	53%			
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	50	52	60	53	71	286	57.2	55%	69%	62%	57%	62%	61%			
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	22	29	33	35	36	155	31.0	34%	60%	36%	41%	39%	41%			
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	23	14	17	24	18	96	19.2	59%	50%	53%	63%	42%	53%			
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	22	31	19	28	26	126	25.2	47%	53%	45%	54%	33%	47%			
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	116	142	149	168	181	756	151.2	35%	28%	23%	20%	23%	25%			
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	166	209	209	231	252	1,067	213.4	55%	62%	52%	49%	39%	49%			
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	176	172	257	323	404	1,332	266.4	47%	43%	50%	47%	52%	48%			
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	62	94	133	127	136	552	110.4	31%	22%	18%	15%	9%	15%	☆		
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	97	101	116	177	180	671	134.2	63%	50%	34%	41%	40%	42%			
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	24	30	31	35	27	147	29.4	60%	60%	57%	66%	54%	60%			
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	59	58	71	68	133	389	77.8	58%	64%	51%	59%	78%	63%	※		
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	24	30	27	31	22	134	26.8	67%	94%	71%	84%	69%	77%	※		
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	17	13	16	20	21	87	17.4	44%	39%	57%	59%	47%	49%			
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	66	42	34	46	63	251	50.2	63%	58%	50%	41%	48%	52%			
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	20	27	23	27	30	127	25.4	44%	44%	48%	41%	48%	45%			
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	55	68	61	65	74	323	64.6	56%	59%	58%	57%	63%	58%			
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	161	187	175	170	259	952	190.4	34%	35%	31%	26%	34%	32%			
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	42	30	32	30	46	180	36.0	65%	43%	52%	75%	87%	62%	※		
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	90	110	125	120	131	576	115.2	67%	73%	76%	82%	83%	77%	※		
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	82	103	109	95	121	510	102.0	59%	65%	60%	50%	64%	59%			
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	278	266	264	369	505	1,682	336.4	20%	18%	17%	20%	25%	20%	☆		
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	157	156	171	213	234	931	186.2	37%	41%	33%	40%	44%	39%			
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	14	13	2	14	10	53	10.6	37%	45%	7%	24%	15%	24%			
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	16	26	19	22	25	108	21.6	40%	39%	31%	41%	58%	41%			
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	13	14	9	4	16	56	11.2	50%	50%	41%	16%	59%	44%			
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	13	9	17	14	63	12.6	25%	43%	38%	57%	52%	42%			
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	39	55	88	60	66	308	61.6	34%	50%	68%	50%	54%	52%			
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	28	22	27	49	40	166	33.2	26%	15%	24%	34%	31%	26%			
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	14	20	26	29	23	112	22.4	42%	61%	60%	67%	56%	58%			
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	10	8	7	9	8	42	8.4	50%	29%	26%	26%	28%	30%			
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	22	27	21	26	27	123	24.6	63%	52%	50%	49%	57%	54%			
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	14	14	19	23	23	93	18.6	67%	44%	42%	58%	66%	54%			
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	12	19	28	36	43	138	27.6	60%	66%	82%	92%	83%	79%	※		
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	66	53	89	129	150	487	97.4	43%	43%	48%	53%	55%	50%			
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	15	18	6	9	19	67	13.4	50%	49%	27%	53%	70%	50%			
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	34	34	22	27	20	137	27.4	69%	77%	46%	43%	43%	55%			
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	10	29	24	27	38	128	25.6	11%	18%	12%	21%	24%	17%	☆		
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	13	11	20	21	15	80	16.0	23%	16%	37%	20%	9%	18%	☆		
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	20	31	36	34	49	170	34.0	34%	27%	24%	24%	46%	30%			
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	18	30	19	19	22	108	21.6	26%	30%	25%	28%	21%	26%			
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	55	50	41	64	64	274	54.8	53%	44%	44%	52%	58%	50%			
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	2,389	2,623	2,830	3,261	3,871	14,974	2,994.8	36%	36%	33%	33%	33%	34%			

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「訪問調査による事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-2. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②情報収集のみでの事実確認件数							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値	
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	369	324	359	464	555	2,071	414.2	76%	77%	80%	80%	81%	79%	※
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	11	6	13	28	41	99	19.8	26%	11%	19%	38%	36%	28%	
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	23	10	16	12	9	70	14.0	59%	27%	38%	40%	36%	40%	
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	70	69	130	168	197	634	126.8	52%	48%	61%	64%	65%	60%	
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	5	9	4	4	16	38	7.6	28%	47%	27%	31%	46%	38%	
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	11	15	10	7	13	56	11.2	37%	39%	26%	20%	41%	32%	
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	33	15	31	36	33	148	29.6	36%	20%	32%	39%	29%	31%	
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	31	15	34	33	33	146	29.2	48%	31%	37%	39%	36%	38%	
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	14	7	12	7	14	54	10.8	36%	25%	38%	18%	33%	30%	
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	17	11	8	12	21	69	13.8	36%	19%	19%	23%	31%	26%	
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	171	266	294	408	405	1,544	308.8	52%	52%	46%	49%	52%	50%	
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	81	84	159	163	263	750	150.0	27%	25%	39%	34%	40%	35%	
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	132	173	188	222	285	1,000	200.0	36%	43%	36%	32%	37%	36%	
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	107	244	485	502	1,057	2,395	479.0	54%	58%	65%	61%	68%	64%	※
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	45	77	189	195	228	734	146.8	29%	38%	55%	45%	51%	46%	
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	10	8	14	12	18	62	12.4	25%	16%	26%	23%	36%	25%	☆
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	40	37	58	53	19	207	41.4	39%	41%	42%	46%	11%	33%	
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	6	2	8	6	9	31	6.2	17%	6%	21%	16%	23%	18%	☆
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	11	8	9	4	15	47	9.4	28%	24%	32%	12%	33%	26%	
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	26	21	21	52	39	159	31.8	25%	29%	31%	46%	30%	33%	
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	19	22	23	21	15	100	20.0	42%	36%	48%	32%	24%	35%	
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	37	43	38	29	33	180	36.0	37%	37%	36%	25%	28%	33%	
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	158	160	120	280	361	1,079	215.8	33%	30%	21%	43%	47%	36%	
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	15	28	19	8	6	76	15.2	23%	40%	31%	20%	11%	26%	
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	40	44	45	23	30	182	36.4	30%	29%	27%	16%	19%	24%	☆
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	43	38	62	71	67	281	56.2	31%	24%	34%	38%	36%	33%	
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	1,029	1,029	1,116	1,223	1,294	5,691	1,138.2	73%	71%	72%	66%	64%	69%	※
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	152	167	269	245	259	1,092	218.4	36%	44%	52%	46%	49%	46%	
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	18	9	12	33	42	114	22.8	47%	31%	44%	57%	63%	52%	
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	21	39	42	28	11	141	28.2	53%	58%	68%	52%	26%	53%	
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	10	10	8	8	7	43	8.6	38%	36%	36%	32%	26%	34%	
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	19	11	2	6	4	42	8.4	48%	37%	8%	20%	15%	28%	
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	73	68	47	38	49	275	55.0	64%	62%	36%	32%	40%	46%	
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	50	99	76	73	77	375	75.0	46%	70%	68%	51%	59%	59%	
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	12	4	12	9	10	47	9.4	36%	12%	28%	21%	24%	24%	☆
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	7	5	8	12	15	47	9.4	35%	18%	30%	34%	52%	34%	
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	9	10	12	20	10	61	12.2	26%	19%	29%	38%	21%	27%	
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	6	13	22	12	7	60	12.0	29%	41%	49%	30%	20%	35%	
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	7	7	3	4	4	25	5.0	35%	24%	9%	10%	8%	14%	☆
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	54	45	52	53	56	260	52.0	35%	36%	28%	22%	21%	27%	
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	10	5	18	4	5	42	8.4	33%	14%	82%	24%	19%	32%	
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	16	14	27	37	19	113	22.6	33%	32%	56%	59%	41%	45%	
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	64	127	154	45	86	476	95.2	68%	78%	79%	35%	53%	64%	※
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	30	41	36	70	94	271	54.2	54%	59%	67%	67%	58%	61%	
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	20	62	68	63	48	261	52.2	34%	55%	44%	44%	45%	46%	
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	45	69	49	45	71	279	55.8	64%	68%	64%	67%	68%	67%	※
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	41	39	36	43	33	192	38.4	40%	35%	39%	35%	30%	35%	
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	3,218	3,609	4,418	4,891	5,983	22,119	4,423.8	49%	49%	51%	49%	51%	50%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「情報収集のみでの事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

(2) 「事実確認調査を行っていない事例の状況（都道府県別）」

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	53	49	53	61	67	283	56.6	11%	12%	12%	11%	10%	11%
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	3	7	14	3	9	36	7.2	7%	13%	20%	4%	8%	10%
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	5	11	9	7	2	34	6.8	13%	30%	21%	23%	8%	20%
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	23	31	22	18	32	126	25.2	17%	22%	10%	7%	11%	12%
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	6	0	1	5	7	19	3.8	33%	0%	7%	38%	20%	19%
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	2	3	7	2	3	17	3.4	7%	8%	18%	6%	9%	10%
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	4	6	6	2	9	27	5.4	4%	8%	6%	2%	8%	6%
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	9	2	21	12	23	67	13.4	14%	4%	23%	14%	25%	18%
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	3	4	4	7	8	26	5.2	8%	14%	13%	18%	19%	14%
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	8	15	15	13	19	70	14.0	17%	26%	36%	25%	28%	26%
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	38	100	193	235	189	755	151.0	12%	20%	30%	28%	24%	25%
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	55	59	52	94	153	413	82.6	18%	17%	13%	20%	24%	19%
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	62	61	85	122	80	410	82.0	17%	15%	16%	18%	10%	15%
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	28	79	129	207	375	818	163.6	14%	19%	17%	25%	24%	22%
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	14	27	49	55	41	186	37.2	9%	13%	14%	13%	9%	12%
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	6	11	9	7	6	39	7.8	15%	22%	17%	13%	12%	16%
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	3	3	10	3	20	39	7.8	3%	3%	7%	3%	12%	6%
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	8	2	0	0	1	11	2.2	22%	6%	0%	0%	3%	6%
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	7	6	3	13	9	38	7.6	18%	18%	11%	38%	20%	21%
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	13	8	12	11	24	68	13.6	13%	11%	18%	10%	18%	14%
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	5	12	1	15	16	49	9.8	11%	20%	2%	23%	26%	17%
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	7	3	7	19	12	48	9.6	7%	3%	7%	17%	10%	9%
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	154	180	186	156	130	806	161.2	32%	34%	33%	24%	17%	27%
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	7	14	6	6	3	36	7.2	11%	20%	10%	15%	6%	12%
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	33	25	15	26	8	107	21.4	24%	17%	9%	18%	5%	14%
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	15	23	19	25	3	85	17.0	11%	14%	10%	13%	2%	10%
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	115	177	193	256	227	968	193.6	8%	12%	12%	14%	11%	12%
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	120	59	69	72	37	357	71.4	28%	16%	13%	13%	7%	15%
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	7	7	14	14	14	56	11.2	18%	24%	52%	24%	21%	26%
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	2	2	0	3	5	12	2.4	5%	3%	0%	6%	12%	5%
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	2	4	5	13	4	28	5.6	8%	14%	23%	52%	15%	22%
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	6	6	7	9	38	7.6	25%	20%	25%	23%	33%	25%
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	13	5	14	32	11	75	15.0	11%	5%	11%	27%	9%	13%
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	31	18	9	20	14	92	18.4	28%	13%	8%	14%	11%	14%
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	7	5	6	3	10	31	6.2	21%	15%	14%	7%	24%	16%
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	4	14	13	10	5	46	9.2	20%	50%	48%	29%	17%	33%
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	2	15	10	13	11	51	10.2	6%	29%	24%	25%	23%	22%
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	2	5	4	5	2	18	3.6	10%	16%	9%	13%	6%	10%
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	1	3	7	4	7	22	4.4	5%	10%	21%	10%	13%	13%
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	31	29	42	66	73	241	48.2	20%	23%	23%	27%	27%	25%
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	6	13	7	3	3	32	6.4	20%	35%	32%	18%	11%	24%
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	7	6	9	12	7	41	8.2	14%	14%	19%	19%	15%	16%
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	16	7	16	53	36	128	25.6	17%	4%	8%	41%	22%	17%
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	13	17	3	14	51	98	19.6	23%	24%	6%	13%	32%	22%
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	16	20	47	49	11	143	28.6	28%	18%	31%	34%	10%	25%
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	6	3	9	3	7	28	5.6	9%	3%	12%	4%	7%	7%
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	10	18	18	16	15	77	15.4	10%	16%	19%	13%	14%	14%
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	992	1,174	1,429	1,792	1,808	7,195	1,439.0	15%	16%	17%	18%	16%	16%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

※事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」(次年度への繰越件数)も含まれる。

ア. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数								②調査不要と判断した件数								②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値		
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	48	46	52	54	64	264	52.8	10%	11%	12%	9%	9%	10%		
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	3	5	14	2	5	29	5.8	7%	9%	20%	3%	4%	8%		
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	5	9	5	5	1	25	5.0	13%	24%	12%	17%	4%	14%		
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	5	15	4	14	26	64	12.8	4%	10%	2%	5%	9%	6%		
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	5	0	1	4	5	15	3.0	28%	0%	7%	31%	14%	15%		
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	2	2	3	1	3	11	2.2	7%	5%	8%	3%	9%	6%		
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	4	3	5	1	8	21	4.2	4%	4%	5%	1%	7%	4% ☆		
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	8	2	19	8	17	54	10.8	13%	4%	21%	9%	18%	14%		
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	1	1	3	6	3	14	2.8	3%	4%	9%	16%	7%	8%		
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	5	8	10	11	17	51	10.2	11%	14%	24%	21%	25%	19%		
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	26	82	160	199	167	634	126.8	8%	16%	25%	24%	21%	21% ※		
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	27	28	26	59	97	237	47.4	9%	8%	6%	12%	15%	11%		
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	36	36	67	71	45	255	51.0	10%	9%	13%	10%	6%	9%		
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	24	61	99	166	356	706	141.2	12%	15%	13%	20%	23%	19%		
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	12	10	38	48	32	140	28.0	8%	5%	11%	11%	7%	9%		
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	4	8	9	3	4	28	5.6	10%	16%	17%	6%	8%	11%		
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	0	1	2	0	18	21	4.2	0%	1%	1%	0%	11%	3% ☆		
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	8	2	0	0	0	10	2.0	22%	6%	0%	0%	0%	6%		
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	7	3	1	6	7	24	4.8	18%	9%	4%	18%	16%	13%		
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	11	7	9	8	24	59	11.8	11%	10%	13%	7%	18%	12%		
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	5	11	1	13	11	41	8.2	11%	18%	2%	20%	18%	15%		
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	7	2	5	19	7	40	8.0	7%	2%	5%	17%	6%	7%		
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	145	166	178	136	122	747	149.4	31%	31%	32%	21%	16%	25% ※		
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	3	6	3	3	1	16	3.2	5%	9%	5%	8%	2%	6%		
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	13	12	5	9	6	45	9.0	10%	8%	3%	6%	4%	6%		
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	11	12	12	14	1	50	10.0	8%	8%	7%	7%	1%	6%		
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	90	151	170	210	198	819	163.8	6%	10%	11%	11%	10%	10%		
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	114	57	65	58	26	320	64.0	27%	15%	13%	11%	5%	13%		
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	6	3	7	8	11	35	7.0	16%	10%	26%	14%	16%	16%		
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	1	1	0	0	4	6	1.2	3%	1%	0%	0%	9%	2% ☆		
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	2	4	3	11	4	24	4.8	8%	14%	14%	44%	15%	19%		
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	4	5	7	8	34	6.8	25%	13%	21%	23%	30%	23% ※		
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	7	2	6	11	7	33	6.6	6%	2%	5%	9%	6%	6%		
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	13	11	8	15	13	60	12.0	12%	8%	7%	10%	10%	9%		
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	5	3	6	3	5	22	4.4	15%	9%	14%	7%	12%	11%		
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	4	11	10	7	4	36	7.2	20%	39%	37%	20%	14%	26% ※		
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	2	9	7	7	7	32	6.4	6%	17%	17%	13%	15%	14%		
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	2	5	3	5	0	15	3.0	10%	16%	7%	13%	0%	9%		
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	1	0	1	1	4	7	1.4	5%	0%	3%	3%	8%	4% ☆		
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	25	16	36	38	50	165	33.0	16%	13%	20%	16%	18%	17%		
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	5	2	0	2	1	10	2.0	17%	5%	0%	12%	4%	8%		
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	7	6	7	9	5	34	6.8	14%	14%	15%	14%	11%	14%		
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	15	4	13	50	32	114	22.8	16%	2%	7%	39%	20%	15%		
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	9	15	3	12	44	83	16.6	16%	21%	6%	11%	27%	19%		
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	9	17	42	41	3	112	22.4	16%	15%	27%	29%	3%	20% ※		
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	2	1	9	3	5	20	4.0	3%	1%	12%	4%	5%	5% ☆		
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	2	15	12	7	7	43	8.6	2%	13%	13%	6%	6%	8%		
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	756	875	1,144	1,365	1,485	5,625	1,125.0	12%	12%	13%	14%	13%	13%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

イ. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、他部署等への引継ぎの状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ

	①相談・通報件数							②他部署等への引継ぎ件数							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値	
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	3	3	1	6	1	14	2.8	1%	1%	0%	1%	0%	1%	☆
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	0	1	0	1	3	5	1.0	0%	2%	0%	1%	3%	1%	
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	0	2	4	1	0	7	1.4	0%	5%	10%	3%	0%	4%	
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	16	14	13	3	3	49	9.8	12%	10%	6%	1%	1%	5%	
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	1	0	0	1	2	4	0.8	6%	0%	0%	8%	6%	4%	
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	0	1	4	1	0	6	1.2	0%	3%	11%	3%	0%	3%	
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	0	3	0	0	0	3	0.6	0%	4%	0%	0%	0%	1%	☆
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	0	0	2	3	4	9	1.8	0%	0%	2%	4%	4%	2%	
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	2	2	0	1	2	7	1.4	5%	7%	0%	3%	5%	4%	
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	3	6	5	2	2	18	3.6	6%	10%	12%	4%	3%	7%	※
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	10	15	27	27	17	96	19.2	3%	3%	4%	3%	2%	3%	
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	16	13	15	23	35	102	20.4	5%	4%	4%	5%	5%	5%	※
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	17	22	17	36	25	117	23.4	5%	5%	3%	5%	3%	4%	
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	3	10	23	28	10	74	14.8	2%	2%	3%	3%	1%	2%	
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	2	7	8	7	8	32	6.4	1%	3%	2%	2%	2%	2%	
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	2	2	0	1	0	5	1.0	5%	4%	0%	2%	0%	2%	
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	0	2	1	0	2	5	1.0	0%	2%	1%	0%	1%	1%	
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	0	0	0	4	0	4	0.8	0%	0%	0%	12%	0%	2%	
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	1	1	2	3	0	7	1.4	1%	1%	3%	3%	0%	1%	
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	0	0	0	2	2	4	0.8	0%	0%	0%	3%	3%	1%	
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	0	0	1	0	3	4	0.8	0%	0%	1%	0%	3%	1%	☆
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	7	7	5	2	3	24	4.8	1%	1%	1%	0%	0%	1%	
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	3	7	1	0	1	12	2.4	5%	10%	2%	0%	2%	4%	
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	4	3	3	2	1	13	2.6	3%	2%	2%	1%	1%	2%	
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	0	4	5	2	0	11	2.2	0%	3%	3%	1%	0%	1%	
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	21	14	21	13	16	85	17.0	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	1	2	2	9	7	21	4.2	0%	1%	0%	2%	1%	1%	
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	1	3	3	6	3	16	3.2	3%	10%	11%	10%	4%	7%	※
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	1	1	0	3	0	5	1.0	3%	1%	0%	6%	0%	2%	
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	0	0	1	1	0	2	0.4	0%	0%	5%	4%	0%	2%	
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	0	2	0	0	1	3	0.6	0%	7%	0%	0%	4%	2%	
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	6	0	7	8	2	23	4.6	5%	0%	5%	7%	2%	4%	
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	18	6	0	2	0	26	5.2	17%	4%	0%	1%	0%	4%	
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	0	2	3	3	1	9	1.8	0%	7%	11%	9%	3%	6%	※
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	0	5	1	1	2	9	1.8	0%	10%	2%	2%	4%	4%	
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	0	0	1	0	2	3	0.6	0%	0%	2%	0%	6%	2%	
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	0	1	0	0	1	2	0.4	0%	3%	0%	0%	2%	1%	
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	3	9	4	17	16	49	9.8	2%	7%	2%	7%	6%	5%	※
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	0	3	1	1	1	6	1.2	0%	8%	5%	6%	4%	5%	
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	0	0	2	3	1	6	1.2	0%	0%	4%	5%	2%	2%	
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	1	3	3	2	4	13	2.6	1%	2%	2%	2%	2%	2%	
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	4	0	0	2	7	13	2.6	7%	0%	0%	2%	4%	3%	
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	7	1	5	6	7	26	5.2	12%	1%	3%	4%	7%	5%	
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	3	0	0	0	2	5	1.0	4%	0%	0%	0%	2%	1%	
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	8	2	2	3	5	20	4.0	8%	2%	2%	2%	5%	4%	
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	164	179	193	236	202	974	194.8	3%	2%	2%	2%	2%	2%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「他部署等への引継ぎ件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況(表36-1)

(1) 事実確認調査を行った事例件数の状況(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②: 【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数								②事実確認調査件数								②/①				
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値	
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	95	125	166	172	186	744	148.8	88%	92%	94%	85%	97%	91%	
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	28	21	34	27	37	147	29.4	85%	81%	94%	79%	103%	89%	
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	5	9	9	18	18	59	11.8	83%	100%	69%	95%	90%	88%	
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	45	43	22	56	66	232	46.4	80%	74%	33%	58%	51%	57%	
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	20	15	19	15	17	86	17.2	74%	88%	95%	83%	106%	88%	
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	11	20	12	31	34	108	21.6	85%	100%	80%	97%	85%	90%	
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	14	21	36	42	78	191	38.2	82%	95%	100%	88%	89%	91%	
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	30	44	65	79	105	323	64.6	88%	80%	84%	94%	90%	88%	
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	42	36	46	66	82	272	54.4	105%	124%	105%	114%	103%	108%	
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	45	57	70	53	58	283	56.6	85%	84%	63%	60%	62%	68%	
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	114	150	187	207	251	909	181.8	93%	88%	94%	83%	94%	90%	
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	121	163	234	298	362	1,178	235.6	90%	101%	104%	93%	110%	101%	
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	265	311	382	644	604	2,206	441.2	86%	95%	89%	88%	88%	89%	
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	142	144	365	349	432	1,432	286.4	83%	90%	104%	83%	89%	90%	
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	24	38	46	32	70	210	42.0	86%	95%	96%	89%	95%	93%	
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	13	19	15	21	29	97	19.4	72%	90%	83%	95%	94%	88%	
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	16	9	34	47	34	140	28.0	94%	60%	89%	115%	89%	94%	
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	28	25	33	45	40	171	34.2	100%	86%	97%	78%	85%	87%	
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	21	16	27	28	45	137	27.4	68%	94%	96%	74%	85%	82%	
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	44	62	54	112	78	350	70.0	85%	100%	90%	95%	89%	92%	
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	22	21	37	65	92	237	47.4	73%	58%	100%	87%	108%	90%	
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	58	55	75	101	101	390	78.0	97%	95%	100%	91%	86%	93%	
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	170	177	296	501	411	1,555	311.0	85%	61%	82%	97%	84%	84%	
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	51	58	78	92	107	386	77.2	98%	91%	111%	93%	100%	98%	
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	46	76	83	87	113	405	81.0	75%	88%	93%	81%	92%	87%	
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	54	38	59	85	94	330	66.0	95%	84%	88%	77%	98%	88%	
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	307	258	345	422	441	1,773	354.6	95%	78%	104%	93%	92%	92%	
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	109	141	158	232	218	858	171.6	87%	97%	91%	92%	95%	93%	
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	18	33	21	49	92	213	42.6	69%	92%	66%	79%	91%	83%	
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	16	17	23	18	45	119	23.8	73%	100%	74%	51%	98%	79%	
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	23	14	9	19	26	91	18.2	85%	82%	56%	90%	84%	81%	
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	23	14	24	26	20	107	21.4	85%	100%	100%	93%	83%	91%	
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	40	62	90	93	84	369	73.8	95%	95%	111%	79%	82%	90%	
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	23	50	56	77	50	256	51.2	77%	76%	71%	73%	67%	72%	
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	27	40	31	38	51	187	37.4	87%	98%	100%	93%	93%	94%	
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	17	19	21	27	29	113	22.6	100%	79%	64%	90%	78%	80%	
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	44	29	33	40	38	184	36.8	96%	71%	72%	73%	103%	82%	
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	10	14	19	29	32	104	20.8	71%	93%	73%	91%	94%	86%	
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	8	9	14	36	42	109	21.8	73%	56%	70%	103%	74%	78%	
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	83	89	128	163	161	624	124.8	75%	78%	80%	77%	75%	77%	
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	3	7	12	27	31	80	16.0	21%	24%	46%	69%	91%	56%	
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	24	22	37	43	68	194	38.8	63%	58%	69%	78%	88%	74%	
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	36	24	27	35	56	178	35.6	82%	92%	84%	80%	92%	86%	
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	39	33	35	56	48	211	42.2	95%	87%	100%	84%	102%	93%	
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	14	34	36	48	42	174	34.8	64%	81%	69%	80%	71%	74%	
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	53	29	40	51	70	243	48.6	91%	88%	95%	96%	95%	93%	
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	34	27	42	78	61	242	48.4	83%	77%	81%	83%	92%	84%	
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	2,475	2,718	3,685	4,880	5,249	19,007	3,801.4	86%	85%	90%	87%	89%	88%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められた事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例

	①相談・通報件数							②虐待が認められた事例							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	24	31	51	37	39	182	36.4	22%	23%	29%	18%	20%	22%
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	12	9	6	14	11	52	10.4	36%	35%	17%	41%	31%	32%
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	3	5	0	2	3	13	2.6	50%	56%	0%	11%	15%	19%
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	12	8	7	18	22	67	13.4	21%	14%	10%	19%	17%	17%
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	6	7	7	7	2	29	5.8	22%	41%	35%	39%	13%	30%
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	3	7	1	6	7	24	4.8	23%	35%	7%	19%	18%	20%
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	3	6	13	18	22	62	12.4	18%	27%	36%	38%	25%	29%
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	8	18	14	29	35	104	20.8	24%	33%	18%	35%	30%	28%
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	8	15	13	14	16	66	13.2	20%	52%	30%	24%	20%	26%
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	10	13	25	15	12	75	15.0	19%	19%	22%	17%	13%	18%
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	36	44	40	40	54	214	42.8	29%	26%	20%	16%	20%	21%
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	44	43	55	74	145	361	72.2	33%	27%	24%	23%	44%	31%
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	82	84	101	156	137	560	112.0	27%	26%	24%	21%	20%	23%
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	45	40	84	100	124	393	78.6	26%	25%	24%	24%	26%	25%
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	3	9	12	11	28	63	12.6	11%	23%	25%	31%	38%	28%
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	1	5	7	5	13	31	6.2	6%	24%	39%	23%	42%	28%
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	7	4	10	13	15	49	9.8	41%	27%	26%	32%	39%	33%
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	12	5	14	20	17	68	13.6	43%	17%	41%	34%	36%	35%
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	7	5	9	6	10	37	7.4	23%	29%	32%	16%	19%	22%
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	13	16	15	33	15	92	18.4	25%	26%	25%	28%	17%	24%
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	5	5	9	19	42	80	16.0	17%	14%	24%	25%	49%	30%
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	13	24	25	29	28	119	23.8	22%	41%	33%	26%	24%	28%
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	56	60	77	278	134	605	121.0	28%	21%	21%	54%	28%	33%
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	17	13	12	27	25	94	18.8	33%	20%	17%	27%	23%	24%
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	19	23	42	20	33	137	27.4	31%	27%	47%	19%	27%	29%
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	11	16	22	30	38	117	23.4	19%	36%	33%	27%	40%	31%
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	80	63	73	137	119	472	94.4	25%	19%	22%	30%	25%	25%
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	33	31	43	61	50	218	43.6	26%	21%	25%	24%	22%	24%
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	12	9	6	11	23	61	12.2	46%	25%	19%	18%	23%	24%
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	4	3	9	3	21	40	8.0	18%	18%	29%	9%	46%	26%
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	5	3	1	8	10	27	5.4	19%	18%	6%	38%	32%	24%
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	8	5	6	6	6	31	6.2	30%	36%	25%	21%	25%	26%
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	3	11	36	30	21	101	20.2	7%	17%	44%	25%	20%	25%
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	5	13	19	18	12	67	13.4	17%	20%	24%	17%	16%	19%
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	7	14	7	9	14	51	10.2	23%	34%	23%	22%	25%	26%
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	10	7	12	4	5	38	7.6	59%	29%	36%	13%	14%	27%
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	4	1	8	4	5	22	4.4	9%	2%	17%	7%	14%	10%
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	2	5	2	7	7	23	4.6	14%	33%	8%	22%	21%	19%
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	1	7	17	17	43	8.6	9%	6%	35%	49%	30%	31%
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	17	13	30	26	38	124	24.8	15%	11%	19%	12%	18%	15%
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	0	0	6	10	5	21	4.2	0%	0%	23%	26%	15%	15%
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	10	6	16	7	16	55	11.0	26%	16%	30%	13%	21%	21%
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	13	8	12	10	15	58	11.6	30%	31%	38%	23%	25%	28%
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	3	9	8	9	4	33	6.6	7%	24%	23%	13%	9%	14%
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	2	10	20	17	9	58	11.6	9%	24%	38%	28%	15%	25%
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	12	11	12	9	23	67	13.4	21%	33%	29%	17%	31%	26%
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	10	10	18	25	20	83	16.6	24%	29%	35%	27%	30%	29%
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	701	748	1,022	1,449	1,467	5,387	1,077.4	24%	23%	25%	26%	25%	25%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められた事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められた事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

※市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、参1-2「虐待判断事例件数」と異なる場合がある。

イ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)
 ②：【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の事実が認められなかった事例							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	41	48	44	73	36	242	48.4	38%	35%	25%	36%	19%	30%
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	6	6	11	3	6	32	6.4	18%	23%	31%	9%	17%	19%
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	1	2	5	8	6	22	4.4	17%	22%	38%	42%	30%	33%
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	7	10	4	11	21	53	10.6	13%	17%	6%	11%	16%	13%
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	8	1	3	4	11	27	5.4	30%	6%	15%	22%	69%	28%
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	7	4	7	9	18	45	9.0	54%	20%	47%	28%	45%	38%
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	7	12	12	10	18	59	11.8	41%	55%	33%	21%	20%	28%
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	8	15	28	14	23	88	17.6	24%	27%	36%	17%	20%	24%
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	15	8	18	23	13	77	15.4	38%	28%	41%	40%	16%	31%
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	12	23	15	18	15	83	16.6	23%	34%	13%	20%	16%	20%
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	39	52	68	73	76	308	61.6	32%	30%	34%	29%	28%	30%
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	38	56	70	119	107	390	78.0	28%	35%	31%	37%	32%	33%
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	86	80	107	229	207	709	141.8	28%	24%	25%	31%	30%	29%
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	33	46	98	47	99	323	64.6	19%	29%	28%	11%	20%	20%
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	13	9	14	9	17	62	12.4	46%	23%	29%	25%	23%	27%
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	3	6	2	7	7	25	5.0	17%	29%	11%	32%	23%	23%
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	6	2	12	25	13	58	11.6	35%	13%	32%	61%	34%	39%
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	9	8	9	17	21	64	12.8	32%	28%	26%	29%	45%	33%
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	11	7	8	10	10	46	9.2	35%	41%	29%	26%	19%	28%
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	15	28	19	26	31	119	23.8	29%	45%	32%	22%	35%	31%
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	13	9	10	28	14	74	14.8	43%	25%	27%	37%	16%	28%
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	28	11	27	33	46	145	29.0	47%	19%	36%	30%	39%	34%
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	70	74	127	116	137	524	104.8	35%	25%	35%	22%	28%	28%
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	12	24	35	36	28	135	27.0	23%	38%	50%	36%	26%	34%
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	22	34	29	51	62	198	39.6	36%	40%	33%	48%	50%	42%
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	12	4	24	23	8	71	14.2	21%	9%	36%	21%	8%	19%
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	163	135	191	194	186	869	173.8	51%	41%	58%	43%	39%	45%
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	30	36	70	74	65	275	55.0	24%	25%	40%	29%	28%	30%
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	4	18	1	9	32	64	12.8	15%	50%	3%	15%	32%	25%
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	5	7	3	9	12	36	7.2	23%	41%	10%	26%	26%	24%
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	10	8	2	4	5	29	5.8	37%	47%	13%	19%	16%	26%
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	7	4	7	2	7	27	5.4	26%	29%	29%	7%	29%	23%
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	8	6	14	27	26	81	16.2	19%	9%	17%	23%	25%	20%
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	6	20	20	25	12	83	16.6	20%	30%	25%	24%	16%	23%
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	9	9	8	12	16	54	10.8	29%	22%	26%	29%	29%	27%
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	1	1	3	2	2	9	1.8	6%	4%	9%	7%	5%	6%
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	23	7	9	14	15	68	13.6	50%	17%	20%	25%	41%	30%
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	2	6	11	5	4	28	5.6	14%	40%	42%	16%	12%	23%
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	5	3	9	9	27	5.4	9%	31%	15%	26%	16%	19%
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	33	34	31	68	74	240	48.0	30%	30%	19%	32%	34%	30%
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	0	2	2	6	11	21	4.2	0%	7%	8%	15%	32%	15%
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	3	10	11	16	27	67	13.4	8%	26%	20%	29%	35%	26%
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	11	9	2	8	10	40	8.0	25%	35%	6%	18%	16%	19%
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	34	16	9	30	20	109	21.8	83%	42%	26%	45%	43%	48%
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	1	14	9	11	9	44	8.8	5%	33%	17%	18%	15%	19%
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	15	8	20	31	18	92	18.4	26%	24%	48%	58%	24%	35%
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	11	9	9	29	18	76	15.2	27%	26%	17%	31%	27%	26%
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	899	943	1,241	1,607	1,628	6,318	1,263.6	31%	29%	30%	29%	28%	29%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ウ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②：【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の判断に至らなかった事例							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	30	46	71	62	111	320	64.0	28%	34%	40%	31%	58%	39%
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	10	6	17	10	20	63	12.6	30%	23%	47%	29%	56%	38%
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	1	2	4	8	9	24	4.8	17%	22%	31%	42%	45%	36%
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	26	25	11	27	23	112	22.4	46%	43%	16%	28%	18%	28%
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	6	7	9	4	4	30	6.0	22%	41%	45%	22%	25%	31%
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	1	9	4	16	9	39	7.8	8%	45%	27%	50%	23%	33%
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	4	3	11	14	38	70	14.0	24%	14%	31%	29%	43%	33%
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	14	11	23	36	47	131	26.2	41%	20%	30%	43%	40%	36%
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	19	13	15	29	53	129	25.8	48%	45%	34%	50%	66%	51%
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	23	21	30	20	31	125	25.0	43%	31%	27%	23%	33%	30%
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	39	54	79	94	121	387	77.4	32%	32%	40%	33%	45%	38%
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	39	64	109	105	110	427	85.4	29%	40%	48%	33%	33%	36%
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	97	147	174	259	260	937	187.4	32%	45%	41%	36%	38%	38%
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	64	58	183	202	209	716	143.2	37%	36%	52%	48%	43%	45%
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	8	20	20	12	25	85	17.0	29%	50%	42%	33%	34%	38%
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	9	8	6	9	9	41	8.2	50%	38%	33%	41%	29%	37%
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	3	3	12	9	6	33	6.6	18%	20%	32%	22%	16%	22%
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	7	12	10	8	2	39	7.8	25%	41%	29%	14%	4%	20%
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	3	4	10	12	25	54	10.8	10%	24%	36%	32%	47%	32%
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	16	18	20	53	32	139	27.8	31%	29%	33%	45%	36%	37%
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	4	7	18	18	36	83	16.6	13%	19%	49%	24%	42%	32%
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	17	20	23	39	27	126	25.2	28%	34%	31%	35%	23%	30%
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	44	43	92	107	140	426	85.2	22%	15%	26%	21%	29%	23%
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	22	21	31	29	54	157	31.4	42%	33%	44%	29%	50%	40%
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	5	19	12	16	18	70	14.0	8%	22%	13%	15%	15%	15%
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	31	18	13	32	48	142	28.4	54%	40%	19%	29%	50%	38%
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	64	60	81	91	136	432	86.4	20%	18%	24%	20%	28%	23%
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	46	74	45	97	103	365	73.0	37%	51%	26%	39%	45%	39%
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	2	6	14	29	37	88	17.6	8%	17%	44%	47%	37%	34%
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	7	7	11	6	12	43	8.6	32%	41%	35%	17%	26%	28%
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	8	3	6	7	11	35	7.0	30%	18%	38%	33%	35%	31%
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	8	5	11	18	7	49	9.8	30%	36%	46%	64%	29%	42%
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	29	45	40	36	37	187	37.4	69%	69%	49%	31%	36%	46%
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	12	17	17	34	26	106	21.2	40%	26%	22%	32%	35%	30%
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	11	17	16	17	21	82	16.4	35%	41%	52%	41%	38%	41%
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	6	11	6	21	22	66	13.2	35%	46%	18%	70%	59%	47%
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	17	21	16	22	18	94	18.8	37%	51%	35%	40%	49%	42%
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	6	3	6	17	21	53	10.6	43%	20%	23%	53%	62%	44%
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	6	3	4	10	16	39	7.8	55%	19%	20%	29%	28%	28%
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	33	42	67	69	49	260	52.0	30%	37%	42%	33%	23%	32%
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	3	5	4	11	15	38	7.6	21%	17%	15%	28%	44%	27%
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	11	6	10	20	25	72	14.4	29%	16%	19%	36%	32%	27%
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	12	7	13	17	31	80	16.0	27%	27%	41%	39%	51%	39%
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	2	8	18	17	24	69	13.8	5%	21%	51%	25%	51%	30%
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	11	10	7	20	24	72	14.4	50%	24%	13%	33%	41%	31%
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	26	10	8	11	29	84	16.8	45%	30%	19%	21%	39%	32%
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	13	8	15	24	23	83	16.6	32%	23%	29%	26%	35%	29%
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	875	1,027	1,422	1,824	2,154	7,302	1,460.4	31%	32%	35%	32%	37%	34%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待の判断に至らなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待の判断に至らなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

(2) 事実確認調査を行っていない事例件数の状況（都道府県別）

◆「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値	
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	4	6	13	13	6	42	8.4	4%	4%	7%	6%	3%	5%	
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	0	3	1	5	1	10	2.0	0%	12%	3%	15%	3%	6%	
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	0	0	2	0	0	2	0.4	0%	0%	15%	0%	0%	3%	
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	4	14	30	17	64	129	25.8	7%	24%	45%	18%	50%	32%	
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	7	2	1	2	1	13	2.6	26%	12%	5%	11%	6%	13%	
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	1	0	1	1	2	5	1.0	8%	0%	7%	3%	5%	4%	
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	1	1	1	2	3	8	1.6	6%	5%	3%	4%	3%	4%	
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	1	8	11	8	3	31	6.2	3%	15%	14%	10%	3%	8%	
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	0	1	1	2	2	6	1.2	0%	3%	2%	3%	3%	2%	
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	7	13	33	30	26	109	21.8	13%	19%	29%	34%	28%	26%	
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	3	23	7	23	10	66	13.2	2%	13%	4%	9%	4%	7%	
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	11	14	10	15	20	70	14.0	8%	9%	4%	5%	6%	6%	
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	36	18	26	71	42	193	38.6	12%	5%	6%	10%	6%	8%	
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	17	7	5	31	36	96	19.2	10%	4%	1%	7%	7%	6%	
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	3	2	1	1	4	11	2.2	11%	5%	2%	3%	5%	5%	
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	0	1	3	0	2	6	1.2	0%	5%	17%	0%	6%	5%	
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	1	2	2	2	1	8	1.6	6%	13%	5%	5%	3%	5%	
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	0	3	1	3	1	8	1.6	0%	10%	3%	5%	2%	4%	
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	3	0	3	2	3	11	2.2	10%	0%	11%	5%	6%	7%	
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	4	1	2	4	9	20	4.0	8%	2%	3%	3%	10%	5%	
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	0	1	0	3	2	6	1.2	0%	3%	0%	4%	2%	2%	
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	1	1	2	4	6	14	2.8	2%	2%	3%	4%	5%	3%	
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	25	108	54	114	108	409	81.8	13%	37%	15%	22%	22%	22%	
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	2	3	2	2	6	15	3.0	4%	5%	3%	2%	6%	4%	
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	3	1	6	9	9	28	5.6	5%	1%	7%	8%	7%	6%	
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	1	2	3	3	2	11	2.2	2%	4%	4%	3%	2%	3%	
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	17	11	11	9	11	59	11.8	5%	3%	3%	2%	2%	3%	
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	10	3	7	7	4	31	6.2	8%	2%	4%	3%	2%	3%	
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	3	1	7	12	8	31	6.2	12%	3%	22%	19%	8%	12%	
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	0	0	1	2	1	4	0.8	0%	0%	3%	6%	2%	3%	
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	3	1	5	2	0	11	2.2	11%	6%	31%	10%	0%	10%	
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	3	0	0	3	1	7	1.4	11%	0%	0%	11%	4%	6%	
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	1	4	3	20	24	52	10.4	2%	6%	4%	17%	23%	13%	
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	7	14	22	22	15	80	16.0	23%	21%	28%	21%	20%	23%	
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	1	1	2	2	4	10	2.0	3%	2%	6%	5%	7%	5%	
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	0	4	10	3	7	24	4.8	0%	17%	30%	10%	19%	17%	
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	2	7	2	5	1	17	3.4	4%	17%	4%	9%	3%	8%	
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	1	0	6	0	0	7	1.4	7%	0%	23%	0%	0%	6%	
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	3	3	1	2	10	2.0	9%	19%	15%	3%	4%	7%	
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	21	13	22	32	50	138	27.6	19%	11%	14%	15%	23%	17%	
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	0	0	0	1	1	2	0.4	0%	0%	0%	3%	3%	1%	
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	13	12	12	8	6	51	10.2	34%	32%	22%	15%	8%	19%	
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	5	1	2	4	6	18	3.6	11%	4%	6%	9%	10%	9%	
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	3	3	0	3	4	13	2.6	7%	8%	0%	4%	9%	6%	
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	7	5	12	7	9	40	8.0	32%	12%	23%	12%	15%	17%	
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	10	5	1	0	3	19	3.8	17%	15%	2%	0%	4%	7%	
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	5	4	3	8	10	30	6.0	12%	11%	6%	9%	15%	10%	
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	248	327	352	518	536	1,981	396.2	9%	10%	9%	9%	9%	9%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

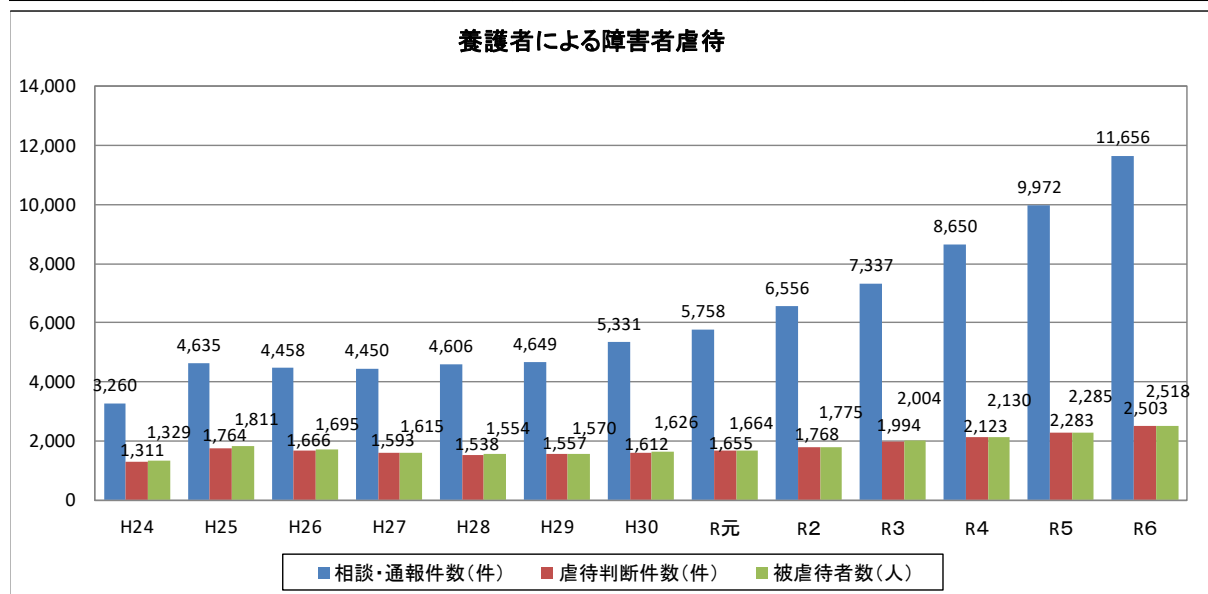
※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「調査不要と判断した件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

参考資料2 障害者虐待の経年比較

1. 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数 (件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数 (件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数 (人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518
相談通報件数 伸び		1,375	-177	-8	156	43	682	427	798	781	1,313	1,322	1,684
判断件数 伸び		453	-98	-73	-55	19	55	43	113	226	129	160	220
被虐待者数 伸び		482	-116	-80	-61	16	56	38	111	229	126	155	233
相談通報件数 伸び率		42.2%	-3.8%	-0.2%	3.5%	0.9%	14.7%	8.0%	13.9%	11.9%	17.9%	15.3%	16.9%
判断件数 伸び率		34.6%	-5.6%	-4.4%	-3.5%	1.2%	3.5%	2.7%	6.8%	12.8%	6.5%	7.5%	9.6%
被虐待者数 伸び率		36.3%	-6.4%	-4.7%	-3.8%	1.0%	3.6%	2.3%	6.7%	12.9%	6.3%	7.3%	10.2%
判断率	40.2%	38.1%	37.4%	35.8%	33.4%	33.5%	30.2%	28.7%	27.0%	27.2%	24.5%	22.9%	21.5%



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	令和6年度、5年度の比較												令和6年度、5年度の比較																			
	養護者虐待・相談・通報対応件数						養護者虐待・虐待判断件数						養護者虐待・虐待判断件数						養護者虐待・虐待判断件数													
	平成(年度)						令和(年度)						平成(年度)						令和(年度)													
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	増減数	増減率	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	増減数	増減率		
北海道	110	213	270	356	328	281	296	349	483	422	446	577	681	681	104	18%	34	73	69	89	70	78	84	51	47	46	31	52	68	68	16	31%
青森県	20	23	27	45	29	45	45	27	42	53	69	74	115	41	55%	6	6	5	13	9	10	20	7	14	19	19	24	44	20	83%		
岩手県	14	18	26	23	15	16	10	21	39	37	42	30	25	-5	-17%	6	8	11	11	4	6	2	4	10	9	7	8	1	7	14%		
宮城県	43	80	48	70	54	46	90	110	134	144	213	261	304	43	16%	19	30	27	32	25	18	28	53	66	57	85	83	78	-5	-6%		
秋田県	13	15	23	17	20	17	33	21	18	19	15	13	35	22	169%	8	9	12	14	5	11	9	8	3	13	10	5	7	2	40%		
山形県	23	31	34	26	26	22	34	21	30	38	38	35	32	-3	-9%	11	12	14	11	8	9	13	9	10	15	14	15	16	1	7%		
福島県	37	35	44	36	64	69	38	59	91	75	97	93	115	22	24%	20	18	25	25	27	29	16	29	42	38	40	40	51	11	28%		
茨城県	39	63	66	50	60	53	60	68	64	48	92	85	92	7	8%	9	21	31	13	19	16	12	21	22	9	32	36	20	-16	-44%		
栃木県	26	19	22	24	25	34	26	36	39	28	32	38	43	5	13%	10	10	5	13	11	16	11	15	20	13	16	14	15	1	7%		
群馬県	91	100	81	57	44	54	65	47	47	58	42	52	68	16	31%	14	24	18	13	9	14	15	12	14	10	8	11	7	-4	-36%		
埼玉県	128	152	165	186	187	179	240	265	328	510	637	826	778	-48	-6%	55	65	77	83	91	69	76	85	88	135	115	108	103	-5	-5%		
千葉県	137	250	184	197	220	282	273	288	300	338	404	475	651	176	37%	60	82	67	84	92	133	109	110	105	122	137	135	117	-18	-13%		
東京都	236	300	306	291	308	346	347	349	371	401	517	685	776	91	13%	93	110	110	102	101	106	84	117	119	136	156	188	187	-1	-1%		
神奈川県	236	347	258	182	196	165	175	221	197	420	751	823	1,562	739	90%	91	114	99	83	99	93	100	97	80	124	136	194	218	24	12%		
新潟県	86	80	59	83	74	100	122	143	153	204	344	434	449	15	3%	49	43	37	31	28	39	38	28	52	58	75	81	81	0	0%		
富山県	40	36	28	29	37	36	34	52	40	50	54	53	50	-3	-6%	15	10	7	9	14	13	8	18	19	11	17	23	20	-3	-13%		
石川県	35	44	59	43	50	41	40	59	102	91	138	116	171	55	47%	18	16	19	13	19	17	13	26	33	37	41	59	9	0%			
福井県	23	31	22	25	28	25	34	54	36	32	38	37	32	-5	-14%	2	14	7	11	9	7	14	16	7	9	18	9	14	5	56%		
山梨県	39	36	24	34	22	19	22	39	33	28	34	45	11	32%	14	14	7	11	9	6	5	11	12	7	13	9	13	4	44%			
長野県	61	78	58	56	72	79	90	94	104	72	68	112	130	18	16%	19	31	35	19	21	36	33	44	35	27	26	35	44	9	26%		
岐阜県	48	34	42	34	27	29	38	60	45	61	48	66	62	-4	-6%	10	17	13	7	10	6	12	15	10	17	15	14	21	7	50%		
静岡県	84	128	113	79	91	93	107	129	99	115	106	115	118	3	3%	32	55	47	32	29	34	54	55	33	51	49	47	62	15	32%		
愛知県	154	224	216	250	303	339	414	452	475	531	559	655	763	108	16%	87	129	102	117	113	147	181	119	147	169	160	205	243	38	19%		
三重県	51	82	72	74	57	53	63	58	65	70	61	40	53	13	33%	11	24	34	19	22	20	26	23	25	31	26	13	19	6	46%		
滋賀県	77	124	120	109	124	146	132	153	135	150	164	146	157	11	8%	37	51	56	48	69	72	71	65	67	89	78	70	84	14	20%		
京都府	65	72	72	40	53	61	67	82	140	159	183	189	188	-1	-1%	32	54	39	27	35	40	36	40	72	86	85	80	100	20	25%		
大阪府	429	722	770	865	908	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	183	10%	199	297	272	257	201	188	168	188	194	176	189	236	299	63	27%		
兵庫県	133	123	179	197	185	175	233	244	427	380	513	536	526	-10	-2%	48	34	47	52	48	55	83	72	101	86	120	88	104	16	18%		
奈良県	29	31	33	29	45	33	35	39	38	29	27	58	67	9	16%	20	12	12	14	16	16	10	13	16	10	11	15	13	-2	-13%		
和歌山県	18	33	34	18	28	31	32	31	40	67	62	54	43	-11	-20%	5	12	13	10	13	10	10	10	15	44	43	34	20	-14	-41%		
鳥取県	23	33	28	20	22	21	32	30	26	28	22	25	27	2	8%	14	11	16	10	13	6	6	13	8	6	4	5	6	1	20%		
島根県	36	32	38	32	26	34	34	25	40	30	24	30	27	-3	-10%	20	20	20	18	14	12	10	8	10	8	7	9	9	0	0%		
岡山県	59	100	63	64	56	47	61	82	114	110	130	120	123	3	2%	23	31	28	28	23	19	12	36	47	41	62	51	65	14	27%		
広島県	93	148	120	104	94	94	95	123	109	142	112	144	131	-13	-9%	33	37	26	30	21	23	26	28	31	43	33	48	44	-4	-8%		
山口県	40	45	39	54	60	31	51	23	33	33	43	43	41	-2	-5%	15	16	16	16	11	10	20	8	9	14	10	19	14	-5	-26%		
徳島県	24	26	29	36	33	8	20	12	20	28	27	35	29	-6	-17%	7	10	8	10	9	3	4	3	7	4	4	10	10	0	0%		
香川県	22	38	38	35	45	65	79	48	35	52	42	53	47	-6	-11%	6	12	14	12	18	15	25	13	8	15	12	14	14	0	0%		
愛媛県	31	43	72	56	62	46	49	32	21	32	45	40	35	-5	-13%	11	12	39	28	28	24	17	6	9	17	22	12	7	-5	-42%		
高知県	27	24	30	34	30	22	21	26	20	29	34	39	52	13	33%	8	5	8	7	6	4	8	4	5	13	17	16	15	-1	-6%		
福岡県	82	187	170	164	198	130	156	169	153	124	184	244	273	29	12%	36	60	45	46	51	38	42	42	31	34	47	54	72	18	33%		
佐賀県	35	48	32	27	41	21	52	21	30	37	22	17	27	10	59%	5	13	4	3	8	9	8	9	12	18	22	3	9	6	200%		
長崎県	46	44	37	33	33	28	35	50	49	44	48	63	46	-17	-27%	21	22	23	30	27	8	10	25	28	26	23	37	18	-19	-51%		
熊本県	33	49	45	53	56	53	60	94	162	194	128	161	161	33	26%	16	13	18	19	24	16	14	15	12	27	19	10	23	13	130%		
大分県	29	54	36	44	34	31	45	48	56	70	54	105	161	56	53%	11	12	9	9	5	5	2	4	5	11	11	10	4	-6	-60%		
宮崎県	43	60	65	47	43	35	63	38	58	113	153	143	106	-37	-26%	8	21	18	18	15	13	20	10	8	12	17	12	22	10	83%		
鹿児島県	47	53	71	37	21	31	18	43	70	101	77	67	104	37	55%	9	16	19	13	5	10	7	20	22	16	14	8	13	5	63%		
沖縄県	65	127	90	82	70	74	81	123	103	113	93	123	111	-12	-10%	34	58	38	26	25	29	41	50	38	35	27	35	23	-12	-34%		
合計	3,284	4,660	4,484	4,477	4,634	4,678	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	1,684	17%	1,335	1,789	1,692	1,620	1,566	1,586	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503	220	10%		

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数													構成割合												
	平成(年度)						令和(年度)							平成(年度)						令和(年度)						
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	980	1,128	1,138	1,383	27%	25%	21%	21%	21%	18%	17%	16%	15%	13%	13%	11%	12%
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	226	244	261	277	9%	7%	6%	6%	5%	4%	4%	4%	4%	3%	3%	3%	2%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	156	129	159	152	5%	5%	4%	3%	3%	3%	3%	2%	2%	2%	1%	2%	1%
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	19	16	20	16	2%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	206	232	293	352	5%	5%	4%	5%	4%	5%	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	33	23	36	33	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者 等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27%	28%	30%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	902	918	1,048	1,064	-	-	-	15%	15%	16%	15%	15%	13%	12%	11%	11%	9%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	829	941	1,095	1,159	-	-	-	18%	16%	14%	16%	15%	11%	11%	11%	11%	10%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	17	12	28	42	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	3,411	4,405	5,243	6,511	11%	15%	18%	22%	25%	28%	32%	34%	44%	46%	51%	53%	56%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	335	390	412	470	8%	7%	8%	8%	7%	6%	6%	6%	5%	5%	5%	4%	4%
介護保険法に基づく居 宅サービス事業等従事 者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	113	128	126	151	-	-	3%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	2%	1%	1%	1%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	20	15	28	23	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	258	228	311	335	7%	7%	5%	4%	5%	5%	3%	4%	4%	4%	3%	3%	3%
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	61	59	76	49	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	7,566	8,868	10,274	12,017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

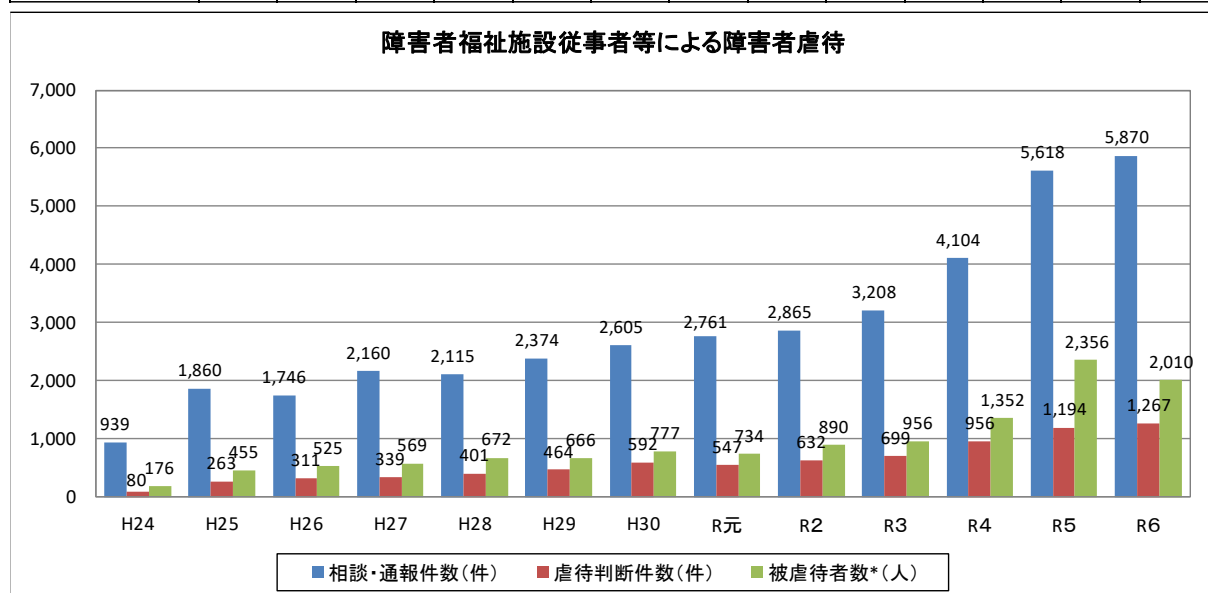
(1) 相談通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

障害者福祉施設従事者	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

相談通報件数伸び		921	-114	414	-45	259	231	156	104	343	896	1,514	252
判断件数伸び		183	48	28	62	63	128	-45	85	67	257	238	73
被虐待者数伸び		279	70	44	103	-6	111	-43	156	66	396	1,004	-346

相談通報件数伸び率		98.1%	-6.1%	23.7%	-2.1%	12.2%	9.7%	6.0%	3.8%	12.0%	27.9%	36.9%	4.5%
判断件数伸び率		228.8%	18.3%	9.0%	18.3%	15.7%	27.6%	-7.6%	15.5%	10.6%	36.8%	24.9%	6.1%
被虐待者数伸び率		158.5%	15.4%	8.4%	18.1%	-0.9%	16.7%	-5.5%	21.3%	7.4%	41.4%	74.3%	-14.7%
判断率	8.5%	14.1%	17.8%	15.7%	19.0%	19.5%	22.7%	19.8%	22.1%	21.8%	23.3%	21.3%	21.6%



*被虐待者が特定できなかった事例を除く

(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

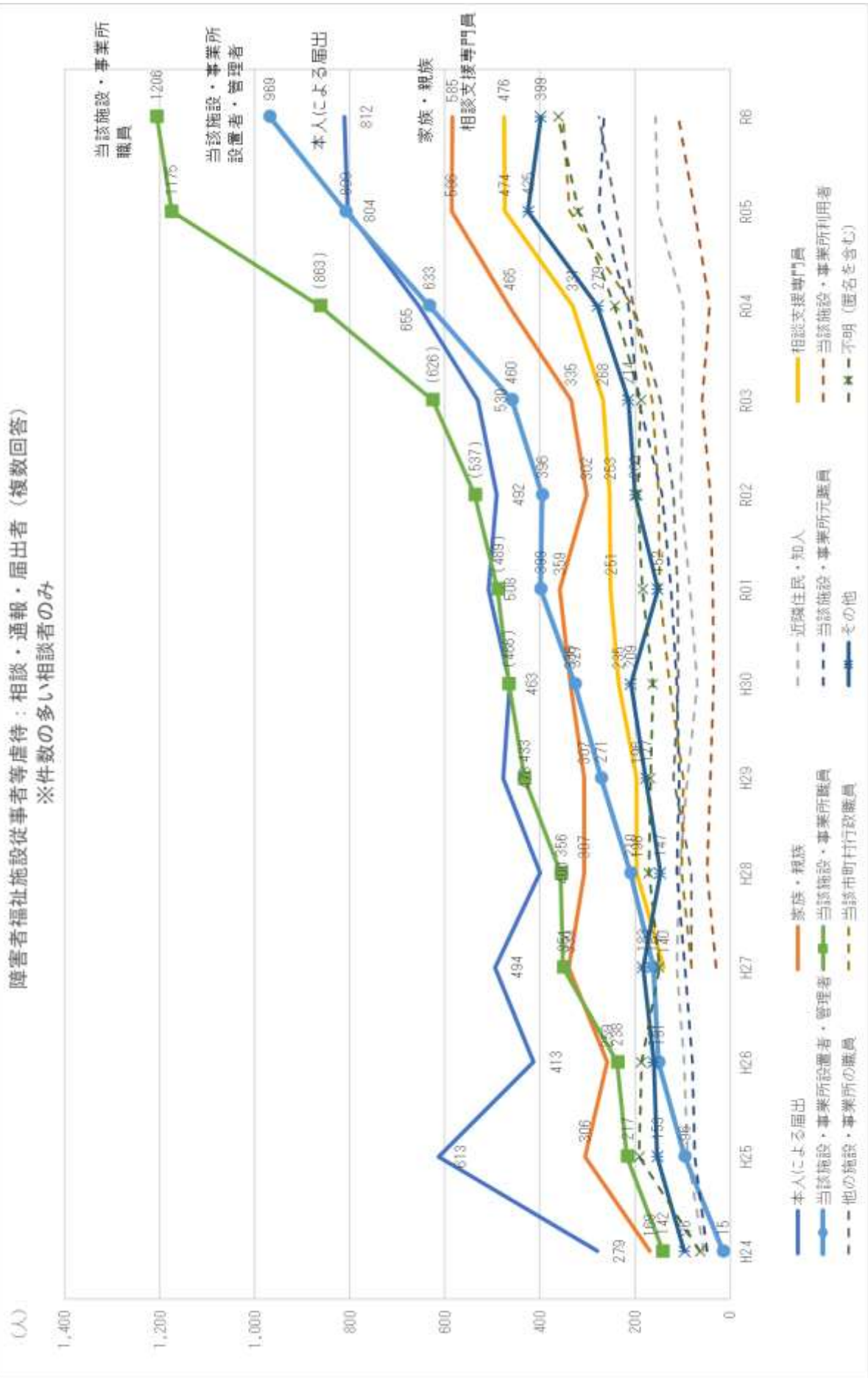
	障害者福祉施設従事者等虐待・相談・通報対応件数												障害者福祉施設従事者等虐待・認定件数												令和6年度、5年度の比較			
	平成(年度)						令和(年度)						平成(年度)						令和(年度)						増減数	増減率		
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5			6	
北海道	39	80	71	121	122	128	111	119	108	136	177	203	192	2	7	9	12	23	12	20	27	24	22	40	39	43	-11	-5%
青森県	17	23	23	25	28	24	26	22	33	26	36	34	36	0	3	3	5	2	3	10	10	16	9	9	15	11	2	6%
岩手県	4	14	4	17	10	8	10	7	6	9	13	19	20	1	0	0	1	0	1	6	0	2	5	0	2	3	1	5%
宮城県	12	19	35	33	23	26	27	70	56	58	67	96	129	3	4	9	6	3	5	3	6	8	7	7	16	24	33	34%
秋田県	5	4	11	13	8	4	6	22	27	17	20	18	16	1	1	2	1	1	1	0	10	5	6	8	8	3	-2	-11%
山形県	7	7	12	12	11	7	7	14	13	20	15	32	40	0	1	5	2	1	1	3	5	3	3	1	4	5	8	25%
福島県	3	6	13	17	17	15	14	17	17	22	36	48	88	1	1	2	3	2	6	5	8	2	6	10	18	20	40	83%
茨城県	13	15	22	24	21	34	22	26	34	55	77	84	117	2	1	3	2	2	3	0	1	11	24	18	18	39	33	39%
栃木県	9	11	7	21	24	21	20	38	40	29	44	58	80	2	1	0	4	6	2	7	15	7	12	12	15	18	22	38%
群馬県	15	14	33	45	26	42	49	57	53	68	112	88	93	2	6	10	9	7	5	14	12	8	12	22	15	16	5	6%
埼玉県	23	34	49	47	100	127	129	118	123	171	200	249	267	3	3	9	14	25	30	30	22	32	39	36	46	60	18	7%
千葉県	37	104	77	83	132	159	161	152	134	161	225	320	330	3	19	20	16	30	36	33	34	40	40	45	72	70	10	3%
東京都	85	169	197	221	170	227	271	276	307	329	428	728	688	7	17	26	26	21	25	45	37	58	63	89	103	108	-40	-5%
神奈川県	103	388	201	158	103	113	121	133	171	160	352	419	485	8	29	15	16	26	32	25	32	44	40	77	101	115	66	16%
新潟県	7	10	5	15	17	16	22	33	28	40	48	36	74	0	0	1	3	4	1	4	7	3	9	12	11	28	38	106%
富山県	2	2	10	5	12	18	24	16	18	21	18	22	31	0	0	1	2	0	5	4	2	1	3	5	12	7	9	41%
石川県	8	16	20	36	21	39	25	31	17	15	38	41	38	2	2	2	2	4	3	5	7	7	5	11	13	12	-3	-7%
福井県	12	24	8	24	25	21	22	24	28	29	34	58	47	0	8	5	7	8	5	5	5	13	5	13	20	17	-11	-19%
山梨県	7	18	11	23	22	12	17	20	31	17	28	38	53	0	3	1	3	2	1	3	2	7	5	8	7	8	15	39%
長野県	25	32	37	32	54	61	59	65	52	62	60	118	88	3	7	6	7	6	17	15	7	12	13	15	23	14	-30	-25%
岐阜県	8	10	21	24	28	33	42	35	30	36	37	75	85	0	1	0	1	0	3	4	1	5	4	9	11	20	10	13%
静岡県	19	38	32	27	44	39	46	59	60	58	75	111	117	3	13	7	9	12	13	11	8	13	23	28	32	29	6	5%
愛知県	31	79	75	99	105	107	157	153	200	291	360	519	487	5	15	16	18	31	32	48	23	51	55	71	116	120	-32	-6%
三重県	19	33	27	44	40	41	79	70	52	64	70	99	107	1	5	4	4	3	12	21	19	18	15	11	22	16	8	8%
滋賀県	23	17	35	69	49	46	59	83	61	86	89	107	123	1	5	9	18	5	11	21	16	14	17	36	20	32	16	15%
京都府	18	26	23	34	41	61	61	34	57	45	67	110	96	4	4	9	6	10	7	18	5	13	16	22	27	35	-14	-13%
大阪府	89	152	147	221	240	267	274	309	322	331	331	452	481	5	22	27	45	53	59	61	76	70	60	72	117	106	29	6%
兵庫県	44	63	93	101	104	113	133	121	126	145	174	251	229	3	9	18	11	17	31	40	25	28	31	43	59	48	-22	-9%
奈良県	9	12	14	21	26	22	34	39	26	36	32	62	101	1	2	2	4	1	6	7	10	9	11	7	15	26	1	63%
和歌山県	11	9	22	19	12	6	15	12	22	17	31	35	46	2	3	5	3	0	1	4	0	4	2	7	4	12	11	31%
鳥取県	10	11	21	26	18	23	18	32	27	17	16	21	31	1	4	2	4	3	4	2	2	5	3	2	5	9	10	48%
島根県	9	20	21	23	8	14	18	18	27	14	24	28	24	1	5	9	6	3	4	8	3	7	5	6	6	5	-4	-14%
岡山県	20	39	25	34	28	26	34	30	42	65	81	118	103	3	4	5	5	7	5	5	2	3	11	28	27	20	-15	-13%
広島県	29	57	37	51	50	34	36	39	30	66	79	105	75	1	10	9	7	13	8	5	4	6	15	19	20	12	-30	-29%
山口県	9	23	10	28	33	37	37	27	31	41	31	41	55	0	4	1	3	8	4	6	4	7	10	6	8	13	14	34%
徳島県	11	17	28	13	12	21	8	15	17	24	33	30	37	0	0	5	0	0	4	2	3	8	7	11	4	5	7	23%
香川県	7	17	22	9	19	34	37	46	46	41	46	55	37	0	1	1	5	5	6	6	1	4	3	8	9	5	-18	-33%
愛媛県	10	21	9	15	9	20	16	16	14	15	26	32	34	2	6	0	3	1	3	5	3	2	5	3	6	6	2	6%
高知県	8	9	7	20	33	18	24	10	11	16	20	35	57	0	3	1	13	7	5	7	1	1	7	16	17	1	22	63%
福岡県	32	60	73	90	78	102	79	98	110	114	161	211	215	1	4	7	6	8	14	17	14	15	16	28	23	31	4	2%
佐賀県	12	21	15	26	17	17	21	18	14	29	26	39	34	1	4	5	1	2	1	6	2	2	6	15	14	6	-5	-13%
長崎県	21	21	38	36	29	36	48	45	38	38	54	55	77	0	6	14	5	5	8	16	18	11	6	16	11	12	22	40%
熊本県	14	29	24	39	27	41	48	39	44	26	32	44	61	1	7	5	7	6	12	7	12	8	11	12	12	0	17	39%
大分県	11	16	14	40	39	26	38	27	41	38	35	67	47	1	0	1	2	5	1	5	3	4	9	8	9	4	-20	-30%
宮崎県	12	15	15	26	23	25	41	50	22	42	52	60	59	2	5	10	5	10	5	6	27	2	11	19	17	10	-1	-2%
鹿児島県	11	32	28	32	34	26	31	31	58	33	42	53	74	2	7	1	4	5	6	4	7	11	11	9	8	13	21	40%
沖縄県	9	23	24	21	23	37	28	45	41	35	52	94	66	0	4	8	2	6	3	8	14	4	10	18	25	17	-28	-30%
合計	963	1,885	1,772	2,187	2,143	2,403	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	104	288	337	366	429	493	592	632	702	956	1,194	1,267	252	4%	

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

障害者施設従事者等虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数													構成割合												
	平成(年度)						令和(年度)							平成(年度)						令和(年度)						
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
本人による届出	279	613	413	494	400	478	463	508	492	530	655	804	812	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	20.1%	17.8%	18.4%	17.2%	16.5%	16.0%	14.3%	13.8%
家族・親族	169	306	259	339	307	307	336	359	302	335	465	586	585	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	12.9%	12.9%	13.0%	10.5%	10.4%	11.3%	10.4%	10.0%
近隣住民・知人	55	90	96	113	107	90	70	84	103	100	98	152	157	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	3.8%	2.7%	3.0%	3.6%	3.1%	2.4%	2.7%	2.7%
民生委員	2	1	2	4	1	0	1	1	1	2	3	2	2	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
医療機関関係者	8	18	16	25	16	28	33	34	41	54	43	79	109	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.7%	1.0%	1.4%	1.9%
教職員	2	4	3	10	6	4	9	9	8	9	20	25	35	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	0.4%	0.6%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	140	196	196	235	251	253	268	331	474	476	-	-	-	6.5%	9.3%	8.3%	9.0%	9.1%	8.8%	8.4%	8.1%	8.4%	8.1%
当該施設・事業所 設置者・管理者	15	96	151	162	210	271	327	399	396	460	633	809	969	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	11.4%	12.6%	14.5%	13.8%	14.3%	15.4%	14.4%	16.5%
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	356	433	(466)	(489)	(537)	(626)	(863)	(1175)	(1208)	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	18.2%	17.9%	17.7%	18.7%	19.5%	21.0%	20.9%	20.5%
当該施設・事業所 サービス管理責任者	-	-	-	-	-	-	86	89	105	130	157	198	222	-	-	-	-	-	-	-	3.2%	3.7%	4.1%	3.8%	3.5%	3.8%
当該施設・事業所 サービス提供責任者	-	-	-	-	-	-	21	7	8	7	11	11	15	-	-	-	-	-	-	-	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%
当該施設・事業所 児童発達支援管理責任者	-	-	-	-	-	-	15	2	10	9	20	12	24	-	-	-	-	-	-	-	0.1%	0.3%	0.3%	0.5%	0.2%	0.4%
当該施設・事業所 その他の職員	-	-	-	-	-	-	344	391	414	480	675	954	945	-	-	-	-	-	-	-	14.2%	14.5%	15.0%	16.4%	17.0%	16.1%
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	113	107	112	124	144	193	214	276	265	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	4.5%	4.3%	4.5%	5.0%	6.0%	5.2%	4.9%	4.5%
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	48	41	34	36	42	59	44	75	108	-	-	-	1.4%	2.3%	1.7%	1.3%	1.3%	1.5%	1.8%	1.1%	1.3%	1.8%
当該施設・事業所で受け 入れをしている実習生	-	-	-	3	9	3	1	3	1	1	3	6	2	-	-	-	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	82	120	108	110	120	147	204	240	276	-	-	-	3.8%	3.9%	5.1%	4.1%	4.0%	4.2%	4.6%	5.0%	4.3%	4.7%
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	98	128	148	150	164	206	338	352	-	-	-	3.8%	4.8%	4.1%	4.9%	5.4%	5.2%	5.1%	5.0%	6.0%	6.0%
警察	21	17	19	25	17	46	29	35	32	44	53	70	103	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.9%	1.1%	1.3%	1.1%	1.4%	1.3%	1.2%	1.8%
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	6	5	6	6	3	10	8	11	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%
居宅サービス事業等従 事者等	-	-	3	10	4	4	6	4	6	7	6	9	14	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%
成年後見人等	-	-	-	8	6	9	9	11	14	11	13	18	16	-	-	-	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
その他	96	153	161	183	147	177	209	152	200	214	279	425	399	10.2%	8.2%	9.2%	8.5%	7.0%	7.5%	8.0%	5.5%	7.0%	6.7%	6.8%	7.6%	6.8%
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	171	168	163	184	195	188	243	319	362	6.8%	10.3%	10.7%	6.9%	8.1%	7.1%	6.3%	6.7%	6.8%	5.9%	5.9%	5.7%	6.2%
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	2,586	2,744	2,947	3,043	3,415	4,386	5,890	6,259	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

障害者福祉施設従事者等虐待：相談・通報・届出者（複数回答）
 ※件数の多い相談者のみ



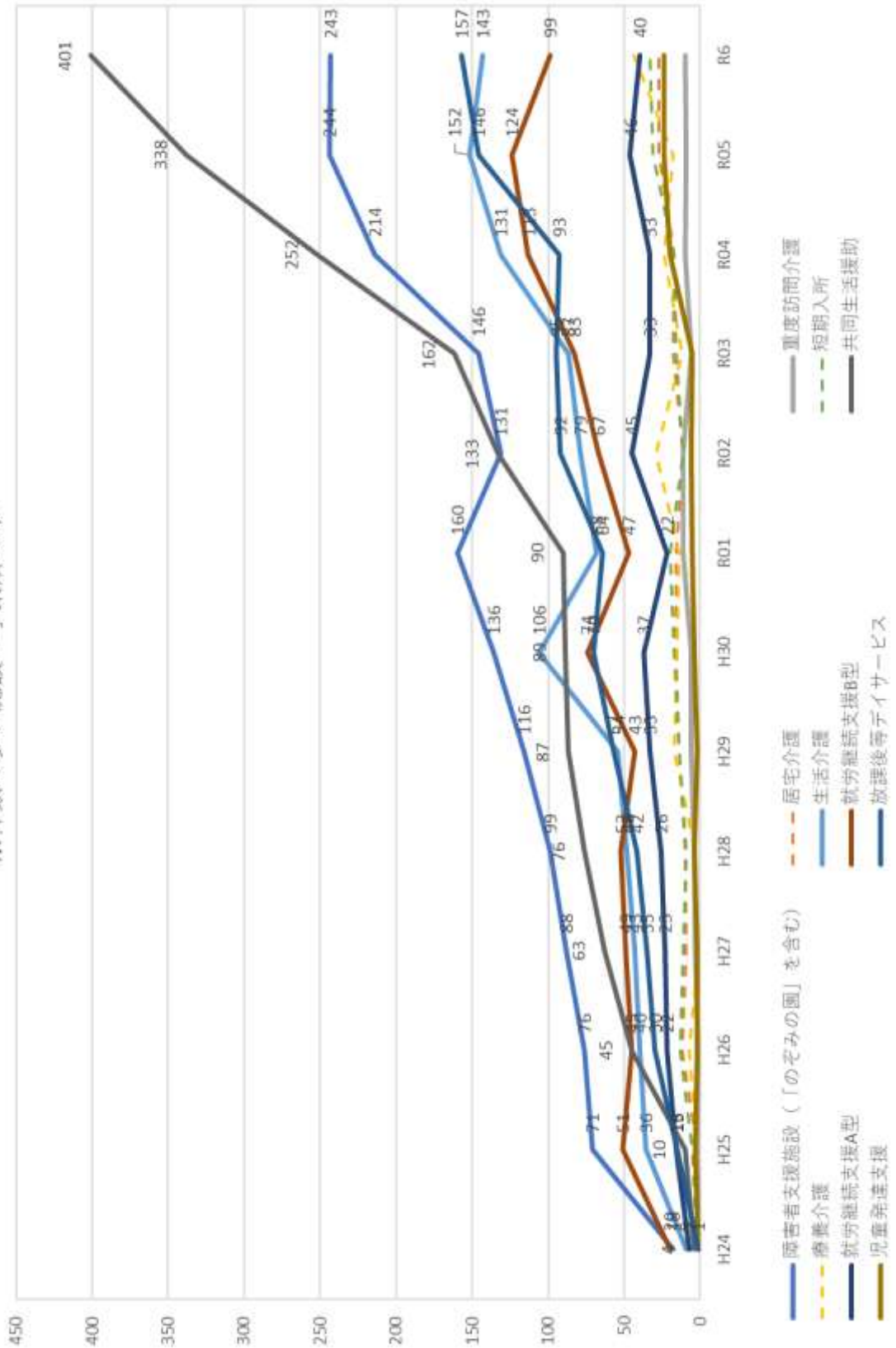
(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移

障害者福祉施設従事者等虐待事業所種別	件数															構成割合														
	平成(年度)							令和(年度)							差 R6- R5	平成(年度)							令和(年度)							差 R6- R5
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6			
障害者支援施設 (「のぞみの園」を含む)	18	71	76	88	99	116	136	160	131	146	214	244	243	-1	23%	27%	24%	26%	25%	25%	23%	29%	21%	21%	22%	20%	19%	-1%		
居宅介護	1	2	12	9	10	14	16	16	11	18	17	27	27	0	1%	1%	4%	3%	2%	3%	3%	3%	2%	3%	2%	2%	2%	0%		
重度訪問介護	0	2	1	3	4	6	6	11	11	6	10	9	10	1	0%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	0%		
同行支援	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	-2	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
行動支援	0	1	0	0	1	0	1	2	3	4	3	2	5	3	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%		
療養介護	2	2	7	1	3	17	15	14	29	12	24	18	44	26	3%	1%	2%	0%	1%	4%	3%	3%	5%	2%	3%	2%	3%	2%		
生活介護	9	36	40	43	48	54	106	68	79	87	131	152	143	-9	11%	14%	13%	13%	12%	12%	18%	12%	13%	12%	14%	13%	11%	-1%		
短期入所	2	5	13	11	9	14	17	20	11	16	17	31	33	2	3%	2%	4%	3%	2%	3%	3%	4%	2%	2%	2%	3%	3%	0%		
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
自立訓練	0	1	3	1	2	4	2	1	1	4	5	7	7	0	0%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	0%		
就労移行支援	1	4	4	5	7	7	4	5	3	7	7	9	8	-1	1%	2%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	0%		
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	33	37	22	45	33	33	46	40	-6	9%	6%	7%	7%	6%	7%	6%	4%	7%	5%	3%	4%	3%	-1%		
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	43	74	47	67	83	113	124	99	-25	25%	19%	14%	14%	13%	9%	13%	9%	11%	12%	12%	10%	8%	-3%		
自立生活援助事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
就労定着支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13%	13%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
共同生活援助	4	10	45	63	76	87	89	90	133	162	252	338	401	63	5%	4%	14%	19%	19%	19%	15%	16%	21%	23%	26%	28%	32%	3%		
一般相談支援事業及び 特定相談支援事業	0	0	1	1	2	0	2	5	2	5	5	6	4	-2	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	1%	0%	0%		
移動支援事業	0	3	3	2	8	3	4	8	6	6	4	5	12	7	0%	1%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	1%		
地域活動支援センターを 経営する事業	3	6	6	2	6	7	7	5	1	6	7	3	8	5	4%	2%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%		
福祉ホームを経営する事 業	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	4	5	6	5	20	24	24	0	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	2%	0%		
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	57	70	64	92	95	93	146	157	11	1%	6%	10%	10%	10%	12%	12%	12%	15%	14%	10%	12%	12%	0%		
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
児童相談支援事業(障害 児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
合計(=虐待判断件数)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267	73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、虐待判断件数に対するもの。

障害者福祉施設従事者等虐待：施設・事業所種別
 ※件数の多い施設・事業所のみ

(件)



(5) 職種別にみた虐待者数の推移

障害者福祉施設 従事者等虐待 虐待者の職種	件数														構成割合															
	平成(年度)							令和(年度)							差 R6- R5	平成(年度)							令和(年度)							差 R6- R5
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	24		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6			
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	28	31	48	42	52	71	91	90	-1	11%	6%	8%	6%	6%	5%	5%	7%	6%	7%	6%	7%	6%	-0.4%		
管理者	11	31	36	45	35	50	60	47	70	72	87	146	144	-2	13%	10%	10%	11%	8%	10%	9%	7%	10%	9%	8%	11%	10%	-0.7%		
設置者・経営者	9	20	17	17	13	23	26	27	37	31	37	56	32	-24	10%	6%	5%	4%	3%	4%	4%	4%	5%	4%	3%	4%	2%	-1.9%		
医師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.1%		
看護職員	6	1	5	6	11	22	20	18	17	19	31	29	38	9	7%	0%	1%	1%	2%	4%	3%	3%	2%	2%	3%	2%	3%	0.5%		
生活支援員	27	142	164	183	183	229	268	275	275	287	488	562	617	55	31%	44%	46%	45%	40%	44%	42%	42%	38%	37%	44%	42%	43%	1.6%		
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	2	3	1	-2	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-0.2%		
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	6	5	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.3%		
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.1%		
職業指導員	3	16	17	15	15	20	19	19	26	23	35	36	35	-1	3%	5%	5%	4%	3%	4%	3%	3%	4%	3%	3%	3%	2%	-0.2%		
就労支援員	1	2	3	6	4	5	6	2	14	15	14	13	8	-5	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	2%	2%	1%	1%	1%	-0.4%		
地域生活支援員 (自立生活援助)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	3	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
就労定着支援員 (就労定着支援)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	4	5	6	3	5	0	4	5	1	0%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0.1%		
世話人	4	16	19	31	30	23	45	50	68	81	109	136	140	4	5%	5%	5%	8%	7%	4%	7%	8%	9%	10%	10%	10%	10%	-0.3%		
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	-2	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-0.2%		
相談支援専門員	0	0	0	3	2	0	2	8	1	5	4	8	3	-5	0%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	1%	-0.4%		
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
指導員	4	7	10	28	34	22	28	20	16	28	18	22	13	-9	5%	2%	3%	7%	7%	4%	4%	3%	2%	4%	2%	2%	1%	-0.7%		
保育士	0	1	4	2	5	1	8	5	12	3	13	16	27	11	0%	0%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	2%	0%	1%	1%	2%	0.7%		
児童発達支援管理 責任者	0	3	1	8	6	9	9	15	17	11	24	31	27	-4	0%	1%	0%	2%	1%	2%	1%	2%	2%	1%	2%	2%	2%	-0.4%		
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
児童指導員	0	3	2	1	3	18	22	24	32	40	42	57	62	5	0%	1%	1%	0%	1%	3%	3%	4%	4%	5%	4%	4%	4%	0.1%		
栄養士	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	-1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-0.1%		
調理員	0	1	0	0	0	1	1	2	1	1	0	0	3	3	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.2%		
訪問支援員	0	3	0	4	1	1	1	4	2	4	2	2	4	2	-	-	-	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0.1%		
居宅介護従業者	1	0	5	4	7	11	10	9	3	9	13	25	17	-8	1%	0%	1%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	1%	1%	2%	1%	-0.7%		
重度訪問介護従業者	0	2	0	2	3	4	3	6	9	2	5	3	5	2	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0.1%		
行動援護従業者	0	1	0	1	7	0	0	2	4	3	2	0	4	4	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0.3%		
同行援護従業者	-	-	-	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
その他従事者	11	53	46	25	52	37	65	59	61	66	78	82	101	19	13%	16%	13%	6%	11%	7%	10%	9%	8%	9%	7%	6%	7%	1.0%		
不明	-	-	-	3	11	10	5	5	9	12	13	15	33	18	-	-	-	1%	2%	2%	1%	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1.2%		
合計	87	325	358	411	456	518	634	654	720	772	1,098	1,345	1,421	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、合計(虐待者が特定された人数)に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年比較）

		平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	292	389	324	397	450	649	809	826	17
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	228	309	271	362	423	569	755	849	94
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	116	175	161	195	219	313	352	380	28

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

		平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	184	186	191	182	125	172	279	358	262	-96
	改善勧告	10	25	33	60	45	37	38	31	38	38	102	79	77	-2
	公表	0	0	0	2	1	2	1	1	5	0	6	0	10	10
	改善命令	0	0	6	0	1	0	1	2	4	1	5	7	15	8
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	5	8	11	8	11	6	32	32	0
	指定取消	0	0	0	3	7	1	3	3	5	1	11	13	5	-8
	合計	66	180	235	249	241	231	242	230	185	223	409	489	401	-88
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	189	266	253	200	225	357	402	386	-16

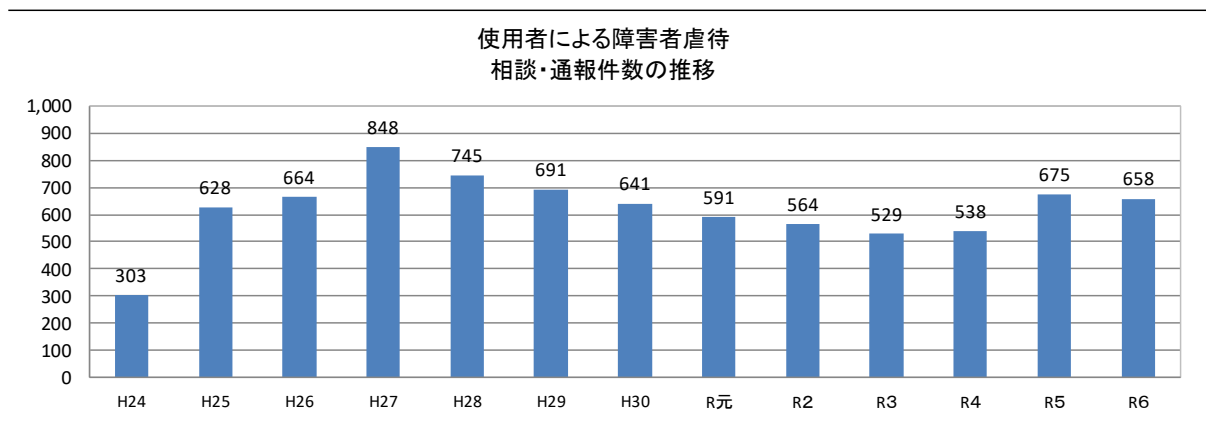
③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

		平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
当該施設等における改善措置	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	286	359	469	433	482	585	783	1,071	1,027	-44
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	21	29	36	28	46	83	40	74	34

3. 使用者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	303	628	664	848	745	691	641	591	564	529	538	675	658



(2) 相談・通報・届出者の経年比較 (複数回答)

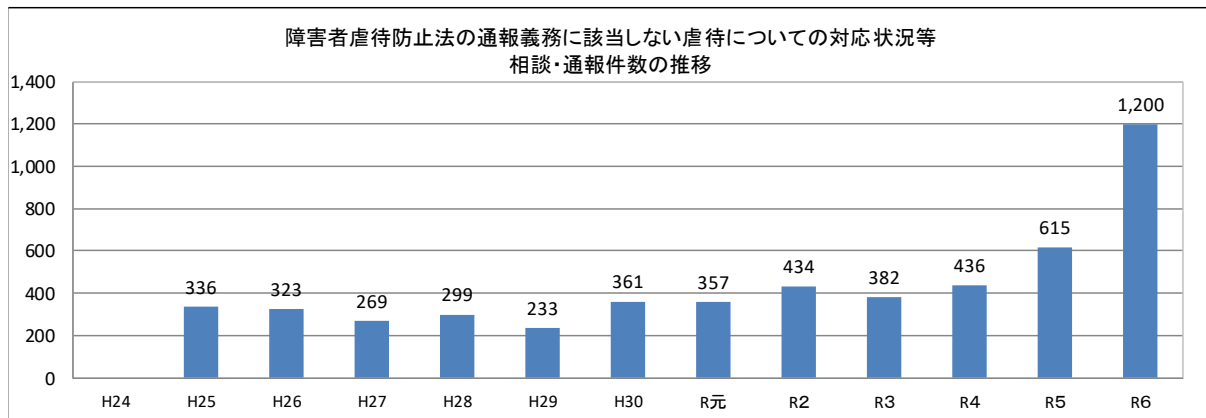
	件数													差 R6- R5	構成割合													差 R6- R5
	平成(年度)						令和(年度)						平成(年度)						令和(年度)									
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
本人による届出	145	302	232	305	263	273	260	263	258	245	242	277	336	59	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	39.5%	40.6%	44.5%	45.7%	46.3%	45.0%	41.0%	51.1%	10.0%
家族・親族	48	83	89	89	75	77	63	53	50	61	59	79	64	-15	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	11.1%	9.8%	9.0%	8.9%	11.5%	11.0%	11.7%	9.7%	-2.0%
近隣住民・知人	31	22	22	20	18	23	18	17	18	12	13	15	18	3	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	3.3%	2.8%	2.9%	3.2%	2.3%	2.4%	2.2%	2.7%	0.5%
民生委員	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療機関関係者	3	2	4	3	3	5	5	6	4	6	4	9	7	-2	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	1.1%	0.7%	1.3%	1.1%	-0.3%
教職員	1	6	3	1	2	1	0	2	0	0	0	3	0	-3	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	-0.4%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	92	68	61	92	72	77	133	80	-53	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	13.3%	10.6%	10.3%	16.3%	13.6%	14.3%	19.7%	12.2%	-7.5%
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	15	10	18	12	15	12	10	13	3	-	-	-	-	2.2%	2.2%	1.6%	3.0%	2.1%	2.8%	2.2%	1.5%	2.0%	0.5%
職場の同僚	20	24	18	32	35	25	19	19	26	19	22	27	31	4	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	3.6%	3.0%	3.2%	4.6%	3.6%	4.1%	4.0%	4.7%	0.7%
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	4	5	5	5	9	8	14	8	-6	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	1.7%	1.5%	2.1%	1.2%	-0.9%
警察	4	5	3	11	3	10	4	2	5	5	6	7	6	-1	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	1.4%	0.6%	0.3%	0.9%	0.9%	1.1%	1.0%	0.9%	-0.1%
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	19	24	39	29	34	16	21	20	-1	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	2.7%	3.7%	6.6%	5.1%	6.4%	3.0%	3.1%	3.0%	-0.1%
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	0	0	1	0	0	1	0	2	1	-1	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	-0.1%
その他	39	129	199	290	253	149	174	141	88	57	74	68	61	-7	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	21.6%	27.1%	23.9%	15.6%	10.8%	13.8%	10.1%	9.3%	-0.8%
不明	23	24	22	24	36	20	9	20	43	19	32	23	32	9	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.9%	1.4%	3.4%	7.6%	3.6%	5.9%	3.4%	4.9%	1.5%
合計	361	677	692	889	788	713	660	647	630	555	565	688	677	-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	303	628	664	848	745	691	641	591	564	529	538	675	658	-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数の推移

障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	-	336	323	269	299	233	361	357	434	382	436	615	1,200



(2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数													差 R6- R5	構成割合													差 R6- R5
	平成(年度)						令和(年度)						差 R6- R5		平成(年度)						令和(年度)						差 R6- R5	
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5			6	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4		
学校	-	40	30	19	26	24	32	28	31	26	30	32	28	-4	-	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	10.3%	8.9%	7.8%	7.1%	6.8%	6.9%	5.2%	2.3%	-2.9%
保育所等	-	8	2	1	6	1	4	3	2	1	5	2	1	-1	-	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	0.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	1.1%	0.3%	0.1%	-0.2%
医療機関	-	88	80	80	65	68	68	65	97	80	89	135	546	411	-	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	29.2%	18.8%	18.2%	22.4%	20.9%	20.4%	22.0%	45.5%	23.5%
官公署	-	37	40	36	20	32	81	67	68	72	70	106	148	42	-	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	13.7%	22.4%	18.8%	15.7%	18.8%	16.1%	17.2%	12.3%	-4.9%
その他	-	145	152	114	145	99	162	169	205	177	199	268	416	148	-	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	42.5%	44.9%	47.3%	47.2%	46.3%	45.6%	43.6%	34.7%	-8.9%
不明	-	18	19	19	37	9	14	25	31	26	43	72	61	-11	-	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	3.9%	3.9%	7.0%	7.1%	6.8%	9.9%	11.7%	5.1%	-6.6%
合計	-	336	323	269	299	233	361	357	434	382	436	615	1,200	585	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

5. 体制整備状況

(1) 市区町村

【障害者虐待防止センターの設置状況】

			平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	1,356	1,348	1,344	1,345	1,340	1,346	1,339	1,332	-7
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	78.1%	77.6%	77.4%	77.4%	77.1%	77.5%	77.1%	76.7%	-0.4%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	169	178	181	196	193	192	198	203	5
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	9.7%	10.2%	10.4%	11.3%	11.1%	11.1%	11.4%	11.7%	0.3%
	直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	207	211	211	212	196	204	199	200	202	2
		構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	12.1%	12.1%	12.2%	11.3%	11.7%	11.5%	11.5%	11.6%	0.1%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	1,397	1,399	1,404	1,387	1,370	1,324	1,314	1,319	5	
	構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	80.4%	80.5%	80.8%	79.9%	78.9%	76.2%	75.6%	75.9%	0.3%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	493	552	592	576	595	1,214	1,262	1,309	1,319	1,353	1,337	1,416	1,439	23	
	構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	69.9%	72.7%	75.4%	75.9%	77.9%	77.0%	81.5%	82.8%	1.3%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	1,238	1,258	1,226	1,153	1,162	1,126	1,125	1,176	51	
	構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	71.3%	72.4%	70.6%	66.4%	66.9%	64.8%	64.8%	67.7%	2.9%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	986	898	895	875	814	781	769	744	729	660	630	618	-12	
	構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	46.9%	45.0%	44.3%	42.8%	42.0%	38.0%	36.3%	35.6%	-0.7%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	980	952	937	948	952	879	883	886	861	865	808	810	809	-1	
	構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	50.6%	50.8%	51.0%	49.6%	49.8%	46.5%	46.6%	46.6%	-0.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	—	524	568	629	657	639	626	639	661	667	639	636	626	-10	
	構成割合	—	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	36.8%	36.0%	36.8%	38.1%	38.4%	36.8%	36.6%	36.0%	-0.6%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	770	833	879	918	962	981	981	994	1,018	1,001	1,018	1,046	1,056	10	
	構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	56.5%	56.5%	57.2%	58.6%	57.6%	58.6%	60.2%	60.8%	0.6%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	751	830	879	905	922	923	947	991	1,032	1,052	1,040	1,101	1,174	73	
	構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	53.1%	54.5%	57.1%	59.4%	60.6%	59.9%	63.4%	67.6%	4.2%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	—	548	645	667	733	751	763	778	823	827	858	903	966	63
		構成割合	—	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	43.2%	43.9%	44.8%	47.4%	47.6%	49.4%	52.0%	55.6%	3.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	—	365	423	474	513	536	549	557	582	566	566	588	648	60
		構成割合	—	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	30.9%	31.6%	32.1%	33.5%	32.6%	32.6%	33.9%	37.3%	3.5%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

		平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保	市町村数	549	550	550	535	547	521	505	491	476	462	542	579	630	51
	構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	30.0%	29.1%	28.3%	27.4%	26.6%	31.2%	33.3%	36.3%	2.9%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	799	789	776	742	704	704	691	683	682	670	695	715	20
	構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	40.5%	40.5%	39.8%	39.3%	39.3%	38.6%	40.0%	41.2%	1.2%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	779	848	917	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	—	—	—	—	692	715	728	747	795	803	808	835	847	12
	構成割合	—	—	—	—	39.8%	41.2%	41.9%	43.0%	45.8%	46.2%	46.5%	48.1%	48.8%	0.7%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	構成割合	40.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マニュアルの作成	市町村数	—	549	586	621	657	667	663	677	680	665	666	689	697	8
	構成割合	—	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	38.4%	38.2%	39.0%	39.1%	38.3%	38.3%	39.7%	40.1%	0.5%
	市町村数	—	366	370	389	404	406	409	420	419	412	417	425	439	14
	構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	23.5%	24.2%	24.1%	23.7%	24.0%	24.5%	25.3%	0.8%
	市町村数	—	639	662	717	738	738	737	752	745	734	732	759	784	25
	構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	42.4%	43.3%	42.9%	42.3%	42.1%	43.7%	45.1%	1.4%
	市町村数	—	68	85	110	104	107	103	105	105	94	102	108	113	5
	構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	5.9%	6.0%	6.0%	5.4%	5.9%	6.2%	6.5%	0.3%
業務指針の作成	市町村数	—	366	370	389	404	406	409	420	419	412	417	425	439	14
	構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	23.5%	24.2%	24.1%	23.7%	24.0%	24.5%	25.3%	0.8%
対応フロー図の作成	市町村数	—	639	662	717	738	738	737	752	745	734	732	759	784	25
	構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	42.4%	43.3%	42.9%	42.3%	42.1%	43.7%	45.1%	1.4%
事例集の作成	市町村数	—	68	85	110	104	107	103	105	105	94	102	108	113	5
	構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	5.9%	6.0%	6.0%	5.4%	5.9%	6.2%	6.5%	0.3%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	548	591	651	704	746	769	824	845	850	823	784	815	827	12
	構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	44.3%	47.4%	48.6%	48.9%	47.4%	45.1%	46.9%	47.6%	0.7%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	397	432	465	500	501	517	538	531	511	474	488	498	10
	構成割合	—	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	28.8%	29.8%	31.0%	30.6%	29.4%	27.3%	28.1%	28.7%	0.6%
	市町村数	—	365	406	447	484	487	512	524	530	503	473	490	492	2
	構成割合	—	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	28.0%	29.5%	30.2%	30.5%	29.0%	27.2%	28.2%	28.3%	0.1%
	市町村数	—	267	312	344	368	362	384	395	407	403	390	413	419	6
	構成割合	—	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	20.8%	22.1%	22.7%	23.4%	23.2%	22.5%	23.8%	24.1%	0.3%
	市町村数	—	271	309	361	385	387	402	407	401	388	387	402	397	-5
	構成割合	—	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	22.3%	23.1%	23.4%	23.1%	22.3%	22.3%	23.1%	22.9%	-0.3%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	607	715	752	775	502	415	444	474	498	524	542	554	12
	構成割合	33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	44.6%	28.9%	23.9%	25.6%	27.3%	28.7%	30.2%	31.2%	31.9%	0.7%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

(2) 都道府県

【障害者権利擁護センターの設置状況】

		平成							令和(年度)						差 R6-R5	
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6		
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	都道府県数	29	31	30	30	29	30	30	30	30	30	31	30	30	0
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	63.8%	63.8%	63.8%	63.8%	63.8%	66.0%	63.8%	63.8%	0.0%
	委託のみ	都道府県数	9	8	11	10	10	10	11	12	11	12	13	13	13	0
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	21.3%	23.4%	25.5%	23.4%	25.5%	27.7%	27.7%	27.7%	0.0%
	直営と委託の両方	都道府県数	9	8	6	7	8	7	6	5	6	5	3	4	4	0
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	12.8%	10.6%	6.4%	8.5%	8.5%	0.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

		平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	31	32	33	35	35	38	37	37	0
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	68.0%	68.1%	70.2%	74.5%	74.5%	76.0%	78.7%	78.7%	0.0%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	47	46	46	45	46	45	45	45	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	97.9%	95.7%	97.9%	95.7%	95.7%	95.7%	0.0%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	33	34	32	33	33	32	34	33	-1
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	70.2%	72.3%	68.1%	70.2%	70.2%	68.1%	72.3%	70.2%	-2.1%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	45	45	45	46	47	46	46	46	0
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	95.7%	95.7%	95.7%	97.9%	100.0%	97.9%	97.9%	97.9%	0.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	6	6	7	7	8	8	7	8	1
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	12.8%	12.8%	14.9%	14.9%	17.0%	17.0%	14.9%	17.0%	2.1%
虐待予防・見守り・早期発見・発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	34	31	30	30	29	29	26	28	27	-1
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	61.7%	55.3%	59.6%	57.4%	-2.1%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携等、警察との協力体制の確保	都道府県数	28	30	28	30	31	30	30	28	28	28	27	27	27	0
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	63.8%	63.8%	59.6%	59.6%	59.6%	57.4%	57.4%	57.4%	0.0%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携等、労働局との協力体制の確保	都道府県数	43	45	46	44	41	39	38	37	38	36	38	38	39	1
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	83.0%	80.9%	78.7%	80.9%	76.6%	80.9%	80.9%	83.0%	2.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置等を探るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との協力体制の確保	都道府県数	21	19	19	20	18	16	16	14	15	13	14	12	10	-2
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	34.0%	34.0%	29.8%	31.9%	27.7%	29.8%	25.5%	21.3%	-4.3%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

		平成(年度)							令和(年度)						差 R6-R5	
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6		
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	43	43	42	44	46	46	45	45	0	
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	91.5%	91.5%	89.4%	93.6%	97.9%	97.9%	95.7%	95.7%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	45	46	46	47	47	47	46	46	0	
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	95.7%	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	97.9%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	34	36	36	39	40	40	40	40	0	
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	72.3%	76.6%	76.6%	83.0%	85.1%	85.1%	85.1%	85.1%	0.0%	
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	—	—	—	—	—	—	2	1	2	2	0	3	2	-1	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	4.3%	2.1%	4.3%	4.3%	0.0%	6.4%	4.3%	-2.1%	
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備 専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	—	24	27	29	31	28	26	23	22	25	25	25	24	-1	
	構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	59.6%	55.3%	48.9%	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	51.1%	-2.1%	
	都道府県数	—	23	23	24	25	23	20	18	17	14	16	17	18	1	
	構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	48.9%	42.6%	38.3%	36.2%	29.8%	34.0%	36.2%	38.3%	2.1%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	構成割合	63.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	25	25	28	26	25	27	27	26	26	0
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	53.2%	59.6%	55.3%	53.2%	57.4%	57.4%	55.3%	55.3%	0.0%
	業務指針の作成	都道府県数	—	17	16	17	16	15	17	17	16	15	15	16	16	0
		構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	31.9%	36.2%	36.2%	34.0%	31.9%	31.9%	34.0%	34.0%	0.0%
	対応フロー図の作成	都道府県数	—	31	29	28	33	34	31	30	28	30	29	28	29	1
		構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	72.3%	66.0%	63.8%	59.6%	63.8%	61.7%	59.6%	61.7%	2.1%
	事例集の作成	都道府県数	—	7	9	13	16	16	15	15	16	15	16	15	16	1
		構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	34.0%	31.9%	31.9%	34.0%	31.9%	34.0%	31.9%	34.0%	2.1%
	障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	29	28	29	30	28	26	28	27	-1
		構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	61.7%	59.6%	61.7%	63.8%	59.6%	55.3%	59.6%	57.4%	-2.1%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等 学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等 との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議 医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等 官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	12	12	11	13	15	15	14	14	13	-1	
	構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	25.5%	23.4%	27.7%	31.9%	31.9%	29.8%	29.8%	27.7%	-2.1%	
	都道府県数	—	15	14	15	14	16	14	16	15	13	11	11	10	-1	
	構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	34.0%	29.8%	34.0%	31.9%	27.7%	23.4%	23.4%	21.3%	-2.1%	
	都道府県数	—	13	12	14	13	15	13	15	15	15	14	15	15	0	
	構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	31.9%	27.7%	31.9%	31.9%	31.9%	29.8%	31.9%	31.9%	0.0%	
	都道府県数	—	10	10	12	12	14	12	14	15	16	14	14	13	-1	
	構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	29.8%	25.5%	29.8%	31.9%	34.0%	29.8%	29.8%	27.7%	-2.1%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有	都道府県数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37	40	41	1	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78.7%	85.1%	87.2%	2.1%	

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

参考資料3 「グループホーム」「障害者支援施設」で発生した虐待事案に関するアンケート調査結果（単純集計結果）

■共同生活援助

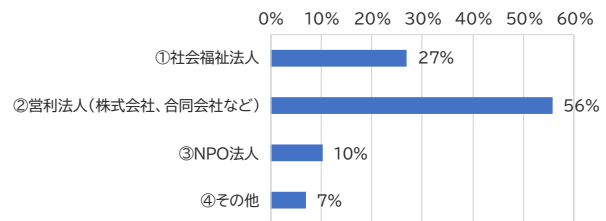
問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 社会福祉法人	76	27%	27%
② 営利法人（株式会社、合同会社など）	157	56%	56%
③ NPO法人	29	10%	10%
④ その他	20	7%	7%
不明・無回答	0	0%	-
合計	282	100%	100%

※割合1：不明や無回答も含む構成割合

※割合2：不明や無回答を除く構成割合

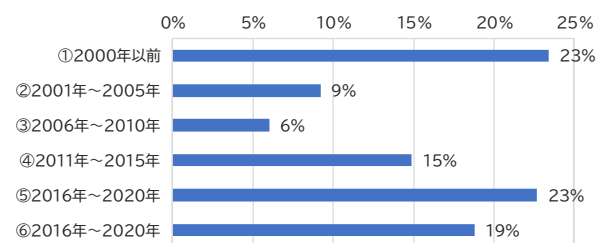
問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)(n=282)



問2.法人設立年(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 2000年以前	66	23%	25%
② 2001年～2005年	26	9%	10%
③ 2006年～2010年	17	6%	6%
④ 2011年～2015年	42	15%	16%
⑤ 2016年～2020年	64	23%	24%
⑥ 2016年～2020年	53	19%	20%
不明・無回答	14	5%	-
合計	282	100%	100%

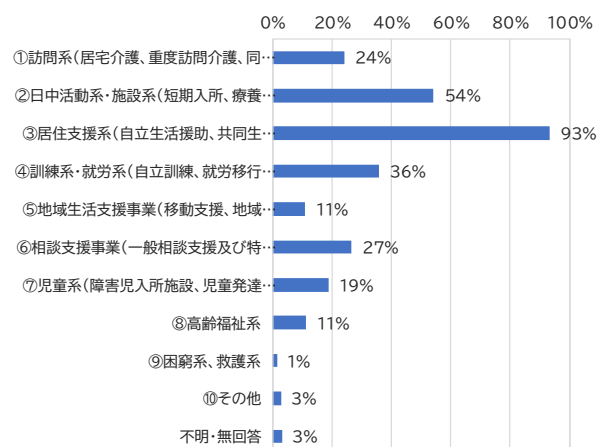
問2.法人設立年(SA)(n=282)



問3.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、重度障害者等包括支援）	68	24%	25%
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のびのび園）	153	54%	56%
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	263	93%	96%
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	101	36%	37%
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	31	11%	11%
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	75	27%	27%
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	53	19%	19%
⑧ 高齢福祉系	32	11%	12%
⑨ 困窮系、救護系	4	1%	1%
⑩ その他	8	3%	3%
合計	788		
不明・無回答	9	3%	
回答対象者数	282		

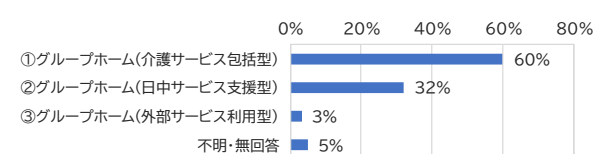
問3.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)(n=282)



問4.施設・事業所種別(SA)

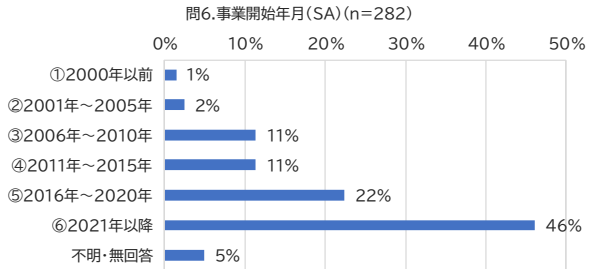
	回答数	割合1	割合2
① グループホーム(介護サービス包括型)	169	60%	63%
② グループホーム(日中サービス支援型)	90	32%	34%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	9	3%	3%
不明・無回答	14	5%	-
合計	282	100%	100%

問4.施設・事業所種別(SA)(n=282)



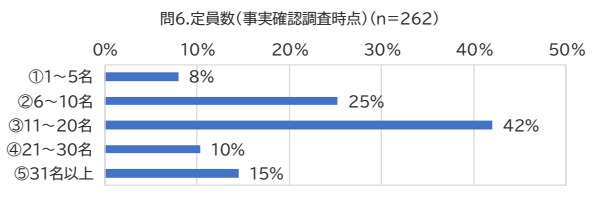
問6.事業開始年月(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 2000年以前	4	1%	1%
② 2001年～2005年	7	2%	3%
③ 2006年～2010年	32	11%	12%
④ 2011年～2015年	32	11%	12%
⑤ 2016年～2020年	63	22%	24%
⑥ 2021年以降	130	46%	49%
不明・無回答	14	5%	-
合計	282	100%	100%



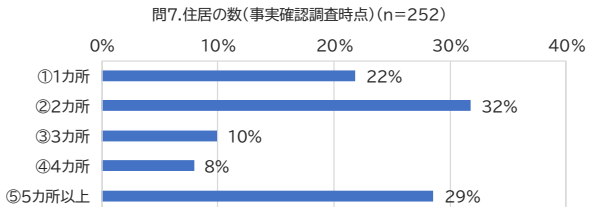
問6.定員数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	262	93%	93%
不明・無回答	20	7%	7%
合計	282	100%	100%



問7.当該事業所の住居の数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	252	89%	89%
不明・無回答	30	11%	11%
合計	282	100%	100%

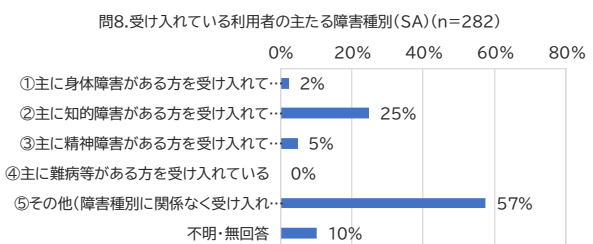


問7.住居の数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
① 1カ所	55	22%	22%
② 2カ所	80	32%	32%
③ 3カ所	25	10%	10%
④ 4カ所	20	8%	8%
⑤ 5カ所以上	72	29%	29%
合計	252	100%	100%

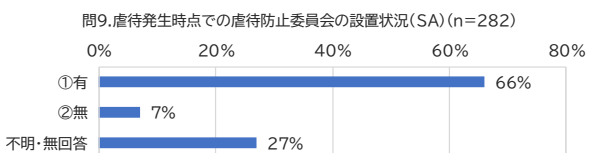
問8.受け入れている利用者の主たる障害種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 主に身体障害がある方を受け入れている	7	2%	3%
② 主に知的障害がある方を受け入れている	70	25%	28%
③ 主に精神障害がある方を受け入れている	14	5%	6%
④ 主に難病等がある方を受け入れている	0	0%	0%
⑤ その他(障害種別に関係なく受け入れている等)	162	57%	64%
不明・無回答	29	10%	-
合計	282	100%	100%



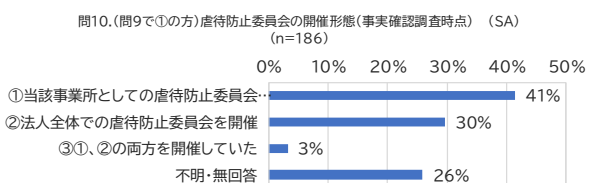
問9.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	186	66%	90%
② 無	20	7%	10%
不明・無回答	76	27%	-
合計	282	100%	100%



問10.(問9で①の方)虐待防止委員会の開催形態(事実確認調査時点)(SA)

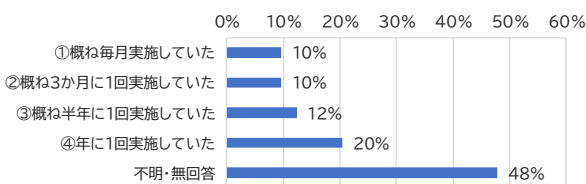
	回答数	割合1	割合2
① 当該事業所としての虐待防止委員会を開催	77	41%	56%
② 法人全体での虐待防止委員会を開催	55	30%	40%
③ ①、②の両方を開催していた	6	3%	4%
不明・無回答	48	26%	-
合計	186	100%	100%



問11.(問9で①の方)虐待防止委員会の開催頻度(事実確認調査時点)
(問10で③の方は当該事業所での開催頻度)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 概ね毎月実施していた	18	10%	19%
② 概ね3か月に1回実施していた	18	10%	19%
③ 概ね半年に1回実施していた	23	12%	24%
④ 年に1回実施していた	38	20%	39%
不明・無回答	89	48%	-
合計	186	100%	100%

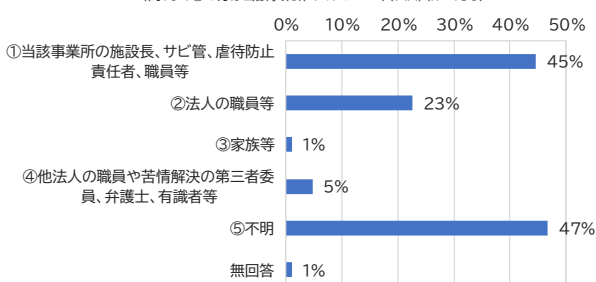
問11.(問9で①の方)虐待防止委員会の開催頻度(事実確認調査時点)
(問10で③の方は当該事業所での開催頻度)(SA)(n=186)



問12.(問9で①の方)虐待防止委員会の構成メンバー(事実確認調査時点)
(問10で③の方は当該事業所でのメンバー)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 当該事業所の施設長、サビ管、虐待防止責任者、職員等	83	45%	86%
② 法人の職員等	42	23%	43%
③ 家族等	2	1%	2%
④ 他法人の職員や苦情解決の第三者委員、弁護士、有識者等	9	5%	9%
⑤ 不明	87	47%	-
合計	409		
無回答	2	1%	
回答対象者数	186		

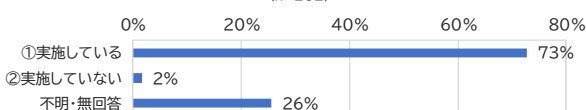
問12.(問9で①の方)虐待防止委員会の構成メンバー(事実確認調査時点)
(問10で③の方は当該事業所でのメンバー)(MA)(n=186)



問13.当該事業所における虐待防止研修の実施状況(事実確認調査時点)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 実施している	205	73%	98%
② 実施していない	5	2%	2%
不明・無回答	72	26%	-
合計	282	100%	100%

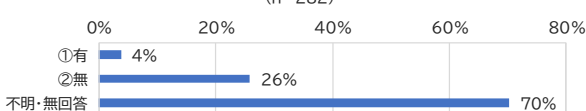
問13.当該事業所における虐待防止研修の実施状況(事実確認調査時点)(SA)
(n=282)



問14.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	11	4%	13%
② 無	73	26%	87%
不明・無回答	198	70%	-
合計	282	100%	100%

問14.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)(SA)
(n=282)



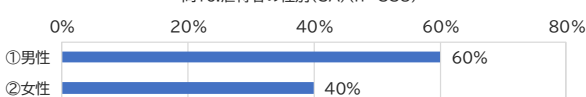
問15.当該事例で虐待をした職員数(人数)

虐待者	人数
虐待者	338

問16.虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	203	60%	60%
② 女性	135	40%	40%
合計	338	100%	100%

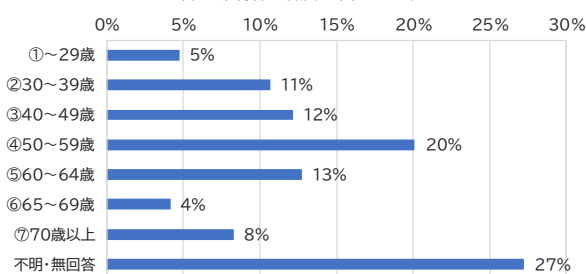
問16.虐待者の性別(SA)(n=338)



問17.虐待者の年齢(SA)

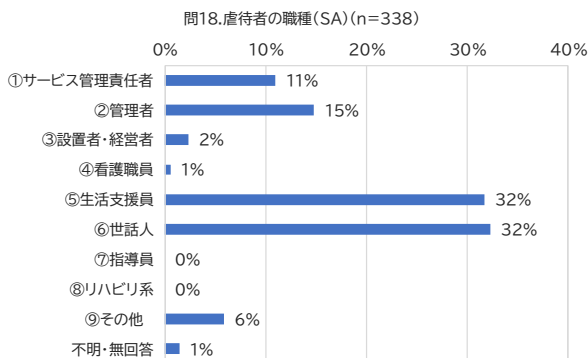
	回答数	割合1	割合2
① ~29歳	16	5%	7%
② 30~39歳	36	11%	15%
③ 40~49歳	41	12%	17%
④ 50~59歳	68	20%	28%
⑤ 60~64歳	43	13%	17%
⑥ 65~69歳	14	4%	6%
⑦ 70歳以上	28	8%	11%
不明・無回答	92	27%	-
合計	338	100%	100%

問17.虐待者の年齢(SA)(n=338)



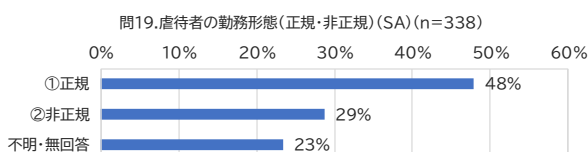
問18.虐待者の職種(SA)

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	37	11%	11%
② 管理者	50	15%	15%
③ 設置者・経営者	8	2%	2%
④ 看護職員	2	1%	1%
⑤ 生活支援員	107	32%	32%
⑥ 世話人	109	32%	33%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0%	0%
⑨ その他	20	6%	6%
不明・無回答	5	1%	-
合計	338	100%	100%



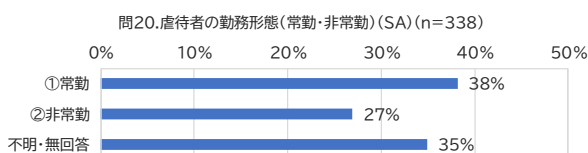
問19.虐待者の勤務形態(正規・非正規)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 正規	162	48%	63%
② 非正規	97	29%	37%
不明・無回答	79	23%	-
合計	338	100%	100%



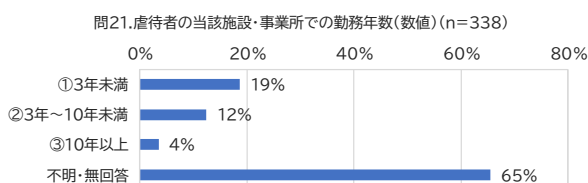
問20.虐待者の勤務形態(常勤・非常勤)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 常勤	129	38%	50%
② 非常勤	91	27%	35%
不明・無回答	118	35%	-
合計	338	100%	85%



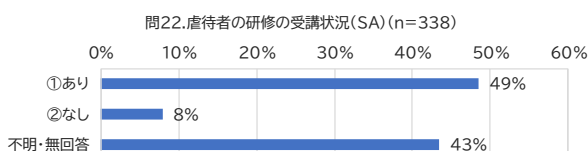
問21.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)

	回答数	割合1	割合2
① 3年未満	63	19%	54%
② 3年～10年未満	42	12%	36%
③ 10年以上	12	4%	10%
不明・無回答	221	65%	-
回答対象者数	338		46%



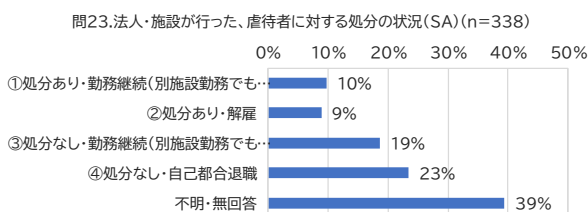
問22.虐待者の研修の受講状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① あり	164	49%	86%
② なし	27	8%	14%
不明・無回答	147	43%	-
合計	338	100%	100%



問23.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況

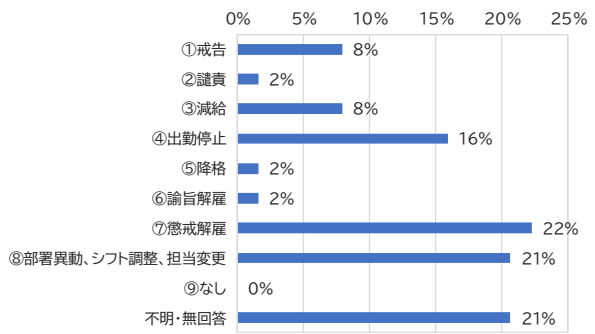
	回答数	割合1	割合2
① 処分あり・勤務継続(別施設勤務でも可)	33	10%	16%
② 処分あり・解雇	30	9%	15%
③ 処分なし・勤務継続(別施設勤務でも可)	63	19%	31%
④ 処分なし・自己都合退職	79	23%	39%
不明・無回答	133	39%	-
合計	338	100%	100%



問24.(問23で①または②の場合)処分の内容(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 戒告	5	8%	10%
② 譴責	1	2%	2%
③ 減給	5	8%	10%
④ 出勤停止	10	16%	20%
⑤ 降格	1	2%	2%
⑥ 諭旨解雇	1	2%	2%
⑦ 懲戒解雇	14	22%	28%
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更	13	21%	26%
⑨ なし	0	0%	0%
不明・無回答	13	21%	-
合計	63	100%	100%

問24.(問23で①または②の場合)処分の内容(SA) (n=63)



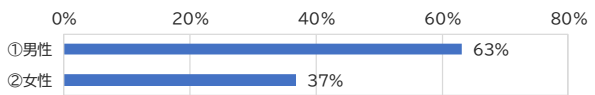
問25.当該事例で障害者虐待を受けた被虐待者数(人)

被虐待者	369		
------	-----	--	--

問26.被虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	233	63%	63%
② 女性	136	37%	37%
合計	369	100%	100%

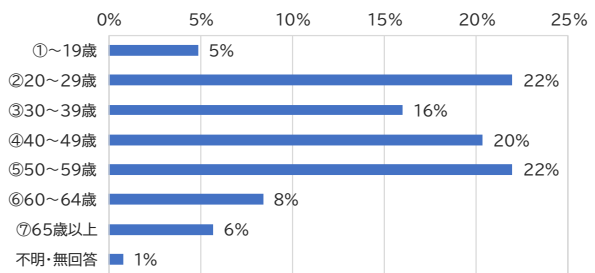
問26.被虐待者の性別(SA) (n=369)



問27.被虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ~19歳	18	5%	5%
② 20~29歳	81	22%	22%
③ 30~39歳	59	16%	16%
④ 40~49歳	75	20%	20%
⑤ 50~59歳	81	22%	22%
⑥ 60~64歳	31	8%	8%
⑦ 65歳以上	21	6%	6%
不明・無回答	3	1%	-
合計	369	100%	100%

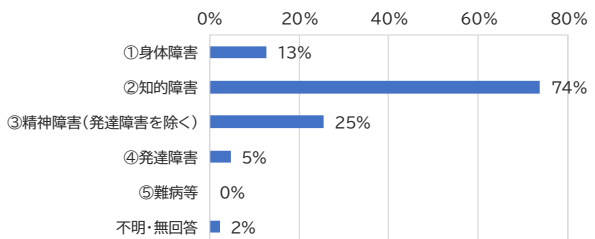
問27.被虐待者の年齢(SA) (n=369)



問28.被虐待者の障害種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体障害	47	13%	
② 知的障害	272	74%	
③ 精神障害(発達障害を除く)	94	25%	
④ 発達障害	18	5%	
⑤ 難病等	0	0%	
不明・無回答	9	2%	
合計	440		
回答対象者数	369		

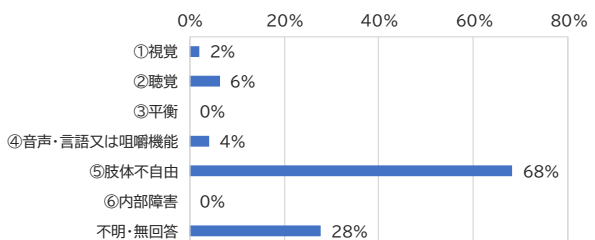
問28.被虐待者の障害種別(MA) (n=369)



問29.(問28で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 視覚	1	2%	
② 聴覚	3	6%	
③ 平衡	0	0%	
④ 音声・言語又は咀嚼機能	2	4%	
⑤ 肢体不自由	32	68%	
⑥ 内部障害	0	0%	
不明・無回答	13	28%	
回答対象者数	47		

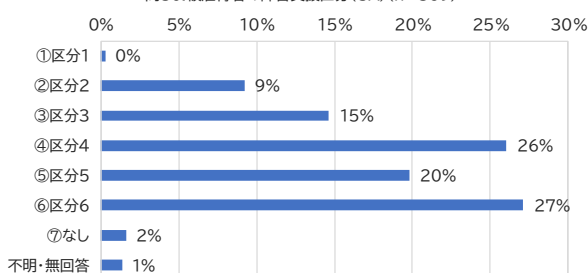
問29.(問28で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(MA) (n=47)



問30.被虐待者の障害支援区分(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 区分1	1	0%	0%
② 区分2	34	9%	9%
③ 区分3	54	15%	15%
④ 区分4	96	26%	26%
⑤ 区分5	73	20%	20%
⑥ 区分6	100	27%	27%
⑦ なし (認定調査を受けていない、又は非該当の場合)	6	2%	2%
不明・無回答	5	1%	-
合計	369	100%	100%

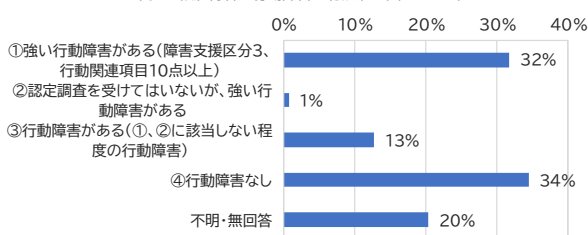
問30.被虐待者の障害支援区分(SA) (n=369)



問31.被虐待者の行動障害の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある (障害支援区分3、行動関連項目10点以上)	117	32%	40%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	3	1%	1%
③ 行動障害がある (①、②に該当しない程度の行動障害)	47	13%	16%
④ 行動障害なし	127	34%	43%
不明・無回答	75	20%	-
合計	369	100%	100%

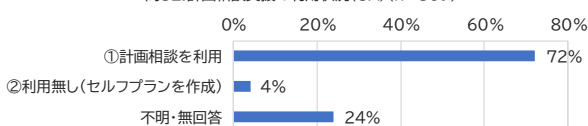
問31.被虐待者の行動障害の有無(SA) (n=369)



問32.計画相談支援の利用状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 計画相談を利用	266	72%	95%
② 利用無し (セルフプランを作成)	15	4%	5%
不明・無回答	88	24%	-
合計	369	100%	100%

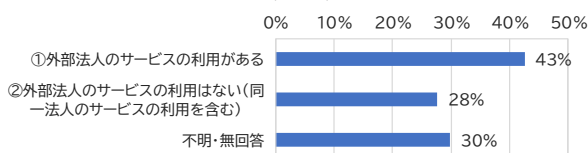
問32.計画相談支援の利用状況(SA) (n=369)



問33.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 外部法人のサービスの利用がある	157	43%	61%
② 外部法人のサービスの利用はない (同一法人のサービスの利用を含む)	102	28%	39%
不明・無回答	110	30%	-
合計	369	100%	100%

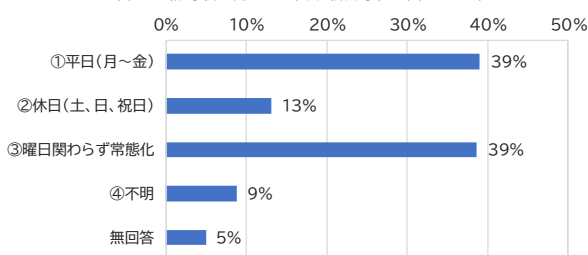
問33.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA) (n=369)



問34.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 平日 (月～金)	110	39%	41%
② 休日 (土、日、祝日)	37	13%	14%
③ 曜日関わらず常態化	109	39%	41%
④ 不明	25	9%	-
合計	281		
無回答	14	5%	-
回答対象者数	282		

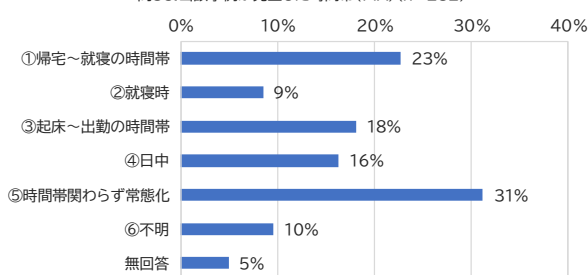
問34.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA) (n=282)



問35.当該事例が発生した時間帯(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 帰宅～就寝の時間帯	64	23%	24%
② 就寝時	24	9%	9%
③ 起床～出勤の時間帯	51	18%	19%
④ 日中	46	16%	17%
⑤ 時間帯関わらず常態化	88	31%	33%
⑥ 不明	27	10%	10%
合計	300		
無回答	14	5%	-
回答対象者数	282		

問35.当該事例が発生した時間帯(MA) (n=282)

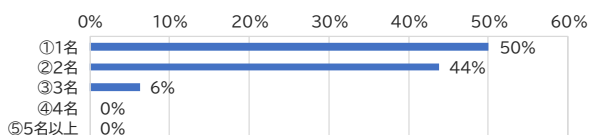


問36.(問35にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	16	67%	
不明	8	33%	
合計	24	100%	

	回答数	割合1	割合2
① 1名	8	50%	
② 2名	7	44%	
③ 3名	1	6%	
④ 4名	0	0%	
⑤ 5名以上	0	0%	
合計	16	100%	

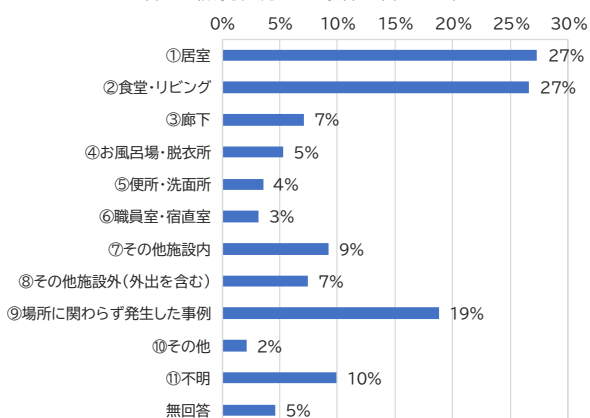
問36.(問35にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)(n=16)



問37.当該事例が発生した場所(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 居室	77	27%	32%
② 食堂・リビング	75	27%	31%
③ 廊下	20	7%	8%
④ お風呂場・脱衣所	15	5%	6%
⑤ 便所・洗面所	10	4%	4%
⑥ 職員室・宿直室	9	3%	4%
⑦ その他施設内	26	9%	11%
⑧ その他施設外(外出を含む)	21	7%	9%
⑨ 場所に関わらず発生した事例	53	19%	22%
⑩ その他	6	2%	2%
⑪ 不明	28	10%	-
合計	340		
無回答	13	5%	-
回答対象者数	282		

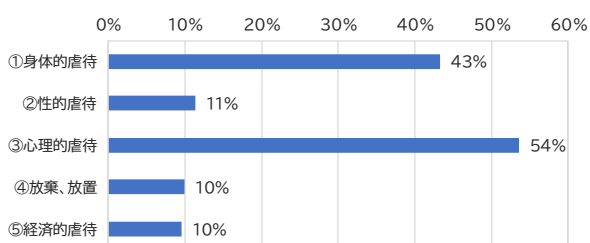
問37.当該事例が発生した場所(MA)(n=282)



問38.虐待種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	122	43%	43%
② 性的虐待	32	11%	11%
③ 心理的虐待	151	54%	54%
④ 放棄、放置	28	10%	10%
⑤ 経済的虐待	27	10%	10%
合計	360		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	282		

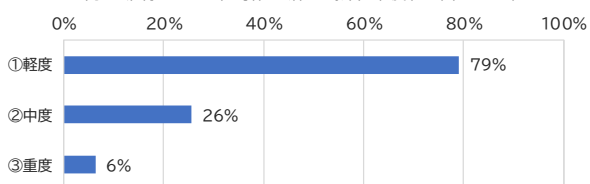
問38.虐待種別(MA)(n=282)



問39.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 軽度	223	79%	79%
② 中度	72	26%	26%
③ 重度	18	6%	6%
合計	313		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	282		

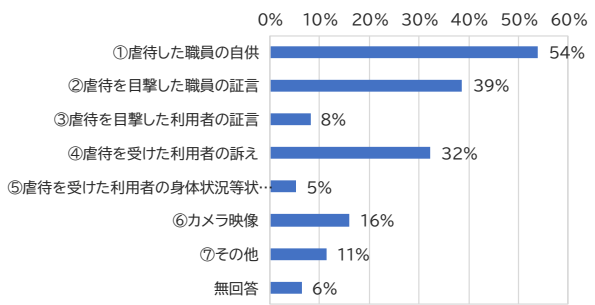
問39.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)(n=282)



問40.虐待と判断した根拠(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	152	54%	58%
② 虐待を目撃した職員の証言	109	39%	41%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	23	8%	9%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	91	32%	34%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	15	5%	6%
⑥ カメラ映像	45	16%	17%
⑦ その他	32	11%	12%
合計	467		
無回答	18	6%	-
回答対象者数	282		

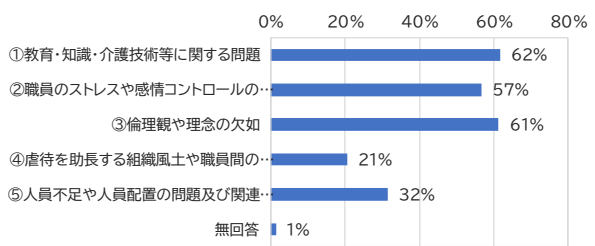
問40.虐待と判断した根拠(MA)(n=282)



問42.虐待の発生要因(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	174	62%	63%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	160	57%	58%
③ 倫理観や理念の欠如	173	61%	62%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	58	21%	21%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	89	32%	32%
合計	654		
無回答	4	1%	-
回答対象者数	282		

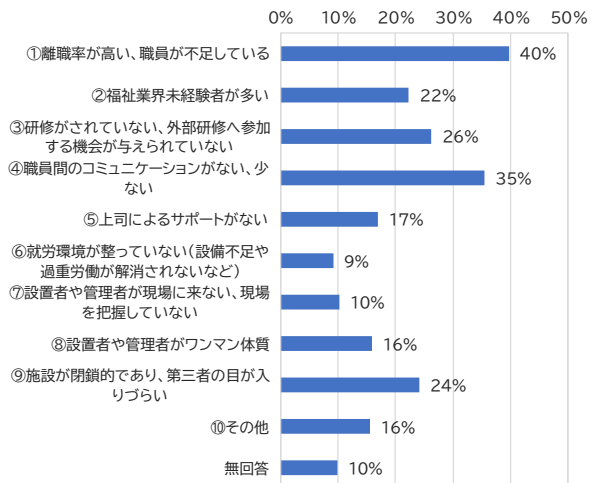
問42.虐待の発生要因(MA)(n=282)



問43.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	112	40%	44%
② 福祉業界未経験者が多い	63	22%	25%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	74	26%	29%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	100	35%	39%
⑤ 上司によるサポートがない	48	17%	19%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	26	9%	10%
⑦ 設置者や管理者が現場にこない、現場を把握していない	29	10%	11%
⑧ 設置者や管理者がワンマン体質	45	16%	18%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	68	24%	27%
⑩ その他	44	16%	17%
合計	609		
無回答	28	10%	-
回答対象者数	282		

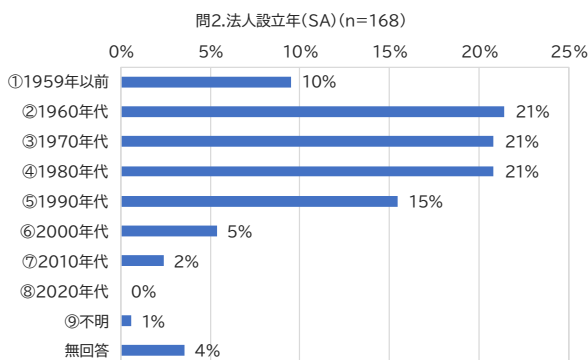
問43.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=282)



■障害者支援施設

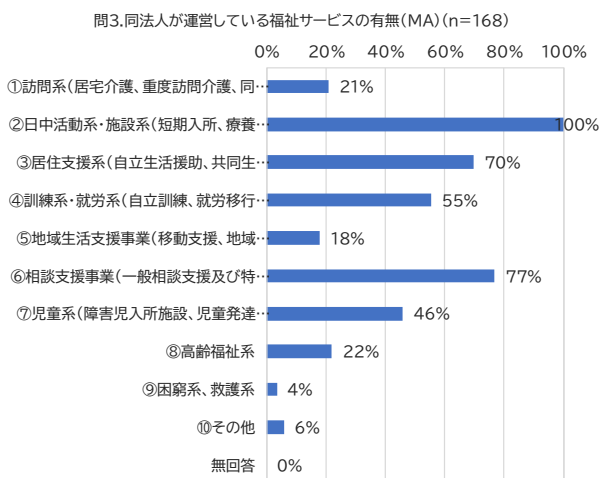
問2.法人設立年(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	16	10%	10%
② 1960年代	36	21%	22%
③ 1970年代	35	21%	22%
④ 1980年代	35	21%	22%
⑤ 1990年代	26	15%	16%
⑥ 2000年代	9	5%	6%
⑦ 2010年代	4	2%	2%
⑧ 2020年代	0	0%	0%
⑨ 不明	1	1%	-
無回答	6	4%	-
合計	168	100%	100%



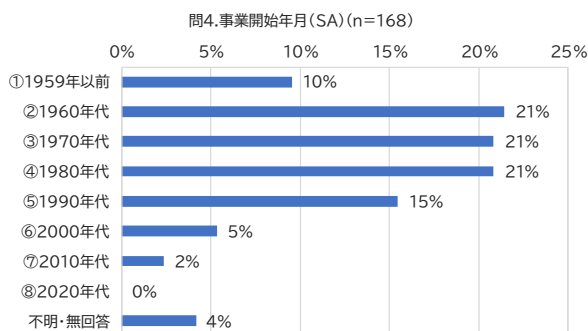
問3.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、重度障害者等包括支援)	35	21%	21%
② 日中活動系・施設系(短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園)	168	100%	100%
③ 居住支援系(自立生活援助、共同生活援助)	117	70%	70%
④ 訓練系・就労系(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)	93	55%	55%
⑤ 地域生活支援事業(移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム)	30	18%	18%
⑥ 相談支援事業(一般相談支援及び特定相談支援)	129	77%	77%
⑦ 児童系(障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等)	77	46%	46%
⑧ 高齢福祉系	37	22%	22%
⑨ 困窮系、救護系	6	4%	4%
⑩ その他	10	6%	6%
合計	702		
無回答	0		
回答対象者数	168		



問4.事業開始年月(SA)

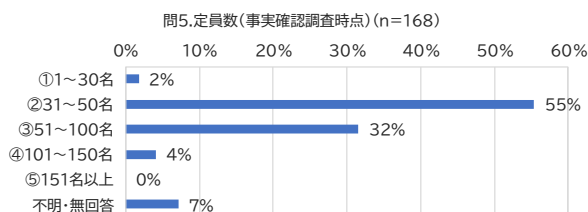
	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	16	10%	10%
② 1960年代	36	21%	22%
③ 1970年代	35	21%	22%
④ 1980年代	35	21%	22%
⑤ 1990年代	26	15%	16%
⑥ 2000年代	9	5%	6%
⑦ 2010年代	4	2%	2%
⑧ 2020年代	0	0%	0%
不明・無回答	7	4%	-
合計	168	100%	100%



問5.定員数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	156	93%	93%
不明・無回答	12	7%	7%
合計	168	100%	100%

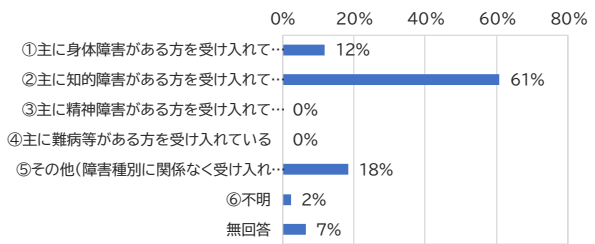
	回答数	割合1	割合2
① 1~30名	3	2%	2%
② 31~50名	93	55%	60%
③ 51~100名	53	32%	34%
④ 101~150名	7	4%	4%
⑤ 151名以上	0	0%	0%
不明・無回答	12	7%	-
合計	168	100%	100%



問6.届出上の主たる障害種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 主に身体障害がある方を受け入れている	20	12%	11%
② 主に知的障害がある方を受け入れている	102	61%	58%
③ 主に精神障害がある方を受け入れている	0	0%	0%
④ 主に難病等がある方を受け入れている	0	0%	0%
⑤ その他(障害種別に関係なく受け入れている等)	31	18%	18%
⑥ 不明	4	2%	-
無回答	11	7%	-
合計	168	100%	87%

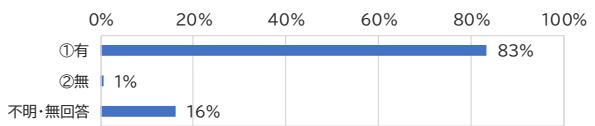
問6.届出上の主たる障害種別(SA) (n=168)



問7.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	140	83%	99%
② 無	1	1%	1%
不明・無回答	27	16%	-
合計	168	100%	100%

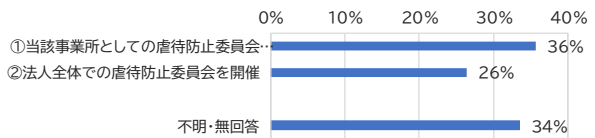
問7.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(SA) (n=168)



問8.(問7で①の方)虐待防止委員会の開催形態(事実確認調査時点) (SA)

	回答数	割合1	割合2
① 当該事業所としての虐待防止委員会を開催	50	36%	54%
② 法人全体での虐待防止委員会を開催	37	26%	40%
③ ①、②の両方を開催していた	6	4%	6%
不明・無回答	47	34%	-
合計	140	100%	100%

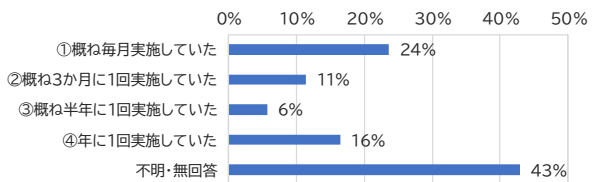
問8.(問7で①の方)虐待防止委員会の開催形態(事実確認調査時点) (SA) (n=140)



問9.(問7で①の方)虐待防止委員会の開催頻度(事実確認調査時点)
(問8で③の方は当該事業所での開催頻度)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 概ね毎月実施していた	33	24%	41%
② 概ね3か月に1回実施していた	16	11%	20%
③ 概ね半年に1回実施していた	8	6%	10%
④ 年に1回実施していた	23	16%	29%
不明・無回答	60	43%	-
合計	140	100%	100%

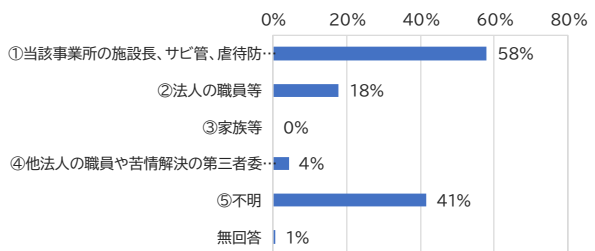
問9.(問7で①の方)虐待防止委員会の開催頻度(事実確認調査時点)
(問8で③の方は当該事業所での開催頻度)(SA) (n=140)



問10.(問7で①の方)虐待防止委員会の構成メンバー(事実確認調査時点)
(問8で③の方は当該事業所でのメンバー)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 当該事業所の施設長、サビ管、虐待防止責任者、職員等	81	58%	100%
② 法人の職員等	25	18%	31%
③ 家族等	0	0%	0%
④ 他法人の職員や苦情解決の第三者委員、弁護士、有識者等	6	4%	7%
⑤ 不明	58	41%	-
合計	170		
無回答	1	1%	-
合計	140		

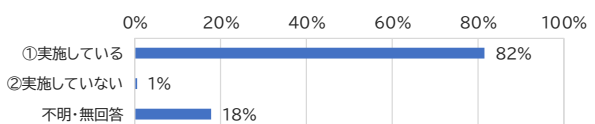
問10.(問7で①の方)虐待防止委員会の構成メンバー(事実確認調査時点)
(問8で③の方は当該事業所でのメンバー)(MA) (n=140)



問11.当該事業所における虐待防止研修の実施状況(事実確認調査時点)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 実施している	137	82%	99%
② 実施していない	1	1%	1%
不明・無回答	30	18%	-
合計	168	100%	100%

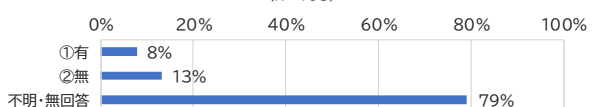
問11.当該事業所における虐待防止研修の実施状況(事実確認調査時点)(SA) (n=168)



問12.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	13	8%	37%
② 無	22	13%	63%
不明・無回答	133	79%	-
合計	168	100%	100%

問12.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)(SA) (n=168)



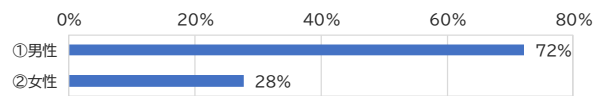
問13.当該事例で虐待をした職員数(人数)

虐待者	245		
-----	-----	--	--

問14.虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	177	72%	72%
② 女性	68	28%	28%
合計	245	100%	100%

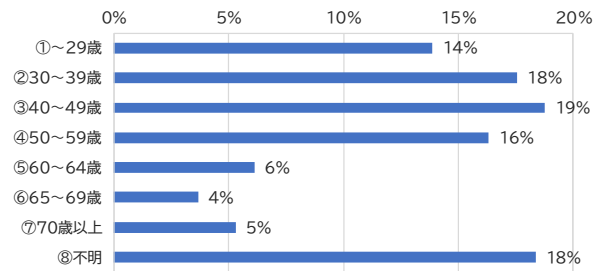
問14.虐待者の性別(SA)(n=245)



問15.虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ~29歳	34	14%	17%
② 30~39歳	43	18%	22%
③ 40~49歳	46	19%	23%
④ 50~59歳	40	16%	20%
⑤ 60~64歳	15	6%	8%
⑥ 65~69歳	9	4%	5%
⑦ 70歳以上	13	5%	7%
⑧ 不明	45	18%	-
合計	245	100%	100%

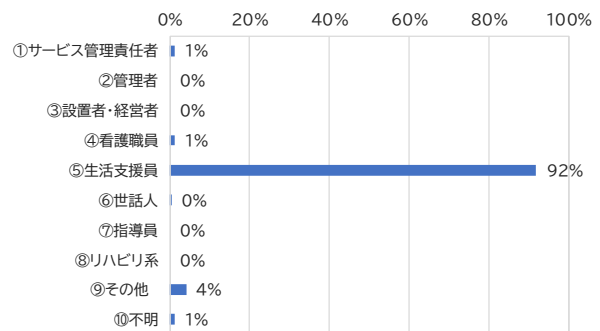
問15.虐待者の年齢(SA)(n=245)



問16.虐待者の職種(SA)

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	3	1%	1%
② 管理者	0	0%	0%
③ 設置者・経営者	0	0%	0%
④ 看護職員	3	1%	1%
⑤ 生活支援員	225	92%	93%
⑥ 世話人	1	0%	0%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0%	0%
⑨ その他	10	4%	4%
⑩ 不明	3	1%	-
合計	245	100%	100%

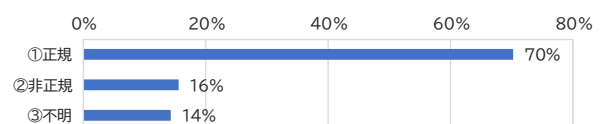
問16.虐待者の職種(SA)(n=245)



問17.虐待者の勤務形態(正規・非正規)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 正規	172	70%	82%
② 非正規	38	16%	18%
③ 不明	35	14%	-
合計	245	100%	100%

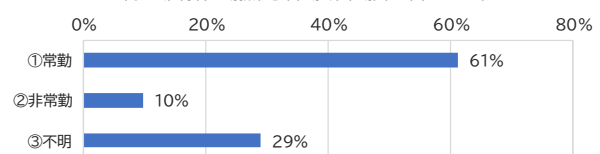
問17.虐待者の勤務形態(正規・非正規)(SA)(n=245)



問18.虐待者の勤務形態(常勤・非常勤)(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 常勤	150	61%	86%
② 非常勤	24	10%	14%
③ 不明	71	29%	-
合計	245	100%	100%

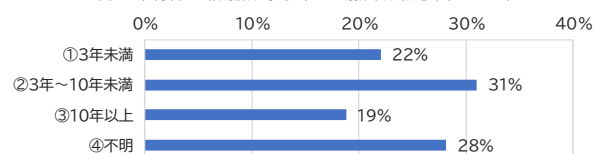
問18.虐待者の勤務形態(常勤・非常勤)(SA)(n=245)



問19.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)

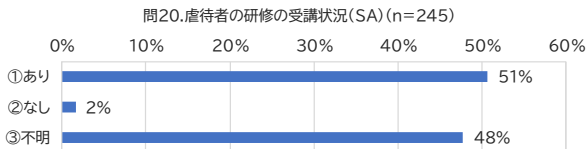
	回答数	割合1	割合2
① 3年未満	54	22%	31%
② 3年~10年未満	76	31%	43%
③ 10年以上	46	19%	26%
④ 不明	69	28%	-
回答対象者数	245		100%

問19.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)(n=245)



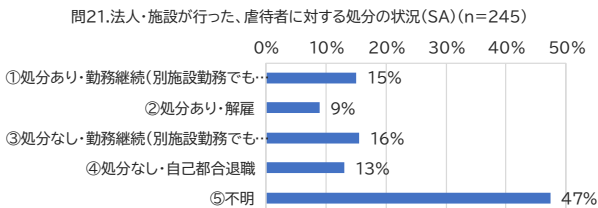
問20.虐待者の研修の受講状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① あり	124	51%	97%
② なし	4	2%	3%
③ 不明	117	48%	-
合計	245	100%	100%



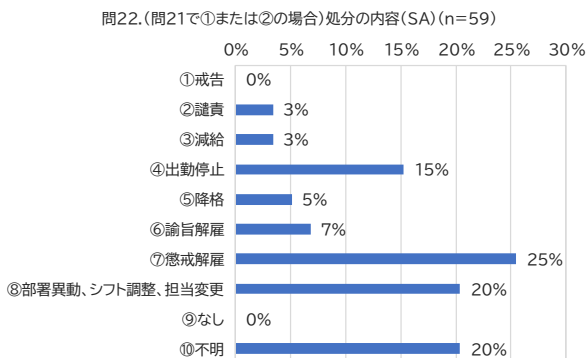
問21.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 処分あり・勤務継続（別施設勤務でも可）	37	15%	29%
② 処分あり・解雇	22	9%	17%
③ 処分なし・勤務継続（別施設勤務でも可）	38	16%	29%
④ 処分なし・自己都合退職	32	13%	25%
⑤ 不明	116	47%	-
合計	245	100%	100%



問22.(問21で①または②の場合)処分の内容(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 戒告	0	0%	0%
② 譴責	2	3%	4%
③ 減給	2	3%	4%
④ 出勤停止	9	15%	19%
⑤ 降格	3	5%	6%
⑥ 諭旨解雇	4	7%	9%
⑦ 懲戒解雇	15	25%	32%
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更	12	20%	26%
⑨ なし	0	0%	0%
⑩ 不明	12	20%	-
合計	59	100%	100%

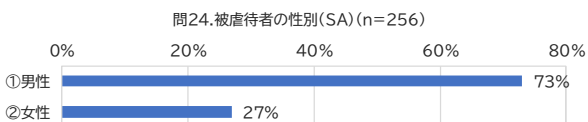


問23.当該事例で障害者虐待を受けた被虐待者数(人ま)

被虐待者	256		
------	-----	--	--

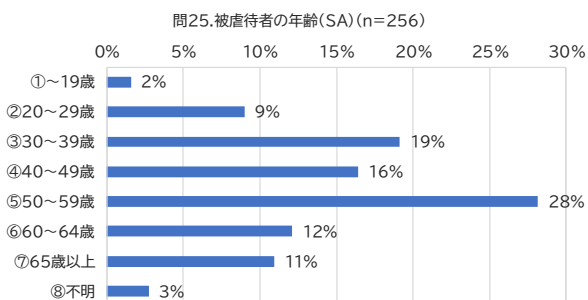
問24.被虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	187	73%	73%
② 女性	69	27%	27%
合計	256	100%	100%



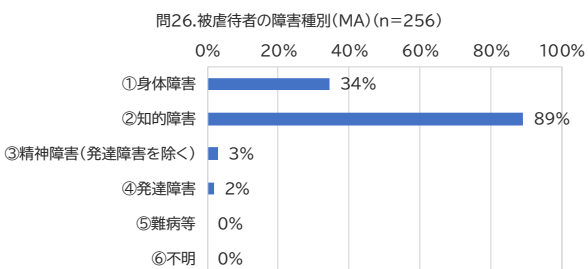
問25.被虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ~19歳	4	2%	2%
② 20~29歳	23	9%	9%
③ 30~39歳	49	19%	20%
④ 40~49歳	42	16%	17%
⑤ 50~59歳	72	28%	29%
⑥ 60~64歳	31	12%	12%
⑦ 65歳以上	28	11%	11%
⑧ 不明	7	3%	-
合計	256	100%	100%



問26.被虐待者の障害種別(MA)

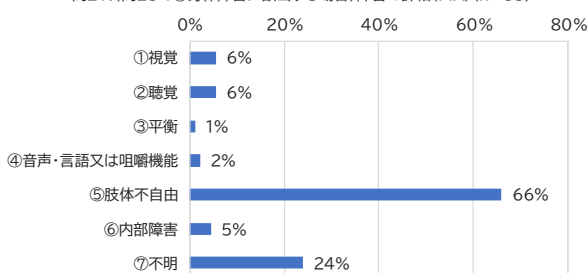
	回答数	割合1
① 身体障害	88	34%
② 知的障害	228	89%
③ 精神障害（発達障害を除く）	8	3%
④ 発達障害	5	2%
⑤ 難病等	0	0%
⑥ 不明	0	0%
合計	329	
回答対象者数	256	



問27.(問28で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 視覚	5	6%	
② 聴覚	5	6%	
③ 平衡	1	1%	
④ 音声・言語又は咀嚼機能	2	2%	
⑤ 肢体不自由	58	66%	
⑥ 内部障害	4	5%	
⑦ 不明	21	24%	
合計	96		
回答対象者数	88		

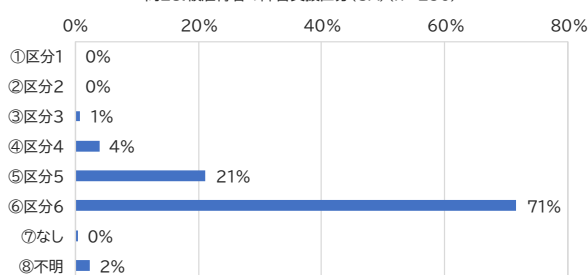
問27.(問28で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(MA) (n=88)



問28.被虐待者の障害支援区分(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 区分1	0	0%	0%
② 区分2	0	0%	0%
③ 区分3	2	1%	1%
④ 区分4	10	4%	4%
⑤ 区分5	54	21%	22%
⑥ 区分6	183	71%	73%
⑦ なし(認定調査を受けていない、又は非該当の場合)	1	0%	0%
⑧ 不明	6	2%	-
合計	256	100%	100%

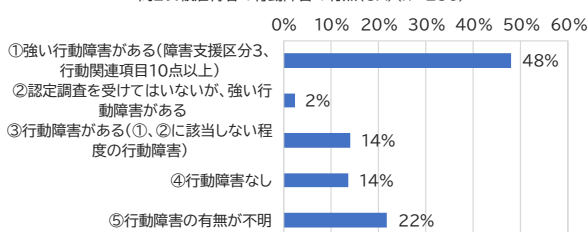
問28.被虐待者の障害支援区分(SA) (n=256)



問29.被虐待者の行動障害の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある(障害支援区分3、行動関連項目10点以上)	123	48%	62%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	6	2%	3%
③ 行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	36	14%	18%
④ 行動障害なし	35	14%	18%
⑤ 行動障害の有無が不明	56	22%	-
合計	256	100%	100%

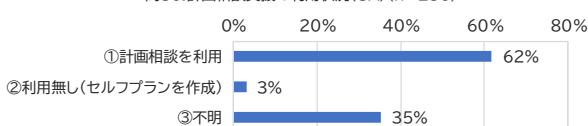
問29.被虐待者の行動障害の有無(SA) (n=256)



問30.計画相談支援の利用状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 計画相談を利用	158	62%	95%
② 利用無し(セルフプランを作成)	8	3%	5%
③ 不明	90	35%	-
合計	256	100%	100%

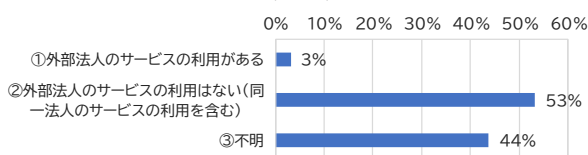
問30.計画相談支援の利用状況(SA) (n=256)



問31.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 外部法人のサービスの利用がある	8	3%	6%
② 外部法人のサービスの利用はない(同一法人のサービスの利用を含む)	136	53%	94%
③ 不明	112	44%	-
合計	256	100%	100%

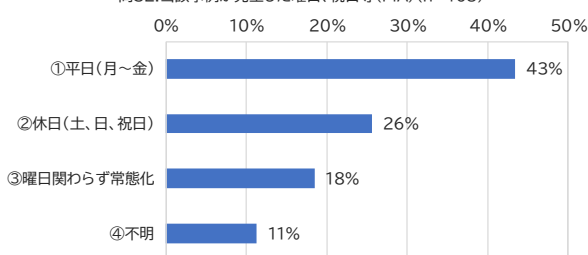
問31.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA) (n=256)



問32.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 平日(月～金)	73	43%	46%
② 休日(土、日、祝日)	43	26%	27%
③ 曜日問わず常態化	31	18%	19%
④ 不明	19	11%	-
合計	166		
無回答	8	6%	-
回答対象者数	168		

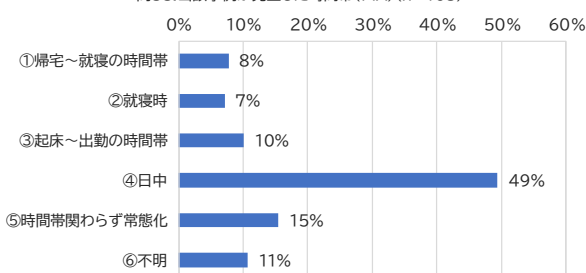
問32.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA) (n=168)



問33.当該事例が発生した時間帯(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 帰宅～就寝の時間帯	13	8%	8%
② 就寝時	12	7%	7%
③ 起床～出勤の時間帯	17	10%	11%
④ 日中	83	49%	52%
⑤ 時間帯問わず常態化	26	15%	16%
⑥ 不明	18	11%	11%
合計	169		
無回答	7	5%	-
回答対象者数	168		

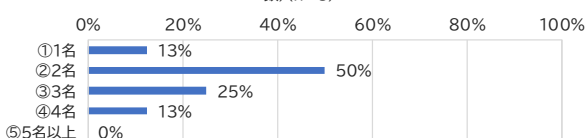
問33.当該事例が発生した時間帯(MA)(n=168)



問34.(問33にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	8	67%	
不明	4	33%	
合計	12	100%	

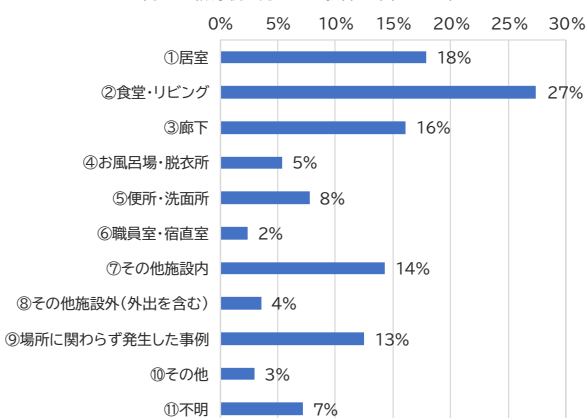
問34.(問33にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)(n=8)



問35.当該事例が発生した場所(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 居室	30	18%	20%
② 食堂・リビング	46	27%	31%
③ 廊下	27	16%	18%
④ お風呂場・脱衣所	9	5%	6%
⑤ 便所・洗面所	13	8%	9%
⑥ 職員室・宿直室	4	2%	3%
⑦ その他施設内	24	14%	16%
⑧ その他施設外(外出を含む)	6	4%	4%
⑨ 場所に関わらず発生した事例	21	13%	14%
⑩ その他	5	3%	3%
⑪ 不明	12	7%	-
合計	197		
無回答	8	6%	-
回答対象者数	168		

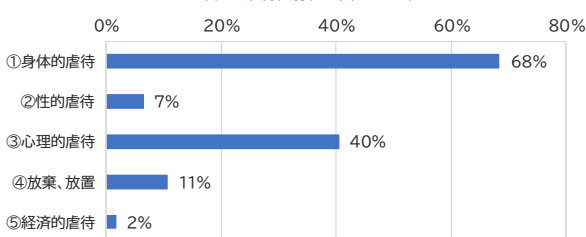
問35.当該事例が発生した場所(MA)(n=168)



問36.虐待種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	115	68%	68%
② 性的虐待	11	7%	7%
③ 心理的虐待	68	40%	40%
④ 放棄、放置	18	11%	11%
⑤ 経済的虐待	3	2%	2%
合計	215		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	168		

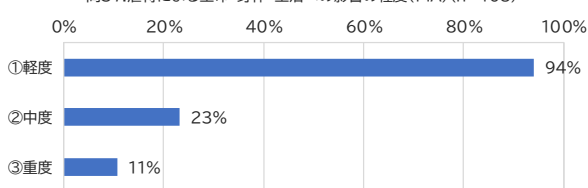
問36.虐待種別(MA)(n=168)



問37.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 軽度	158	94%	94%
② 中度	39	23%	23%
③ 重度	18	11%	11%
合計	215		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	168		

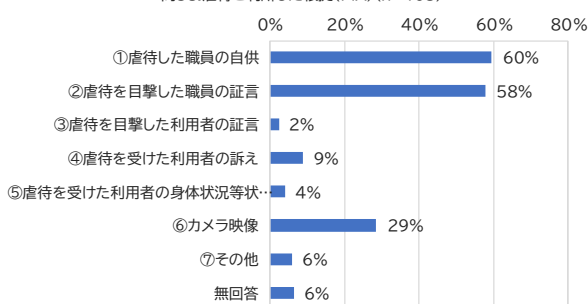
問37.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA) (n=168)



問38.虐待と判断した根拠(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	100	60%	63%
② 虐待を目撃した職員の証言	97	58%	61%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	4	2%	3%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	15	9%	9%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	7	4%	4%
⑥ カメラ映像	48	29%	30%
⑦ その他	10	6%	6%
合計	281		
無回答	9	6%	-
回答対象者数	168		

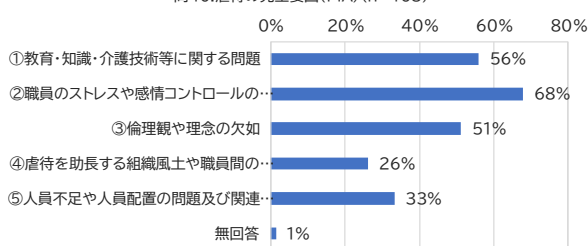
問38.虐待と判断した根拠(MA) (n=168)



問40.虐待の発生要因(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	94	56%	57%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	114	68%	69%
③ 倫理観や理念の欠如	86	51%	52%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	44	26%	27%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	56	33%	34%
合計	394		
無回答	2	1%	-
回答対象者数	168		

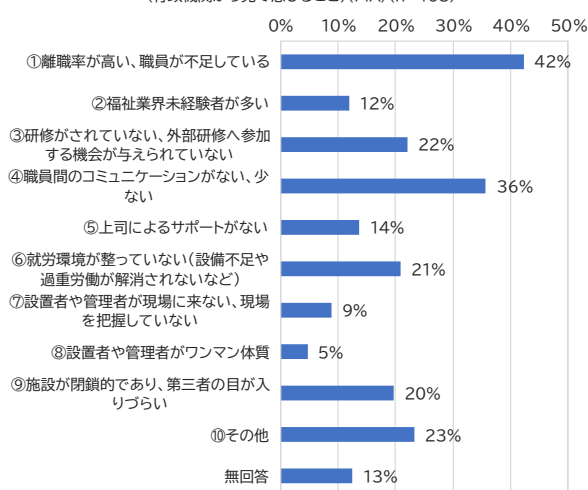
問40.虐待の発生要因(MA) (n=168)



問41.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	71	42%	48%
② 福祉業界未経験者が多い	20	12%	14%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	37	22%	25%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	60	36%	41%
⑤ 上司によるサポートがない	23	14%	16%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	35	21%	24%
⑦ 設置者や管理者が現場に来ない、現場を把握していない	15	9%	10%
⑧ 設置者や管理者がワンマン体質	8	5%	5%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	33	20%	22%
⑩ その他	39	23%	27%
合計	341		
無回答	21	13%	-
回答対象者数	168		

問41.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA) (n=168)



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する調査票（第12票）
～「グループホーム」深掘り調査～

<p>● 本調査の目的 本調査は、「グループホーム」における適切な虐待防止策の検討に資する情報収集を目的に実施するものです。</p>
<p>● ご回答をお願いしたい方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第12票・第12票個票のご回答をいただいている都道府県本庁の虐待防止ご担当者様にご回答をお願いしたいと存じます。 ・ 都道府県で把握していない情報（設問）については、当該事例を報告した市区町村（事実確認調査を実施した自治体）等に当該情報がないか確認をお願いします。 ・ 必要に応じて、貴庁障害者福祉施設等の指導監査ご担当部署への内容のご確認等もお願いできると幸いです。
<p>● 本調査の構成</p> <p>① 「調査票1～●」シート：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第12票でご回答いただいた施設従事者虐待事例から、「グループホーム」での虐待を抽出し、各シートごとに調査票を作成しております。 ※グループホームでの設置者・経営者による経済的虐待の事例は除いております。 ※被虐待者や虐待者の生別が不明（一部でも不明の場合含む）の事例も除いております。 ・ 一部の設問は、第12票・第12票個票と同じ設問になっております。すでにご提出済の回答も確認の上、ご記入ください。 ・ 1件の虐待事例で複数名の被虐待者や虐待者がいた場合、それぞれの人の情報についてご回答をお願いします。 ・ お手数ですが、おわかりになる範囲で各事例の概要もご回答をお願いします。 <p>② 「虐待防止に向けた課題等」シート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉施設従事者等による「虐待防止に向けた課題等」に関してもご回答をお願いします。

本シートでの回答対象事例（第12票より転載）

問0 整理番号	A ●
問1 報告を発出した市区町村名	
問6（1）施設所在地（市区町村名）	
問6（2）サービス種別	

0. 本整理番号でご回答いただいたグループホームの名称をご記入ください。

--

I. 当該施設・事業所の運営法人の概要についてお聞きします。

※**虐待発生時点でご回答ください。**なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問1. 回答対象施設・事業所の運営法人種別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 社会福祉法人	
② 営利法人（株式会社、合同会社など）	
③ NPO法人	
④ その他	

問2. 法人設立年（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 2000年以前	
② 2001年～2005年	
③ 2006年～2010年	
④ 2011年～2015年	
⑤ 2016年～2020年	
⑥ 2021年以降	

問3.同法人が運営している福祉サービスの有無（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	<input type="checkbox"/>
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	<input type="checkbox"/>
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	<input type="checkbox"/>
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	<input type="checkbox"/>
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	<input type="checkbox"/>
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	<input type="checkbox"/>
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	<input type="checkbox"/>
⑧ 高齢福祉系	<input type="checkbox"/>
⑨ 困窮系、救護系	<input type="checkbox"/>
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	<input type="checkbox"/>

II. 当該施設・事業所の概要についてお聞きます。

※**虐待発生時点でご回答ください**。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問4.事業所種別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① グループホーム（介護サービス包括型）	<input type="checkbox"/>
② グループホーム（日中サービス支援型）	<input type="checkbox"/>
③ グループホーム（外部サービス利用型）	<input type="checkbox"/>

問5.事業開始年月（または当該法人が該当種別の事業運営を開始、引き継いだ年）
（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 2000年以前	<input type="checkbox"/>
② 2000年～2005年	<input type="checkbox"/>
③ 2006年～2010年	<input type="checkbox"/>
④ 2011年～2015年	<input type="checkbox"/>
⑤ 2016年～2020年	<input type="checkbox"/>
⑥ 2021年以降	<input type="checkbox"/>

問6.当該事業所の定員数（事実確認調査時点）（数字）

※短期入所及び医療型障害児入所施設分は除く

※人数をご回答ください（不明の場合は999を入力してください）

当該事業所の定員数	<input type="text"/>	名
-----------	----------------------	---

問7.当該事業所の住居の数（事実確認調査時点）（数字）

※住居の数をご回答ください（不明の場合は999を入力してください）

当該事業所の住居の数	<input type="text"/>	カ所
------------	----------------------	----

問8.届出上の主たる障害種別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 主に身体障害がある方	<input type="checkbox"/>
② 主に知的障害がある方	<input type="checkbox"/>
③ 主に精神障害がある方	<input type="checkbox"/>
④ 主に難病等がある方	<input type="checkbox"/>
⑤ その他（障害種別関係なし）	<input type="checkbox"/>
⑥ 不明	<input type="checkbox"/>

問9.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 有	<input type="checkbox"/>
② 無	<input type="checkbox"/>
③ 不明	<input type="checkbox"/>

問10.(問9で①を回答した方)虐待防止委員会の開催形態(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 当該事業所としての虐待防止委員会を開催していた	<input type="checkbox"/>
② 他の事業所も含め、法人全体での虐待防止委員会を開催していた	<input type="checkbox"/>
③ ①、②の両方を開催していた	<input type="checkbox"/>
④ 不明	<input type="checkbox"/>

問11.(問9で①を回答した方)虐待防止委員会の開催頻度(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢一つだけに「1」、問10で③を回答した方は当該事業所での開催頻度)

① 概ね毎月実施していた	<input type="checkbox"/>
② 概ね3か月に1回実施していた	<input type="checkbox"/>
③ 概ね半年に1回実施していた	<input type="checkbox"/>
④ 年に1回実施していた	<input type="checkbox"/>
⑤ 不明	<input type="checkbox"/>

問12.(問9で①を回答した方)虐待防止委員会の構成メンバー(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢すべてに「1」、問10で③を回答した方は当該事業所でのメンバー)

① 当該事業所の施設長、サビ管、虐待防止責任者、職員等	<input type="checkbox"/>
② 法人の職員等	<input type="checkbox"/>
③ 家族等	<input type="checkbox"/>
④ 他法人の職員や苦情解決の第三者委員、弁護士、有識者等	<input type="checkbox"/>
⑤ 不明	<input type="checkbox"/>

問13.当該事業所における虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 実施している	<input type="checkbox"/>
② 実施していない	<input type="checkbox"/>
③ 不明	<input type="checkbox"/>

問14.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 有	<input type="checkbox"/>
② 無	<input type="checkbox"/>
③ 不明	<input type="checkbox"/>

Ⅲ. 虐待者の属性についてお聞きします。(問16～問24は虐待者ごとに回答)

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問15.当該事例で虐待をした職員数(人数)

※虐待者数(第12票問9(1)「虐待者の性別」の合計数)をご回答ください

※もし、虐待者の性別や人数が不明の場合(一部の虐待者が性別不明の場合も含む)は、「999」を入力し、問25にお進みください

虐待者				名
-----	--	--	--	---

※問16～問24は虐待者ごとにご回答ください

問16.虐待者の性別(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目 2人目

① 男性			
② 女性			

問17.虐待者の年齢(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目 2人目

① ~29歳			
② 30~39歳			
③ 40~49歳			
④ 50~59歳			
⑤ 60~64歳			
⑥ 65~69歳			
⑦ 70歳以上			
⑧ 不明			

問18.虐待者の職種(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

※1人が複数の職種を兼務している場合は、虐待発生時に担っていた職名又は職種を1つ選択して回答

1人目 2人目

① サービス管理責任者			
② 管理者			
③ 設置者・経営者			
④ 看護職員			
⑤ 生活支援員			
⑥ 世話人			
⑦ 指導員			
⑧ リハビリ系			
⑨ その他 ※その他の場合、具体例を記入(セル内に表示しきれなくても結構です)→			
⑩ 不明			

問19.虐待者の勤務形態(正規・非正規)(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目 2人目

① 正規			
② 非正規			
③ 不明			

問20.虐待者の勤務形態(常勤・非常勤)(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目 2人目

① 常勤			
② 非常勤			
③ 不明			

問21.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(当てはまる選択肢一つだけに「1」)

※おおよそでも結構です

	1人目	2人目
① 3年未満		
② 3年～10年未満		
③ 10年以上		
④ 不明		

問22.虐待者の研修の受講状況 (あてはまる選択肢一つだけに「1」)

※内部・外部研修問わず、虐待の未然防止も含む権利擁護関連全般や対人援助技術に関する研修等の受講実績

	1人目	2人目
① あり		
② なし		
③ 不明		

問23.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況 (あてはまる選択肢一つだけに「1」)

	1人目	2人目
① 処分あり・勤務継続 (別施設勤務でも可)		
② 処分あり・解雇		
③ 処分なし・勤務継続 (別施設勤務でも可)		
④ 処分なし・自己都合退職		
⑤ 不明		

問24.(問23で①または②の場合)処分の内容 (あてはまる選択肢一つだけに「1」)

	1人目	2人目
① 戒告		
② 譴責		
③ 減給		
④ 出勤停止		
⑤ 降格		
⑥ 諭旨解雇		
⑦ 懲戒解雇		
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更		
⑨ なし		
⑩ 不明		

IV. 被虐待者の属性についてお聞きします。(問26～問33は被虐待者ごとに回答)

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問25.当該事例で障害者虐待を受けた被虐待者数(人数)

※被虐待者数(第12票問7(1)「被虐待者の性別」の合計数)をご回答ください

※もし、被虐待者の性別や人数が不明の場合(一部の被虐待者が性別不明の場合も含む)は、「999」を入力し、問34にお進みください

被虐待者		名
------	--	---

※問26～問33は被虐待者ごとにご回答ください

問26.被虐待者の性別(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

	1人目	2人目
① 男性		
② 女性		

問27.被虐待者の年齢(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

	1人目	2人目
① ~19歳		
② 20~29歳		
③ 30~39歳		
④ 40~49歳		
⑤ 50~59歳		
⑥ 60~64歳		
⑦ 65歳以上		
⑧ 不明		

問28.被虐待者の障害種別(あてはまる選択肢すべてに「1」)

	1人目	2人目
① 身体障害		
② 知的障害		
③ 精神障害(発達障害を除く)		
④ 発達障害		
⑤ 難病等		
⑥ 不明		

問29.(問28で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(あてはまる選択肢すべてに「1」)

	1人目	2人目
① 視覚		
② 聴覚		
③ 平衡		
④ 音声・言語又は咀嚼機能		
⑤ 肢体不自由		
⑥ 内部障害		
⑦ 不明		

問30.被虐待者の障害支援区分(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

	1人目	2人目
① 区分1		
② 区分2		
③ 区分3		
④ 区分4		
⑤ 区分5		
⑥ 区分6		
⑦ なし(認定調査を受けていない、又は非該当の場合)		
⑧ 不明		

問31.被虐待者の行動障害の有無（あてはまる選択肢一つだけに「1」）	1人目	2人目
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	<input type="text"/>	<input type="text"/>
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	<input type="text"/>	<input type="text"/>
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	<input type="text"/>	<input type="text"/>
④ 行動障害なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑤ 行動障害の有無が不明	<input type="text"/>	<input type="text"/>

問32.計画相談支援の利用状況（あてはまる選択肢一つだけに「1」）	1人目	2人目
① 計画相談を利用	<input type="text"/>	<input type="text"/>
② 利用無し（セルフプランを作成）	<input type="text"/>	<input type="text"/>
③ 不明	<input type="text"/>	<input type="text"/>

問33.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無 ※計画相談を除く （あてはまる選択肢一つだけに「1」）	1人目	2人目
① 外部法人のサービスの利用がある	<input type="text"/>	<input type="text"/>
② 外部法人のサービスの利用はない（同一法人のサービスの利用を含む）	<input type="text"/>	<input type="text"/>
③ 不明	<input type="text"/>	<input type="text"/>

V. 事例概要についてお聞きします。

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問34.当該事例が発生した曜日、祝日等（あてはまる選択肢すべてに「1」）	
① 平日（月～金）	<input type="text"/>
② 休日（土、日、祝日）	<input type="text"/>
③ 曜日に関わらず発生した事例	<input type="text"/>
④ 不明	<input type="text"/>

問35.当該事例が発生した時間帯（あてはまる選択肢すべてに「1」）	
① 帰宅～就寝の時間帯	<input type="text"/>
② 就寝時	<input type="text"/>
③ 起床～出勤の時間帯	<input type="text"/>
④ 日中	<input type="text"/>
⑤ 時間帯に関わらず発生した事例	<input type="text"/>
⑥ 不明	<input type="text"/>

問36.(問35にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)		
虐待発生時の夜間帯職員数	<input type="text"/>	名
（うち）夜勤者〇人	<input type="text"/>	名
（うち）宿直者〇人	<input type="text"/>	名
（うち）その他職員〇人	<input type="text"/>	名

問37.当該事例が発生した場所（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 居室	<input type="checkbox"/>
② 食堂・リビング	<input type="checkbox"/>
③ 廊下	<input type="checkbox"/>
④ お風呂場・脱衣所	<input type="checkbox"/>
⑤ 便所・洗面所	<input type="checkbox"/>
⑥ 職員室・宿直室	<input type="checkbox"/>
⑦ その他施設内	<input type="checkbox"/>
⑧ その他施設外（外出を含む）	<input type="checkbox"/>
⑨ 場所に関わらず発生した事例	<input type="checkbox"/>
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	<input type="checkbox"/>
⑪ 不明	<input type="checkbox"/>

問38.虐待種別（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 身体的虐待	<input type="checkbox"/>
② 性的虐待	<input type="checkbox"/>
③ 心理的虐待	<input type="checkbox"/>
④ 放棄、放置	<input type="checkbox"/>
⑤ 経済的虐待	<input type="checkbox"/>

問39.虐待による生命・身体・生活への影響の程度（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 軽度	<input type="checkbox"/>
② 中度	<input type="checkbox"/>
③ 重度	<input type="checkbox"/>

問40.虐待と判断した根拠（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 虐待した職員の自供	<input type="checkbox"/>
② 虐待を目撃した職員の証言	<input type="checkbox"/>
③ 虐待を目撃した利用者の証言	<input type="checkbox"/>
④ 虐待を受けた利用者の訴え	<input type="checkbox"/>
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	<input type="checkbox"/>
⑥ カメラ映像	<input type="checkbox"/>
⑦ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	<input type="checkbox"/>

問41.虐待の概要

※どのような虐待行為が行われたかについて概要をご記入ください。

問42.虐待の発生要因（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 教育・知識・介護技術等に関する問題	<input type="checkbox"/>
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	<input type="checkbox"/>
③ 倫理観や理念の欠如	<input type="checkbox"/>
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	<input type="checkbox"/>
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	<input type="checkbox"/>

問43.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること) (あてはまる選択肢すべてに「1」)

① 離職率が高い、職員が不足している	<input type="checkbox"/>
② 福祉業界未経験者が多い	<input type="checkbox"/>
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	<input type="checkbox"/>
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	<input type="checkbox"/>
⑤ 上司によるサポートがない	<input type="checkbox"/>
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	<input type="checkbox"/>
⑦ 設置者や管理者が現場に来ない、現場を把握していない	<input type="checkbox"/>
⑧ 設置者や管理者がワンマン体質	<input type="checkbox"/>
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	<input type="checkbox"/>
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	<input type="checkbox"/>

本シートは以上です。次のシートにお進みください。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する調査票（第12票）
 ～「障害者支援施設」深掘り調査～

<p>● 本調査の目的 本調査は、「障害者支援施設」における適切な虐待防止策の検討に資する情報収集を目的に実施するものです。</p>
<p>● ご回答をお願いしたい方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第12票・第12票個票のご回答をいただいている都道府県本庁の虐待防止ご担当者様にご回答をお願いしたいと存じます。 ・ 都道府県で把握していない情報(設問)については、当該事例を報告した市区町村(事実確認調査を実施した自治体)等に当該情報がないか確認をお願いします。 ・ 必要に応じて、貴庁障害者福祉施設等の指導監査ご担当部署への内容のご確認等もお願いできると幸いです。
<p>● 本調査の構成</p> <p>① 整理番号「A●～A●」シート:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第12票でご回答いただいた施設従事者虐待事例から、「障害者支援施設」での虐待を抽出し、各シートごとに調査票を作成しております。 ※被虐待者や虐待者の生別が不明(一部でも不明の場合含む)の事例も除いております。 ・ 一部の設問は、第12票・第12票個票と同じ設問になっております。すでにご提出済の回答も確認の上、ご記入ください。 ・ 1件の虐待事例で複数名の被虐待者や虐待者がいた場合、それぞれの人の情報についてご回答をお願いします。 ・ お手数ですが、おわかりになる範囲で各事例の概要もご回答をお願いします。 <p>② 「虐待防止に向けた課題等」シート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉施設従事者等による「障害者虐待防止に向けた課題等」に関してもご回答をお願いします。

本シートでの回答対象事例(第12票より転載)

問0 整理番号	A●
問1 報告を发出した市区町村名	
問6(1) 施設所在地(市区町村名)	
問6(2) サービス種別	

0. 本整理番号でご回答いただいた障害者福祉施設等の名称をご記入ください。

I. 当該施設の運営法人の概要についてお聞きます。

※**虐待発生時点でご回答ください。**なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問2. 法人設立年(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 1959年以前	□
② 1960年代	□
③ 1970年代	□
④ 1980年代	□
⑤ 1990年代	□
⑥ 2000年代	□
⑦ 2010年代	□
⑧ 2020年代	□
⑨ 不明	□

問3.同法人が運営している福祉サービスの有無（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	
⑧ 高齢福祉系	
⑨ 困窮系、救護系	
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	

II. 当該施設の概要についてお聞きします。

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問4.当該施設の開設年・開所年（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

※障害者総合支援法以前の旧法時も含め、開設年・開所年を回答ください。

① 1959年以前	
② 1960年代	
③ 1970年代	
④ 1980年代	
⑤ 1990年代	
⑥ 2000年代	
⑦ 2010年代	
⑧ 2020年代	
⑨ 不明	

問5.当該施設所の定員数(事実確認調査時点)（数字）

※短期入所及び医療型障害児入所施設分は除く

※人数をご回答ください（不明の場合は999を入力してください）

当該施設所の定員数		名
-----------	--	---

問6.届出上の主たる障害種別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 主に身体障害がある方	
② 主に知的障害がある方	
③ 主に精神障害がある方	
④ 主に難病等がある方	
⑤ その他（障害種別関係なし）	
⑥ 不明	

問7.虐待防止委員会の設置状況（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 有	
② 無	
③ 不明	

問8.(問7で①を回答した方)虐待防止委員会の開催形態(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 当該事業所としての虐待防止委員会を開催していた	<input type="checkbox"/>
② 他の事業所も含め、法人全体での虐待防止委員会を開催していた	<input type="checkbox"/>
③ ①、②の両方を開催していた	<input type="checkbox"/>
④ 不明	<input type="checkbox"/>

問9.(問7で①を回答した方)虐待防止委員会の開催頻度(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢一つだけに「1」、問8で③を回答した方は当該施設での開催頻度)

① 概ね毎月実施していた	<input type="checkbox"/>
② 概ね3か月に1回実施していた	<input type="checkbox"/>
③ 概ね半年に1回実施していた	<input type="checkbox"/>
④ 年に1回実施していた	<input type="checkbox"/>
⑤ 不明	<input type="checkbox"/>

問10.(問7で①を回答した方)虐待防止委員会の構成メンバー(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢すべてに「1」、問8で③を回答した方は当該施設での開催頻度)

① 当該事業所の施設長、サビ管、虐待防止責任者、職員等	<input type="checkbox"/>
② 法人の職員等	<input type="checkbox"/>
③ 家族等	<input type="checkbox"/>
④ 他法人の職員や苦情解決の第三者委員、弁護士、有識者等	<input type="checkbox"/>
⑤ 不明	<input type="checkbox"/>

問11.当該施設における虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 実施している	<input type="checkbox"/>
② 実施していない	<input type="checkbox"/>
③ 不明	<input type="checkbox"/>

問12.地域連携推進会議の開催の有無(事実確認調査時点)
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 有	<input type="checkbox"/>
② 無	<input type="checkbox"/>
③ 不明	<input type="checkbox"/>

Ⅲ. 虐待者の属性についてお聞きします。(問14～問22は虐待者ごとに回答)

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問13.当該事例で虐待をした職員数(人数)

※虐待者数(第12票問9(1)「虐待者の性別」の合計数)をご回答ください

※もし、虐待者の性別や人数が不明の場合(一部の虐待者が性別不明の場合も含む)は、「999」を入力し、問23にお進みください

虐待者	名
-----	---

※問14～問22は虐待者ごとにご回答ください

問14.虐待者の性別(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 男性		
② 女性		

問15.虐待者の年齢(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① ~29歳		
② 30~39歳		
③ 40~49歳		
④ 50~59歳		
⑤ 60~64歳		
⑥ 65~69歳		
⑦ 70歳以上		
⑧ 不明		

問16.虐待者の職種(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

※1人が複数の職種を兼務している場合は、虐待発生時に担っていた職名又は職種を1つ選択して回答

1人目

① サービス管理責任者		
② 管理者		
③ 設置者・経営者		
④ 看護職員		
⑤ 生活支援員		
⑥ 世話人		
⑦ 指導員		
⑧ リハビリ系		
⑨ その他 ※その他の場合、具体例を記入(セル内に表示しきれなくても結構です)→		
⑩ 不明		

問17.虐待者の勤務形態(正規・非正規)(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 正規		
② 非正規		
③ 不明		

問18.虐待者の勤務形態(常勤・非常勤)(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 常勤		
② 非常勤		
③ 不明		

問19.虐待者の当該施設での勤務年数(数値) ※おおよそでも結構です

※おおよそでも結構です

1人目

① 3年未満		
② 3年～10年未満		
③ 10年以上		
④ 不明		

問20.虐待者の研修の受講状況 (あてはまる選択肢一つだけに「1」)

※内部・外部研修問わず、虐待の未然防止も含む権利擁護関連全般や対人援助技術に関する研修等の受講実績

1人目

① あり		
② なし		
③ 不明		

問21.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況 (あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 処分あり・勤務継続 (別施設勤務でも可)		
② 処分あり・解雇		
③ 処分なし・勤務継続 (別施設勤務でも可)		
④ 処分なし・自己都合退職		
⑤ 不明		

問22.(問21で①または②の場合)処分の内容 (あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 戒告		
② 譴責		
③ 減給		
④ 出勤停止		
⑤ 降格		
⑥ 諭旨解雇		
⑦ 懲戒解雇		
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更		
⑨ なし		
⑩ 不明		

IV. 被虐待者の属性についてお聞きします。(問24～問31は被虐待者ごとに回答)

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問23.当該事例で障害者虐待を受けた被虐待者数(人数)

※被虐待者数（第12票問7(1)「被虐待者の性別」の合計数）をご回答ください

※もし、被虐待者の性別や人数が不明の場合（一部の被虐待者が性別不明の場合も含む）は、「999」を入力し、問32にお進みください

被虐待者		名
------	--	---

※問24～問31は被虐待者ごとにご回答ください

問24.被虐待者の性別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 男性		
② 女性		

問25.被虐待者の年齢（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① ～19歳		
② 20～29歳		
③ 30～39歳		
④ 40～49歳		
⑤ 50～59歳		
⑥ 60～64歳		
⑦ 65歳以上		
⑧ 不明		

問26.被虐待者の障害種別（あてはまる選択肢すべてに「1」）

1人目

① 身体障害		
② 知的障害		
③ 精神障害（発達障害を除く）		
④ 発達障害		
⑤ 難病等		
⑥ 不明		

問27.(問26で①身体障害に該当する場合)障害の詳細（あてはまる選択肢すべてに「1」）

1人目

① 視覚		
② 聴覚		
③ 平衡		
④ 音声・言語又は咀嚼機能		
⑤ 肢体不自由		
⑥ 内部障害		
⑦ 不明		

問28.被虐待者の障害支援区分（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 区分1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 区分2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 区分3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 区分4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 区分5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 区分6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ なし（認定調査を受けていない、又は非該当の場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 不明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問29.被虐待者の行動障害の有無（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 行動障害なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 行動障害の有無が不明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問30.計画相談支援の利用状況（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 計画相談を利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 利用無し（セルフプランを作成）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 不明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問31.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無 ※計画相談を除く
（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 外部法人のサービスの利用がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 外部法人のサービスの利用はない（同一法人のサービスの利用を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 不明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

V. 事例概要についてお聞きます。

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問32.当該事例が発生した曜日、祝日等（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 平日（月～金）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 休日（土、日、祝日）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 曜日に関わらず発生した事例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 不明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問33.当該事例が発生した時間帯（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 帰宅～就寝の時間帯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 就寝時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 起床～出勤の時間帯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 日中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 時間帯に関わらず発生した事例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 不明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問34.(問33にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)

虐待発生時の夜間帯職員数		名
(うち)夜勤者〇人		名
(うち)宿直者〇人		名
(うち)その他職員〇人		名

問35.当該事例が発生した場所 (あてはまる選択肢すべてに「1」)

① 居室	
② 食堂・リビング	
③ 廊下	
④ お風呂場・脱衣所	
⑤ 便所・洗面所	
⑥ 職員室・宿直室	
⑦ その他施設内	
⑧ その他施設外 (外出を含む)	
⑨ 場所に関わらず発生した事例	
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	
⑪ 不明	

問36.虐待種別 (あてはまる選択肢すべてに「1」)

① 身体的虐待	
② 性的虐待	
③ 心理的虐待	
④ 放棄、放置	
⑤ 経済的虐待	

問37.虐待による生命・身体・生活への影響の程度 (あてはまる選択肢すべてに「1」)

① 軽度	
② 中度	
③ 重度	

問38.虐待と判断した根拠 (あてはまる選択肢すべてに「1」)

① 虐待した職員の自供	
② 虐待を目撃した職員の証言	
③ 虐待を目撃した利用者の証言	
④ 虐待を受けた利用者の訴え	
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	
⑥ カメラ映像	
⑦ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	

問39.虐待の概要

※どのような虐待行為が行われたかについて概要をご記入ください。

問40.虐待の発生要因（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 教育・知識・介護技術等に関する問題	<input type="checkbox"/>
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	<input type="checkbox"/>
③ 倫理観や理念の欠如	<input type="checkbox"/>
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	<input type="checkbox"/>
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	<input type="checkbox"/>

問41.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 離職率が高い、職員が不足している	<input type="checkbox"/>
② 福祉業界未経験者が多い	<input type="checkbox"/>
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	<input type="checkbox"/>
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	<input type="checkbox"/>
⑤ 上司によるサポートがない	<input type="checkbox"/>
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	<input type="checkbox"/>
⑦ 設置者や管理者が現場に来ない、現場を把握していない	<input type="checkbox"/>
⑧ 設置者や管理者がワンマン体質	<input type="checkbox"/>
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	<input type="checkbox"/>
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	<input type="checkbox"/>

本シートは以上です。次のシートにお進みください。

令和7年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和7年度
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業
報告書

令和8（2026）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所